

新小学校学習指導要領

実施の手引き

平成29年9月

岐阜県教育委員会

新小学校学習指導要領

実施の手引き

目次

■ 総則	1
■ 各教科	
□ 国語	1 7
□ 社会	3 3
□ 算数	4 7
□ 理科	6 1
□ 生活	8 1
□ 音楽	8 7
□ 図画工作	1 0 1
□ 家庭	1 1 1
□ 体育	1 2 1
□ 外国語	1 3 3
■ 特別の教科 道徳	1 4 3
■ 外国語活動	1 5 3
■ 総合的な学習の時間	1 6 1
■ 特別活動	1 6 7
◇ 小学校の標準授業時数	1 7 3

■ 総則 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の経緯

- ・今の子どもたちやこれから誕生する子どもたちが、成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。
- ・このような時代にあつて、学校教育には、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。



- ・“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程の実現」を目指し、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、次の6点にわたってその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

- ① 「何ができるようになるか」 (育成を目指す資質・能力)
- ② 「何を学ぶか」 (教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- ③ 「どのように学ぶか」 (各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
- ④ 「子ども一人一人の発達をどのように支援するか」 (子どもの発達を踏まえた指導)
- ⑤ 「何が身に付いたか」 (学習評価の充実)
- ⑥ 「実施するために何が必要か」 (学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

2 改訂の基本方針

(1) 基本的な考え方

- ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の^{ひら}実践や蓄積を生かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ③ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

(2) 育成を目指す資質・能力の明確化

- 予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要。こうした力は全く新しい力ということではなく学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」であることを改めて捉え直し、学校教育がしっかりとその強みを發揮できるようにしていくことが必要。
- 知識及び技能と思考力、判断力、表現力等をバランスよく育成してきた我が国の学校教育の蓄積を生かしていくことが重要。 [平成 28 年 12 月中央教育審議会答申]

各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標及び内容を三つの柱で再整理。

- ・「何を理解しているか、何ができるか」 (生きて働く「知識・技能」の習得)
- ・「理解していること・できることをどう使うか」
(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成)
- ・「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」
(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養)

(3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める際の指導上の配慮事項を総則に記載するとともに、各教科等の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に示した。

- ① 児童生徒に求められる資質・能力を育成することを目指した授業改善の取組は、既に小・中学校を中心に多くの実践が積み重ねられており、特に義務教育段階はこれまでに地道に取り組み蓄積されてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はないこと。
- ② 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、児童生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。
- ③ 各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること。
- ④ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見直し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。
- ⑤ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、児童生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。
- ⑥ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視すること。

(4) カリキュラム・マネジメントの推進

・教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実することや、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められる。

・総則において、以下の三つの側面から、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントに努めることを新たに示した。

- ① 児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- ② 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
- ③ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

(5) 教育内容の主な改善事項

・言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実などについて、総則や各教科等において、内容やその取扱いの充実を図った。

3 改訂の要点

(1) 学校教育法施行規則改正の要点

- ① 外国語で多様な人々とコミュニケーションを図る能力は、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定される。その基礎的な力を育成するため、小学校第3・4学年に「外国語活動」、第5・6学年に「外国語」を新設。学校教育法施行規則第50条第1項に規定。
- ② 授業時数については、第3・4学年で新設する外国語活動に年間35単位時間、第5・6学年で新設する外国語科に年間70単位時間を充てる（第5・6学年の外国語活動は廃止）。それに伴い各学年の年間総授業時数は、第3学年から第6学年までで年間35単位時間増加。

(2) 前文の趣旨及び要点

「第1章 総則」の前に「前文」を新設し、以下の内容を示した。

- ① 教育基本法に規定する教育の目的や目標の明記とこれからの学校に求められること。
- ② 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと。
- ③ 学習指導要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の提案。

(3) 総則改正の要点

新しい教育課程の考え方について共有するために、総則は抜本的に改善されている。

① 資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」

- ・学校教育を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に再整理し、それらがバランスよく育まれるよう改善。
- ・言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的な視点に基づき育成されるよう改善。
- ・資質・能力の育成を目指す、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が推進されるよう改善。
- ・言語活動や体験活動、ICT等を活用した学習活動等を充実するよう改善するとともに、情報手段の基本的な操作の習得やプログラミング教育を新たに位置付け。

② カリキュラム・マネジメントの充実

- ・カリキュラム・マネジメントの実践により、校内研修の充実等が図られるよう、総則の章立てを改善。
- ・児童の実態等を踏まえて教育の内容や時間を配分し、授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、組織的・計画的な教育の質的向上を図るカリキュラム・マネジメントを推進するよう改善。

③ 児童の発達の支援、家庭や地域との連携・協働

- ・児童一人一人の発達を支える視点から、学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について明記。
- ・障がいのある児童や海外から帰国した児童、日本語の習得に困難のある児童、不登校の児童など、特別な配慮を必要とする児童への指導と教育課程の関係について明記。
- ・教育課程の実施に当たり、家庭や地域と連携・協働していくことを明記。

4 道徳の特別の教科化に係る一部改正

(1) 一部改正の経緯

- ・人格の完成及び国民の育成の基盤となるのが道徳性であり、その道徳性を養うことが道徳教育の使命。
- ・今回の改正は、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示した。
- ・発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童が自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図る。

(2) 一部改正の基本方針

- ・これまでの「道徳の時間」を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方を、適切なものとして今後も引き継ぐとともに、道徳の時間を「特別の教科道徳」として新たに位置付けた。
- ・目標を明確で理解しやすいものにするとともに、道徳教育も「特別の教科道徳」も、その目標は、最終的には「道徳性」を養うことであることを前提としつつ、各々の役割と関連性を明確にした分かりやすい規定とした。
- ・内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものにするとともに、指導方法を多様で効果的なものとするため、指導方法の工夫等について具体的に示すなど、その改善を図った。

(3) 一部改正の要点

① 学校教育法施行規則改正の要点

- ・学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を「特別の教科道徳」を要として学校の教育活動全体を通じて行うものと改めた。

② 「総則」改正の要点

ア 教育課程編成の一般方針

- ・「特別の教科道徳」を「道徳科」と言い換えるとともに、道徳教育の目標を「自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」と簡潔に示した。
- ・道徳教育を進めるに当たっての配慮事項として、道徳教育の目標を達成するための諸条件を示しながら「主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない」こととした。

イ 内容等の取扱いに関する共通事項

- ・道徳教育の内容は、「第3章特別の教科道徳」の第2に示す内容であることを明記した。

ウ 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- ・全体計画を作成して全教師が協力して道徳教育を行うことや、各教科等で道徳教育の指導の内容及び時期を示すこと。
- ・各学校において指導の重点化を図るために、児童の発達の段階や特性等を踏まえること。
- ・集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験の充実とともに、道徳教育がいじめの防止や安全の確保等に資するよう留意すること。
- ・学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表することや、庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

5 具体的な改善事項（別紙）

II 移行措置

○ 円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設ける。内容の移行がないなど、教科書等の対応を要しない場合は、積極的に新学習指導要領による取組ができるようにする。

- ・総則、総合的な学習の時間、特別活動は、平成30年度から新学習指導要領による。
- ・特例を定める教科は、国語、社会、算数、理科である。他の教科は、新学習指導要領によることができる。
- ・道徳科は、平成30年度から新学習指導要領による。
- ・外国語活動の授業時数は、平成30年度から第3学年及び第4学年においては15単位時間、第5学年及び第6学年においては15単位時間増加させた50単位時間を標準とし、特に必要がある場合には、総授業時数及び総合的な学習の時間から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができる。

5 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の経緯及び基本方針と要点 前文（略）</p> <p>II 教育課程の編成及び実施 第1章 総則 第1 小学校教育の基本と教育課程の役割 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、児童の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。</p> <p>2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指すものとする。</p> <p>(1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、(略)児童の学習習慣が確立するよう配慮すること。</p> <p>(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。(略)</p> <p>(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。(略)</p> <p>3 2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、(略)児童の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。</p> <p>(1) 知識及び技能が習得されるようにすること。 (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。 (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。</p>	<p>※新しい教育課程の考え方について共有するために、総則は抜本的に改善されている。</p> <p>第1章 総説 第2章 教育課程の基準 ※本手引きの前書き部分及び「小学校学習指導要領解説 総則編」の「第1章 総説」「第2章 教育課程の基準」を参照。 第3章 教育課程の編成及び実施 第1節 小学校教育の基本と教育課程の役割 1 教育課程編成の原則 (1) 教育課程の編成の主体 ・教育課程編成における学校の主体性発揮の必要性を強調。</p> <p>2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開 ・「生きる力」の意義を改めて捉え直し、しっかりと発揮できるようにしていくことが重要。</p> <p>(1) 確かな学力＝知 ・基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の涵養を目指す教育の充実に努めること。</p> <p>(2) 豊かな心＝徳 ・道徳教育に加えて、「体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること」を付加。</p> <p>(3) 健やかな体＝体 ・体育・健康に関する指導について「健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること」を付加。</p> <p>3 育成を目指す資質・能力【新設】 ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むために、各教科等の指導を通して育成すべき資質・能力を明確にし、各教科等の目標や内容を資質・能力の観点から再整理。 ・資質と能力を一体的に捉え「資質・能力」と表記。 ・日常の指導における創意工夫のために、「何のために学ぶのか」とい学習の意義を、我が国の学校教育の実績を踏まえて、資質・能力として明示。</p> <p>(1) 「知識及び技能」の習得 (2) 「思考力、判断力、表現力等」の育成 (3) 「学びに向かう力、人間性等」の涵養</p>

4 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

第2 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするるとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第5章総合的な学習の時間の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

(1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

【情報活用能力】

- ・情報活用能力とは、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力や、情報手段の基本的な操作の習得やプログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むもの。
- ・情報活用能力を育成するためには、第1章総則第3の1(3)や各教科等の内容の取扱いに示すとおり、各学校において日常的に情報技術を活用できる環境を整え、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じ、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図る。

(2) 各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

4 カリキュラム・マネジメントの充実【新設】

- ・児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- ・教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
- ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

第2節 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成【新設】

- (1) 法律及び学習指導要領に定められた目的や目標を前提とするものであること。
- (2) 教育委員会の規則、方針等に従っていること。
- (3) 学校として育成を目指す資質・能力が明確であること。
- (4) 学校や地域の実態等に即したものであること。
- (5) 教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること。
- (6) 評価が可能な具体性を有すること。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力【新設】

(1) 学習の基盤となる資質・能力

【言語能力】

- ・言葉は、児童の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるもの。
- ・言語能力の向上は、児童の学びの質の向上や資質・能力の育成の在り方に関わる重要な課題として受け止め、重視していく。
- ・言語能力を育成するために、第1章総則第3の1(2)や各教科等の内容の取扱いに示すとおり、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じた言語活動の充実を図る。

【問題発見・解決能力】

- ・各教科等のそれぞれの分野における問題の発見・解決に必要な力を身に付けられるようにする。
- ・総合的な学習の時間における横断的・総合的な探究課題や、特別活動における集団や自己の生活上の課題に取り組むことなどを通じて、各教科等で身に付けた力が統合的に活用できるようにすることが重要。

(2) 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

- ・健康・安全・食に関する力
- ・主権者として求められる力
- ・新たな価値を生み出す豊かな創造性（略）

（平成28年12月 中央教育審議会答申）

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

ア 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

イ 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず加えて指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

ウ 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

エ 学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を児童や学校、地域の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、又はいずれかの学年においても指導するものとする。

オ 学校において2以上の学年の児童で編成する学級について特に必要がある場合には、各教科及び道徳科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科及び道徳科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

カ 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とし、その実施に当たっては、第6に示す道徳教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。

(2) 授業時数等の取扱い

ア 各教科等の授業は、年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。

イ 特別活動の授業のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

① 内容の取扱いの原則

- ・学習指導要領は国が定める教育課程の基準。
- ・学習指導要領に示している内容は、全ての児童に対して確実に指導しなければならないものであると同時に、児童の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である（学習指導要領の「基準性」）。
- ・各指導事項の関連を十分に検討し、児童の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を考慮するとともに、教科書との関連も考慮して、指導の順序やまとめ方に工夫を加え、効果的な指導ができるよう指導内容を組織し指導計画を作成することが必要。

② 学年の目標及び内容をまとめて示した教科の内容の取扱い 〈変更なし〉

- ・音楽科、体育科、生活科、家庭科などのように特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて指導したり、いずれかの学年においても指導したりして、確実に身に付けるようにすることが大切。

③ 複式学級の場合の教育課程編成の特例 〈変更なし〉

- ・複式学級の場合も、原則は児童の学年に応じた教育課程を編成することが必要。

④ 道徳教育の内容

- ・「実施に当たっては、第6に示す道徳教育に関する配慮事項を踏まえる」ことを付加。

(2) 授業時数等の取扱い

① 各教科等の年間授業時数 〈変更なし〉

- ・学校教育法施行規則第51条及び同令別表第1（第51条関係）で規定。

② 年間の授業週数 〈変更なし〉

- ・各教科等の授業時数を35週以上にわたって平均的に配当するほか、児童の実態や教科等の特性を考慮して週当たりの授業時数の配当を工夫する。

③ 特別活動の授業時数 〈変更なし〉

- ・児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、各学校において地域や学校の実態を考慮して実施する活動内容との関わりにおいて授業時数を定める。

ウ 各学校の時間割については、次の事項を踏まえ適切に編成するものとする。

(ア) 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めること。

(イ) 各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において、教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任を持って行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができること。

(ウ) 給食、休憩などの時間については、各学校において工夫を加え、適切に定めること。

(エ) 各学校において、児童や学校、地域の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できること。

エ 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

(3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

ア 各教科等の指導内容については、(1)のアを踏まえつつ、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。

イ 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

ウ 学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、児童や学校、地域の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること。

エ 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、児童の発達の段階や指導内容の関連性等を踏まえつつ、合科的・関連的な指導を進めること。

④ 授業の1単位時間 〈変更なし〉

- ・学校教育法施行規則第51条及び同令別表第1（第51条関係）に定める授業時数の1単位時間は45分とする。

⑤ 短い時間を活用して行う指導

【授業時間設定に際しての留意点】

- ・各教科等の特質を踏まえた検討を行うこと。
- ・単元や題材など内容や時間のまとまりの中に適切に位置付けることにより、バランスの取れた資質・能力の育成に努めること。
- ・授業のねらいを明確にして実施すること。
- ・教科書や、教科書と関連付けた教材を開発するなど、適切な教材を用いること。

⑥ 給食、休憩などの時間

- ・現行「第3 授業時数等の取扱い 1」から独立。

⑦ 時間割の弾力的な編成 〈変更なし〉

- ・週単位で固定した時間割が編成できるよう、標準授業時数を35の倍数にすることを基本とした。

⑧ 年間授業日数

- ・休業日の設定に当たっては、必要な授業時数の確保及び児童への効果的な指導の実現の観点のもとより、児童や学校、地域の実態を踏まえつつ、地域の年中行事その他の様々な学習や体験の機会の確保等に配慮することも大切。

⑨ 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替

〈変更なし〉

(3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項

① 資質・能力を育む効果的な指導

- ・指導計画を作成するに当たり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにする。

② 各教科等及び各学年相互間の関連 〈変更なし〉

- ・各教科等の目標、指導内容の関連を検討し、指導内容の不必要な重複を避けたり、重要な指導内容が欠落したりしないように配慮するとともに、指導の時期、時間配分、指導方法などに関しても相互の関連を考慮した上で計画を立てる。

③ 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科等の指導計画 〈変更なし〉

④ 合科的・関連的な指導

- ・合科的な指導は、教科のねらいをより効果的に実現するための指導方法の一つ。単元又は1コマの時間の中で、複数の教科の目標や内容を組み合わせ、学習活動を展開するもの。
- ・関連的な指導は、教科等別に指導するに当たって、各教科等の指導内容の関連を検討し、指導の時期や指導の方法などについて相互の関連を考慮して指導するもの。

4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続を図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

- (2) 中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続を図られるよう工夫すること。特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

第3 教育課程の実施と学習評価

- 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(以下「見方・考え方」という。)が鍛えられていくことに留意し、児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

- (2) 第2の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えたとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、児童の言語活動を充実すること。あわせて、(7)に示すとおり読書活動を充実すること。

4 学校段階等間の接続【新設】

- (1) 幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実

- ・幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かい、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を更に伸ばしていくことができるようにすることが重要。
- ・小学校の入学当初においては、幼児期の遊びを通じた総合的な指導を通じて育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、スタートカリキュラムを児童や学校、地域の実情を踏まえて編成し、その中で、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の編成など、指導の工夫や指導計画の作成を行う。

- (2) 中学校教育及びその後の教育との接続

次のような工夫が考えられる。

- ・学校運営協議会や地域学校協働本部等の各種会議の合同開催を通じて、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針などを、学校、保護者、地域間で共有して改善を図ること。
- ・校長・副校長・教頭の管理職の間で、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針などを共有し、改善を図ること。

第3節 教育課程の実施と学習評価

- 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

【新設】

- ・各教科等の指導に当たって、資質・能力が偏りなく育成されるよう、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。
- ・主体的・対話的で深い学びは、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して進める。
- ・主体的・対話的で深い学びの実現を目指して授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。
- ・「見方・考え方」は、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方であり、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い学びにつなげることが重要。

- (2) 言語環境の整備と言語活動の充実

- ・言語能力を育成する中核的な教科である国語科を要として、各教科等の特質に応じた言語活動を充実するとともに、読書活動を充実させる。

(3) 第2の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

あわせて、各教科等の特質に応じて、次の学習活動を計画的に実施すること。

ア 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動

イ 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

(4) 児童が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。

(5) 児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

(6) 児童が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、児童の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。

(7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

(3) コンピュータ等や教材・教具の活用，コンピュータの基本的な操作やプログラミングの体験

- ・児童が情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるようにするため、情報活用能力の育成が極めて重要。
- ・各教科等の指導に当たっては、情報手段のほか、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることも重要。

【プログラミング的思考】

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。

(4) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動

〈変更なし〉

(5) 体験活動【新設】

- ・「学びに向かう力，人間性等」を育む観点から、体験活動の充実が重要。
- ・児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるようにすることを重視。
- ・カリキュラム・マネジメントを通して、様々な学習機会をより効果的なものとする。

(6) 課題選択及び自主的、自発的な学習の促進

〈変更なし〉

(7) 学校図書館，地域の公共施設の利活用

- ・資料調査や本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させるため、「地域の図書館，博物館，美術館，劇場，音楽堂等の施設の活用」を付加。

2 学習評価の充実

- ・現行では配慮事項の一つであった「学習評価」について、新たに独立した項目として設定。

(1) 指導の評価と改善

- ・学習評価は、学校における教育活動に関し、児童の学習状況を評価するもの。
- ・「児童にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。
- ・観点別学習状況の評価について、「知識・技能」，「思

- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

第4 児童の発達の支援

1 児童の発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学習や生活の基盤として、教師と児童との信頼関係及び児童相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童の発達を支援すること。

あわせて、小学校の低学年、中学年、高学年の学年の時期の特長を生かした指導の工夫を行うこと。

- (2) 児童が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

考・判断・表現」,「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理。

- ・「知識」には、個別的事実的な知識のみではなく、それらが相互に関連付けられ、さらに社会の中で生きて働く知識となるものが含まれている。
- ・「学びに向かう力、人間性等」は次の2点にも留意。
 - ① 「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価(学習状況を分析的に捉える)を通じて見取ることができる部分。
 - ② 観点別学習状況の評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価(個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する)を通じて見取る部分。
- ・資質・能力のバランスのとれた学習評価を行うためには、指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動を評価の対象とし、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的・多角的な評価を行っていくことが必要。

(2) 学習評価に関する工夫

- ・評価結果が評価の対象である児童の資質・能力を適切に反映しているものであるという学習評価の妥当性や信頼性が確保されていることが重要。
- ・今回の改訂は学校間の接続も重視しており、進学時に児童の学習評価がより適切に引き継がれるよう努めていくことが重要。

第4節 児童の発達の支援

1 児童の発達を支える指導の充実

(1) 学級経営、児童の発達の支援【新設】

- ・児童の発達の特性や教育活動の特性を踏まえて、あらかじめ適切な時期や機会を設定し、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて、主に個別の会話・面談や言葉がけを通して指導や援助を行うカウンセリングの双方により、児童の発達を支援することが重要。
- ・小学校の6年間は児童の発達に大きな幅のある期間であるため、特長を生かした指導の工夫を行う。

(2) 生徒指導の充実

- ・生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、両者は深く関わっている。
- ・生徒指導を進めるに当たっては、全教職員の共通理解を図り、学校としての協力体制・指導体制を築くとともに、家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を密にし、児童の健全育成を広い視野から考える開かれた生徒指導の推進を図ることが重要。

(3) 児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としてつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。

(4) 児童が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童や学校の実態に応じ、個別学習やグループ学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

(3) キャリア教育の充実【新設】

- ・キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要。
- ・キャリア教育の要となる特別活動の学級活動の内容に(3)一人一人のキャリア形成と自己実現を新設。実施に際しては、次の2点に留意。
 - ① キャリア教育の要としての役割を担うこととは、教育活動全体の取組を自己の将来や社会につくりにつなげていくための役割を果たすこと。
 - ② 中学校、高等学校へのつながりを考慮しながら、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むこと。

(4) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実

- ・児童が主体であることから、「指導」が「学習」という表記になった（「個別指導」→「個別学習」）。

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

- ・「特別な配慮を必要とする児童への指導」について丁寧に記述。

(1) 障がいのある児童などへの指導

① 児童の障がいの状態等に応じた指導の工夫

- ・障がいの種類や程度を的確に把握した上で、障がいのある児童などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たる。
- ・総則のほか、各教科等においても、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に当該教科等の指導における障がいのある児童などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定されたことに留意。

② 特別支援学級における特別の教育課程

- ・特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方について新たに示した。
- ・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
- ・特別支援学級は、小学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、第1章総則第1の1の目標を達成するために、第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うこと

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

(2) 海外から帰国した児童などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導

ア 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

が前提。

- ・その上で、なぜ、規定を参考にするというものを選択したのか、保護者等に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫する。

③ 通級による指導における特別の教育課程

- ・通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。」という規定が付加。
- ・指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の6区分27項目の内容を参考とする。
- ・通級による指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であるとの位置付けが明確化。

④ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

- ・特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童に対する個別の教育支援計画と個別の指導計画について、全員について作成し、活用する。
- ・通常の学級には障がいのある児童などが在籍していることもあるため、通級による指導を受けていない障がいのある児童などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用する。

(2) 海外から帰国した児童や外国人の児童の指導【新設】

① 学校生活への適応等

- ・帰国児童や外国人児童、外国につながる児童がもっている外国での生活や異文化に触れた経験や、これらを通じて身に付けた見方や考え方、感情や情緒、外国語の能力などの特性を、本人の各教科等の学習に生かすことができるよう配慮する。
- ・他の児童についても、帰国した児童や外国人の児童、外国につながる児童と共に学ぶことを通じて、互いの長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てるよう配慮する。

② 日本語の習得に困難のある児童への通級による指導

- ・平成26年に学校教育法施行規則が改正され、日本語の習得に困難がある児童に対し、日本語の能力に応じた特別の指導を行うための特別の教育課程を編成し、実施することが可能となった。
- ・児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行うことが必要。

(3) 不登校児童への配慮

ア 不登校児童については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

イ 相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、児童の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等

ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

(3) 不登校児童への配慮【新設】

① 個々の児童の実態に応じた支援

- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」第3条第2号及び第3号において、「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること」、「不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること」と規定されている。
- ・同法第7条第1号の規定に基づき教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とした「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を文部科学大臣が策定。
- ・不登校児童については、これらの法令や指針等に基づき適切に支援を行う。
- ・不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童にも起こり得ることとして捉える。
- ・不登校とは、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。加えて、不登校児童が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童の自己肯定感を高めるためにも重要。
- ・不登校児童の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、支援が必要。

② 不登校児童の実態に配慮した教育課程の編成

- ・不登校児童の学習状況に合わせた個別学習、グループ別学習、家庭訪問や保護者への支援等個々の児童の実態に即した支援、学校外の学習プログラムの積極的な活用など指導方法や指導体制の工夫改善に努める。

第5節 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等

① カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価との関連付け【新設】

- ・各学校のカリキュラム・マネジメントの実施に当たっては、校長の方針の下に、学校の教育目標などとともに、校長が定める校務分掌に基づき、全教職員が適切に役割分担し、相互に連携することが必要。
- ・その上で、効果的な年間指導計画の在り方や、授業時間や週時程の在り方等について、校内研修等を通じて研究を重ねることも重要で、こうした取

イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

第6 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

1 各学校においては、第1の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

組が学校の特徴を創り上げていく。

・カリキュラム・マネジメントは学校評価と関連付けて実施することが重要。

② 各分野における学校の全体計画等との関連付け【新設】

・学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等との関連付けを十分に行うことで、カリキュラム・マネジメントの充実が図られ、より効果的な指導の実現につながる。

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

① 家庭や地域社会との連携及び協働と世代を越えた交流の機会

・家庭や地域の人々の積極的な協力を得て児童にとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していく。

・家庭や地域の人々に適切に情報発信し理解や協力を得たり、学校運営などに対する意見を的確に把握して自校の教育活動に生かしたりする。

② 学校相互間の連携や交流

・学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、児童の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要である。

第6節 道徳教育推進上の配慮事項

・総則では、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育が明記されている。

1 道徳教育の指導体制と全体計画

(1) 道徳教育の指導体制

・道徳教育は、学校の教育活動全体で行うものであり、学校の教育課程の管理者である校長は、その指導力を発揮し、学校の道徳教育の基本的な方針を全教師に明確に示すことが必要。

・道徳教育推進教師は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進する上での中心となり、全教師の参画、分担、協力の下に、その充実が図られるよう働きかけていくことが望まれる。

(2) 道徳教育の全体計画

・道徳教育の全体計画は、学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示す。

(3) 各教科等における指導の基本方針

・各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で、道徳性が養われることを考え、見通しをもって指導することが重要。

2 各学校においては、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。

- (1) 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。
- (2) 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。
- (3) 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。

3 学校や学級内の人間関係や環境を整えらるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

(4) 各教科等における道徳教育

- ・各教科等における道徳教育を行う際には、それぞれの特質に応じて適切に指導する。

2 指導内容の重点化

(1) 各学年を通じて配慮すること

- ・生きる上で基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を徹底するとともに自己の生き方についての指導を充実する観点から、自立心や自律性、生命を尊重する心、他者を思いやる心の育成に配慮する。

(2) 学年段階ごとに配慮すること

- ・第1学年及び第2学年の段階では、幼児教育との接続に配慮し、家庭と連携しながら指導する。
- ・第3学年及び第4学年の段階では、特に身近な人々と協力し助け合うこと、さらには集団や社会のきまりを守ることに配慮して指導する。
- ・第5学年及び第6学年の段階では、中学校段階との接続も視野に入れ、特に国家・社会の一員としての自覚を育てることを重視し指導する。

3 豊かな体験活動の充実といじめの防止

(1) 学校や学級内の人間関係や環境

- ・教師と児童、児童相互の人間関係や言語環境、整理整頓され掃除の行き届いた校舎や教室等の環境の整備を大切にする。

(2) 豊かな体験の充実

- ・集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域社会の行事への参加など、様々な豊かな体験の充実を図る。

(3) 道徳教育の指導内容と児童の日常生活

- ・道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされ、いじめの防止や安全の確保等の課題についても主体的に関わることができるようにしていく。

4 家庭や地域社会との連携

(1) 道徳教育に関わる情報発信

- ・道徳教育の全体計画や道徳教育の成果としての児童のよさや成長の様子を、家庭や地域社会に周知する。

(2) 家庭や地域社会との相互連携

- ・学校の実態に応じて、家庭や地域社会との相互交流の場を設定したり、学校運営協議会制度などを活用して、道徳教育の成果について話し合ったりし、道徳教育の改善を図る。

■ 国語 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- 全国学力・学習状況調査等の結果によると、小学校では、文における主語を捉えることや文の構成を理解したり表現の工夫を捉えたりすること、目的に応じて文章を要約したり複数の情報を関連付けて理解を深めたりすることなどに課題がある。
- 一方、全国学力・学習状況調査において、各教科等の指導のねらいを明確にした上で言語活動を適切に位置付けた学校の割合は、小学校、中学校ともに90%程度となっており、言語活動の充実に踏まえた授業改善が図られている。しかし、依然として教材への依存度が高いとの指摘もあり、更なる授業改善が求められる。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

① 【国語科における見方・考え方】

「言葉による見方・考え方」…児童が学習の中で、対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に注目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めること。

② 目標の構成の改善

国語科で育成を目指す資質・能力を「国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力」と規定するとともに、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理した。また、このような資質・能力を育成するためには、児童が「言葉による見方・考え方」を働かせることが必要であることを示している。

学年の目標についても、従前、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の領域ごとに示していた目標を、教科の目標と同様に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理した。

(2) 指導内容の改善

① 内容の構成の改善

三つの柱に沿った資質・能力の整理を踏まえ、従前の内容を、次のとおり、〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕に構成し直した。

〔知識及び技能〕

- ・言葉の特徴や使い方、情報の扱い方、我が国の言語文化に関する事項

〔思考力、判断力、表現力等〕

- ・A話すこと・聞くこと、B書くこと、C読むこと

② 学習内容の改善・充実

〔語彙指導の改善・充実〕

各学年において、指導の重点となる語句のまとまりを示すとともに、語句への理解を深める指導事項を系統化して示した。

〔情報の扱い方に関する指導の改善・充実〕

「情報の扱い方に関する事項」を新設し、「情報と情報との関係」と「情報の整理」の二つの系統に整理して示した。

〔学習過程の明確化、「考えの形成」の重視〕

全ての領域において、自分の考えを形成する学習過程を重視し、「考えの形成」に関する指導事項を位置付けた。

〔我が国の言語文化に関する指導の改善・充実〕

「伝統的な言語文化」、「言葉の由来や変化」、「書写」、「読書」に関する指導事項を「我が国

の言語文化に関する事項」として整理するとともに、第1学年及び第2学年の新しい内容として、言葉の豊かさに関する指導事項を追加するなど、その内容の改善を図った。

〔漢字指導の改善・充実〕

都道府県名に用いる漢字20字を「学年別漢字配当表」の第4学年に加えるとともに、児童の学習負担に配慮し、第4学年、第5学年、第6学年の配当漢字及び字数の変更を行った。

(3) 学習指導の改善

① 学習の系統性の重視

小・中学校を通じて、〔知識及び技能〕の指導事項及び〔思考力、判断力、表現力等〕の指導事項と言語活動例のそれぞれにおいて、重点を置くべき指導内容を明確にし、その系統化を図った。

② 授業改善のための言語活動の創意工夫

各領域において、どのような資質・能力を育成するかを(1)の指導事項に示し、どのような言語活動を通して資質・能力を育成するかを(2)の言語活動例に示すという関係を明確にするとともに、各学校の創意工夫により授業改善が行われるようにする観点から、従前に示していた言語活動例を言語活動の種類ごとにまとめた形で示した。

③ 読書指導の改善・充実

各学年において、国語科の学習が読書活動に結び付くよう〔知識及び技能〕に「読書」に関する指導事項を位置付けるとともに、「読むこと」の領域では、学校図書館などを利用して様々な本などから情報を得て活用する言語活動例を示した。

3 具体的な改善事項 (別紙)

II 移行措置

1 移行期間中の特例

○ 平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの国語の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第1節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第1節の規定によることができる。ただし、現行小学校学習指導要領による場合には、平成30年度及び平成31年度の第4学年並びに平成31年度の第5学年の国語の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第1節の別表の学年別漢字配当表にかかわらず、新小学校学習指導要領第2章第1節の別表の学年別漢字配当表によることとする。

2 移行措置の解説

(1) 移行措置の内容

〔「学年別漢字配当表」の変更〕

- ・第1～3学年…変更なし(第1学年:全80字,第2学年:全160字,第3学年:全200字)
- ・第4学年…新規追加(20字:茨,媛,岡,渦,岐,熊,香,佐,埼,崎,滋,鹿,縄,井,沖,枳,奈,梨,阪,阜),第5学年より移行(4字:賀,群,徳,富),第6学年より移行(1字:城)(全202字:旧漢字配当表から2字増)
- ・第5学年…第4学年より移行(21字:囿,紀,喜,救,型,航,告,殺,士,史,象,賞,貯,停,堂,得,毒,費,粉,脈,歴)(全193字:旧漢字配当表から8字増)
- ・第6学年…第4学年より移行(2字:胃,腸),第5学年より移行(9字:恩,券,承,舌,銭,退,敵,俵,預)(全191字:旧漢字配当表から10字増) 計1026字(20字増)

(2) 学習指導上の留意事項

平成30年度及び平成31年度の第4学年並びに平成31年度の第5学年の国語の指導に当たっては、新学習指導要領における「学年別漢字配当表」にある漢字の学習を行う。(該当学年で読めるように、次学年で書けるようにする。)

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の趣旨と要点 ※本手引きの前書き部分及び「小学校学習指導要領解説 国語編」の「2 国語科改訂の趣旨及び要点」参照。</p> <p>II 目標及び内容 1 教科の目標 第1 目標 言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>■どのように働かせるか 言葉の様々な側面から総合的に思考・判断して理解したり表現したりする。また、その理解や表現について改めて言葉に意識的に着目して吟味する。 ・対象と言葉…対象は様々な事物、状態、考えや気持ちなどのこと。これらと言葉との関係。 ・言葉と言葉との関係…言葉同士の関係。例えば類義語や対義語のように意味の上で明確な関係があるもの。 ・言葉の意味…言葉が指し示す意味。 ・言葉の働き…例えば、事物の内容を表す働き、相手とのつながりをつくる働き。 ・言葉の使い方…相手や状況に応じた言葉遣い等。</p> <p>(1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。 (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。 (3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。</p> <p>■中学校段階との比較 日常生活に必要な → 社会生活 言葉がもつよさ → 価値 言語感覚を養い → 豊かに 国語の大切さを自覚し → 我が国の言語文化に関わり</p>	<p>【目標の前文】 ■言葉による見方・考え方を働かせる 児童が学習の中で、対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に注目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めることであると考えられる。 ・国語科においては、様々な事象の内容を自然科学や社会科学等の視点から理解することを直接の学習目的とせず、言葉を通じた理解や表現及びそこで用いられる言葉そのものを学習対象としていることに留意（言葉に自覚的に関わるのが大切）。 ■言語活動を通して育成 言語能力を育成する中心的な役割を担う国語科においては、言語活動を通して資質・能力を育成する。 ■国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力 国語で表現された内容や事柄を正確に理解する資質・能力、国語を使って内容や事柄を適切に表現する資質・能力である。 ・そのために必要となる国語の使い方を正確に理解する資質・能力、国語を適切に使う資質・能力を含んでいる。 ・正確に理解する資質・能力と、適切に表現する資質・能力とは、連続的かつ同時に機能するものであるが、表現する内容となる自分の考えなどを形成するためには国語で表現された様々な事物、経験、思い、考え等を理解することが必要であることから、今回の改訂では、「正確に理解」、「適切に表現」という順に示している。</p> <p>【目標の(1)～(3)】 (1)「知識及び技能」に関する目標 ・日常生活における様々な場面で、主体的に活用できる、生きて働く「知識及び技能」として習得することが重要。 (2)「思考力、判断力、表現力等」に関する目標 ・思考力や想像力などは認識力や判断力などと密接に関わりながら、新たな発想や思考を創造する原動力となる。こうした力を、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」として育成することが重要。 (3)「学びに向かう力、人間性等」に関する目標 ・言語感覚の育成には、国語科の学習を他教科等の学習や学校の教育活動全体と関連させていくカリキュラム・マネジメント上の工夫も大切。さらに、児童を取り巻く言語環境を整備することも、言語感覚の育成に極めて重要。</p>

2 各学年の目標及び内容

第2 各学年の目標及び内容
〔第1学年及び第2学年〕

1 目標

- (1) 日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができるようにする。
- (2) 順序立てて考える力や感じたり想像したりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをもつことができるようにする。
- (3) 言葉がもつよさを感じるとともに、楽しんで読書をし、国語を大切に、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。

- ・(1)の「知識及び技能」に関する目標が、「全学年同じ」であるのは、各学年に切り分けると、指導事項の文言に限りなく近づいていくため。(書き分ける必要性がない。)
- ・平成20年告示の学習指導要領において、各学年の目標の文頭にあった「目的や場面に応じ」、「目的や意図に応じ」等の文言は、各指導事項の文言に、より具体的に書き込まれた。

【学年の目標】

教科の目標に示す(1), (2), (3)に対応して、2学年のまとめりごとに、系統的に示している。

- ・(1)の「知識及び技能」に関する目標は、全学年同じ。
- ・(2)の「思考力、判断力、表現力等」に関する目標のうち、考える力については、第1学年及び第2学年では順序立てて考える力、第3学年以降では筋道立てて考える力の育成に重点を置いている。自分の思いや考えについては、第1学年及び第2学年ではもつこと、第3学年及び第4学年ではまとめること、第5学年及び第6学年では広げることができるようにすることに重点を置いている。
- ・(3)の「学びに向かう力、人間性等」に関する目標のうち、言葉がもつよさについては、第1学年及び第2学年では感じること、第3学年及び第4学年では気付くこと、第5学年及び第6学年では認識することに重点を置いている。読書については、第1学年及び第2学年では楽しんで、第3学年及び第4学年では幅広く、第5学年及び第6学年では進んで読書をすることに重点を置いている。
- ・「学びに向かう力、人間性等」は、「知識及び技能」及び「思考力、判断力、表現力等」の育成を支えるものであり、併せて育成を図ることが重要。

2 内容

【内容の構成】

- ・「学びに向かう力、人間性等」の内容については、教科及び学年の目標においてまとめて示すこととし、内容において示すことはしていない。
- ・資質・能力の三つの柱は相互に関連し合い、一体となって働くことが重要。このため、この内容の構成が、〔知識及び技能〕と〔思考力、判断力、表現力等〕を別々に分けて育成したり、〔知識及び技能〕を習得してから〔思考力、判断力、表現力等〕を身に付けるといった順序性をもって育成したりすることを示すものではないことに留意する。

〔知識及び技能〕

- (1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 言葉には、事物の内容を表す働きや、経験したことを伝える働きがあることに気付くこと。

【〔知識及び技能〕の内容】

(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項

■言葉の働き

- ・各学年のアに示す。
- ・第5学年及び第6学年は新設。
- ・指導に当たっては、外国語活動及び外国語科における指導との関連を図り、相互に指導の効果を高める。

イ 音節と文字との関係、アクセントによる語の意味の違いなどに気付くとともに、姿勢や口形、発声や発音に注意して話すこと。

ウ 長音、拗(よう)音、促音、撥(はつ)音などの表記、助詞の「は」、「へ」及び「を」の使い方、句読点の打ち方、かぎ(「」)の使い方を理解して文や文章の中で使うこと。また、平仮名及び片仮名を読み、書くとともに、片仮名で書く語の種類を知り、文や文章の中で使うこと。

エ 第1学年においては、別表の学年別漢字配当表(以下「学年別漢字配当表」という。)の第1学年に配当されている漢字を読み、漸次書き、文や文章の中で使うこと。第2学年においては、学年別漢字配当表の第2学年までに配当されている漢字を読むこと。また、第1学年に配当されている漢字を書き、文や文章の中で使うとともに、第2学年に配当されている漢字を漸次書き、文や文章の中で使うこと。

オ 身近なことを表す語句の量を増し、話や文章の中で使うとともに、言葉には意味による語句のまとまりがあることに気付き、語彙を豊かにすること。

カ 文の中における主語と述語との関係に気付くこと。

キ 丁寧な言葉と普通の言葉との違いに気を付けて使うとともに、敬体で書かれた文章に慣れること。

ク 語のまとまりや言葉の響きなどに気を付けて音読すること。

■ A領域及びB領域の指導と適切に関連付ける

- ・スピーチの読み原稿を音読したり、自分が書いた原稿を音読したりする場面が想定される。

(前ページからの続き)

■ 話し言葉と書き言葉

- ・各学年のイ、ウに示す。
- ・いずれも、実際に話したり、書いたりする言語活動を通じて理解し適切に使うことができるようにしていくことが重要。

■ 漢字

- ・各学年のエに示す。
- ・書きの方が習得に時間がかかるという実態を考慮し、書きの指導は2学年間という時間をかけて行い、確実に書き、使えるようにする。
- ・読みについては、当該学年に配当されている漢字の音読みや訓読みができるようにする。
- ・第6学年に配当された漢字の書きについては、当該学年において漸次書き、文や文章の中で使うとともに、中学校の第2学年までの間で確実に身に付け、使えるようにする。

■ 語彙

- ・各学年のオに示す。
- ・中央教育審議会答申において、「小学校低学年の学力差の大きな背景に語彙の量と質の違いがある」と指摘されているように、語彙は、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の重要な要素である。このため、語彙を豊かにする指導の改善・充実を図っている。

■ 文や文章

- ・各学年のカに示す。
- ・段落の役割、話や文章の構成や展開は、平成20年告示の学習指導要領では「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」の各領域に示してきた内容であるが、今回の改訂では、話したり聞いたり書いたり読んだりするために共通して必要となる「知識及び技能」として整理。

■ 言葉遣い

- ・各学年のキに示す。
- ・A領域及びB領域の指導事項並びに言葉遣いに関する事項の「敬語」と併せて整理。
- ・相手や場面などに応じて言葉を選んだり、適切に使い分けたりすることができるようにし、日常生活の中での使用につながるようにする。

■ 表現の技法

- ・第5学年及び第6学年のクに示す。
- ・第4学年までに様々な表現技法に触れることを基盤として、中学校第1学年の学習へと発展させる。

■ 音読、朗読

- ・第1学年～第4学年のク、第5学年及び第6学年のケに示す。
- ・指導に当たっては、[思考力、判断力、表現力等]の「C読むこと」だけでなく、[知識及び技能]の他の指導事項や[思考力、判断力、表現力等]の「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」の指導事項とも適切に関連付けて指導することが重要。

(2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 共通、相違、事柄の順序など情報と情報との関係について理解すること。

(3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 昔話や神話・伝承などの読み聞かせを聞くなどして、我が国の伝統的な言語文化に親しむこと。

イ 長く親しまれている言葉遊びを通して、言葉の豊かさに気付くこと。

■古典に親しむ

・「親しむ」ということは、「関心・意欲・態度」ではなく、国語科において育成を目指す「資質・能力」として捉える。

ウ 書写に関する次の事項を理解し使うこと。

(ア) 姿勢や筆記具の持ち方を正しくして書くこと。

(イ) 点画の書き方や文字の形に注意しながら、筆順に従って丁寧に書くこと。

(ウ) 点画相互の接し方や交わり方、長短や方向などに注意して、文字を正しく書くこと。

【〔知識及び技能〕の内容】

【新設】(2) 情報の扱い方に関する事項

- ・急速に情報化が進展する社会において、様々な媒体の中から必要な情報を取り出したり、情報同士の関係を分かりやすく整理したり、発信したい情報を様々な手段で表現したりすることが求められている。
- ・話や文章に含まれている情報を取り出して整理したり、その関係を捉えたりすることが、話や文章を正確に理解することにつながり、また、自分のもつ情報を整理して、その関係を分かりやすく明確にすることが、話や文章で適切に表現することにつながるため、このような情報の扱い方に関する「知識及び技能」は国語科において育成すべき重要な資質・能力の一つである。

■情報と情報との関係

- ・各学年のアに示す。
- ・各領域における「思考力、判断力、表現力等」を育成する上では、話や文章に含まれている情報と情報との関係を捉えて理解したり、自分のもつ情報と情報との関係を明確にして話や文章で表現したりすることが重要。

■情報の整理

- ・第3学年及び第4学年、第5学年及び第6学年のイに示す。
- ・情報を取り出したり活用したりする際に行う整理の仕方やそのための具体的な手段について示している。こうした「知識及び技能」を、言語活動の中で使うことができるようにすることが重要。

【〔知識及び技能〕の内容】

(3) 我が国の言語文化に関する事項

■伝統的な言語文化

- ・各学年のア、イに示す。
- ・各学年のアは、音読するなどして言葉の響きやリズムに親しむことを系統的に示している。
- ・イは、第1学年及び第2学年では言葉そのものを楽しむことを、第3学年及び第4学年ではことわざや慣用句、故事成語などの長い間使われてきた言葉を知り、使うことを、第5学年及び第6学年では作品に表れている昔の人のものの見方や感じ方を知ることを示している。

■書写

- ・第1学年及び第2学年のウ、第3学年及び第4学年、第5学年及び第6学年のエに示す。
- ・指導に当たっては、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2(1)カに示している書写の学習指導の配慮事項を踏まえる。(後述)

エ 読書に親しみ、いろいろな本があることを知る
こと。

〔思考力、判断力、表現力等〕

A 話すこと・聞くこと

(1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 身近なことや経験したことなどから話題を決め、伝え合うために必要な事柄を選ぶこと。

イ 相手に伝わるように、行動したことや経験したことに基づいて、話す事柄の順序を考えること。

ウ 伝えたい事柄や相手に応じて、声の大きさや速さなどを工夫すること。

エ 話し手が知らせたいことや自分が聞きたいことを落とさないように集中して聞き、話の内容を捉えて感想をもつこと。

オ 互いの話に関心を持ち、相手の発言を受けて話をつなぐこと。

(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ア 紹介や説明、報告など伝えたいことを話したり、それらを聞いて声に出して確かめたり感想を述べたりする活動。

イ 尋ねたり応答したりするなどして、少人数で話し合う活動。

■各学校における創意工夫

- ・学習過程は指導の順序性を示すものではなく、言語活動も例示である。例えば、アの言語活動は聞く活動であるが、話し合う活動の時に取り上げることも考えられる。
- ・例示の解説文中、「例えば」、「～などして」とあるように、実践の自由度を高くして各学校の創意工夫を求めている。
- ・各学校で創意工夫する際には、該当の指導事項を身に付けさせるための、適切な言語活動となっていることが必要である。

(前ページからの続き)

■読書

- ・第1学年及び第2学年のエ、第3学年及び第4学年、第5学年及び第6学年のオに示す。
- ・「読書」とは、本を読むことに加え、新聞、雑誌を読んだり、何かを調べるために関係する資料を読んだりすることを含んでいる。

【〔思考力、判断力、表現力等〕の内容】

A 話すこと・聞くことの構成

■内容の(1)は、学習過程に沿って、次のように構成

- 話題の設定、情報の収集、内容の検討
- 構成の検討、考えの形成（話すこと）
- 表現、共有（話すこと）
- 構造と内容の把握、精査・解釈、考えの形成、共有（聞くこと）
- 話合いの進め方の検討、考えの形成、共有（話し合うこと）
- ・今回の改訂では、学習過程を一層明確にし、各指導事項を位置付けた。なお、ここに示す学習過程は指導の順序性を示すものではないため、アからオまでの指導事項を必ずしも順番に指導する必要はなく、必要に応じて柔軟に学習を展開することも重要。（他の領域の指導も同様。）

例) 構成を考えながら改めて材料を集めたり内容を検討したりする。

- ・「話題の設定、情報の収集、内容の検討」に関する指導事項は、「話すこと」、「聞くこと」、「話し合うこと」に共通する指導事項である。

■言語活動例

- ・各学年のアには、話し手がある程度まとまった話をし、それを聞いて、聞き手が感想や意見を述べる言語活動を例示。（聞く）
- ・第3学年及び第4学年、第5学年及び第6学年のイには、情報を収集したり、それらを発信したりする言語活動を例示している。（話す）
- ・第1学年及び第2学年のイ、第3学年及び第4学年、第5学年及び第6学年のウには、目的に沿って話し合うことを通して互いの考えを共有したり、生かし合ったりする言語活動を例示。（話し合う）
- ・これらの言語活動は例示であるため、これらの全てを行わなければならないものではなく、これ以外の言語活動を取り上げることも考えられる。

B 書くこと

(1) 書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 経験したことや想像したことなどから書くことを見付け、必要な事柄を集めたり確かめたりして、伝えたいことを明確にすること。

イ 自分の思いや考えが明確になるように、事柄の順序に沿って簡単な構成を考えること。

ウ 語と語や文と文との続き方に注意しながら、内容のまとまりが分かるように書き表し方を工夫すること。

エ 文章を読み返す習慣を付けるとともに、間違いを正したり、語と語や文と文との続き方を確かめたりすること。

オ 文章に対する感想を伝え合い、自分の文章の内容や表現のよいところを見付けること。

(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ア 身近なことや経験したことを報告したり、観察したことを記録したりするなど、見聞きしたことを書く活動。

イ 日記や手紙を書くなど、思ったことや伝えたいことを書く活動。

ウ 簡単な物語をつくるなど、感じたことや想像したことを書く活動。

C 読むこと

(1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 時間的な順序や事柄の順序などを考えながら、内容の大体を捉えること。

イ 場面の様子や登場人物の行動など、内容の大体を捉えること。

ウ 文章の中の重要な語や文を考えて選び出すこと。

エ 場面の様子に着目して、登場人物の行動を具体的に想像すること。

オ 文章の内容と自分の体験とを結び付けて、感想をもつこと。

カ 文章を読んで感じたことや分かったことを共有すること。

■「資質・能力」としての「共有」

- 平成 20 年告示の学習指導要領で示していた「交流」は、発表することや話し合うことなどの「学習活動」である。したがって、「交流」は、どの学習過程や段階においても学習活動として行うことが可能である。

【〔思考力、判断力、表現力等〕の内容】

B 書くことの構成

■内容の(1)は、学習過程に沿って、次のように構成

○題材の設定、情報の収集、内容の検討

○構成の検討

○考えの形成、記述

○推敲

○共有

・アからカまでの指導事項を必ずしも順番に指導する必要はない。

■言語活動例

・各学年のアには、主として説明的な文章を書く言語活動を例示。(説明的な文章を書く)

・第1学年及び第2学年、第3学年及び第4学年のイには、主として実用的な文章を書く言語活動を例示。(実用的な文章を書く)

・第1学年及び第2学年、第3学年及び第4学年のウと、第5学年及び第6学年のイ、ウには、主として文学的な文章を書く言語活動を例示。(文学的な文章を書く)

・これらの言語活動は例示であるため、これらの全てを行わなければならないものではなく、これ以外の言語活動を取り上げることも考えられる。

【〔思考力、判断力、表現力等〕の内容】

C 読むことの構成

■内容の(1)は、学習過程に沿って、次のように構成

○構造と内容の把握

・叙述を基に、(客観的に皆の理解を得られるものとして)文章の構成や展開を捉えたり、内容を理解したりすること。(ア、イ)

○精査・解釈

・文章の内容や形式に着目して読み、目的に応じて必要な情報を見付けることや、書かれていること、あるいは書かれていないことについて、具体的に想像することなど。(ウ、エ)

○考えの形成

・文章の構造と内容を捉え、精査・解釈することを通して理解したことに基づいて、自分の既知の知識や様々な体験と結び付けて感想をもったり考えをまとめたりしていくこと。(オ)

○共有

・文章を読んで形成してきた自分の考えを表現し、互いの考えを認め合ったり、比較して違いに気付いたりすることを通して、自分の考えを広げていくこと。(カ)

・「共有」に関する「思考力、判断力、表現力等」は、小学校において重点的に育成することとしており、中学校においては小学校で身に付けた力を活用して、自分の考えを形成していくこととしている。

(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ア 事物の仕組みを説明した文章などを読み、分かったことや考えたことを述べる活動。

イ 読み聞かせを聞いたり物語などを読んだりして、内容や感想などを伝え合ったり、演じたりする活動。

ウ 学校図書館などを利用し、図鑑や科学的なことについて書いた本などを読み、分かったことなどを説明する活動。

〔第3学年及び第4学年〕 ←

1 目標

- (1) 日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができるようにする。
- (2) 筋道立てて考える力や豊かに感じたり想像したりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをまとめることができるようにする。
- (3) 言葉がもつよさに気付くとともに、幅広く読書をし、国語を大切に、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。

2 内容

〔知識及び技能〕

(1) ア～イ (略)

ウ 漢字と仮名を用いた表記、送り仮名の付け方、改行の仕方を理解して文や文章の中で使うとともに、句読点を適切に打つこと。また、第3学年においては、日常使われている簡単な単語について、ローマ字で表記されたものを読み、ローマ字で書くこと。

エ～オ (略)

(前ページからの続き)

- ・アからカまでの指導事項を必ずしも順番に指導する必要はない。
- ・〔知識及び技能〕の「読書」に関する事項との関連を図り、児童の日常の読書活動に結び付くようにすることが重要。

■言語活動例

- ・各学年のアには、主として説明的な文章を読んで分かったことや考えたことを表現する言語活動を例示。(説明的な文章を読む)
- ・各学年のイには、主として文学的な文章を読んで内容を説明したり考えたことなどを伝え合ったりする言語活動を例示。(文学的な文章を読む)
- ・各学年のウには、主として学校図書館などを利用し、本などから情報を得て活用する言語活動を例示。(本などから情報を得て活用する)
- ・これらの言語活動は例示であるため、これらの全てを行わなければならないものではなく、これ以外の言語活動を取り上げることも考えられる。

■「各学年の目標」の系統性

- (1) 全て同じ文言。
- (2)
 - ・順序立てて考える力 (低) →筋道立てて考える力 (中・高)
 - ・感じたり想像したりする力 (低) →豊かに～する力 (中・高)
 - ・自分の思いや考えをもつこと (低) →まとめること (中) →広げること (高)
- (3)
 - ・言葉がもつよさを感じる (低) →～に気付く (中) →～を認識する (高)
 - ・楽しんで読書 (低) →幅広く (中) →進んで (高)

※略記号 (低) …第1学年及び第2学年, (中) …第3学年及び第4学年, (高) …第5学年及び第6学年 (以降, 同様に記す。)

※系統表で確認するなどして, 中学校段階との接続を意識した指導を行う。

■「ローマ字」の指導①

- ・第1表 (いわゆる訓令式) による表記の指導に当たっては, 日本語の音が子音と母音の組み合わせで成り立っていることを理解することが重要。
 - ・第2表 (いわゆるヘボン式と日本式) による表記の指導に当たっては, 例えば, パスポートに記載される氏名の表記など, 外国の人たちとコミュニケーションをとる際に用いられることが多い表記の仕方を理解することが重要。
- ※「指導計画の作成と内容の取扱い」2(1)ウも参照のこと。

カ 主語と述語との関係、修飾と被修飾との関係、指示する語句と接続する語句の役割、段落の役割について理解すること。

キ～ク (略)

■指示する語句と接続する語句

- ・「このようなことから」、「なぜかという」となど、複数の語から構成される語句の中にも指示語、接続語と同様の役割をするものがあることから指示する語句、接続する語句という示し方をしている。

(2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア 考えとそれを支える理由や事例、全体と中心など情報と情報との関係について理解すること。

■「情報の扱い方に関する事項」の系統性

- ア (低) 共通、相違、事柄の順序
- (中) 考えとそれを支える理由や事例、全体と中心
- (高) 原因と結果【新設】
- イ (低) なし。
- (中) 比較や分類の仕方、必要な語句などの書き留め方、引用の仕方や出典の示し方、辞書や事典の使い方
- (高) 情報と情報との関係付けの仕方、図などによる語句と語句との関係の表し方

イ 比較や分類の仕方、必要な語句などの書き留め方、引用の仕方や出典の示し方、辞書や事典の使い方を理解し使うこと。

■必要な語句の書き留め方

- ・話や文章の内容を網羅的に書き出したり、機械的にメモの取り方を覚えたりするのではなく、必要な情報は何かということ念頭に置きながら、落としてはいけない語句を適切に捉え、それらを書き留めることが重要。

■辞書や事典の使い方

- ・辞書や事典の使い方を理解し使うことは、情報化社会において必要な情報を収集したり、語彙を豊かにしたりするために必要な「知識及び技能」。
- ・辞書の利用については、国語辞典や漢字辞典などの使い方を理解するとともに、必要なときにはいつでも辞書が手元にあり使えるような環境をつくっておくことが重要。

(3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 易しい文語調の短歌や俳句を音読したり暗唱したりするなどして、言葉の響きやリズムに親しむこと。

イ～オ (略)

■文語の調子に親しむ態度を育成する

- ・各地域に縁のある歌人や俳人、地域の景色を詠んだ歌や句を教材にすることで、地域の文化を理解することができるようにすることなども考えられる。

[思考力、判断力、表現力等]

A 話すこと・聞くこと

(1) ア～イ (略)

ウ 話の中心や話す場面を意識して、言葉の抑揚や強弱、間の取り方などを工夫すること。

エ～オ (略)

(2) ア～ウ (略)

■表現を工夫することに重点を置く

- ・指導に当たっては、様々な場面で話すことを通して、繰り返し表現の工夫を行う場を設けることが有効である。また、自分や友達の発表の様子を録画し、観点に沿って振り返るなど、ICT機器を活用することも効果的である。

B 書くこと（略）

C 読むこと

(1) ア～イ（略）

ウ 目的を意識して、中心となる語や文を見付けて要約すること。

エ～カ（略）

(2)（略）

〔第5学年及び第6学年〕

1 目標

(1)～(3)（略）

2 内容

〔知識及び技能〕

(1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 言葉には、相手とのつながりをつくる働きがあることに気付くこと。

例) 「今日はいい天気ですね。」
「本当に。朝晩も過ごしやすくなりました。」
・指導事項の系統性を意識し、各段階の指導において、確実に身に付ける。

イ～オ（略）

カ 文の中での語句の係り方や語順、文と文との接続の関係、話や文章の構成や展開、話や文章の種類とその特徴について理解すること。

キ～ケ（略）

(2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 原因と結果など情報と情報との関係について理解すること。

イ 情報と情報との関係付けの仕方、図などによる語句と語句との関係の表し方を理解し使うこと。

(3) ア～エ（略）

■要約する

- ・文章全体の内容を正確に把握した上で、元の文章の構成や表現をそのまま生かしたり自分の言葉を用いたりして、文章の内容を短くまとめること。
- ・要約する目的を意識して、内容の中心となる語や文を選んで、要約の分量などを考えて要約することが重要。

■精査・解釈する学習過程に位置付く「要約」

- ・平成20年告示の学習指導要領では、「要約」は、「自分の考えの形成及び交流」に位置付けていたが、学習過程を明確にした今回の改訂では、「考えの形成」に結ぶスモール・ステップとして、「精査・解釈」に位置付けた。

※本欄、「C 読むことの構成」参照。

【新設】 ■相手とのつながりをつくる働き

- ・言葉が果たす他者との良好な関係をつくる働きや特徴に気付くために、今回の改訂で新設した。
- ・挨拶などの日常会話において見られるように、言葉には、話し手と聞き手（送り手と受け手）の間に好ましい関係を築き、継続させる働きがある。
- ・このような言葉の働きに気付かせることが、中学校第2学年の「相手の行動を促す働きに気付くこと」へと発展していく。

■語順について理解する

- ・述語が文末に位置することが多かったり、文の成分の順序が比較的柔軟であったりする日本語の語順の特徴を理解することを指している。
- ・外国語科においては、第2の3(2)ウに「(ア)児童が日本語と英語との語順等の違いや、関連のある文や文構造のまとまりを認識できるようにするために、効果的な指導ができるよう工夫すること」を示している。このことを踏まえ、指導に当たっては、外国語科における指導との関連を図り、相互に指導の効果を高めることが重要。

■図などによる語句と語句との関係の表し方

- ・複数の語句を丸や四角で囲んだり、語句と語句を線でつないだりするなど、図示することによって情報を整理する。図示などにより語句と語句との関係を表すことを通して、考えをより明確なものにしたり、思考をまとめたりすることができることを理解することが重要。
- ・指導に当たっては、「A話すこと・聞くこと」の(1)アやイ、「B書くこと」の(1)アやイ、「A話すこと・聞くこと」の(1)エ、「C読むこと」の(1)アやウなどの指導事項との関連を図り、指導の効果を高める。

オ 日常的に読書に親しみ、読書が、自分の考えを広げることに関与することに気付くこと。

[思考力、判断力、表現力等]

A 話すこと・聞くこと

(1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 目的や意図に応じて、日常生活の中から話題を決め、集めた材料を分類したり関係付けたりして、伝え合う内容を検討すること。

イ～エ (略)

オ 互いの立場や意図を明確にしながらか計画的に話し合い、考えを広げたりまとめたりすること。

(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ア 意見や提案など自分の考えを話したり、それらを聞いたりする活動。

イ インタビューなどをして必要な情報を集めたり、それらを発表したりする活動。

ウ それぞれの立場から考えを伝えるなどして話し合う活動。

B 書くこと

(1) ア～ウ (略)

エ 引用したり、図表やグラフなどを用いたりして、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫すること。

オ～カ (略)

(2) ア～ウ (略)

C 読むこと

(1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 事実と感想、意見などとの関係を叙述を基に押さえ、文章全体の構成を捉えて要旨を把握すること。

イ～カ (略)

【新設】第5学年及び第6学年

■「読書」の系統性

- エ (低) 読書に親しみ、いろいろな本があることを知る。
- オ (中) 幅広く読書に親しみ、読書が、必要な知識や情報を得ることに役立つことに気付く。

■目的や意図に応じる

- ・第3学年及び第4学年で意識してきた目的に加え、場面や状況を考慮することなども含んだもの。

■互いの立場を明確にする

- ・話題に対してどのような考えをもっているかを互いに明らかにすること。
- ・立場が対立的な関係にある場合においても、互いに言い負かすことを話し合いの目的とするのではなく、異なる立場からの考えを聞き、意見の基となる理由を尋ね合うことで、互いに考えを広げたりまとめたりすることが大切。

■他教科等との連携

- ・話し合う言語活動は、他教科等においても取り入れられることが多いため、それらの活動との連携が求められる。(全学年共通)

■図表やグラフの用い方

- ・示すべき事実が、図解したり、表形式やグラフ形式で示したりした方が自分にとっても相手にとっても分かりやすい場合に用いる。
- ・図表を引用した場合は必ず出典を明記し、用いる場合には、本文に「図1は、～」、「表1は、～」といった表現を用いて本文との関連を示す。
- ・自分で作成する場合には、国語科の学習であることに鑑み、図表やグラフを作成する活動に過度に偏らないよう留意する。

■要旨を把握する

- ・要旨を把握するためには、文章全体の構成を捉えることが必要になる。文章の各部分だけを取り上げるのではなく、全体を通してどのように構成されているのかを正確に捉えることが重要。

■構造と内容を把握する学習過程に位置付く「要旨」

- ・平成20年告示の学習指導要領では、「要旨をとらえる」は、「説明的な文章の解釈」に位置付けていたが、これは、従前の「説明的な文章の解釈」には、「構造と内容の把握」及び「精査・解釈」の双方が含まれていたためである。学習過程を明確にした今回の改訂では、「考えの形成」に結ぶスモール・ステップとして、「構造と内容の把握」に位置付けた。

(2) ア～イ (略)

ウ 学校図書館などを利用し、複数の本や新聞などを活用して、調べたり考えたりしたことを報告する活動。

Ⅲ 指導計画の作成と内容の取扱い

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを理解し自分の思いや考えを深める学習の充実を図ること。

(2) (略)

(3) 第2の各学年の内容の〔知識及び技能〕に示す事項については、〔思考力、判断力、表現力等〕に示す事項の指導を通して指導することを基本とし、必要に応じて、特定の事項だけを取り上げて指導したり、それらをまとめて指導したりするなど、指導の効果を高めるよう工夫すること。なお、その際、第1章総則の第2の3の(2)のウの(イ)に掲げる指導を行う場合には、当該指導のねらいを明確にするとともに、単元など内容や時間のまとまりを見通して資質・能力が偏りなく育成されるよう計画的に指導すること。

■学校図書館などの活用

・学校図書館や地域の図書館などの利用にあたっては、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2(3)を踏まえ、施設の利用方法や本の配架場所などを指導することが必要。(後述)

■単元など内容や時間のまとまりを見通す

・単元など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、児童が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進める。

■国語科における「深い学び」

・授業改善を進めるに当たっては、児童が言語活動の中で「言葉による見方・考え方」を働かせ、「知識及び技能」や、「思考力、判断力、表現力等」を身に付けていくことができるよう、創意工夫を図る。

・学びの深まりの鍵となる「見方・考え方」であるが、国語科において育成を目指す「資質・能力」ではなく、指導事項を身に付ける過程で働かせる手段であることに留意する。

・「見方・考え方」を無意識で働かせることと、意識的に働かせることとは大きな違いがある。授業においては、「資質・能力」を身に付けるために、意識的かつ自覚的に働かせることが重要であり、そのことによって「見方・考え方」も豊かになる。

■〔知識及び技能〕に関する配慮事項

・〔知識及び技能〕に示す事項は〔思考力、判断力、表現力等〕に示す事項の指導を通して行うことを基本とする。

・〔知識及び技能〕に示す事項に関し、10分から15分程度の短い時間を活用した指導(第1章総則の第2の3の(2)のウの(イ)に掲げる指導)を行う場合には、機械的な学習にならないよう、当該指導を含む単元全体を通して、三つの柱に整理した「資質・能力」がバランスよく育成されるよう配慮する必要がある。

・ドリル的な学習を進めて〔知識及び技能〕を身に付けるのではなく、単元化を図り指導を進めるようにする。

■以下、各領域等に充てる時間数に変更はない。

(4) 第2の各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「A話すこと・聞くこと」に関する指導については、(中略)その際、音声言語のための教材を活用するなどして指導の効果を高めるよう工夫すること。

■「A話すこと・聞くこと」に関する配慮事項

- ・各学校の創意工夫により、児童の発達や学習の状況に応じて、ICT機器を活用するなど音声言語のための教材を活用し、指導の効果を高めることが期待される。

(5) (略)

(6) 第2の第1学年及び第2学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のエ、第3学年及び第4学年、第5学年及び第6学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のオ及び各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」に関する指導については、読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他教科等の学習における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。

■「読書」及び「C読むこと」に関する配慮事項

- ・国語科における読書の指導は、国語科以外の、学校の教育活動全体における読書の指導との密接な連携を図っていく必要がある。
- ・他教科等における読書の指導や学校図書館における指導、全校一斉の読書活動などとの関連を考慮した指導計画を作成することなどが求められる。

(7) (略)

(8) 言語能力の向上を図る観点から、外国語活動及び外国語科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。

【新設】■他教科等との関連についての配慮事項

- ・国語科と同様、言語を直接の学習対象とする外国語活動及び外国語科との連携は特に重要(国語科の学習内容が結び付くような指導の時期を工夫することや関連のある学習内容や言語活動を取り上げた単元の設定を工夫することなど)。

(9) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

【新設】■「障害のある児童への配慮」について

- <国語科における配慮の必要な場合の例>
- ・文章を目で追いながら音読することが困難な場合。
 - ・自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合。
 - ・声に出して発表することに困難がある場合や、人前で話すことへの不安を抱いている場合。

(10) (略)

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 〔知識及び技能〕に示す事項については、次のとおり取り扱うこと。

ア 日常の言語活動を振り返ることなどを通して、児童が、実際に話したり聞いたり書いたり読んだりする場面を意識できるよう指導を工夫すること。

【新設】■日常の言語活動を振り返る

- ・〔知識及び技能〕に示す事項は、実際に話したり聞いたり書いたり読んだりする場面において、生きて働く「知識及び技能」として習得することが求められる。

イ 理解したり表現したりするために必要な文字や語句については、辞書や事典を利用して調べる活動を取り入れるなど、調べる習慣が身に付くようにすること。

■調べる習慣が身に付くようにする

- ・第3学年及び第4学年の「辞書や事典の使い方を理解し使うこと」のみならず、6年間を通じて、児童の発達や学習の状況に応じて調べる活動を取り入れ、調べる習慣が身に付くよう示している。

ウ 第3学年におけるローマ字の指導に当たっては、第5章総合的な学習の時間の第3の2の(3)に示す、コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得し、児童が情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮することとの関連が図られるようにすること。

【新設】■「ローマ字」の指導②

- ・総合的な学習の時間における、コンピュータで文字を入力するなどの学習との関連が図られるよう、指導する時期や内容を意図的、計画的に位置付けることが重要。

エ 漢字の指導については、第2の内容に定めるほか、次のとおり取り扱うこと。

(ア)～(イ) (略)

(ロ) 他教科等の学習において必要となる漢字については、当該教科等と関連付けて指導するなど、その確実な定着が図られるよう指導を工夫すること。

(エ) (略)

オ (略)

カ 書写の指導については、第2の内容に定めるほか、次のとおり取り扱うこと。

(ア)～(イ) (略)

(エ) 第1学年及び第2学年の(3)のウの(イ)の指導については、適切に運筆する能力の向上につながるよう、指導を工夫すること。

(2) 第2の内容の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。

(3) 第2の内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。その際、本などの種類や配置、探し方について指導するなど、児童が必要な本などを選ぶことができるよう配慮すること。なお、児童が読む図書については、人間形成のため偏りがないよう配慮して選定すること。

3 教材については、次の事項に留意するものとする。

(1)～(2) (略)

【新設】

- ・都道府県名に用いる漢字を第4学年に担当したのは、社会科第4学年における都道府県の名称と位置についての学習と関連付けて指導できるようにしたためである。このように、他教科等の学習に必要な漢字については、指導する時期や内容を意図的、計画的に位置付けるなど、当該教科等と関連付けた指導を行い、その確実な定着を図る。

【新設】 ■適切に運筆する能力の向上につながる指導の工夫

- (イ) 点画の書き方や文字の形に注意しながら、筆順に従って丁寧に書くこと。(低)
- ・水書用筆等を使用した運筆指導を取り入れるなど工夫する。
- ・水書用筆等を使用する指導は、第3学年から始まる毛筆を使用する書写への指導への移行を円滑にすることにもつながる。

【新設】 ■情報機器の活用に関する事項

- ・情報化社会の進展を見据え、国語科の学習においても、情報収集や情報発信の手段として、インターネットや電子辞書の活用等、コンピュータや情報通信ネットワークを活用する機会を設けることが重要。

■学校図書館などの活用に関する事項

- ・学校図書館は、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を有している。
- ※平成20年告示の中学校学習指導要領解説国語編では、「学習・情報センター」となっていた。
- ・〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕に示す事項の指導に当たっては、学校図書館などを利用する目的を明確にした上で計画的に利用し、これらの機能の活用を図ることが必要である。

(3) 第2の各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」の教材については、各学年で説明的な文章や文学的な文章などの文章形態を調和的に取り扱うこと。また、説明的な文章については、適宜、図表や写真などを含むものを取り上げる

【付加】 ■教材についての配慮事項

「適宜、図表や写真などを含むものを取り上げる」

- ・実生活においては、図表や写真などを伴う文章が多いことから、指導のねらいに応じて、適宜、取り上げる。
- ・図表や写真などを含むものとは、異なる形式で書かれた文章が組み合わされているもの、概念図や模式図、地図、表、グラフなどの様々な種類の図表や写真を伴う文章が挙げられる。
- ・これらの関係は、断片的な情報が互いに内容を補完し合っている場合、文章が図表などの解説になっている場合などがある。
- ・取り上げる場合には、表やグラフの読み取りが学習の中心となるなど、他教科等において行うべき指導とならないよう留意する。

■関連する指導事項

「C読むこと」の指導事項「精査・解釈」

ウ 目的に応じて、文章と図表などを結び付けるなどして必要な情報を見付けたり、論の進め方について考えたりすること。(第5学年及び第6学年)

【知識及び技能】の「情報の扱い方に関する事項」

イ 情報と情報との関係付けの仕方、図などによる語句と語句との関係の表し方を理解し使うこと。(第5学年及び第6学年)

■ 社会 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- 社会との関わりを意識して課題を追究したり解決したりする活動を充実し、知識や思考力等を基盤として社会の在り方や人間としての生き方について選択・判断する力、自国の動向とグローバルな動向を横断的・相互的に捉えて現代的な諸課題を歴史的に考察する力、持続可能な社会づくりの観点から地球規模の諸課題や地域課題を解決しようとする態度など、国家及び社会の形成者として必要な資質・能力を育んでいくことが求められる。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

① 【社会科における「社会的な見方・考え方」】

社会科では、「社会的な見方・考え方」を、課題を追究したり解決したりする活動において、社会的事象等の意味や意義、特色や相互の関連を考察したり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて構想したりする際の視点や方法として考えた。またこれは、小学校社会科、中学校社会科の各分野の特質に応じた見方・考え方の総称であり、小学校社会科においては「社会的な見方・考え方」として、次のように整理した。

「社会的な見方・考え方」…社会的な事象を、位置や空間的な広がり、時期や時間の経過、事象や人々の相互関係などに着目して捉え、比較・分類したり総合したり、地域の人々や国民の生活と関連付けたりすること。

② 目標構成の改善

「公民としての資質・能力」を育成することを目指し、各学年の目標も「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱に沿った資質・能力として整理・明確化した。その際、第3学年及び第4学年の目標と内容については、系統的、段階的に再整理した。また、グローバル化などへの対応を図るため、「教科用図書 地図」を第3学年から配布し、その使用を目標にも示した。

(2) 指導内容の改善

- ① 現代的な諸課題を踏まえる観点から、我が国や地方公共団体の政治の仕組みや働き、世界の国々との関わりに関心を高めるとともに、社会に見られる課題を把握して社会の発展を考える学習の充実を図る方向で改善を図った。また、持続可能な社会づくりの観点から、人口減少や地域の活性化、国土や防災安全に関する内容の充実を図るとともに、情報化による生活や産業の変化、産業における技術の向上などに関する内容についても充実する方向で改善を図った。
- ② 内容については、中学校への接続・発展を視野に入れ、ア地理的環境と人々の生活、イ歴史と人々の生活、ウ現代社会の仕組みや働きと人々の生活、の三つに、また、ア、イは空間的な広がりを念頭に、地域、日本、世界と、ウは経済・産業、政治及び国際関係と、それぞれ区分して整理する方向で改善を図った。

第3学年では、自分たちの市を中心とした地域の社会生活を総合的に理解できるようにするとともに、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を養うようにする。

【第3学年の内容】

- (1) 身近な地域や市区町村の様子・・・・・・・・・・ア
 (2) 地域に見られる生産や販売の仕事・・・・・・・・・・ウ
 (3) 地域の安全を守る働き・・・・・・・・・・ウ
 (4) 市の様子の移り変わり・・・・・・・・・・イ

第4学年では、自分たちの県を中心とした地域の社会生活を総合的に理解できるようにするとともに、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を養うようにする。

【第4学年の内容】

- (1) 都道府県の様子・・・・・・・・・・・・・ア
- (2) 人々の健康や生活環境を支える事業・・・・・・・・・・・・・ウ
- (3) 自然災害から人々を守る活動・・・・・・・・・・・・・ウ
- (4) 県内の伝統や文化、先人の働き・・・・・・・・・・・・・イ
- (5) 県内の特色ある地域の様子・・・・・・・・・・・・・ア

第5学年では、我が国の国土と産業の様子や特色を総合的に理解できるようにするとともに、我が国の国土に対する愛情、我が国の産業の発展を願い、我が国の将来を担う国民としての自覚を養うようにする。

【第5学年の内容】

- (1) 我が国の国土の様子と国民生活・・・・・・・・・・・・・ア
- (2) 我が国の農業や水産業における食料生産・・・・・・・・・・・・・ウ
- (3) 我が国の工業生産・・・・・・・・・・・・・ウ
- (4) 我が国の産業と情報との関わり・・・・・・・・・・・・・ウ
- (5) 我が国の国土の自然環境と国民生活の関わり・・・・・・・・・・・・・ア及びウ

第6学年では、我が国の政治の働きや歴史、我が国と関係の深い国の生活やグローバル化する国際社会における我が国の役割について理解できるようにするとともに、我が国の歴史や伝統を大切に国を愛する心情、我が国の将来を担う国民としての自覚や平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きることの大切さについての自覚を養うようにする。

【第6学年の内容】

- (1) 我が国の政治の働き・・・・・・・・・・・・・ウ
- (2) 我が国の歴史上の主な事象・・・・・・・・・・・・・イ
- (3) グローバル化する世界と日本の役割・・・・・・・・・・・・・ウ

3 具体的な改善事項 (別紙)

II 移行措置

1 移行期間中の特例

- 平成30年度及び平成31年度の第3学年から第6学年までの社会の指導に当たっては、現行学習指導要領第2章第2節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新学習指導要領第2章第2節の規定によることができる。ただし、現行による場合には、次のとおりとする。
- (1) 平成30年度及び平成31年度の第5学年の社会の指導に当たっては、現行〔第5学年〕の2(1)アのうち「我が国の位置と領土」の部分の規定に係る事項を省略し、新〔第5学年〕の2(1)ア(ア)のうち「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」の部分の規定に係る事項を加え、新〔第5学年〕の3(1)アの規定を適用する。
- (2) 平成31年度の第3学年の社会の指導に当たっては、現行〔第3学年及び第4学年〕のうち、2(1)ア、2(2)ア及びイ、2(4)ア及びイ並びに2(5)アに規定する事項を指導するものとする。ただし、現行〔第3学年及び第4学年〕の2(4)の指導に当たっては、現行〔第3学年及び第4学年〕の3(4)のうち、「火災」に関する部分の規定を適用する。

2 移行措置の解説

- ・第3学年の「市の様子の移り変わり」については、移行期間に実施してもよい。
- ・平成31年度の第3学年では、「地域の安全を守る働き」について、必ず指導しておく。その際、「自然災害」に関する内容は、次年度に扱うため指導しなくてもよい。
- ・第4学年の「県内の伝統や文化、先人の働き」については、平成32年度で行うため、平成31年度では第3学年で「文化財」に関する内容は指導しなくてもよい。
- ・第5学年の「世界における我が国の国土のI、国土の構成、領土の範囲」については、平成30年度から実施する。(※地図帳を使うことで対応可。)

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の趣旨と要点 【別紙参照】 II 目標及び内容 1 教科の目標 第1 目標 社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。</p> <p>(3) 社会的事象について、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。</p> <p>・「見方」は「視点」、「考え方」は「視点を生かした考え方」である。 ・「見方・考え方」は授業改善の視点でもある。児童が何度も繰り返し使う道具・スキルではあるが、児童に、どの「見方・考え方」を使ったのかを考えさせるのではなく、「見方・考え方」を児童が自然に繰り返し使えるように授業改善（教材、問い、資料等）をしていくことが必要である。 ・視点は様々なものがあり、それらをいくつも組み合わせながら社会的事象の意味を捉えられるような工夫が必要である。</p> <p>第2 各学年の目標及び内容 〔第3 学年〕 1 目標 社会的事象の見方・考え方を働かせ、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次のとおり資質・能力を育</p>	<p>■「目標」の構成について ・「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を～（中略）～公民としての資質・能力の基礎を養う」という柱書部分と、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力・判断力・表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿った資質・能力に関わる具体的な目標で構成されている。</p> <p>■「社会的な見方・考え方を働かせる」とは ・小学校、中学校、高等学校共通の「総称」として、「社会的な見方・考え方」が示された。 ・小学校の各学年の目標においては「社会的事象の見方・考え方」として表記されている。 ・「社会的な見方・考え方」は、社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする際の「視点や方法（考え方）」である。 ・「社会的な見方・考え方を働かせる」ことは、視点や方法（考え方）を用いて、調べ、考え、表現して、理解したり、学んだことを社会生活に生かそうとしたりすることなどである。 視点＝「位置や空間的な広がり、時期や時間の経過、事象や人々の相互関係などに着目して」 方法＝社会的事象を捉え、比較・分類したり総合したり、地域の人々や国民の生活と関連付けたりすること →教師が教材や資料を準備する際には、こうした視点や方法に基づいて、問いを意識することが大切である。なお、問いとは、単元などの学習の問題はもとより、児童の疑問や教師の発問などを幅広く含むものである。</p> <p>■「情報を適切に調べまとめる技能」について ・「技能」については、解説に一覧で示した。 ・調べまとめる「技能」は校種によって段階性を付けるものではないと捉えた。技能は発達していくものではあるが、何度も繰り返し使うことによって身に付き、難しい資料も読むことができるようになっていくものである。</p> <p>■「各学年の目標」の構成について ・各学年の目標も「柱書き」及び三つの柱に沿った資質・能力に関わる具体的な目標で構成した。</p>

成することを目指す。

- (1) 身近な地域や市区町村の地理的環境，地域の安全を守るための諸活動や地域の産業と消費生活の様子，地域の様子の移り変わりについて，人々の生活との関連を踏まえて理解するとともに，調査活動，地図帳や各種の具体的資料を通して，必要な情報を調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の特色や相互の関連，意味を考える力，社会に見られる課題を把握して，その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力，考えたことや選択・判断したことを表現する力を養う。
- (3) ～ 略 ～

・「社会に見られる課題」という言葉は，これまで小学校では使ってこなかった言葉（いわゆる社会問題）である。しかし，これからは学んだことを生かして，現実社会の課題について考えさせるような判断場面を大切にしていかなければならない。判断させることで判断力は養える。

※大人が答えを出せないような「社会問題」について考えさせることではない。学習展開の中で出会った社会問題について，これまで「学んだことを使って」考えることができるよう指導する。全ての単元で取り扱うことは難しいため，取り扱えるであろう内容を，「内容の取扱い」で示した。

2 内容

- (1) 身近な地域や市区町村（以下第2章第2節において「市」という。）の様子について，学習の問題を追究・解決する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(7) 身近な地域や自分たちの市の様子を大まかに理解すること。

(イ) 観察・調査したり地図などの資料で調べたりして，白地図などにまとめること。

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(7) 都道府県内における市の位置，市の地形や土地利用，交通の広がり，市役所など主な公共施設の場所と働き，古くから残る建造物の分布などに着目して，身近な地域や市の様子を捉え，場所による違いを考え，表現すること。

- (2) 地域に見られる生産や販売の仕事について，学習の問題を追究・解決する活動を通して，次の事

■「社会的事象の特色や相互の関連，意味を考える」について

・これまで第3・4学年が「特色や相互の関連」第5・6学年が「意味」を考えるといった分類をしていた。しかし，これまでの授業においても，第3・4学年でも十分「意味」を考えるような学習が進められており，第5・6学年でも「特色や相互の関連」を考える学習が展開されてきたことを踏まえて見直されている。

■「社会に見られる課題」とは

・地域社会における安全の確保や，良好な生活環境の維持，資源の有効利用，自然災害への対策，伝統や文化の保存・継承，国土の環境保全，産業の持続的な発展，国際平和の構築など現代社会に見られる課題を想定したものである。

■「社会への関わり方を選択・判断する力」とは

・社会的事象の仕組みや働きを学んだ上で，習得した知識などの中から自分たちに協力できることなどを選び出し，自分の意見や考えとして決めるなどして，判断すること。

・「社会への関わり方」と「選択・判断」の条件を示している。学習したことを選択肢としてこれからの社会を考え，自分たちの立場でできること，何が大切か，何を優先すべきか等を考えさせる。

■「内容」の記載をつなげて読む

・資質・能力であえて「知識及び技能」「思考力，判断力，表現力等」を分けて記載しているが，イの(7)からアの(7)を矢印につなげて読むと，この単元での目標が見えてくる。その際，アの(イ)についても関連付けて指導すること。

(例) 都道府県内における市の位置，市の地形や土地利用，交通の広がり，市役所など主な公共施設の場所と働き，古くから残る建造物の分布などに着目して，身近な地域や市の様子を捉え，場所による違いを考え，表現することを通して，身近な地域や自分たちの市の様子を大まかに理解できるようにすること。

・内容(1)のイの解説のように，ここを読むと，単元の展開(単元イメージ)が分かるようになっている。概念を描く，思考・判断・表現のプロセスを入れる，見方・考え方をどのように働かせるかを学習指導要領で表現できるように配慮した。

■市役所など

・「市役所など」は必ず取り上げる。

項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 生産の仕事は、地域の人々の生活と密接な関わりをもって行われていることを理解すること。

(イ) 販売の仕事は、消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていることを理解すること。

(ウ) 見学・調査したり地図などの資料で調べたりして、白地図などにまとめること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 仕事の種類や産地の分布、仕事の工程などに着目して、生産に携わっている人々の仕事の様子を捉え、地域の人々の生活との関連を考え、表現すること。

(イ) 消費者の願い、販売の仕方、他地域や外国との関わりなどに着目して、販売に携わっている人々の仕事の様子を捉え、それらの仕事に見られる工夫を考え、表現すること。

(3) ～略～（内容の取扱いにて説明）

(4) 市の様子の移り変わりについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 市や人々の生活の様子は、時間の経過に伴い、移り変わってきたことを理解すること。

(イ) 聞き取り調査をしたり地図などの資料で調べたりして、年表などにまとめること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 交通や公共施設、土地利用や人口、生活の道具などの時期による違いに着目して、市や人々の生活の様子を捉え、それらの変化を考え、表現すること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 学年の導入で扱うこととし、アの(ア)については、「自分たちの市」に重点を置くよう配慮すること。

イ アの(イ)については、「白地図などにまとめる」際に、教科用図書「地図」（以下第2章第2節において「地図帳」という。）を参照し、方位や主な地図記号について扱うこと。

(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

■アの(ア)「生産の仕事で理解すること」とは

- ・自分たちの住む地域には様々な生産に関する仕事があること、産地は市内に分布していること、生産するには一定の順序や工程があること、地域で生産された物は地域の人々の生活に使われていることなどを基に、生産の仕事の様子について理解することである。

■アの(イ)「販売の仕事で理解すること」とは

- ・販売の仕事は消費者の需要を踏まえて売り上げを高めるよう工夫していること、商店では商品の品質や並べ方、値段の付け方などを工夫して販売していること、販売の仕事は商品や人を通して国内の他地域や外国とも関わりがあることなどを基に、販売の仕事の様子について理解することである。

- ・生産と販売に関する学習内容について、知識と思考等をもう一度、単元をイメージして整理し直し、「工夫」や「外国との関わり」について、単元で付けた力の役割を明らかにした。
- ・生産の仕事は、生産という社会機能を通して地域を理解する。昔からこんなものを作っている、こんな地形だから、ここではこんなものを作っているなど、地域と密接な関わりの中で市を理解していく学習になる。
- ・販売の仕事は、消費生活の理解である。販売の仕事は意図的であり、そこには工夫が見えてくる。

■「昔の道具」からの大きな変更

- ・移行期間に実施してもよい。
- ・第1小単元が空間的な基礎を養う位置付けだとするならば、ここは「時間的な見方」の基礎となる。
- ・「移り変わり」、「だんだん移り変わってきた」となると、少なくとも事象が三つ並び、現在と合わせ過去の二つの事象を取り上げ、三時点の歴史的な内容を比較していくことが必要である。
- ・「生活の道具」については子どもの生活から遠ざけたくない意図により残された。
- ・第1小単元で作られた「市の地図」を使い、「昔はどうだったんだろう」、「どんな移り変わりを経て、このように変わったんだろう」といったイメージで活用できるような授業展開を工夫したい。
- ・「交通、公共施設、土地利用や人口」等は、どこから入っていくと効果的かを工夫することが大切である。大きな年表を作るイメージである。

■「学年の導入で扱うこと」について

- ・目次単元としての役割があるため「学年の導入」で扱う。
- ・「身近な地域や市の様子」はそもそも一つの内容であるが、学校の周辺を調べる活動で生活科のように時間をかけすぎる実態がある。ここは「市」を

ア アの(ア)及びイの(ア)については、事例として農家、工場などの中から選択して取り上げるようにすること。

イ アの(イ)及びイの(イ)については、商店を取り上げ、「他地域や外国との関わり」を扱う際には、地図帳などを使用して都道府県や国の名称と位置などを調べるようにすること。

ウ イの(イ)については、我が国や外国には国旗があることを理解し、それを尊重する態度を養うよう配慮すること。

(3) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)の「緊急時に対処する体制をとっていること」と「防止に努めていること」については、火災と事故はいずれも取り上げること。その際、どちらかに重点を置くなど効果的な指導を工夫をすること。

イ イの(ア)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、地域や自分自身の安全を守るために自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるように配慮すること。

(4) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(イ)の「年表などにまとめる」際には、時期の区分について、昭和、平成など元号を用いた言い表し方などがあることを取り上げること。

イ イの(ア)の「公共施設」については、市が公共施設の整備を進めてきたことを取り上げること。その際、租税の役割に触れること。

ウ イの(ア)の「人口」を取り上げる際には、少子高齢化、国際化などに触れ、これからの市の発展について考えることができるよう配慮すること。

■(4)について

- ・明治や大正など元号を取り入れ、比較しやすくしたい。どこから比較対象にしていくかは、地域の実態に応じて運用する。交通、公共施設、土地利用等については、「種類」によって比較対象が違って問題ない。
- ・イやウの「～に触れ」については、紹介するぐらいのニュアンスでよい。
- ・人口が減っていくことが市が発展しないことと同じような感覚で子どもたちに考えさせたくない。市役所などで作成している資料などをもとに、市で考えている未来に触れ、「児童のみんなならどんな「市」になって欲しいと考えているか。」を考えさせていくことが求められる。

中心とした学習であり、学校の周りはそのきっかけとして扱うはずだが、学校の周辺をすべて探検して絵地図にまとめている学習も見られる。見学・観察等は重要な学習であるため、自然条件や社会条件で学校の周りを見て、市の様子の特色を見る学習を工夫して位置付ける。

■「地図帳」の活用について

- ・第3学年から地図帳が配られるため、どこで使うかが明記されている。ここの内容では、県内における市の位置や方位について地図帳を活用する。
- ・政治の働き（主権者教育）、外国との関わり（グローバル化への対応）の視点から、学習指導要領全体で大切にされている。

■「1単元分の時間の生み出し」について

- ・第3学年の内容構成を変更（消防・警察の2単元を第3学年に移行）し、火災・事故等を一くくりに行う。第4学年に年中行事・文化財等の1単元分を移行するが、交換した際、1単元分不足する。そのため内容の(1)と(3)で1単元分の時間を捻出していく必要がある。それぞれ内容の軽重を付けたり、役割を明確にしたりするなど「単元をデザインする」ことで、少しボリュームダウンさせ、時間を捻出することが考えられる。

- ・火災等の学習では、救急車、水道局、ガス、電気、警察等、関係機関がいろいろ出てきて「緊急対処」の側面が見やすい。それに対して事故等では、安全週間、安全指導員、安全パトロール、安全マップ、子ども110番の家等、「未然防止」の側面の方が見やすいのではないか、という意図がある。
- ・どちらも子どもの命に関わることであるため、どちらも取り扱う必要がある。しかし、二つを同等の比率で扱うのではなく、2単元で扱いながらも役割を明確にし、軽重を付けて指導する。

■「選択・判断する」について

- ・全ての単元で取り入れるのではなく、内容の取扱いごとに、選択・判断する場面を位置付けている。
- <解説参照>
- 例えば、火事を引き起こさない生活の仕方や事故を起こしたり事件に巻き込まれたりしない行動の仕方について討論したり、標語やポスターなどを作成したりすることなどが考えられる。

〔第4学年〕

1 目標

※「柱書き」については「第3学年と同じ」

(1)～略～(2)(3)については、「第3学年と同じ」

2 内容

(1) 都道府県（以下第2章第2節において「県」という。）の様子について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(7) 自分たちの県の地理的環境の概要を理解すること。また、47都道府県の名称と位置を理解すること。

(イ) 地図帳や各種の資料で調べ、白地図などにまとめること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(7) 我が国における自分たちの県の位置、県全体の地形や主な産業の分布、交通網や主要都市の位置などに着目して、県の様子を捉え、地理的環境の特色を考え、表現すること。

(2) 人々の健康や生活環境を支える事業について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(7) 飲料水、電気、ガスを供給する事業は、安全で安定的に供給できるよう進められていることや、地域の人々の健康な生活の維持と向上に役立っていることを理解すること。

(イ) 廃棄物を処理する事業は、衛生的な処理や資源の有効利用ができるよう進められていることや、生活環境の維持と向上に役立っていることを理解すること。

(ロ) 見学・調査したり地図などの資料で調べたりして、まとめること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(7) 供給の仕組みや経路、県内外の人々の協力などに着目して、飲料水、電気、ガスの供給のための事業の様子を捉え、それらの事業が果たす役割を考え、表現すること。

(イ) 処理の仕組みや再利用、県内外の人々の協力などに着目して、廃棄物の処理のための事業の様子を捉え、その事業が果たす役割を考え、表現すること。

・私たちの生活は、時に「遠くに住んでいる人たちの生活から成り立っていること」を分からせたい。子どもたちは私たちの市の電気やごみが違う地域でつくられたり、処理されたりしていることを知らないことがある。

■「都道府県の名称」について

- ・都道府県の名称に用いる漢字については、国語科において、第4学年まで（※第4学年終了時まで）に指導することとなっている。
- ・評価の際は、第4学年のどの時期にどれだけの漢字を用いて書くことが可能かを、十分配慮する必要がある。

■イの(7)の具体的な指導とは

- ・社会的事象の見方・考え方を働かせ、県の様子について、例えば、自分たちの県は日本のどこに位置しているか、どのような地形が見られるか、主な産業はどこに分布しているか、交通網はどのように広がっているか、主要都市はどこに位置しているかなどの問いを設けて調べたり、それらを総合して県の地理的環境の特色を考えたりして、調べたことや考えたことを表現することである。（→解説の具体を読むと、思考のプロセスが分かる）

■イの(7)の「考え、表現すること」について

- ・解説の様々なところで、「考え、表現すること」について、「文章で記述したり、白地図などにまとめたことを基に説明したりすることである。」と記述されている。本改訂においては、「書くことは考えることである」と捉え、児童に文章で書かせる活動を大切にしている。

■イの(7)の「県内外の人々の協力に着目する」とは

- ・飲料水、電気、ガスの供給に関する施設や事業所などの建設に関わる県内外の地域の人々、節水（節電や省エネ）などに関わる県内の人々の連携や協力について調べることである。なお、電気を取り上げる場合には、電力を大量に消費する大都市圏に住む人々の生活は、消費地から離れた県などにある発電所から電力の供給を受けることで成り立っていることに触れるようにする。その際、先の東日本大震災において原子力発電所で大きな事故が発生したことに伴って生じ、現在なお直面している多くの困難を踏まえ、当該地域やその住民、一時避難者に十分配慮して指導することが必要である。

■イの(イ)の「県内外の人々の協力に着目して」とは

- ・廃棄物の処理に関する施設や事業所、ごみ処理場や浄水場などの建設に関わる県内外の人々、ごみ資源のリサイクルや水の再利用などに関わる人々などの連携や協力について調べることである。

(3) 自然災害から人々を守る活動について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(7) 地域の関係機関や人々は、自然災害に対し、様々な協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対し、様々な備えをしていることを理解すること。

(1) 聞き取り調査をしたり地図や年表などの資料で調べたりして、まとめること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(7) 過去に発生した地域の自然災害、関係機関の協力などに着目して、災害から人々を守る活動を捉え、その働きを考え、表現すること。

(4) 県内の伝統や文化、先人の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

～ 略 ～

(5) 県内の特色ある地域の様子について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(7) 県内の特色ある地域では、人々が協力し、特色あるまちづくりや観光などの産業の発展に努めていることを理解すること。

(1) 地図帳や各種の資料で調べ、白地図などにまとめること。

イ ～ 略 ～

3 内容の取扱い

(1) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

※ア～エ ～ 略 ～

オ イの(イ)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、ごみの減量や水を汚さない工夫など、自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。

(2) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(7)については、地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などの中から、過去に県内で発生したものを選択して取り上げること。

イ アの(7)及びイの(7)の「関係機関」については、県庁や市役所の働きなどを中心に上げ、防災情報の発信、避難体制の確保などの働き、自衛隊など国の機関との関わりを取り上げること。

ウ イの(7)については、地域で起こり得る災害を想定し、日頃から必要な備えをするなど、自分

■内容の(3)について

- ・第3学年で扱う消防・警察は、「人災」である。第4学年での取扱いは「自然災害」との区別を意識する。これまでの「国土の自然災害」の内容も残っている。しかし、これまで、国土の中の自然災害ではなく、防災学習になってしまっていることがあった（自助・公助を扱う）。

■アの(7)について

- ・「協力をして対処してきた」は過去、「備えをしていること」は未来に向けて考える。ここで自助・公助を理解させたい。
- ・御嶽山の噴火による災害、濃尾地震による災害等県内で発生したものを扱う。時期はどこまでさかのぼってもよい。繰り返し起こりがちな自然災害を扱う。
- ・県の地理的な条件における災害を子どもたちが知っていることが、第4学年の児童の命を守ることにつながる。

■(5)について

- ・「県内の特色ある地域の様子」については、自分たちの地域と比較することを通して、その地域の特色を考えるため、自分たちの町ではなく、他地域を取り上げて比較する。
- ・ここでは「県の特色を考える」ことまでは求めていない。「特色ある地域の様子」を調べることで、その「地域の特色」が分かればよい。そこから県内にはいろいろな地域的な特色があるのだということが分かればよい。

■「法やきまり」について

- ・飲料水や電気ガスで「法やきまり」を現実的には扱いにくい。ゴミ捨てるルール等廃棄物の処理で法やきまりを扱うよう焦点を絞った。

■アの(7)について

- ・国が定めた防災基本計画の「自然災害」のカテゴリー順に決め出したものである。土砂災害は風水害の中に含まれている。しかし、土砂災害に関して全国には約54万箇所危険指定地域がある。どの地域にも、土砂災害の地域はある。

■「地域で起こり得る自然災害」について

- ・過去に県内で発生した地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などの中から選択して取り上げる。なお、風水害とは、(中略)などによる災害を指している。
- ・ここでは、県庁や市役所を中心に上げ、(中略)取り上げるようにする。その際、県庁や市役所が、(中略)自衛隊など国の関係機関とも連携、協力して人々の安全を守る活動を行っていることに気付かせることも大切である。

たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。

(3) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア ～ 略 ～

イ アの(イ)及びイの(イ)については、開発、教育、医療、文化、産業などの地域の発展に尽くした先人の中から選択して取り上げること。

ウ イの(ア)については、地域の伝統や文化の保存や継承に関わって、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。

(4) 内容の(5)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 県内の特色ある地域が大まかに分かるようにするとともに、伝統的な技術を生かした地場産業が盛んな地域、国際交流に取り組んでいる地域及び地域の資源を保護・活用している地域を取り上げること。その際、地域の資源を保護・活用している地域については、自然環境、伝統的な文化のいずれかを選択して取り上げること。

イ ～ 略 ～

〔第5学年〕

1 目標

社会的事象の見方・考え方を働かせ、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

(1) 我が国の国土の地理的環境の特色や産業の現状、社会の情報化と産業の関わりについて、国民生活との関連を踏まえて理解するとともに、地図帳や地球儀、統計などの各種の基礎的資料を通して、情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。

(2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考える力、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力、考えたことや選択・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。

(3) 社会的事象について、主体的に学習の問題を解決しようとする態度や、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、我が国の国土に対する愛情、我が国の産業の発展を願い我が国の将来を担う国民としての自覚を養う。

2 内容

(1) 我が国の国土の様子と国民生活について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

■医療について【追加】

・先人の開発の中で、私財をなげうってまで努力した人が出てくればよいが、「行政」が出てきてしまうとなかなか扱いづらい。「医療」は小さな病院を建てたとか、大きく広がった病気を治すために取り組んだといった意味で扱いやすい。

■内容の(5)のAについて

・県の地図が常掲され、学んだ地域が地図に書き込まれていくとよい。これまで2地域を取り上げてきたものが、3地域①伝統的な技術を生かした地場産業が盛んな地域、②国際交流に取り組んでいる地域、③地域の資源を保護・活用している地域を取り上げるようになった。その際、地域の資源を保護・活用している地域については、自然環境、伝統的な文化のいずれかを選択して取り上げる。

■「適切に」とは

・「適切に」とは、情報の出典や作成時期、作成者を確かめたり、聞き取り調査やコンピュータなど集める手段の特性に留意したりして情報を集めること、資料の特性に留意して情報を読み取ること、必要な情報を整理して白地図や年表、図表などに効果的にまとめることなどを指している。

■「多角的に考える力」「議論する力」とは

・児童が複数の立場や意見を踏まえて考えることを指している。学年が上がるにつれて徐々に多角的に考えられるようにすることを求め、第5学年から目標の中に位置付けている。

・(2)の「多角的に考える力」、「考えたことや選択・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力」については、第5学年以降に記載されている。

「立場」で物事を考えさせることが小学校では特に重要である。

(例) 農家の〇〇さん、工場働く人、生産者と消費者、情報の発信者と受信者、日本と諸外国等、学年が上がるにつれ、複数の立場で事象を捉えさせていくような見方をさせていくことが重要である。

(7) 世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲などを大まかに理解すること。

(イ) 我が国の国土の地形や気候の概要を理解するとともに、人々は自然環境に適応して生活していることを理解すること。

(ウ) 地図帳や地球儀、各種の資料で調べ、まとめること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(7) 世界の大陸と主な海洋、主な国の位置、海洋に囲まれ多数の島からなる国土の構成などに着目して、我が国の国土の様子を捉え、その特色を考え、表現すること。

(イ) 地形や気候などに着目して、国土の自然などの様子や自然条件から見て特色ある地域の人々の生活を捉え、国土の自然環境の特色やそれらと国民生活との関連を考え、表現すること。

(2) ～ 略 ～

(3) 我が国の工業生産について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(7) (イ) ～ 略 ～

(ウ) 貿易や運輸は、原材料の確保や製品の販売などにおいて、工業生産を支える重要な役割を果たしていることを理解すること。

(エ) 地図帳や地球儀、各種の資料で調べ、まとめること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(7) 工業の種類、工業の盛んな地域の分布、工業製品の改良などに着目して、工業生産の概要を捉え、工業生産が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。

(イ) 製造の工程、工場相互の協力関係、優れた技術などに着目して、工業生産に関わる人々の工夫や努力を捉え、その働きを考え、表現すること。

(ウ) 交通網の広がり、外国との関わりなどに着目して、貿易や運輸の様子を捉え、それらの役割を考え、表現すること。

(4) 我が国の産業と情報との関わりについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(7) 放送、新聞などの産業は、国民生活に大きな影響を及ぼしていることを理解すること。

(イ) 大量の情報や情報通信技術の活用は、様々な産業を発展させ、国民生活を向上させていることを理解すること。

(ウ) 聞き取り調査をしたり映像や新聞などの各

■「領土の範囲」について

- ・ これまでも国土の位置や構成、領土を調べているが、今回は「どこまでが領土なのか」という、領土の範囲を捉えることができるよう明確にした。

■イ(7)及び(イ)について

- ・ 世界の大陸と主な海洋など、国土の構成を理解した上で領土をつかむようにする。まず概要を捉え、我が国の特色をズームインして考えるという構成にしている。
- ・ 地形や気候などに注目して考える内容は二つである。一つ目は国土の自然などの様子や自然条件から見て特色のある地域の人々の生活を捉えること、二つ目は国土の自然環境の特色やそれらと国民生活との関連を考えることである。単元のまとまりは示しているが、1単元としての位置付けではない。

■アの(ウ)について

- ・ 「食糧生産」の単元では(ウ)のような内容を独立させず、輸送や販売方法を工夫することを通して収益を上げていることを包括的に学ぶような扱いをしている。「工業生産」の単元では、独立して扱い、貿易や運輸の様子について考えさせ、幅広い視野で日本の工業製品の輸出入を考えさせる。

■イの(7)について

- ・ 工業の種類、地域の分布、工業製品の改良などの知識を学んだ上で、社会的事象の見方・考え方を働かせ、工業生産の概要（日本はどのような工業が盛んか、工業の盛んな地域はどのように広がっているか、工業製品はどのように改良されてきたかなど）の問いを設けて調べたり、工業製品と国民生活を関連付けて考えたりして、調べたことや考えたことを表現するなど、実際の授業展開をイメージした知識の構造で記載している。

■イの(ウ)について

- ・ 「交通網の広がりに着目する」とは、原材料の確保や製品の出荷のための高速道路や鉄道、航路などの交通網、陸運や海運などの輸送手段と、輸送の際の工夫や努力について調べることである。その際、運輸業や倉庫など物流に関わる人々の働きや港湾や空港といった施設などに触れるようにすることも考えられる。
- ・ 「外国との関わりに着目する」とは、輸出入を通じた我が国と諸外国との関わりについて調べることである。このようにして調べたことを手掛かりに貿易や運輸の様子を捉えることができるようにする。

種資料で調べたりして、まとめること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) ～ 略 ～

(イ) 情報の種類、情報の活用の仕方などに着目して、産業における情報活用の現状を捉え、情報を生かして発展する産業が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。

(5) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア ～ 略 ～

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 災害の種類や発生の位置や時期、防災対策などに着目して、国土の自然災害の状況を捉え、自然条件との関連を考え、表現すること。

(イ) 森林資源の分布や働きなどに着目して、国土の環境を捉え、森林資源が果たす役割を考え、表現すること。

(ウ) 公害の発生時期や経過、人々の協力や努力などに着目して、公害防止の取組を捉え、その働きを考え、表現すること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)の「領土の範囲」については、竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れること。

イ～エ ～ 略 ～

(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(イ)及びイの(イ)については、食料生産の盛んな地域の具体的事例を通して調べることとし、稲作のほか、野菜、果物、畜産物、水産物などの中から一つを取り上げること。

イ イの(ア)及び(イ)については、消費者や生産者の立場などから多角的に考えて、これからの農業などの発展について、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。

(3) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(イ)及びイの(イ)については、工業の盛んな地域の具体的事例を通して調べることとし、金属工業、機械工業、化学工業、食品工業などの中から一つを取り上げること。

イ イの(ア)及び(イ)については、消費者や生産者の立場などから多角的に考えて、これからの工業の発展について、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。

■「情報を生かして発展する産業」とは

- ・第三次産業から選択する。産業学習の意味合いを強調している。(※「内容の取扱い」参照)

■「我が国の国土の自然環境と国民生活」について

- ・(1)の内容との違いは、(1)は国土の様子と国民生活であり、(5)は自然環境と密接な関連のある国民生活という側面で単元を捉えることである。

■(5)のイについて「視点のとらえ方」

- ・位置、時期、経過、分布、働き、協力、努力等、全体に「視点」を意識した内容が配列されている。こうしたキーワードに着目すると、「視点」を捉えやすい。

■「領土の範囲」について

- ・「領土の範囲」について指導する際には、竹島や北方領土（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）、尖閣諸島は一度も他の国の領土になったことがない領土という意味で我が国の固有の領土であることなどに触れて説明することが大切である。
- ・竹島や北方領土の問題については、我が国の固有の領土であるが現在大韓民国やロシア連邦によって不法に占拠されていることや、我が国は竹島について大韓民国に対し繰り返し抗議を行っていること、北方領土についてロシア連邦にその返還を求めていることなどについて触れるようにする。
- ・尖閣諸島については、我が国が現に有効に支配する固有の領土であり、領土問題は存在しないことに触れるようにする。
- ・これら我が国の立場は、歴史的にも国際法上も正当であることを踏まえて指導するようにする。

- ・平成30年度から対応する。地図帳があれば、対応できる内容である。

■内容の(2)のイについて

- ・ここでは、学習したことを基に、生産性や品質を高める工夫を消費者や生産者の立場に立って多角的に考え、これからの農業や水産業における食料生産の発展に向けて自分の考えをまとめることができるよう指導することが大切である。

- ・「多角的に考える」を説明している。
- ・「消費者の立場」「生産者の立場」それぞれを考えていくと、必ず結び付いていくものがある。そこから踏み込んで、「生産者の立場で学んできたけど、消費者の立場でもう一度見直してみよう。」等、問いを工夫していくとよい。

(4) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア ～ 略 ～

イ アの(イ)及びイの(イ)については、情報や情報技術を活用して発展している販売、運輸、観光、医療、福祉などに関わる産業の中から選択して取り上げる。その際、産業と国民の立場から多角的に考えて、情報化の進展に伴う産業の発展や国民生活の向上について、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。

(5) 内容の(5)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)については、地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などを取り上げる。

イ アの(イ)及びイの(イ)については、大気汚染、水質汚濁などの中から具体的事例を選択して取り上げる。

ウ イの(イ)及びイの(イ)については、国土の環境保全について、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるように配慮すること。

〔第6学年〕

1 目標

柱書き及び(1)～(3) ～ 略 ～

※(2)については、第5学年と同じ

2 内容

(1) 我が国の政治の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 日本国憲法は国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていることや、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解するとともに、立法、行政、司法の三権がそれぞれの役割を果たしていることを理解すること。

(イ) 国や地方公共団体の政治は、国民主権の考え方の下、国民生活の安定と向上を図る大切な働きをしていることを理解すること。

(ウ) 見学・調査したり各種の資料で調べたりして、まとめること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) (イ) ～ 略 ～

(2) 我が国の歴史上の主な事象について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

■内容の(4)のイについて

・取り上げる事例としては、例えば、販売情報を収集・分析して商品の入荷量や販売量を予測したり、インターネット上で商品の管理を行ったりしている販売業、交通や位置、気象などの情報を活用したり、倉庫を運営する産業と連携して迅速かつ効率的な輸送に努めたりしている運輸業、魅力ある地域の観光資源について情報を発信して地域の活性化に努めている観光業、様々な機関と連携したり離れた地域間で情報を共有したりすることによりサービスの向上に努めている医療や福祉などの産業が考えられる。

・医療産業の開発、介護ロボット等、情報ネットワークの学習でこれまでやってきた事例を扱うとよい。

■「選択・判断」について

・公害と森林のところで、選択・判断するよう配慮する。その際、「自分たちはこんな関わり方ができそうだ…」、「こんなことが協力できそうだ…」といったことを考えさせることが必要である。

■内容(1)政治→(2)歴史への変更

・政治が歴史の前に入ってきた主な理由は、「主権者教育への対応」の観点がある。これまで歴史に時間がかかり過ぎ、政治と国際の学習が駆け足になっていた現状もある。また、自分たちの国(社会)の仕組みをしっかりと学んでから、今の国(社会)をつくりあげてきた歴史はどのようなか…という思考過程で指導していくことが求められる。

※身近な政治が先で、日本国憲法があとにきていた現行の学習に代わり、日本国憲法を学んでから、身近な政治に入る。大日本国憲法や先の戦争のことを学ばないで日本国憲法を学ぶことになる。

※具体的事例から入った方が、児童の思考の流れにとってはよいため、人権などの具体的な事例を取り上げつつ日本国憲法の学習に入っていきような学習過程が求められる。

■地方公共団体や国の政治→(変更)国や地方公共団体の政治

■(2)のアについて

現行の学習指導要領では、(ア)～(ウ)の区分で内容が構成されたが、改訂により(ア)～(ウ)の区分となり、2項目増加している。

・「我が国の歴史は政治の中心地や世の中の様子などによって幾つかの時期に分けられる」の基本的なスタンスに則り、(イ)と(ウ)の「天皇中心の国づくりと平安の文化」を分けたこと、(カ)と(キ)の「三人の武将と家光の政治」を分けたことによる。

その際、我が国の歴史上の主な事象を手掛かりに、大まかな歴史を理解するとともに、関連する先人の業績、優れた文化遺産を理解すること。

(ア) 狩猟・採集や農耕の生活、古墳、大和朝廷（大和政権）による統一の様子を手掛かりに、むらからくにへと変化したことを理解すること。その際、神話・伝承を手掛かりに、国の形成に関する考え方などに関心をもつこと。

(イ) 大陸文化の摂取、大化の改新、大仏造営の様子を手掛かりに、天皇を中心とした政治が確立されたことを理解すること。

(ウ) 貴族の生活や文化を手掛かりに、日本風の文化が生まれたことを理解すること。

(エ) (オ) ～ 略 ～

(カ) キリスト教の伝来、織田・豊臣の天下統一を手掛かりに、戦国の世が統一されたことを理解すること。

(キ) 江戸幕府の始まり、参勤交代や鎖国などの幕府の政策、身分制を手掛かりに、武士による政治が安定したことを理解すること。

(ク)～(コ) ～ 略 ～

(サ) 日中戦争や我が国に関わる第二次世界大戦、日本国憲法の制定、オリンピック・パラリンピックの開催などを手掛かりに、戦後我が国は民主的な国家として出発し、国民生活が向上し、国際社会の中で重要な役割を果たしてきたことを理解すること。

(シ) ～ 略 ～

イ ～ 略 ～

(3) グローバル化する世界と日本の役割について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア ～ 略 ～

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) ～ 略 ～

(イ) 地球規模で発生している課題の解決に向けた連携・協力などに着目して、国際連合の働きや我が国の国際協力の様子を捉え、国際社会において我が国が果たしている役割を考え、表現すること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の(1) ～ 略 ～

(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア～エ ～ 略 ～

オ アの(イ)から(サ)までについては、当時の世界との関わりにも目を向け、我が国の歴史を広い視野から捉えられるよう配慮すること。

カ アの(シ)については、年表や絵画など資料の特性に留意した読み取り方についても指導すること。

キ ～ 略 ～

■大和朝廷（大和政権）について

- ・ 朝廷という言葉は、児童にとって何度も繰り返し使われる言葉であるため優先的に教える。

<解説（抜粋）>

- ・ 大和朝廷については、その成立や展開の時期を広く捉える観点から「大和政権」とも呼ばれていることに触れる。

■「鎖国など」について

- ・ 鎖国という言葉が残った。貿易を制限していたことから「鎖国」という言葉を使わないほうがいいとの指摘もあったが、開国という言葉と合わせて広く知られていることから「鎖国など」という表現にした。

■「日華事変」→「日中戦争」への変更について

- ・ 学術研究の進展に対応し整理し直した。

■「オリンピック・パラリンピックの開催など」について

- ・ 障がい者との共生を重視してパラリンピックを付加している。スポーツを通して世界平和への貢献、平和を主張してきたことに気付くようにする意図がある。

■「地球規模で発生している課題の解決に向けた連携・協力などに着目」するとは

- ・ 紛争、環境破壊、飢餓、貧困、自然災害、人権など国境を越えた課題、その解決のための国際連合の働きや我が国の国際協力の様子について調べる。

■「内容の取扱い」について

オについては、「世界の地図」を扱い、広い視野で捉えられる指導をする。

カについては、授業の中で「年表」は掲示されているものの、その「年表」が使われないまま授業が展開されている現状がある。児童に時系列を意識させる。

(3) 内容の(3) ～ 略 ～

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、問題解決への見通しをもつこと、社会的事象の見方・考え方を働かせ、事象の特色や意味などを考え概念などに関する知識を獲得すること、学習の過程や成果を振り返り学んだことを活用することなど、学習の問題を追究・解決する活動の充実を図ること。
- (2) 各学年の目標や内容を踏まえて、事例の取り上げ方を工夫して、内容の配列や授業時数の配分などに留意して効果的な年間指導計画を作成すること。
- (3) 我が国の47都道府県の名称と位置、世界の大陸と主な海洋の名称と位置については、学習内容と関連付けながら、その都度、地図帳や地球儀などを使って確認するなどして、小学校卒業までに身に付け活用できるように工夫して指導すること。
- (4) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (5) ～ 略 ～

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各学校においては、地域の実態を生かし、児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに、観察や見学、聞き取りなどの調査活動を含む具体的な体験を伴う学習やそれに基づく表現活動の一層の充実を図ること。また、社会的事象の特色や意味、社会に見られる課題などについて、多角的に考えたことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなど言語活動に関わる学習を一層重視すること。
- (2) (3) ～ 略 ～
- (4) 児童の発達の段階を考慮し、社会的事象については、児童の考えが深まるよう様々な見解を提示するよう配慮し、多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導するとともに、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、児童が多角的に考えたり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げることをないよう留意すること。

■(1)「主体的・対話的で深い学び」について

- ・「**主体的な学び**」とは、児童が学習問題を見だし、見通しをもって取り組むようにする。また、学習問題を予想したり学習計画を立てたりして、追究・解決方法を検討したり、学習したことを振り返り、学習成果を吟味したり新たな問いを見いだしたりすること、学んだことを基に生活を見つめたり社会生活に向けて生かしたりすることが必要である。
- ・「**対話的な学び**」とは、様々な場面で児童相互の話し合いや討論などの活動を一層充実させること。また、実社会で働く人々から話を聞く活動等の充実が求められる。個々の児童が多様な視点を身に付け、社会的事象の特色や意味などを多角的に考えることができるようにすることも大切である。
- ・「**深い学び**」にするために指導計画の工夫、改善が求められる。児童の実態や教材の特性を考慮して学習過程を工夫し、児童が社会的事象の見方・考え方を働かせ、主として用語・語句などを含めた具体的な事実に関する知識を習得したり、それらを踏まえて社会的事象の特色や意味などを獲得したりできるように、問題解決的な学習を展開することが大切である。また、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断することなどの活動を重視することも大切である。

■(2)「マネジメントの視点」について

- ・取り上げる事例に重複や偏りがないよう配慮したり、取り扱い方に軽重を付けたりして単元をマネジメントしていくことが求められる。

■「グローバル化への対応」について

- ・(3)小学校卒業までに身に付けることができるよう工夫して指導する必要がある。47都道府県の名称や位置が地図上で指摘できるよう、各学年で繰り返し指導する。また、世界の大陸と主な海洋については、グローバル化への対応を受け、六大陸と主な三大洋について、名称と位置が理解できるようにする。

■(1) 具体的な体験を伴う学習と言語活動について

- ・「**体験活動**」の定義が変わったことに伴い、言葉の整理をした。改めて具体的な体験を伴う学習やそれに伴う表現活動を一層充実することを大切にす。また、言語活動の充実について改めて触れ、その重要性を再確認した。

■(4)「適切な資料選定」について

- ・資料選定をするに当たって、平成27年3月4日付け初等中等教育局長通知「学校における補助教材の適正な取扱いについて」を根拠とし、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った資料等を扱うことのないよう留意する。

■ 算数 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

今回の改訂のポイントは以下の2点である。

○ 数学的活動の充実

数学的に考える資質・能力を育成する観点から、実社会との関わりと算数・数学を統合的・発展的に構成していくことを意識して、数学的活動の充実等を図った。

○ 統計的な内容等の改善・充実

社会生活など様々な場面において、必要なデータを収集して分析し、その傾向を踏まえて課題を解決したり意思決定をしたりすることが求められており、そのような能力を育成するため、統計的な内容等の改善・充実を図った。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

① 目標の示し方

今回の学習指導要領の改訂では、算数科において育成を目指す資質・能力を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理して示した。

② 【算数科における見方・考え方】

事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、根拠を基に筋道を立てて考え、統合的・発展的に考えること。

③ 算数科の学びの過程としての「数学的活動」の充実

- ・数学的活動とは、事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決する過程を遂行することである。
- ・具体的には4つの活動がある。
 - 日常の事象から見いだした問題を解決する活動
 - 算数の学習場面から見いだした問題を解決する活動
 - 数学的に表現し伝え合う活動
 - 数量や図形を見だし、進んで関わる活動（第1・2・3学年のみ）
- ・数学的活動は、小・中・高等学校教育を通じて資質・能力の育成を目指す際に行われるものであり、小学校においても、中学校や高等学校と同様に必要な活動である。
- ・そこで、「算数的活動」を「数学的活動」と変更し、日常生活や社会の事象や数学の事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決し、解決過程を振り返って概念を形成したり体系化したりする数学的活動を充実するという視点から内容を再構成した。

(2) 内容構成の改善

① 改善の方向性

- ・指導事項のそれぞれのまとまりについて、数学的な見方・考え方や育成を目指す資質・能力に基づき、内容の系統性を見直し、領域を全体的に整理し直した。

<内容領域の設定について>

従来：主として数・量・図形に関する内容とそれらを考察する方法の観点から整理

今回：児童の発達段階を考慮に入れて、それぞれの内容の指導を通じて育成を目指す資質・能力を明らかにして設定

- ・発達の段階を踏まえ、幼小連携の視点、算数と数学の接続の視点から次の四つの段階に目標を整理した。（第1学年、第2・3学年、第4・5学年、第6学年）

・領域は以下のように変更されている。

改訂前	改訂後	参考 (中学校)
A 数と計算	A 数と計算	A 数と式
B 量と測定 ・量の単位, 測定 ・角, 図形の計量	B 図形	B 図形
C 図形	C 測定 (下学年)	C 関数
	C 変化と関係 (上学年)	
D 数量関係 ・関数の考え ・式の表現と読み ・資料の整理と読み	D データの活用	D データの活用

② 具体的な内容の変更について

○ 学年間で移行される内容

内容	改訂前 ⇒ 改訂後
・素数	第5学年 ⇒ 中学校第1学年
・分数×整数, 分数÷整数	第5学年 ⇒ 第6学年
・速さ	第6学年 ⇒ 第5学年
・平均値, 中央値, 最頻値, 階級	中学校第1学年 ⇒ 第6学年
・メートル法の単位の仕組み	第6学年 ⇒ 第3～5学年に分散して移行 →第3学年: キロ(k)ミリ(m)など接頭語について →第4学年: 長さや面積の単位の関係について →第5学年: 長さや体積の単位の関係について

○ 各学年の主な新設

学年	領域等	項目	内容
第2学年	3 内容の取扱い	(2)後段	・計算の結果の見積りについて配慮する。 (関係項目: A(2))
第3学年	3 内容の取扱い	(2)後段	・計算の結果の見積りについて配慮する。 (関係項目: A(2)及び(3))
		(8)	・最小目盛りが2, 5又は20, 50などの棒グラフや複数の棒グラフや組み合わせたグラフなどにも触れる。(関係項目: D(1)ア(イ))
第4学年	A 数と計算	(4)ア(ア)	・ある量の何倍かを表すのに小数を用いる。
	C 変化と関係	(2)	・二つの数量の関係 (簡単な場合の割合)
第5学年	3 内容の取扱い	(10)	・複数系列のグラフや組み合わせたグラフにも触れる。(関係項目: D(1)ア(イ))
	3 内容の取扱い	(5)	・複数の帯グラフを比べることに触れる。 (関係項目: D(1))
第6学年	D データの活用	(1)ア(ウ)	・統計的な問題解決の方法を知ること。
	用語・記号	—	・「対称の軸」, 「対称の中心」, 「比の値」, 「ドットプロット」

③ 各領域のねらい

「ア 知識及び技能」, 「イ 思考力, 判断力, 表現力等」, 「ウ 学びに向かう力, 人間性等」の三つの柱で整理されている。

■ 「A 数と計算」

- ア 整数, 小数及び分数の概念を形成し, その性質について理解するとともに, 数についての感覚を豊かにし, それらの数の計算の意味について理解し, 計算に習熟すること
- イ 数の表し方の仕組みや数量の関係に着目し, 計算の仕方を既習の内容を基に考えたり, 統合的・発展的に考えたりすることや, 数量の関係を言葉, 数, 式, 図などを用いて簡潔に, 明瞭に, 又は, 一般的に表現したり, それらの表現を関連付けて意味を捉えたり, 式の意味を読み取ったりすること
- ウ 数や式を用いた数理的な処理のよさに気付き, 数や計算を生活や学習に活用しようとする態度を身に付けること

■ 「B 図形」

- ア 基本的な図形や空間の概念について理解し, 図形についての豊かな感覚を育てるとともに, 図形を構成したり, 図形の面積や体積を求めたりすること
- イ 図形を構成する要素とその関係, 図形間関係に着目して, 図形の性質, 図形の構成の仕方, 図形の計量について考察すること。図形の学習を通して, 筋道立てた考察の仕方を知り, 筋道を立てて説明すること
- ウ 図形の機能的な特徴のよさや図形の美しさに気付き, 図形の性質を生活や学習に活用しようとする態度を身に付けること

■ 「C 測定 (下学年)」

- ア 身の回りの量について, その概念及び測定の原理と方法を理解するとともに, 量についての感覚を豊かにし, 量を実際に測定すること
- イ 身の回りの事象の特徴を量に着目して捉え, 量の単位を用いて的確に表現すること
- ウ 測定の方法や結果を振り返って数理的な処理のよさに気付き, 量とその測定を生活や学習に活用しようとする態度を身に付けること

■ 「C 変化と関係 (上学年)」

- ア 伴って変わる二つの数量の関係について理解し, 変化や対応の様子を表や式, グラフに表したり読んだりするとともに, 二つの数量の関係を比べる場合について割合や比の意味や表し方を理解し, これらを求めたりすること
- イ 伴って変わる二つの数量の関係に着目し, 表や式を用いて変化や対応の特徴を考察するとともに, 二つの数量の関係に着目し, 図や式などを用いてある二つの数量の関係と別の二つの数量の関係の比べ方を考察し, 日常生活に生かすこと
- ウ 考察の方法や結果を振り返って, よりよい解決に向けて工夫・改善をするとともに, 数理的な処理のよさに気付き, 数量の関係の特徴を生活や学習に活用しようとする態度を身に付けること

■ 「D データの活用」

- ア 目的に応じてデータを集めて分類整理し, 適切なグラフに表したり, 代表値などを求めたりするとともに, 統計的な問題解決の方法について知ること
- イ データのもつ特徴や傾向を把握し, 問題に対して自分なりの結論を出したり, その結論の妥当性について批判的に考察したりすること
- ウ 統計的な問題解決のよさに気付き, データやその分析結果を生活や学習に活用しようとする態度を身に付けること

3 具体的な改善事項 (別紙)

II 移行措置

1 移行期間中の特例

(1) 次の表の第1欄に掲げる年度の同表の第2欄に掲げる学年の算数の指導に当たっては、それぞれ、現行小学校学習指導要領第2章第3節第2に規定する事項のうち同表の第2欄に掲げる学年に係る同表の第3欄に掲げる事項に、新小学校学習指導要領第2章第3節第2に規定する事項のうち同表の第4欄に掲げる学年に係る同表の第5欄に掲げる事項を加え、新小学校学習指導要領第2章第3節第2の規定のうち同学年に係る同表の第6欄に掲げる規定を適用するものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
平成30年度	第3学年	2 B (1)	第3学年		3 (7)のうち「接頭語(キロ(k)やミリ(m))についても触れる」
	第4学年	2 B (1)ア	第3学年		3 (7)のうち「接頭語(キロ(k)やミリ(m))についても触れる」
		2 B (1)	第4学年	2 B (4)イ(ア)のうち「面積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」	
平成31年度	第3学年	2 B (1)	第3学年		3 (7)のうち「接頭語(キロ(k)やミリ(m))についても触れる」
	第4学年	2 A (5)	第4学年	2 A (4)ア(ア)	
		2 B (1)	第4学年	2 B (4)イ(ア)のうち「面積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」	
		2 D	第4学年	2 C (2)ア(ア)	
	第5学年	2 B (2)	第5学年	2 B (4)イ(ア)のうち「面積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」	
		2 B (4)	第5学年	2 C (2)ア(ア)	

(2) 平成31年度の第5学年の算数の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第3節第2〔第5学年〕の2 A (4)カに規定する事項を省略するものとする。

2 移行措置の解説

(1) 移行措置の内容

- 今回の改訂で追加された以下の内容を移行期間中に該当学年で指導する。
 - ・ 第3学年「3 (7)」 接頭語「(k), (m)」
 - ・ 第4学年「A (4)ア(ア)」 小数を用いた倍
 - ・ 第4学年「B (4)イ(ア)の一部」 面積の単位とこれまでに学習した単位との関係
 - ・ 第4学年「C (2)ア(ア)」 簡単な割合
 - ・ 第5学年「C (2)ア(ア)」 速さ

(2) 学習指導上の留意事項

- 基本的には、該当年度に自学年の移行措置の内容を指導すればよいが、以下の例外がある。
 - ・ 平成30年度の第4学年は、「第3学年『3 (7)』接頭語『(k), (m)』」についても触れる。
→第6学年の内容が第3学年まで3学年分移行したが、移行期間は2年間しかないため、平成30年度の第4学年は、第3学年の追加内容についても学習する必要がある。
- 移行期間中、現在の教科書にはない事項を指導する際には、国からの補助教材と「小学校学習指導要領解説算数編」を用いて適切に実施する。

3 具体的な改善事項

学習指導要領 (抜粋・要約)	解説 と 補足
<p>1 教科の目標</p> <p>第1 目標</p> <p>数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などを理解するとともに、日常の事象を数理的に処理する技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 日常の事象を数理的に捉え見通しをもち筋道を立てて考察する力、基礎的・基本的な数量や図形の性質などを見だし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表したり目的に応じて柔軟に表したりする力を養う。</p> <p>(3) 数学的活動の楽しさや数学のよさに気づき、学習を振り返ってよりよく問題解決しようとする態度、算数で学んだことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。</p>	<p>★本頁では、「算数科の目標」の見方について説明する。</p> <p>■「教科の目標」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 柱書と「資質・能力」の三つの柱に沿った具体目標(1)～(3)で構成されている。 (1)は、知識及び技能 (2)は、思考力、判断力、表現力等 (3)は、学びに向かう力、人間性等 <p>■「数学的な見方・考え方」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 算数科における「数学的な見方・考え方」とは、「事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、根拠を基に筋道を立てて考え、統合的・発展的に考えること」である。 <p>■「数学的活動」について (改訂のポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 数学的活動とは、事象を数理的に捉えて、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決する過程を遂行することである。 従来の「算数的活動」は、「児童が目的意識をもって主体的に取り組む算数に関わりのある様々な活動」であり、その意味を、問題発見や問題解決の過程に位置付けてより明確にしたものが「数学的活動」である。 <p>■「数学的に考える資質・能力」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「数学的に考える資質・能力」とは、算数科の教科目標に示された三つの柱で整理された算数・数学教育で育成を目指す力のことである。 <p>■(1)「知識及び技能」</p> <ul style="list-style-type: none"> 形式的な学習指導に終わるのではなく、計算の仕方の基に原理・原則があることや、原理・原則をうまく使って数学的な処理の仕方が考え出されることを理解することなどが大切である。 <p>■(2)「思考力、判断力、表現力等」</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きく三つの力について書かれている。 ① 見通しをもち筋道を立てて考察する力 ② 統合的・発展的に考察する力 ③ 数学的に表現する力 <p>■(3)「学びに向かう力、人間性等」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「よりよく問題解決」では、解決できずにあきらめたり、一つの方法で解決して満足したりするのではなく、算数学習に粘り強く取り組み、よりよい問題解決に最後まで取り組もうとする態度を育てることをねらっている。

第2 各学年の目標及び内容

1 目標 例：〔第1学年〕

- (1) 数の概念とその表し方及び計算の意味を理解し、量、図形及び数量の関係についての理解の基礎となる経験を重ね、数量や図形についての感覚を豊かにするとともに、加法及び減法の計算をしたり、形を構成したり、身の回りにある量の大きさを比べたり、簡単な絵や図などに表したりすることなどについての技能を身に付けるようにする。
- (2) ものの数に着目し、具体物や図などを用いて数の数え方や計算の仕方を考える力、ものの形に着目して特徴を捉えたり、具体的な操作を通して形の構成について考えたりする力、身の回りにあるものの特徴を量に着目して捉え、量の大きさの比べ方を考える力、データの個数に着目して身の回りの事象の特徴を捉える力などを養う。
- (3) 数量や図形に親しみ、算数で学んだことよさや楽しさを感じながら学ぶ態度を養う。

2 内容

A 数と計算 例：〔第1学年〕

- (1) 数の構成と表し方に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
(ア)～(イ) (省略)
イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
(ア) (省略)
- (2) 加法及び減法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
(ア)～(エ) (省略)
イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
(ア) (省略)

★本頁では、第1学年を例に「各学年の目標及び内容」の見方について説明する。

■「各学年の目標」の見方

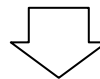
- ・教科の目標と同様に、「資質・能力の三つの柱」に沿った具体目標(1)～(3)で構成されている。
- (1)は、「知識及び技能」
- (2)は、「思考力、判断力、表現力等」
- (3)は、「学びに向かう力、人間性等」

■「各学年の目標」の(1)の記述について

- ・全学年「～とともに、～を身に付けるようにする」と記述されている。
- ・前半部分は「知識」、後半部分は「技能」について示されている。

■「各学年の目標」の(2)の記述について

- ・全学年「～の力、～の力、～の力、～の力」と、四つの力が記述されている。
- ・四つの力は順に「A領域」、「B領域」、「C領域」、「D領域」で求める力について示されている。



【「目標」について補足】

■「数学的な見方・考え方」について

- ・教科の目標の柱書にあった「数学的な見方・考え方」は、各学年の目標には明記していない。これは、いずれの学年においても重要であり、全学年共通であるため記述はしていない。

■目標を発達段階に応じて記述

- ・今回の改訂では、目標を児童の発達の段階に応じて、第1学年、第2・3学年、第4・5学年、第6学年の四つの段階で示している。
- ・例えば、第2学年の目標は、学年固有の内容に関する記述を除き、第3学年と共通である。これは、第2、3学年を一つのくくりで捉えているからである。

■各学年の「2 内容」の見方

- ・カッコ付き数字の項目毎に、「柱書」、「ア」、「イ」で構成されている。
- ・「柱書」は、「～に関わる数学的活動を通して」となっており、数学的活動を強調している。
- ・「ア」は、「知識及び技能」について記載し、具体的な内容を(ア)(イ)…として列記している。
- ・「イ」は、「思考力、判断力、表現力等」について記載し、具体的な内容を(ア)(イ)…として列記している。

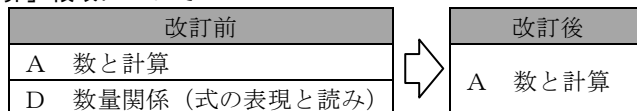
■「イ 思考力、判断力、表現力等」について

- ・現行では、各領域の目標について、主に「知識及び理解」について書かれていたが、今回の改訂により「思考力、判断力、表現力等」についても「イ」の項目を設定し、具体的に提示されている。

2 内容
A 数と計算

★本頁以降は、領域ごとに、改善された内容を中心に記述する。
・新設のみならず、引き続き重要な内容も記載している。

■領域再編 「A数と計算」領域について



- ・「A数と計算」領域は、整数、小数及び分数などの数の概念の形成や、数の表し方や計算の習得などの内容によって構成されている。
- ・計算の学習は、算数の学習として閉じるのではなく、日常場面で生きて働くことが必要である。そのためには、日常の場面に式に表現したり、式を読んだりする内容が欠かせない。
- ・そこで、従来は「D数量関係」において、位置付けられていた「式の表現と読み」に関する内容を、「A数と計算」の考察に必要な式として捉え直し、「A数と計算」領域に位置付け直すことになった。
- ・これにより、事象を考察する際の式の役割が一層理解しやすくなり、あらゆる場面で、式に表現したり読んだりして問題解決できるようになり、数学的活動の充実が一層図られることとなる。

■「A数と計算」領域で働かせる「数学的な見方・考え方」

- ①数の概念について理解し、その表し方や数の性質について考察すること
- ②計算の意味と方法について考察すること
- ③式に表したり式に表されている関係を考察したりすること
- ④数とその計算を日常生活に生かすこと

[第1学年]

(1)ア(ク) 具体物をまとめて数えたり等分したりして整理し、表すこと。

・まとめて数えたことを図や式などに整理して表し、「同じ数のまとまり」や「等分した数」として見て、数についての感覚を豊かにすることにとどまらず、このことが乗法や除法を考える際の素地となったり、自ら計算の仕方を考えていくことにつながったりすることを意図して、算数的活動から知識及び技能へ移行した。【移行】

(2)ア(ア) 加法及び減法の意味について理解し、それらが用いられる場合について知ること。

・これまででは、加法が用いられる場合として、「増加」、「合併」、「順序数を含む加法」の三つが示されていたが、児童の実態に合わせて「求大」、「異種のものの数量を含む加法」の場合についても適宜取り扱ってもよいこととなった。減法についても同様である。【付加】

(2)ア(イ) 加法及び減法が用いられる場面を式に表したり、式を読み取ったりすること。

・「領域再編」によって「D数量関係」領域から移行

(2)イ(ア) 数量の関係に着目し、計算の意味や計算の仕方を考えたり、日常生活に生かしたりすること。

・例えば「順序数の加法」は、加法とみられることが大切である。「どんな式になりますか」と問うだけでなく、「たし算にしているのか」、「どう考えたらたし算になるのか」と問い、根拠を明確にして演算決定できるような授業をしてほしいというメッセージでもある。

[第2学年]

(1)ア(カ) $1/2, 1/3$ など簡単な分数について知ること。

・現行では、「 $1/2, 1/4$ …」であったものを、「 $1/2, 1/3$ …」に変更した理由は、「分数の意味の重視」である。分数の2つの意味が混同しないように、第3学年で「量分数」を指導することを踏まえ、第2学年では、アレイ図等を利用して、「割合分数」につながる「分割分数や操作分数」を丁寧に扱い、確実に理解させる。【変更】

(3)ア(ア) 乗法の意味について理解し、それらが用いられる場合について知ること。

・被乗数と乗数の順序は、「一つ分の大きさの幾つ分かに当たる大きさを求める」場面を式で表現する場合に大切にすべきこと。一方、「乗法の計算の結果を求める」場合には、交換法則を必要に応じて活用し、被乗数と乗数を逆にして計算してもよいことを再確認した。【継続】

<p>(3)ア(ウ) 乗法に関して成り立つ簡単な性質について理解すること。</p>	<p>・ここでは、主に乗数が1ずつ増える時の積の増え方や交換法則を取り扱うが、児童の実態に応じて、図などに関連付けながら、乗法についての結合法則や分配法則に基づいた考えに触れてもよいことを示している。【継続】</p>
<p>3 内容の取扱い</p>	
<p>(2) A(2)については、必要な場合には、() や□などを用いることができる。また、計算の結果の見積りについて配慮するものとする。</p>	<p>・計算の仕方を考えたり計算の確かめをしたりするときなどに、計算の結果がおよそどのくらいの大きさになるのか、何桁の数になるのかを見積る。これは、以降の計算指導においても重要である。【新設：後段部分】</p>
<p>〔第3学年〕</p>	
<p>(1)ア(イ) 10倍、100倍、1000倍、1/10の大きさの数及びそれらの表し方について知ること。</p>	<p>・「1000倍」が付加された。これは、第3学年でも「C測定」領域で、ミリ(m)やキロ(k)の接頭語について触れることとなったため、単位についての理解をより深められるように、「A数と計算」領域でも扱うこととした。【付加】</p>
<p>(4)ア(イ) 除法が用いられる場面を式に表したり、式を読み取ったりすること。</p>	<p>・「領域再編」によって「D数量関係」領域から移行</p>
<p>(5)イ(ア) 数のまとまりに着目し、小数でも数の大きさを比べたり計算したりできるかどうかを考えるとともに、小数を日常生活に生かすこと。</p>	<p>・小数について学ぶ際に、「小数でも数の大きさを比べたり計算したりできるかどうか」を追究し、図や数直線、0.1の幾つ分などをもとに、小数が整数と同じ十進位取り記数法によって表された数であることを考えることを重視している。</p>
<p>(6)ア(ア) 等分してできる部分の大きさや端数部分の大きさを表すのに分数を用いることを知ること。また、分数の表し方について知ること。</p>	<p>・同じ場面でも二種類の分数の意味がある場合（例えば、2mの1/4の長さが1/2mである場合）などを意図的に設定し、児童自身がその意味の違いを理解して、分数を使うことができることをねらっている。このことは、第3・4・5学年でも扱い、その定着を目指している。【継続】</p>
<p>3 内容の取扱い</p>	
<p>(2) A(2)及び(3)については、簡単な計算は暗算でできるよう配慮するものとする。また、計算の結果の見積りについても触れるものとする。</p>	<p>・0.2+0.8や2/10+8/10の答えを1.0や10/10と表記してよいかは教師も判断に迷うことがあった。小学校の段階では、「整数では表せない『はした』が出たときにはじめて、小数や分数を扱う」という意味に立ち返って、整数での表記が自然であると理解させることをねらっている。【補足】</p>
	<p>・第2学年と同様 【新設：後段部分】</p>
<p>〔第4学年〕</p>	
<p>(3)ア(イ) 除法の計算が確実にでき、それを適切に用いること。</p>	<p>・基準量・比較量から倍を求める場合や比較量・倍から基準量を求める場合にも除法が用いられることを第3学年に加え、第4学年でも扱い、確実な定着をねらっている。 ・人が登場しない場面でもわり算がつかえる（倍の問題以外）ことを整数の場面でも大切にする。【継続】</p>
<p>(4)ア(ア) ある量の何倍かを表すのに小数を用いることを知ること。</p>	<p>・改訂前は、「小数倍」をどの学年で取り扱うかが明記されていなかった。「倍の意味」を「幾つ分」から「基準量を1としたときに幾つに当たるか」と拡張して理解させる。第5学年でも繰り返し経験して確実な定着につなげる。 (移行措置中の特例)【新設】</p>

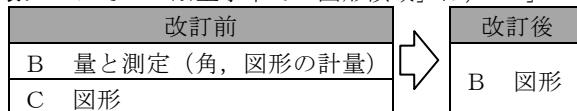
[第5学年]

- (3)ア(7) 乗数や除数が小数である場合の小数の乗法及び除法の意味について理解すること。
- (3)イ(7) 乗法及び除法の意味に着目し、乗数や除数が小数である場合まで数の範囲を広げて乗法及び除法の意味を捉え直すとともに、それらの計算の仕方を考えたり、それらを日常生活に生かしたりすること。
- (4)イ 思考力、判断力、表現力等
- (5)イ 思考力、判断力、表現力等

・小数の乗法や除法は、計算はできるが、その意味理解が弱いという児童の現状がある。指導に当たっては、数量関係を表している文脈に着目したり、数直線図に整理したりして、小数を含んだ整数の乗法の意味を『基準にする大きさ』の『割合』に当たる大きさを求める操作であるとまとめ、乗数が小数になっても使えるという拡張の考えを用いて、確実に定着させたい。【継続】

・「日常生活に生かす」ことの記載はない。第4学年までは「イ」に記載していたが、第5学年の分数では、計算の仕方を考えたり、四則計算の可能性を考えるという「数学をつくる」ことに重点を置くため記載なし。

■領域再編 「B図形」領域について ※全学年で「図形領域」は、「C」⇒「B」に変更



- ・従前の「B量と測定」領域には以下の内容が含まれていた。
 - ① 直接比較から始まる測定のプロセスを大切にし、そこで働かせる数学的な見方・考え方を育成する内容
 - ② 面積や体積のように、図形を構成する要素に着目し、図形の性質を基に、量を計算によって求める内容
 - ③ 二つの数量の関係に着目し、数量の間の比例関係を基に、量を計算で求める内容
- ・しかし、下学年において、「量を捉えるために単位を設定して測定すること」、「面積や体積を公式によって求めること」、「単位量当たりの大きさや速さを公式によって求めること」について、実際に児童が考察する仕方は、それぞれ異なるものである。
- ・そこで、育成を目指す資質・能力を明確にし、児童が学習する際の考察する仕方が異なる内容をそれぞれに合う領域に移行させることで、領域ごとに指導内容の配置の趣旨がより分かりやすくなるようにした。
- ・従前の「B量と測定」の内容を、「測定のプロセスを充実する下学年での『C測定(下学年)』領域」と、「計量的考察を含む図形領域として上学年の『B図形』領域」に再編成した。
- ・新しい「B図形」の領域を「図形を構成する要素に着目して、図形の性質を考察したり、それを活用したりする資質・能力を育む」領域として、領域の趣旨を分かりやすいものとした。

■「B図形」領域で働かせる「数学的な見方・考え方」

- ① 図形の意味について理解し、その性質について考察すること
- ② 図形の構成の仕方について考察すること
- ③ 図形の計量の仕方について考察すること
- ④ 形の性質を日常生活に生かすこと

[第3学年]

- (1)ア(7) 二等辺三角形、正三角形などについて知り、作図などを通してそれらの関係に次第に着目すること。

・二等辺三角形や正三角形の意味や性質については、「知る」ととどまらず、作図、ひご等による構成、紙を折るなどの活動を通して確かめる。また、辺の長さ等を視点に、二等辺三角形と正三角形の関係に着目できるように指導することを重視している。【付加】

[第4学年]

- (4)イ(7) 面積の単位や図形を構成する要素に着目し、図形面積の求め方を考えると同時に、面積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察すること。

・第6学年「メートル法」からの移行。面積の単位間の関係を考察する際に、長さの単位間の関係と面積の意味に着目させて、その違いと理由を理解できるように指導を工夫することが必要である。(移行措置中の特例)【移行】

〔第5学年〕

(1)ア(7) 図形の形や大きさが決まる要素について理解するとともに、図形の合同について理解すること。

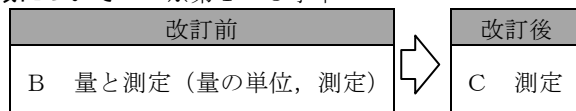
・「図形が決まる」ことの意味理解について新規で追加され、重点が置かれている。指導に当たっては、例えば、三角形では、辺と角の全ての要素を用いなくても三角形が一つに決まる要素について理解させる。その上で、二つの三角形が合同かどうかを「図形が決まる」という観点をもとに考察し、合同になる条件に気付かせるようにする等の指導が考えられる。【継続】

〔第6学年〕

(2)ア(7) 概形とおよその面積
 (3)ア(7) 円の面積の求め方
 (4)ア(7) 角柱及び円柱の体積の求め方

・「領域再編」によって「B量と測定」領域から移行

■領域再編 「C測定」領域について ※第1～3学年



- ・基本的な考え方は、「領域再編『B』」に示したとおりである。
- ・従前の「B量と測定」の内容を、測定のプロセスを充実する下学年での「C測定（下学年）」領域と、計量的考察を含む図形領域としての上学年の「B図形」に再編成した。
- ・新規に設定した「C測定（下学年）」領域では、ものの属性に着目し、単位を設定して量を数値化して捉える過程を重視し、それぞれの量について、そこでの測定のプロセスに焦点を当てて学ぶこととしている。

■「C測定」領域で働かせる「数学的な見方・考え方」

- ① 量の概念を理解し、その大きさの比べ方を見いだすこと
- ② 目的に応じた単位で量の大きさを的確に表現したり比べたりすること
- ③ 単位の関係を統合的に考察すること
- ④ 量とその測定の方法を日常生活に生かすこと

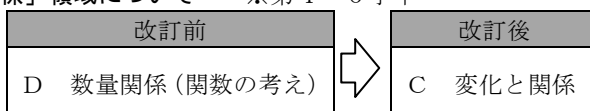
〔第3学年〕

3 内容の取扱い

(7) C(1)については、重さの単位のトン(t)について触れるとともに、接頭語（キロ(k)やミリ(m)）についても触れるものとする。

・接頭語（キロ(k)やミリ(m)）について触れることは、第6学年「B量と測定」領域からの移行である。指導に当たっては、長さや重さの単位には、どちらもキロ(k)のついた単位があることから、接頭語について触れるようにする。（移行措置中の特例）【移行】

■領域再編 「C変化と関係」領域について ※第4～6学年



- ・従前の「D数量関係」は、「関数の考え」、「式の表現と読み」、「資料の整理と読み」の三つで構成されていた。このうち、「関数の考え」の内容を、今回の改訂で「C変化と関係」に移行した。
- ・「算数科で育成を目指す資質・能力」の重要な事項に、「事象の変化や関係を捉えて問題解決に生かそうとすること」があり、これが従前から「関数の考え」として重視されてきたことを踏まえ、今回の改訂において、事象の変化や関係を捉える力の育成を一層重視し、二つの量の関係を考察したり、変化と対応から事象を考察したりする数学的活動を一層充実するために上学年に設けた。
- ・「C変化と関係」領域を上学年に位置付けたのは、従来の「C数量関係」領域における「関数の考え」を育成する内容が、伴って変わる二つの数量の関係（第4学年）、簡単な比例（第5学年）、比例と反比例（第6学年）など、上学年に位置付けられていたことを踏まえたものである。
- ・中学校数学の「関数」領域につながるものであり、小学校と中学校の学習の円滑な接続も意図している。

■「C変化と関係」領域で働かせる「数学的な見方・考え方」

- ① 伴って変わる二つの数量の変化や対応の特徴を考察すること
- ② ある二つの数量の関係と別の二つの数量の関係を比べること
- ③ 二つの数量の関係を日常生活に生かすこと

〔第4学年〕

(1)イ(ア) 伴って変わる二つの数量を見いだして、それらの関係に着目し、表や式を用いて変化や対応の特徴を考察すること。

・変化や対応の特徴を考察する際には、表からきまりを見つめるだけでなく、言葉の式や□と△を用いた式で表し、式から読み取ることができるようにするところまで扱いたい。その際に、一つの例だけ見て式化するのではなく、表を縦に見たり、いくつかの式の例を縦に並べて言葉の式や□と△を用いた式にしたりして、伴って変わる二つの数量の関係の考察を重視している。

(2)ア(ア) 簡単な場合について、ある二つの数量の関係と別の二つの数量の関係を比べる場合に割合を用いる場合があることを知ること。

・第4学年から割合を位置付けた。簡単な場合について、割合を用いて比べることを指導する。簡単な場合とは、二つの数量の関係が、基準とする数量を1とみたときにもう一方の数量が、2倍、3倍、4倍などの整数で表される場合について、二つの数量の関係と別の二つの数量とを比べることを知る程度を指している。図や式などを用いて、二つの数量の関係の比べ方を考察する力を伸ばすことをねらっている。**（移行措置中の特例）【新設】**

〔第5学年〕

(2)ア(ア) 速さなど単位量あたりの大きさの意味及び表し方について理解し、それを求めること。

・第6学年から「速さ」が移行し、単位量あたりの大きさとして、「速さ」や「こみぐあい」等を扱うこととなる。速さを量として表すために「移動する長さ」と「移動にかかる時間」の二つの量の必要性に気付かせ、比べる際には、「単位時間あたりに移動する長さ」という捉えと「一定の長さを移動するのにかかる時間」という捉えの両方を取り上げ、目的に応じた処理の仕方を工夫することが大切である。**（移行措置中の特例）【移行】**

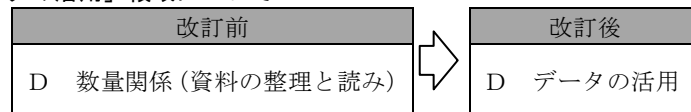
〔第6学年〕

(2)ア(ア) 比の意味や表し方を理解し、数量の関係を比で表したり、等しい比をつくったりすること。

・これまでの「比の表し方」や「比の相等やそれらの意味」の指導に加え、「比の値」や「比の値を用いると比の相等を確かめることができる」ことを指導する。さらに、数量の関係を比で表したり、等しい比をつくったりすることについても指導内容に加え、日常生活の事象に生かす力をさらに伸ばしていくことをねらっている。

■領域再編 「Dデータの活用」領域について

（改訂のポイント）



- ・統計的な内容の充実を踏まえ、「身の回りの事象をデータから捉え、問題解決に生かす力」、「データを多面的に把握し、事象を批判的に考察する力」を育成するとともに、小学校と中学校間での統計教育の円滑な接続のため、統計に関わる領域「Dデータの活用」を新たに設けた。
- ・従前の「D数量関係」は、「関数の考え」、「式の表現と読み」、「資料の整理と読み」から構成されていたが、このうち、「資料の整理と読み」の内容を「Dデータの活用」に移行した。
- ・従来、別領域だった、第5学年「測定値の平均」と第6学年「資料の平均」を「Dデータの活用」領域で取り扱う。測定値の平均は、一つのものを繰り返し測定し、それらの値を平均することで真の値に近づくことが前提の平均である。この前提には、測定したデータの分布は正規分布になるということがある。一方、「資料の平均」は、データの数値を平均するのみで、前提として分布が正規分布であるかどうかを仮定せず、統計を用いた問題解決に用いられる。これらの違いの理解を深めるために同一の領域で示すことにした。

■「Dデータの活用」領域で働かせる「数学的な見方・考え方」

- ① 目的に応じてデータを収集、分類整理し、結果を適切に表現すること
- ② 統計データの特徴を読み取り判断すること

〔第1学年〕

(1) 絵や図を用いた数量の表現

・第1学年では、身の回りの事象について関心を持ち、個数に着目して簡単な絵や図などに表したり、それらを読み取ったりすることで特徴を捉えることがねらい。
 ・対象を絵などに置き換える際には、それらの大きさを揃えることや、並べる際に均等に配置することが必要であることを理解できるようにする。

〔第2学年〕

(1) 簡単な表やグラフ

・第2学年では、身の回りの事象に関心を持ち、データを整理する観点を定め、「観点が一つの表」や「○で数の大きさを表したグラフ」を通じて特徴を捉え、表やグラフを用いることで簡潔に、視覚的に分かりやすくなることに気付き、考察することができるようになることがねらい。

〔第3学年〕

(1) 表と棒グラフ

・第3学年では、身の回りにある事象について観点を定め、資料を目的にあった手際の良い方法で、分かりやすく表やグラフに表し、数量の大小や差、最大値や最小値、項目間の関係、集団のもつ全体的な特徴を捉え考察したり、見いだしたことを表現したりできるようにすることがねらい。【移行】

〔第4学年〕

(1) データの分類整理

・第4学年では、目的に応じてデータを集めて分類整理し、特徴や傾向に着目して、「二次元の表」に表したり、時間変化に沿って得られた「時系列データ」を折れ線グラフに表したりしたことをもとに、分析・判断したり、結論について考察したりできるようにする。

〔第5学年〕

(1) 円グラフや帯グラフ

(2) 測定値の平均

・第5学年では、次の2点がねらい。
 (1) 目的に応じて収集した質的データや量的データは、全体や部分の関係を調べると特徴を捉えやすいことに気付かせ、割合を示す円・帯グラフに表したり、読み取ったり、選択したりして、統計的な問題解決をできるようになることや、結論について多面的に捉え考察すること【移行】
 (2) 平均の意味を理解した上で、測定した結果について、平均を用いて示し日常生活に生かすこと

〔第6学年〕

(1) データの考察

(2) 起こり得る場合

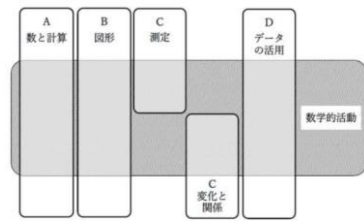
第6学年では、次の2点がねらい。
 (1) 目的に応じたデータの収集や分類整理、表やグラフ、代表値の適切な選択など、一連の統計的な問題解決をできるようになることや、結論について批判的に捉え妥当性について考察することができるようになること【移行】
 (2) 起こり得る全ての場合を適切な観点から分類整理して、順序よく列挙できるようにすること

■領域再編 「数学的活動」について

(改訂のポイント)

○概要

- ・全学年において「算数的活動」が「数学的活動」に変更された。
- ・数学的活動は、「A数と計算」、「B図形」、「C測定」「C変化と関係」及び「Dデータの活用」の五つの領域に並列に示しているが、五つの領域とは縦軸と横軸の関係にあり、小学校算数科の教育課程全体に構造的に位置付けられる。



○数学的活動の指導の意義

- ・数学的活動は、単に問題を解決することだけでなく、問題解決の結果や過程を振り返って、得られた結果を捉え直したり、新たな問題を見いだしたりして、統合的・発展的に考察を進めていくことが大切。
- ・数学的活動の様々な局面で、数学的な見方・考え方が働き、その過程を通して数学的に考える資質・能力の育成を図ることができる。特に、今回の改訂では、学習指導の過程において、数学的に問題発見・解決する過程を重視している。

○数学的活動の類型と各学年への位置付け

- ・事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決する過程を遂行するという観点から、数学的活動を以下のように、下学年は四つ、上学年は三つの類型に整理した。

下 学 年	上 学 年	数量や図形を見だし、進んで関わる活動
		日常の事象から見いだした問題を解決する活動
		算数の学習場面から見いだした問題を解決する活動
		数学的に表現し、伝え合う活動

- ・**下学年の類型が四つとなっている理由**：下学年には、身の回りの事象を観察したり、小学校に固有の具体的な操作をしたりすること等を通して、「数量や図形を見いだして、それらに進んで関わって行く活動」を明確に位置付けることで、小学校における学習に特徴的な数学的活動を重視することとした。

数学的活動における
項目の対応

下学年 1 2 3	上学年 4 5 6
ア	—
イ	→ ア
ウ	→ イ
エ	→ ウ

※系統的に比較する際には、上記のように記号が変更されているため注意が必要

- 上記四つ(三つ)の類型を視点にして、各学年において目指したい主な「数学的活動」を焦点化して示す。
- 該当学年で特に大切にしたい部分を(ゴシック体)にして示す。

〔第1学年〕
 ア(観察・操作) 数量や形を「見いだす」活動
 イ(日常の事象) 「**具体物など**」を用いて解決する活動
 ウ(算数の事象) 「**具体物など**」を用いて解決する活動
 エ(表現) 「**具体物や図など**」を用いて表現する活動

〔第2・3学年〕
 ア(観察・操作) 数量や図形に「**進んで関わる**」活動
 イ(日常の事象) 「**具体物, 図, 数, 式など**」を用いて解決する活動
 ウ(算数の事象) 「**具体物, 図, 数, 式など**」を用いて解決する活動
 エ(表現) 「**具体物, 図, 数, 式など**」を用いて表現し「**伝え合う**」活動

〔第4・5学年〕
 ア(日常の事象) 解決したことを「**日常生活等に生かす**」活動
 イ(算数の事象) 解決したことをもとに「**発展的**」に考察する活動
 ウ(表現) 「**図や式など**」を用いて「**数学的に**」表現し伝え合う活動

〔第6学年〕
 ア(日常の事象) 解決した後「**過程を振り返り**」「**改善**」する活動
 イ(算数の事象) 解決した後「**過程を振り返り**」「**統合的・発展的**」に考察する活動
 ウ(表現) 「**目的に応じて**」図や式などを用いて数学的に表現し「**伝え合う**」活動

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画作成上の配慮事項

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

★本頁は、「第3」のうち、主な内容について説明する。

■主体的・対話的で深い学び【新設】

- ・「知識及び技能」や「思考力、判断力、表現力等」の育成を目指す授業改善は、これまでも多く実践されている。その実践を否定し、全く異なる指導方法を導入するのではなく、児童や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。
- ・「深い学び」に関して、深まりの鍵となるのが「数学的な見方・考え方」である。学びの過程で働かせることを通じて、より質の高い「深い学び」につなげることが重要である。

■「深い学び」について【補足】

- ・深い学びは一通りに決まっているものではなく、様々な深い学びがある。
- ・目の前の児童の実態を把握し、「今日の授業で何を深めたいのか」を学級集団ごとに描くことが大切。
- ・その結果、授業では数学的活動を通して、児童一人一人の思考や態度が変容することを目指している。

(5) 障害のある児童への指導

■算数科における「障害のある児童への配慮」例【新設】

- ・抽象度の高い言葉（商、等しいなど）の理解が困難な場合、既習の言葉や分かる言葉に置き換える。
- ・式表現が困難な場合、場面を具体物を用いて動作化したり、文章を部分で提示したり、図式化したりする。
- ・空間図形の性質の理解が困難な場合、立体模型で特徴のある部分を触らせて説明させる。

2 内容の取扱いについての配慮事項

(2) コンピュータなどの活用

■プログラミング的思考【付加】

- ・自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要か、どのように改善していけばより意図した活動に近づくのかということを論理的に考えていく力の一つ。
- ・問題の解決には必要な手順があることに気付かせる。

(4) 用語・記号の指導

■数学の「用語・記号」【継続】

- ・用語・記号の意味や内容を理解した上で、用語・記号を用いることのよさ（簡潔さ、明瞭さ、的確さ）について把握できるように指導する必要がある。
- ・用語・記号が具体的な内容から離れ、形式的な指導に陥ったりすることのないようにしなければならない。
- ・各学年段階で示した用語・記号は、「その学年で指導が完結して用いること」ができるようにするというのではなく、「その学年からそれらの用語・記号の使用が始まること」を示している。

■ 理科 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- 理科で育成を目指す資質・能力を育む観点から、自然に親しみ、見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を基に考察し、結論を導き出すなどの問題解決の活動の充実が求められる。
- 理科を学ぶことの意義や有用性の実感及び理科への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視することが求められる。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

① 【理科の見方・考え方】

- 「見方」（問題解決の過程において、自然の事物・現象を捉える視点）
 - ・ 「エネルギー」を柱とする領域では、主として量的・関係的な視点で捉えること。
 - ・ 「粒子」を柱とする領域では、主として質的・実体的な視点で捉えること。
 - ・ 「生命」を柱とする領域では、主として多様性と共通性の視点で捉えること。
 - ・ 「地球」を柱とする領域では、主として時間的・空間的な視点で捉えること。
 - * これらの特徴的な視点はそれぞれ領域固有のものではなく、その強弱はあるものの、他の領域においても用いられる視点であることや、これら以外にも、原因と結果、部分と全体、定性と定量などといった視点もあることに留意する必要がある。
- 「考え方」（問題解決の過程において、どのように思考していくかという考え方）
 - ・ 「比較する」とは、複数の自然の事物・現象を対応させ比べることである。比較には、同時に複数の自然の事物・現象を比べたり、ある自然の事物・現象の変化を時間的な前後の関係で比べたりすることなどがある。
 - ・ 「関係付ける」とは、自然の事物・現象を様々な視点から結び付けることである。「関係付け」には、変化とそれに関わる要因を結び付けたり、既習の内容や生活経験と結び付けたりすることなどがある。
 - ・ 「条件を制御する」とは、自然の事物・現象に影響を与えると考えられる要因について、どの要因が影響を与えるかを調べる際に、変化させる要因と変化させない要因を区別するということである。
 - ・ 「多面的に考える」とは、自然の事物・現象を複数の側面から考えることである。
- 「見方・考え方」は、問題解決の活動を通して育成を目指す資質・能力としての「知識」や「思考力、判断力、表現力等」とは異なることに留意が必要である。

② 問題解決の力

小学校理科で育成を目指す資質・能力のうち、「思考力、判断力、表現力等」については、「問題解決の力」の育成を目指す。従来の「問題解決の能力」の育成とその方向性に変わりはないが、今回、より具体的に示された。これらは各学年で重点的に養う力として示されたものである。

- 第3学年：主に差異点や共通点を基に、問題を見いだす力を養う。
- 第4学年：主に既習の内容や生活経験を基に、根拠のある予想や仮説を発想する力を養う。
- 第5学年：主に予想や仮説を基に、解決の方法を発想する力を養う。
- 第6学年：主により妥当な考えをつくりだす力を養う。

(2) 指導内容の改善

従前と同様に「エネルギー」、「粒子」、「生命」、「地球」などの科学の基本的な概念等を柱として構成し、科学に関する基本的な概念等の一層の定着を図ることができるようにしている。今回の改訂で、理科の目標である「自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力」を育成することを実現するために、以下のとおり、追加、移行及び中学校への移行を行った。

○ 追加した内容

- ・音の伝わり方と大小（第3学年）
- ・雨水の行方と地面の様子（第4学年）
- ・人と環境（第6学年）

○ 学年間で移行した内容

- ・光電池の働き〔第6学年（第4学年より移行）〕
- ・水中の小さな生物〔第6学年（第5学年より移行）〕

○ 中学校へ移行した内容

- ・電熱線の発熱（第6学年）

(3) 学習指導の改善

① 資質・能力を育成する学びの過程

従来、小学校理科では、問題解決の過程を通じた学習活動を重視してきた。問題解決の過程として、自然の事物・現象に対する気付き、問題の設定、予想や仮説の設定、検証計画の立案、観察・実験の実施、結果の処理、考察・結論といった過程が考えられる。この問題解決のそれぞれの過程において、どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にし、指導の改善を図っていくことが重要になる。そこで、小学校理科で育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿って整理し、より具体的なものとして示した。特に「思考力、判断力、表現力等」については、各学年で主に育成を目指す問題解決の力を具体的に示した。

② 「主体的・対話的で深い学び」の実現

「主体的・対話的で深い学び」は、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元などの内容や時間のまとまりを見通しながら授業改善を行うことが大切である。理科においては、「理科の見方・考え方」を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの問題解決の活動を通して、「主体的・対話的で深い学び」の実現が図られるようにすることが必要である。

③ 教材や教育環境の充実

小学校理科の特色でもある観察、実験の充実を図っていく観点から、理科教育のための設備整備の支援や、理科の観察に使用する設備の準備・調整等を行う補助員の配置に引き続き取り組むことが必要である。

3 具体的な改善事項（別紙）

II 移行措置

○ 移行措置の解説

- ・平成30、31年度の第4学年は、「光電池を使ってモーターを回すことなどができること」を省略。
- ・平成31年度の第5学年は、「魚は、水中の小さな生物を食べ物にして生きていること」を省略。
- ・平成31年度の第6学年は、「電熱線の発熱は、その太さによって変わることを省略。
- ・移行期間及び新学習指導要領の全面实施に伴い、学年配当時間数に変更はない。

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の趣旨と要点 ※本手引きの前書き部分及び「小学校学習指導要領解説理科編」の「2 理科改訂の趣旨」及び「3 理科改訂の要点」参照</p> <p>II 目標及び内容 1 教科の目標 第1 目標 ←</p> <p>自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・目標は、どのような学習の過程を通して資質・能力を育成するのかを示し、次に(1)から(3)までの資質・能力に区切り、それぞれの意図するものについて示している。</p> <p>(1)知識及び技能 (2)思考力、判断力、表現力等 (3)学びに向かう力、人間性等</p> <p>上記の資質・能力については、相互に関連し合うものであり、資質・能力を(1)、(2)、(3)の順に育成するものではないことに留意が必要。</p> </div>	<p>【目標の前文】</p> <p>○「自然に親しみ」について 単に自然に触れたり、慣れ親しんだりするというだけでは。児童が関心や意欲をもって対象と関わることにより、自ら問題を見だし、それを追究していく活動を行うとともに、見出した問題を追究し、解決していく中で、新たな問題を見だし、繰り返し自然の事物・現象に関わっていくことを含意している。</p> <p>○「理科の見方・考え方を働かせて」について 従来、「科学的な見方や考え方」を育成することを重要な目標として位置付け、資質・能力を包括するものとして示してきた。よって、「問題解決の活動によって児童が身に付ける方法や手続きと、その方法や手続きによって得られた結果及び概念を包含する」という表現で示されてきた。今回の改訂では、資質・能力をより具体的なものとして示し、「見方・考え方」は資質・能力を育成する過程で児童が働かせる「物事を捉える視点や考え方」であり、各教科等を学ぶ本質的な意義や中核をなすものとして、全教科等を通して整理された（前文参照）。</p> <p>○「見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して」について ・「見通しをもつ」とは、児童が自然に親しむことによって見出した問題に対して、予想や仮説をもち、それらを基にして観察、実験などの解決の方法を発想すること。 ・児童が見通しをもつことにより、予想や仮説と観察、実験の結果の一致、不一致が明確になる。両者が一致した場合には、児童は予想や仮説を確認したことになる。一方、両者が一致しない場合には、児童は予想や仮説、又はそれらを基にして発想した解決の方法を振り返り、それらを見直し、再検討を加えることになる。いずれの場合でも、予想や仮説又は解決の方法の妥当性を検討したという意味において意義があり、価値がある。</p> <p>○「自然の事物・現象についての問題を科学的に解決する」について 理科では、「科学的に解決する」ということが重要。「問題を科学的に解決する」ということは、自然の事物・現象についての問題を、実証性、再現性、客観性などといった条件を検討する手続きを重視しながら解決していくということ。主体的で対話的な学びの過程の中で、児童が既にもっている考えを、少しずつ科学的なものに変容させていくことが大切。そのためには、問題を解決することに喜びを感じるとともに、「知らないことがあることに気付く」ことにも価値を見いだすことができる児童を育成していくことが重要。</p>

(1) 自然の事物・現象についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。

(1)「知識及び技能」に関する目標

- ・児童が、問題解決の過程を通して、あらかじめもっている自然の事物・現象についてのイメージや素朴な概念などを、既習の内容や生活経験、観察、実験などの結果から導きだした結論と意味付けたり、関係付けたりして、より妥当性の高いものに更新していくことが重要。
- ・器具や機器などを目的に応じて工夫して扱うとともに、観察、実験の過程やそこから得られた結果を適切に記録すること。観察、実験などに関する技能を身に付けることは、自然の事物・現象についての理解や問題解決の力を育成する上で重要。

(2) 観察、実験などを行い、問題解決の力を養う。

(2)「思考力、判断力、表現力等」に関する目標

- ・第3学年では、主に差異点や共通点を基に、問題を見いだすといった問題解決の力を育成する。複数の自然の事物・現象を比較し、その差異点や共通点を捉えることが大切。
- ・第4学年では、主に既習の内容や生活経験を基に、根拠のある予想や仮説を発想するといった問題解決の力を育成する。自然の事物・現象同士を関係付けたり、自然の事物・現象と既習の内容や生活経験と関係付けたりすることが大切。
- ・第5学年では、主に予想や仮説を基に、解決の方法を発想するといった問題解決の力を育成する。自然の事物・現象に影響を与えると考える要因を予想し、どの要因が影響を与えるかを調べる際に、これらの条件を制御するといった考え方をを用いることが大切。
- ・第6学年では、主により妥当な考えをつくりだすといった問題解決の力を育成する。自分が既にもっている考えを検討し、より科学的なものに変容させることである。自然の事物・現象を多面的に考えることが大切。
- ・これらの問題解決の力は、その学年で中心的に育成するものであるが、実際の指導に当たっては、他の学年で掲げている問題解決の力の育成についても十分に配慮することや、内容区分や単元の特性によって扱い方が異なること、中学校における学習につなげていくことにも留意が必要。

(3) 自然を愛する心情や主体的に問題解決しようとする態度を養う。

(3)「学びに向かう力、人間性等」に関する目標

- ・植物の栽培や昆虫の飼育などの意義を児童に振り返らせることにより、生物を愛護しようとする態度を育んだり、自分自身を含む動植物は、互につながっており、周囲の環境との関係の中で生きていることを考えることを通して、生命を尊重しようとする態度を育んだりすることが重要。
- ・意欲的に自然の事物・現象に関わろうとする態度、粘り強く問題解決しようとする態度、他者と関わりながら問題解決しようとする態度、学んだことを自然の事物・現象や日常生活に当てはめてみようとする態度などが表れるようにすることが大切。

・目標から「実感を伴った理解」を削除。
→育成する資質・能力を三つの柱で整理したため、「知識の理解」のみに特化した記載の仕方は避けた。また「実感を伴った」部分の評価の難しさもあり削除した。しかし、軽視しているわけではなく、今後も知識と知識をつなげて理解していくこと等を大切にすることには変わりはない。

○『『エネルギー』、『粒子』、『生命』、『地球』を柱とした内容の構成』及び「思考力、判断力、表現力等及び学びに向かう力、人間性等に関する学習指導要領の主な記載」については、図1～図3として記載している。

2 各学年の目標及び内容

〔第3学年〕

1 目標

(1) 物質・エネルギー

- ①物の性質、風とゴムの力の働き、光と音の性質、磁石の性質及び電気の回路についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。
- ②物の性質、風とゴムの力の働き、光と音の性質、磁石の性質及び電気の回路について追究する中で、主に差異点や共通点を基に、問題を見いだす力を養う。
- ③物の性質、風とゴムの力の働き、光と音の性質、磁石の性質及び電気の回路について追究する中で、主体的に問題解決しようとする態度を養う。

(2) 生命・地球

- ①身の回りの生物、太陽と地面の様子についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。
- ②身の回りの生物、太陽と地面の様子について追究する中で、主に差異点や共通点を基に、問題を見いだす力を養う。
- ③身の回りの生物、太陽と地面の様子について追究する中で、生物を愛護する態度や主体的に問題解決しようとする態度を養う。

2 内容

A 物質・エネルギー

(1) 物と重さ

物の性質について、形や体積に着目して、重さを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

- (ア) 物は、形が変わっても重さは変わらないこと。
- (イ) 物は、体積が同じでも重さは違うことがあること。

イ 物の形や体積と重さとの関係について追究する中で、差異点や共通点を基に、物の性質についての問題を見だし、表現すること。

(2) 風とゴムの力の働き

風とゴムの力の働きについて、力と物の動く様子に着目して、それらを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

- (ア) 風の力は、物を動かすことができること。また、風の力の大きさを変えると、物が動く様子

・各学年、それぞれの内容についての目標も、資質・能力の三つの柱で構成される。

- ①知識及び技能
- ②思考力、判断力、表現力等
- ③学びに向かう力、人間性等

②第3学年の「思考力、判断力、表現力等」における「問題解決の力」は、「主に差異点や共通点を基に、問題を見だし、表現すること」である。

③第3学年の「学びに向かう力、人間性等」に関わる目標は、「主体的に問題解決しようとする態度」である。「学びに向かう力、人間性等」に関わる目標は、学年の目標にのみ位置付けている。その理由は、育成までに長いスパンの指導が必要であり、領域や学年を通じて涵養していくものであることからである。

②第3学年の「思考力、判断力、表現力等」における「問題解決の力」は、「主に差異点や共通点を基に、問題を見だし、表現すること」である。

③第3学年の「学びに向かう力、人間性等」に関わる目標は上記に加え、「生物を愛護する態度」である。

■学習内容に変更なし。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…物の形や体積に着目
- ・考え方…重さを比較する

■指導に当たって留意する点

- ・児童の発達の段階を踏まえ、物の重さを手ごたえなどの体感を通して調べた上で、てんびんや自動上皿はかりを用いて調べることが大切。
- ・言語活動の充実の観点から、調べた結果を表に整理して、物の形や体積と重さとの関係について考えたり、説明したりする活動の充実を図ることが大切。

■変更

従来の「風やゴムの働き」から変更。エネルギー領域の主な見方である「量的・关系的」を働かせると、風の力やゴムの力を変えると、物の動く様子が変わるところまで捉えることを指導する必要があることから。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…力と物の動く様子に着目
- ・考え方…風やゴムの力と物の動く様子を比較する

も変わること。

- (イ) ゴムの力は、物を動かすことができること。
また、ゴムの力の大きさを変えると、物が動く様子も変わること。

イ 風とゴムの力で物が動く様子について追究する中で、差異点や共通点を基に、風とゴムの力の働きについての問題を見だし、表現すること。←

(3) 光と音の性質

光と音の性質について、光を当てたときの明るさや暖かさ、音を出したときの震え方に着目して、光の強さや音の大きさを変えたときの違いを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

- (ア) 日光は直進し、集めたり反射させたりできること。←

- (イ) 物に日光を当てると、物の明るさや暖かさが変わること。←

- (ウ) 物から音が出たり伝わったりするとき、物は震えていること。また、音の大きさが変わるとき物の震え方が変わること。←

イ 光を当てたときの明るさや暖かさの様子、音を出したときの震え方の様子について追究する中で、差異点や共通点を基に、光と音の性質についての問題を見だし、表現すること。←

(4) 磁石の性質

磁石の性質について、磁石を身の回りの物に近づけたときの様子に着目して、それらを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

- (ア) 磁石に引き付けられる物と引き付けられない物があること。また、磁石に近づけると磁石になる物があること。←

■指導に当たって留意する点

- 生活科の学習との関連を考慮しながら、風を受けたときやゴムの力を働かせたときの手ごたえなどの体感を基にした活動を重視するようにする。
- 言語活動の充実の観点から、風の強さやゴムの伸びなどと物の動きとの関係を表に整理するなど、風とゴムの力の働きについて考えたり、説明したりする活動の充実を図るようにする。

■変更

「光の性質」に「音」の学習が追加された。

■本内容における見方・考え方

- 見方…光を当てたときの明るさや暖かさ、音を出したときの震え方に着目
- 考え方…光の強さや音の大きさを変えたときの違いを比較する

■追加

日光は直進することを追加。

■指導に当たって留意する点

- 虫眼鏡では、日光が集まったところを小さくすると明るさや暖かさが増し、黒い紙などが焦げることがあることも捉えるようにする。
- 安全面も考慮したときに放射温度計を利用することも考えられる。棒温度計の使用に当たっては児童が安全に使用できるよう、配慮が必要。

■新設

音の学習を追加。ここでの学習により、中学校第1学年の学習への理解が深まるという考えのもと、内容が追加された。

■指導に当たって留意する点

- 日光の重なり方が変わると明るさや暖かさが変わることや、音の大きさが変わるとき、物の震え方が変わることについて、実験の結果を表に整理して比較するなど、光と音の性質について考えたり、説明したりする活動の充実を図るようにする。

■本内容における見方・考え方

- 見方…磁石を身の回りの物に近づけたときの様子に着目
- 考え方…磁石を身の回りの物に近づけたときの様子を比較する

■新設（内容の取扱い）

磁石が物を引き付ける力は、磁石と物の距離によって変わることにも触れる。

■変更

「磁石に付くと磁石になる」の表記を、「磁石に近づくと磁石になる」に変更。離れていても磁石による力が働くことを学び、第5学年の「電流が流れる磁力」の学習や中学校への学習につなげる。

(イ) 磁石の異極は引き合い、同極は退け合うこと。

イ 磁石を身の回りの物に近付けたときの様子について追究する中で、差異点や共通点を基に、磁石の性質についての問題を見いだし、表現すること。

■指導に当たって留意する点

- ・磁石に物が引き付けられる力を手ごたえなどで感じとったり、磁石を方位磁針に近付けて、その動き方を調べたりして、磁石と物との間を開けても引き付ける力が働いていることを捉えるようにする。
- ・日常生活との関連として、身の回りには、磁石の性質を利用した物が多数あることを取り上げることが考えられる。

(5) 電気の通り道

電気の回路について、乾電池と豆電球などのつなぎ方と乾電池につないだ物の様子に着目して、電気を通すときと通さないときのつなぎ方を比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 電気を通すつなぎ方と通さないつなぎ方があること。

(イ) 電気を通す物と通さない物があること。

イ 乾電池と豆電球などのつなぎ方と乾電池につないだ物の様子について追究する中で、差異点や共通点を基に、電気の回路についての問題を見いだし、表現すること。

■学習内容に変更なし。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…乾電池と豆電球などのつなぎ方と乾電池につないだ物の様子に着目
- ・考え方…電気を通すときと通さないときのつなぎ方を比較する

■指導に当たって留意する点

- ・豆電球のみならず、LED電球を使用することも考えられる。

・第3学年の「A物質・エネルギー」の指導に当たっては、3種類以上のものづくりを行うものとする（従来同様）。その際、目的を設定し、計測して制御するという考えに基づいた学習活動を充実する。

B 生命・地球

(1) 身の回りの生物

身の回りの生物について、探したり育てたりする中で、それらの様子や周辺の環境、成長の過程や体のつくりに着目して、それらを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 生物は、色、形、大きさなど、姿に違いがあること。また、周辺の環境と関わって生きていること。

(イ) 昆虫の育ち方には一定の順序があること。また、成虫の体は頭、胸及び腹からできていること。

(ウ) 植物の育ち方には一定の順序があること。また、その体は根、茎及び葉からできていること。

イ 身の回りの生物の様子について追究する中で、差異点や共通点を基に、身の回りの生物と環境との関わり、昆虫や植物の成長のきまりや体のつくりについての問題を見いだし、表現すること。

■変更

- ・従来の「昆虫と植物」と「身近な自然の観察」をまとめて、「身の回りの生物」とした。内容の増減や変更はない。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…身の回りの生物の様子や周辺の環境、成長の過程や体のつくりに着目
- ・考え方…身の回りの生物の様子や周辺の環境、成長の過程や体のつくりを比較する

■変更

- ・従来の「色、形、大きさなどの姿」を、「色、形、大きさなど、姿」と変更。

■飼育及び栽培について（内容の取扱い）

- ・(イ) 昆虫の成長による体の変化を調べる際には飼育、(ウ) 植物の成長による体の変化を調べる際には栽培を通して行う。
- ・(ウ)の「植物の育ち方」については、夏生一年生の双子葉植物を扱う。

■指導に当たって留意する点

- ・生活科の学習との関連を考慮しながら、理科の学習の基盤となる自然体験活動の充実を図り、児童の野外での発見や気づきを大切にする。

(2) 太陽と地面の様子

太陽と地面の様子との関係について、日なたと日陰の様子に着目して、それらを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 日陰は太陽の光を遮るとでき、日陰の位置は太陽の位置の変化によって変わること。

(イ) 地面は太陽によって暖められ、日なたと日陰では地面の暖かさや湿りに違いがあること。

イ 日なたと日陰の様子について追究する中で、差異点や共通点を基に、太陽と地面の様子との関係についての問題を見だし、表現すること。

〔第4学年〕

1 目標

(1) 物質・エネルギー

①空気、水及び金属の性質、電流の働きについての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。

②空気、水及び金属の性質、電流の働きについて追究する中で、主に既習の内容や生活経験を基に、根拠のある予想や仮説を発想する力を養う。

③空気、水及び金属の性質、電流の働きについて追究する中で、主体的に問題解決しようとする態度を養う。

(2) 生命・地球

①人の体のつくりと運動、動物の活動や植物の成長と環境との関わり、雨水の行方と地面の様子、気象現象、月や星についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。

②人の体のつくりと運動、動物の活動や植物の成長と環境との関わり、雨水の行方と地面の様子、気象現象、月や星について追究する中で、主に既習の内容や生活経験を基に、根拠のある予想や仮説を発想する力を養う。

③人の体のつくりと運動、動物の活動や植物の成長と環境との関わり、雨水の行方と地面の様子、気象現象、月や星について追究する中で、生物を愛護する態度や主体的に問題解決しようとする態度を養う。

■変更

「太陽の動き」を「太陽の位置の変化」に変更し、日陰の位置と言葉を対応させている。学習内容の変更はない。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…太陽と地面の様子との関係について、日なたと日陰の様子に着目
- ・考え方…太陽と地面の様子との関係について、日なたと日陰の様子を比較する

■内容の取扱い

「太陽の位置の変化」については、東から南、西へと変化することを取り扱う。また、太陽の位置を調べる時の方位は東、西、南、北を扱う。

■指導に当たって留意する点

- ・児童が太陽の位置の変化を調べる際には、地球から見た太陽の位置の変化を扱うものとする。
- ・日なたと日陰の地面の暖かさの違いを調べる活動については、手や足で地面に触れるなど体感を通して感じとるようにするとともに、放射温度計などを用いて地面の温度を測定し、数値化して比較できるようにする。

②第4学年の「思考力、判断力、表現力等」における「問題解決の力」は、「主に既習の内容や生活経験を基に、根拠のある予想や仮説を発想し、表現する力」である。

③「A物質・エネルギー」における「学びに向かう力、人間性等」に関わる目標は、「主体的に問題解決しようとする態度」である。「学びに向かう力、人間性等」に関わる目標は、学年の目標にのみ位置付けている。その理由は、育成までに長いスパンの指導が必要であり、領域や学年を通じて涵養していくものであることからである。

②第4学年の「思考力、判断力、表現力等」における「問題解決の力」は、「主に既習の内容や生活経験を基に、根拠のある予想や仮説を発想し、表現する力」である。

③「B生命・地球」における「学びに向かう力、人間性等」に関わる目標は上記に加え、「生物を愛護する態度」である。

2 内容

A 物質・エネルギー

(1) 空気と水の性質

空気と水の性質について、体積や押し返す力の変化に着目して、それらと圧す力とを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 閉じ込めた空気を圧すと、体積は小さくなるが、押し返す力は大きくなること。

(イ) 閉じ込めた空気は押し縮められるが、水は押し縮められないこと。

イ 空気と水の性質について追究する中で、既習の内容や生活経験を基に、空気と水の体積や押し返す力の変化と圧す力との関係について、根拠のある予想や仮説を発想し、表現すること。

(2) 金属、水、空気と温度

金属、水及び空気の性質について、体積や状態の変化、熱の伝わり方に着目して、それらと温度の変化とを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 金属、水及び空気は、温めたり冷やしたりすると、それらの体積が変わるが、その程度には違いがあること。

(イ) 金属は熱せられた部分から順に温まるが、水や空気は熱せられた部分が移動して全体が温まること。

(ウ) 水は、温度によって水蒸気や氷に変わる。また、水が氷になると体積が増えること。

イ 金属、水及び空気の性質について追究する中で、既習の内容や生活経験を基に、金属、水及び空気の温度を変化させたときの体積や状態の変化、熱の伝わり方について、根拠のある予想や仮説を発想し、表現すること。

(3) 電流の働き

電流の働きについて、電流の大きさや向きと乾電池につないだ物の様子に着目して、それらと関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

■学習内容に変更なし。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…体積や押し返す力の変化に着目
- ・考え方…

(ア) 閉じ込めた空気を押し縮めたときの体積や押し返す力と圧す力とを関係付ける

(イ) 空気や水の体積や押し返す力について、空気と水の場合と比較する（第4学年は「関係付ける」であるが、この内容は「比較する」として扱う。）

■指導に当たって留意する点

- ・空気と水の性質の違いを、力を加えたときの手ごたえなどの体感を基にしながら調べる。
- ・空気や水の存在や力を加える前後の空気や水の体積変化を図や絵を用いて表現するなど、空気や水の性質について考えたり、説明したりする活動の充実を図るようにする（言語活動の充実）。このようにして、「目には見えないが空気が存在していること」を捉えることができるようにしていく。

■追加

金属、水及び空気の体積変化の程度には違いがあることを追加。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…金属、水及び空気の体積や状態の変化、熱の伝わり方に着目
- ・考え方…体積や状態の変化、熱の伝わり方と温度の変化とを関係付ける

■指導に当たって留意する点

- ・第4学年「B(4)天気の様子」における自然界での水の状態変化の学習との関連を図り、加熱蒸発と自然蒸発といった一つ一つの知識等をつないで概念化し、「深い学び」にしていくことが大切。
- ・言語活動の充実の観点から、水の温度の変化を捉える際に、実験の結果をグラフで表現し読み取ったり、状態が変化すると体積も変化することを図や絵を用いて表現したりするなど、金属、水及び空気の性質について考えたり、説明したりする活動の充実を図るようにする。

■変更

従来の「電気の働き」を「電流の働き」に変更。電気の流れやその向きについて扱う内容のための変更。

■移行

光電池の内容は第6学年「電気の利用」へ移行。

■内容の取扱い

直列つなぎと並列つなぎを扱う。

(ア) 乾電池の数やつなぎ方を変えると、電流の大きさや向きが変わり、豆電球の明るさやモーターの回り方が変わる。

イ 電流の働きについて追究する中で、既習の内容や生活経験を基に、電流の大きさや向きと乾電池につないだ物の様子との関係について、根拠のある予想や仮説を発想し、表現すること。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…電流の大きさや向きと乾電池につないだ物の様子に着目
- ・考え方…電流の大きさや向きと乾電池につないだ物の様子を関係付ける

■追加「電流の大きさや向きが変わり」を加筆。

■変更「電流の強さ」を「電流の大きさ」に変更（科学用語の変更）。

■指導に当たって留意する点

- ・乾電池につなぐものとして豆電球、モーターの他に、発光ダイオードなどが考えられる。発光ダイオードはつなぎ方によってつくときとつかないときがあるため、電流には向きがあることを捉えることができる。

・第4学年の「A物質・エネルギー」の指導に当たっては、2種類以上のものづくりを行うものとする（従来同様）。その際、目的を設定し、計測して制御するという考えに基づいた学習活動を充実する。

B 生命・地球

(1) 人の体のつくりと運動

人や他の動物について、骨や筋肉のつくりと働きに着目して、それらを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 人の体には骨と筋肉があること。

(イ) 人が体を動かすことができるのは、骨、筋肉の働きによること。

イ 人や他の動物について追究する中で、既習の内容や生活経験を基に、人や他の動物の骨や筋肉のつくりと働きについて、根拠のある予想や仮説を発想し、表現すること。

■学習内容に変更なし。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…骨や筋肉のつくりと働きに着目
- ・考え方…骨や筋肉のつくりと働きを関係付ける

■内容の取扱い

関節の働きを扱う。

(2) 季節と生物

身近な動物や植物について、探したり育てたりする中で、動物の活動や植物の成長と季節の変化に着目して、それらを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 動物の活動は、暖かい季節、寒い季節などによって違いがあること。

(イ) 植物の成長は、暖かい季節、寒い季節などによって違いがあること。

イ 身近な動物や植物について追究する中で、既習の内容や生活経験を基に、季節ごとの動物の活動や植物の成長の変化について、根拠のある予想や仮説を発想し、表現すること。

■学習内容に変更なし。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…動物の活動や植物の成長と季節の変化に着目
- ・考え方…動物の活動や植物の成長と季節の変化を関係付ける

■内容の取扱い及び指導に当たって留意する点

- ・(ア)については身近で危険のない動物、(イ)については身近で、季節による成長の変化が明確な植物とし、それぞれ2種類以上観察するようにする。本内容を扱う際に学校周辺に生息している特徴的な動植物を取り上げることを通して、身近な自然に愛着をもつようにすることが考えられる。
- ・動物の活動や植物の成長を単に観察するだけでなく、季節の変化、気温の変化と関係付けながら調べるのが大切である。

(3) 雨水の行方と地面の様子

雨水の行方と地面の様子について、流れ方やしみ込み方に着目して、それらと地面の傾きや土の粒の大きさを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 水は、高い場所から低い場所へと流れて集まること。

(イ) 水のしみ込み方は、土の粒の大きさによって違いがあること。

イ 雨水の行方と地面の様子について追究する中で、既習の内容や生活経験を基に、雨水の流れ方やしみ込み方と地面の傾きや土の粒の大きさとの関係について、根拠のある予想や仮説を発想し、表現すること。

(4) 天気の様子

天気や自然界の水の様子について、気温や水の行方に着目して、それらと天気の様子や水の状態変化とを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 天気によって1日の気温の変化の仕方に違いがあること。

(イ) 水は、水面や地面などから蒸発し、水蒸気になって空気中に含まれていくこと。また、空気中の水蒸気は、結露して再び水になって現れることがあること。

イ 天気や自然界の水の様子について追究する中で、既習の内容や生活経験を基に、天気の様子や水の状態変化と気温や水の行方との関係について、根拠のある予想や仮説を発想し、表現すること。

(5) 月と星

月や星の特徴について、位置の変化や時間の経過に着目して、それらと関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 月は日によって形が変わって見え、1日のう

■新設「雨水の行方と地面の様子」

育成する資質・能力の整理より、第5学年「流れる水の働きと土地の変化」及び第6学年「土地のつくりと変化」における内容の深い理解につなげるため、また、防災教育の充実の観点から新設した。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…流れ方やしみ込み方に着目
- ・考え方…流れ方やしみ込み方と地面の傾きや土の粒の大きさを関係付ける

・(ア)の内容では、雨水の流れ方といった水平方向を視点にして見る。

・(イ)の内容では、水のしみ込み方といった垂直方向を視点にして見る。

■指導に当たって留意する点

- ・実際に校庭や教材園などに出て、地面の傾きの様子を調べたり、虫眼鏡で土の粒の大きさを観察したり、校庭や教材園、砂場などから土を採取して、粒の大きさの違いによる水のしみ込み方の違いを調べたりすることが考えられる。
- ・校庭や教材園などが調べられる状況になっていない場合は、例えば学校近くの広場に出かけることも考えられる。

■学習内容に変更なし。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…気温や水の行方に着目
- ・考え方…気温や水の行方と天気の様子や水の状態変化とを関係付ける

■学習内容に変更なし。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…月や星の位置の変化や時間の経過に着目
- ・考え方
 - (ア) 月の位置の変化と時間の経過を関係付ける
 - (イ) 星の明るさや色を比較する（第4学年は「関係付ける」であるが、この内容は「比較する」として扱う。）

- ちでも時刻によって位置が変わること。
 (イ) 空には、明るさや色の違う星があること。
 (ウ) 星の集まりは、1日のうちでも時刻によって、並び方は変わらないが、位置が変わること。

イ 月や星の特徴について追究する中で、既習の内容や生活経験を基に、月や星の位置の変化と時間の経過との関係について、根拠のある予想や仮説を発想し、表現すること。

〔第5学年〕

1 目標

(1) 物質・エネルギー

- ①物の溶け方、振り子の運動、電流がつくる磁力についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。
 ②物の溶け方、振り子の運動、電流がつくる磁力について追究する中で、主に予想や仮説を基に、解決の方法を発想する力を養う。
 ③物の溶け方、振り子の運動、電流がつくる磁力について追究する中で、主体的に問題解決しようとする態度を養う。

(2) 生命・地球

- ①生命の連続性、流れる水の働き、気象現象の規則性についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。
 ②生命の連続性、流れる水の働き、気象現象の規則性について追究する中で、主に予想や仮説を基に、解決の方法を発想する力を養う。
 ③生命の連続性、流れる水の働き、気象現象の規則性について追究する中で、生命を尊重する態度や、主体的に問題解決しようとする態度を養う。

2 内容

A 物質・エネルギー

(1) 物の溶け方

物の溶け方について、溶ける量や様子に着目して、水の温度や量などの条件を制御しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。
 (ア) 物が水に溶けても、水と物とを合わせた重さは変わらないこと。
 (イ) 物が水に溶ける量には、限度があること。
 (ウ) 物が水に溶ける量は水の温度や量、溶ける物によって違うこと。また、この性質を利用して、溶けている物を取り出すことができること。

イ 物の溶け方について追究する中で、物の溶け方の規則性についての予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現すること。

■指導に当たって留意する点

- ・家庭での観察をさせることは難しいが、移動教室や宿泊を伴う学習の機会を生かしてできるだけ観察の機会を設ける。

②第5学年の「思考力、判断力、表現力等」における「問題解決の力」は、「予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現する力」である。

③「A物質・エネルギー」における「学びに向かう力、人間性等」に関わる目標は、「主体的に問題解決しようとする態度」である。「学びに向かう力、人間性等」に関わる目標は、学年の目標にのみ位置付けている。その理由は、育成までに長いスパンの指導が必要であり、領域や学年を通じて涵養していくものであることからである。

②第5学年の「思考力、判断力、表現力等」における「問題解決の力」は、「予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現する力」である。

③「B生命・地球」における「学びに向かう力、人間性等」に関わる目標は上記に加え、「生命を尊重する態度」である。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…溶ける量や様子に着目
- ・考え方
 (ア) 溶かす前の物の重さに水の重さを加えた全体の重さと、溶かした後の水溶液の重さの変化を比較する
 (イ) 水の温度や量といった条件を制御する
 (ウ) 水の温度や量といった条件を制御する

■変更

内容に変更はないが、従来のアの内容を(イ)に、イの内容を(ウ)に、ウの内容を(ア)として、内容全体における指導の流れを踏まえて順序を変更した。

■内容の取扱い

- ・水溶液の中では、溶けている物が均一に広がることにも触れる。

(2) 振り子の運動

振り子の運動の規則性について、振り子が1往復する時間に着目して、おもりの重さや振り子の長さなどの条件を制御しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 振り子が1往復する時間は、おもりの重さなどによっては変わらないが、振り子の長さによって変わること。

イ 振り子の運動の規則性について追究する中で、振り子が1往復する時間に関する条件についての予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現すること。

・中学校第1学年から移行。(ア)～(イ)のいずれかの中で触れるが、必ずしも問題解決の過程を通して児童が捉える必要はない。また、粒子モデルを使って考えることを強要することではない。児童が使って考えることについて価値付けるとよい。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…振り子が1往復する時間に着目
- ・考え方…おもりの重さや振り子の長さなどの条件を制御する

■変更

従来の「糸につるしたおもり」を「振り子」に、「糸の長さ」を「振り子の長さ」に変更。

■指導に当たって留意する点

- ・測定中の振れ幅の減少ができるだけ小さい振り子を使用することなどに留意が必要。

(3) 電流がつくる磁力

電流がつくる磁力について、電流の大きさや向き、コイルの巻数などに着目して、それらの条件を制御しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 電流の流れているコイルは、鉄心を磁化する働きがあり、電流の向きが変わると、電磁石の極も変わること。

(イ) 電磁石の強さは、電流の大きさや導線の巻数によって変わること。

イ 電流がつくる磁力について追究する中で、電流がつくる磁力の強さに関する条件についての予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現すること。

■変更

従来の「電流の働き」を「電流がつくる磁力」に変更。第4学年と同様の項目名になるため名称変更。内容の変更はない。

■変更（科学用語の変更）

「電流の強さ」を「電流の大きさ」に変更。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…電流の大きさや向き、コイルの巻数などに着目
- ・考え方
 - (ア) 電磁石と磁石とを比較する
 - (イ) 電流の大きさや導線の長さ、コイルの巻き数などの条件を制御する

・第5学年の「A物質・エネルギー」の指導に当たっては、2種類以上のものづくりを行うものとする（従来同様）。その際、目的を設定し、計測して制御するという考えに基づいた学習活動を充実する。

B 生命・地球

(1) 植物の発芽、成長、結実

植物の育ち方について、発芽、成長及び結実の様子に着目して、それらに関わる条件を制御しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 植物は、種子の中の養分を基にして発芽すること。

(イ) 植物の発芽には、水、空気及び温度が関係し

■学習内容に変更なし。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…発芽、成長及び結実の様子に着目
- ・考え方
 - (ア) 発芽前後の種子の養分の存在を比較する
 - (イ)～(エ) 発芽、成長及び結実の関わる条件を制御する

■内容の取扱い

「種子の中の養分」については、でんぷんを扱う。

ていること。

(ウ) 植物の成長には、日光や肥料などが関係していること。

(エ) 花にはおしべやめしべなどがあり、花粉がめしべの先に付くとめしべのものが実になり、実の中に種子ができること。

イ 植物の育ち方について追究する中で、植物の発芽、成長及び結実とそれらに関わる条件についての予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現すること。

(2) 動物の誕生

動物の発生や成長について、魚を育てたり人の発生についての資料を活用したりする中で、卵や胎児の様子に着目して、時間の経過と関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 魚には雌雄があり、生まれた卵は日がたつにつれて中の様子に変化してかえること。

(イ) 人は、母体内で成長して生まれること。

イ 動物の発生や成長について追究する中で、動物の発生や成長の様子と経過についての予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現すること。

(3) 流れる水の働きと土地の変化

流れる水の働きと土地の変化について、水の速さや量に着目して、それらの条件を制御しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 流れる水には、土地を侵食したり、石や土などを運搬したり堆積させたりする働きがあること。

(イ) 川の上流と下流によって、川原の石の大きさや形に違いがあること。

(ウ) 雨の降り方によって、流れる水の量や速さは変わり、増水により土地の様子が大きく変化する可能性があること。

イ 流れる水の働きについて追究する中で、流れる水の働きと土地の変化との関係についての予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現すること。

(4) 天気の変化

天気の変化の仕方について、雲の様子を観測したり、映像などの気象情報を活用したりする中で、雲の量や動きに着目して、それらと天気の変化とを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

■指導上の留意点

(ウ) では、生命尊重の立場から、成長との関係が確認できたところで実験を終了し、花壇などに植え替えるなどして、実験に利用した植物を枯らさないように配慮する。

■内容の取扱い

おしべ、めしべ、がく及び花びらを扱う。また、受粉については、風や昆虫などが関係していることにも触れる。

■移行

「水中の小さな生物」の内容は第6学年「生物と環境」へ移行。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…卵や胎児の様子に着目
- ・考え方…卵や胎児の様子と時間の経過と関係付ける(第5学年は「条件を制御する」であるが、この内容は「関係付ける」として扱う。)

■内容の取扱い

人の受精に至る過程は取り扱わない。資料を基に調べる計画を立てるようにする。母体内での成長については、魚の卵の成長と関係付けながら捉えるようにする。

■変更

従来の「流水の働き」から変更。流れる水の働きによって土地が変化するところまで扱うことが妥当であることからの変更。第4学年の「雨水の行方と地面の様子」の学びも踏まえて指導する。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…水の速さや量に着目
- ・考え方
- (ア) 川を流れる水の速さや量と土地の変化とを関係付ける
- (イ) 川を流れる水の速さや量と川原の石の大きさや形とを関係付ける

■内容の取扱い

自然災害についても触れる。自然災害について触れる際には、災害のメカニズムを学ぶのではなく、長雨や集中豪雨がもたらす川の増水が災害につながることに触れるようにする。

■変更

(ア)、(イ)の内容の変更はないが、「雲の量や動き」を「天気の変化」を主語として変更。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 天気の変化は、雲の量や動きと関係があること。

(イ) 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。

イ 天気の変化の仕方について追究する中で、天気の変化の仕方と雲の量や動きとの関係についての予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現すること。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…雲の量や動きに着目
- ・考え方…雲の量や動きと天気の変化や雲の量や動きの情報とを関係付ける（第5学年は「条件を制御する」であるが、この内容は「関係付ける」として扱う。）

■内容の取扱い

台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係及びそれに伴う自然災害についても触れる。

〔第6学年〕

1 目標

(1) 物質・エネルギー

①燃焼の仕組み、水溶液の性質、てこの規則性及び電気の性質や働きについての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。

②燃焼の仕組み、水溶液の性質、てこの規則性及び電気の性質や働きについて追究する中で、主にそれらの仕組みや性質、規則性及び働きについて、より妥当な考えをつくりだす力を養う。

③燃焼の仕組み、水溶液の性質、てこの規則性及び電気の性質や働きについて追究する中で、主体的に問題解決しようとする態度を養う。

②第6学年の「思考力、判断力、表現力等」における「問題解決の力」は、「より妥当な考えをつくりだし、表現する力」である。「より妥当な考えをつくりだす」とは、自分がすでにもっている考えを検討し、より科学的なものに変容させることである。

③「A物質・エネルギー」における「学びに向かう力、人間性等」に関わる目標は、「主体的に問題解決しようとする態度」である。「学びに向かう力、人間性等」に関わる目標は、学年の目標にのみ位置付けている。その理由は、育成までに長いスパンの指導が必要であり、領域や学年を通じて涵養していくものであることからである。

(2) 生命・地球

①生物の体のつくりと働き、生物と環境との関わり、土地のつくりと変化、月の形の見え方と太陽との位置関係についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。

②生物の体のつくりと働き、生物と環境との関わり、土地のつくりと変化、月の形の見え方と太陽との位置関係について追究する中で、主にそれらの働きや関わり、変化及び関係について、より妥当な考えをつくりだす力を養う。

③生物の体のつくりと働き、生物と環境との関わり、土地のつくりと変化、月の形の見え方と太陽との位置関係について追究する中で、生命を尊重する態度や主体的に問題解決しようとする態度を養う。

②第6学年の「思考力、判断力、表現力等」における「問題解決の力」は、「より妥当な考えをつくりだし、表現する力」である。「より妥当な考えをつくりだす」とは、自分がすでにもっている考えを検討し、より科学的なものに変容させることである。

③「B生命・地球」における「学びに向かう力、人間性等」に関わる目標は上記に加え、「生命を尊重する態度」である。

2 内容

A 物質・エネルギー

(1) 燃焼の仕組み

燃焼の仕組みについて、空気の変化に着目して、物の燃え方を多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 植物体が燃えるときには、空気中の酸素が使われて二酸化炭素ができること。

■学習内容に変更なし。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…空気の変化に着目
 - ・考え方…物の燃え方を多面的に調べる
- 多面的に調べることで、より妥当な考えをつくりだすことにつながる。

■指導上の留意点

- ・気体センサーを用いることが考えられる。燃焼前後のみならず、燃焼の過程での継続した変化の過

イ 燃焼の仕組みについて追究する中で、物が燃えたときの空気の変化について、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。

程が観察できるようになる。

- ・物が燃えた時の空気の変化について、図や絵、文を用いて表現するなど、燃焼の仕組みについて考えたり、説明したりする活動の充実を図る。このように、見えないものを実体的に捉えられるようにするとともに、言語活動の充実を図る。

(2) 水溶液の性質

水溶液について、溶けている物に着目して、それらによる水溶液の性質や働きの違いを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

■学習内容に変更なし。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…水溶液に溶けている物に着目
- ・考え方…溶けている物による水溶液の性質や働きの違いを多面的に調べる

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 水溶液には、酸性、アルカリ性及び中性のものがあること。

(イ) 水溶液には、気体が溶けているものがあること。

(ウ) 水溶液には、金属を変化させるものがあること。

■指導上の留意点

- ・水に溶けている物は目には見えないが、溶けている物に着目して実体的に捉えていくことが大切。
- ・実験に使用する薬品については、その危険性や扱い方について十分指導するとともに、保護眼鏡を使用するなど、安全に配慮するように指導する。

イ 水溶液の性質や働きについて追究する中で、溶けているものによる性質や働きの違いについて、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。

(3) てこの規則性

てこの規則性について、力を加える位置や力の大きさに着目して、てこの働きを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…力を加える位置や力の大きさに着目
- ・考え方
 - (ア) てこのつり合いの条件を制御する（第6学年は「多面的」であるが、この内容は「条件を制御する」として扱う。）
 - (イ) てこの規則性と道具の仕組みや働きとの関係を多面的に調べる

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 力を加える位置や力の大きさを変えると、てこを傾ける働きが変わり、てこがつり合うときにはそれらの間に規則性があること。

(イ) 身の回りには、てこの規則性を利用した道具があること。

■変更

内容が3項目から、(ア)と(イ)の2項目に変更。従来のアの「水平につり合った棒の支点から等間隔に物をつるして棒が水平になったとき、物の重さは等しいこと」を削除。左記(ア)の内容を追究していく中で、このことについて扱うことになるため。

イ てこの規則性について追究する中で、力を加える位置や力の大きさとてこの働きとの関係について、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。

■指導上の留意点

- ・てこの規則性が利用されている様々な道具を調べる際には、「支点」、「力点」、「作用点」等の言葉を用いて説明したり、どのような便利さが得られるかについて話し合ったりするなど、道具の効果とてこの規則性を関係付けて考えられるようにする。
- ・得られる便利さについて話し合うことで、理科を学ぶ意義や有用性を実感できるようにする。

(4) 電気の利用

発電や蓄電、電気の変換について、電気の量や働きに着目して、それらを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…電気の量や働きに着目
- ・考え方…電気の量や働きを多面的に調べる

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 電気は、つくりだしたり蓄えたりすることができること。

(イ) 電気は、光、音、熱、運動などに変換することができること。

(ウ) 身の回りには、電気の性質や働きを利用した道具があること。

イ 電気の性質や働きについて追究する中で、電気の量と働きとの関係、発電や蓄電、電気の変換について、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。

■変更及び内容の取扱い

電気をつくりだす道具として、手回し発電機、光電池などを扱う。光電池は、第4学年から移行。

■変更

- ・光、音、熱に加えて、「運動」を追加。
- ・「変えることができる」表記を「変換することができる」に変更。
- ・電熱線の太さによる発熱の変化は扱わず、発熱は電気の変換の一つとして扱うのみとする。

■本内容におけるプログラミング教育とは

・身の回りには、温度センサーなどを使って、エネルギーを効率よく利用している道具があることに気づき、実際に目的に合わせてセンサーを使いモーターの動きや発光ダイオードの点灯を制御するなどといったプログラミングを体験することを通して、その仕組みを体験的に学習するといったことが考えられる。(詳細は後述する。)

・第6学年の「A物質・エネルギー」の指導に当たっては、2種類以上のものづくりを行うものとする(従来同様)。その際、目的を設定し、計測して制御するという考えに基づいた学習活動を充実する。

B 生命・地球

(1) 人の体のつくりと働き

人や他の動物について、体のつくりと呼吸、消化、排出及び循環の働きに着目して、生命を維持する働きを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 体内に酸素が取り入れられ、体外に二酸化炭素などが出されていること。

(イ) 食べ物は、口、胃、腸などを通る間に消化、吸収され、吸収されなかった物は排出されること。

(ウ) 血液は、心臓の働きで体内を巡り、養分、酸素及び二酸化炭素などを運んでいること。

(エ) 体内には、生命活動を維持するための様々な臓器があること。

イ 人や他の動物の体のつくりと働きについて追究する中で、体のつくりと呼吸、消化、排出及び循環の働きについて、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。

■学習内容に変更なし。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…体のつくりと呼吸、消化、排出及び循環の働きに着目
- ・考え方…生命を維持する働きを多面的に調べる

■指導上の留意点

・呼吸や吸気を調べる活動では、気体センサーを用いることが考えられる。変化の過程を連続的に調べることができる利点がある。

■内容の取扱い

- ・(ウ)心臓の拍動と脈拍とが関係することにも触れる。
- ・(エ)主な臓器として、肺、胃、小腸、大腸、肝臓、腎臓、心臓を扱う。

■指導上の留意点

・人や他の動物の体のつくりや働きについて、個々の臓器の働きといった部分で見たり、生命を維持する働きという全体で見たりすることや、人と他の動物の体のつくりと働きを比較しながら調べることで、理解を深めるようにする。

(2) 植物の養分と水の通り道

植物について、その体のつくり、体内の水などの行方及び葉で養分をつくる働きに着目して、生命を維持する働きを多面的に調べる活動を通して、次の事項を

■本内容における見方・考え方

- ・見方…植物の体のつくり、体内の水などの行方及び葉で養分をつくる働きに着目
- ・考え方…生命を維持する働きを多面的に調べる

身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 植物の葉に日光が当たるとでんぷんができること。

(イ) 根、茎及び葉には、水の通り道があり、根から吸い上げられた水は主に葉から蒸散により排出されること。

イ 植物の体のつくりと働きについて追究する中で、体のつくり、体内の水などの行方及び葉で養分をつくる働きについて、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。

(3) 生物と環境

生物と環境について、動物や植物の生活を観察したり資料を活用したりする中で、生物と環境との関わりに着目して、それらを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 生物は、水及び空気を通して周囲の環境と関わって生きていること。

(イ) 生物の間には、食う食われるという関係があること。

(ウ) 人は、環境と関わり、工夫して生活していること。

イ 生物と環境について追究する中で、生物と環境との関わりについて、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。

(4) 土地のつくりと変化

土地のつくりと変化について、土地やその中に含まれる物に着目して、土地のつくりやでき方を多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 土地は、礫、砂、泥、火山灰などからできており、層をつくって広がっているものがあること。また、層には化石が含まれているものがあること。

(イ) 地層は、流れる水の働きや火山の噴火によってできること。

(ウ) 土地は、火山の噴火や地震によって変化すること。

イ 土地のつくりと変化について追究する中で、土地のつくりやでき方について、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。

■変更

従来の「蒸散していること」を「蒸散により排出されること」に変更。蒸散は、作用であることを意図した。内容には変更はない。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…生物と環境との関わりに着目
- ・考え方…生物と環境との関わりについて多面的に調べる

■内容の取扱い及び追加

- ・(ア)水が循環していることにも触れる。
- ・(イ)水中の小さな生物を観察し、それらが魚などの食べ物になっていることに触れる。(第5学年B(2)イから)

■指導に当たっての留意点・新設

- ・(ウ)人の生活と環境との関わりが新設。これまで以上に、人も含めた環境と一人一人がどのように関わっていくのか、E S Dの観点から見直し、中学校の学びにつなぐように新設した。小学校4年間の理科のまとめとして、自分の考えをもてるようにすることが大切である。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…土地やその中に含まれる物に着目
- ・考え方…土地のつくりやでき方を多面的に調べる

■変更

従来のイの「化石」の記載は、(ア)に変更。従来は、地層が流れる水の働きでできた証拠として化石を扱っていたが、火山灰層からも化石は出ることから変更した。

■内容の取扱い

- ・流れる水の働きでできた岩石として礫岩、砂岩、泥岩を扱う。地層に含まれる物の違いによって、層がどのようにできたかを捉えられるようにする。

■内容の取扱い

自然災害についても触れる。

■指導に当たっての留意点

- ・土地を構成物といった部分で見たり、地層のつくりや広がりといった全体で見たりすることで、理解を深めるようにする。

(5) 月と太陽

月の形の見え方について、月と太陽の位置に着目して、それらの位置関係を多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(ア) 月の輝いている側に太陽があること。また、月の形の見え方は、太陽と月との位置関係によって変わること。

イ 月の形の見え方について追究する中で、月の位置や形と太陽の位置との関係について、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。

■本内容における見方・考え方

- ・見方…月と太陽の位置に着目
- ・考え方…月と太陽の位置関係を多面的に調べる

■変更

従来の「月の表面の様子は、太陽と違いがあること。」について削除。(ア)の学習で月を観察する際に、月の表面を学習することができるため。

■内容の取扱い

- ・(ア)については、地球から見た太陽と月との位置関係で扱う。(地球の外から月や太陽の位置関係を捉えることについては、中学校第2分野「(6)地球と宇宙」で扱う。)

Ⅲ 指導計画の作成と内容の取扱い

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、理科の学習過程の特質を踏まえ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの、問題を科学的に解決する学習活動の充実を図ること。

(2) 各学年で育成を目指す思考力、判断力、表現力等については、該当学年において育成することを目指す力のうち、主なものを示したものであり、実際の指導に当たっては、他の学年で掲げている力の育成についても十分に配慮すること。

(3) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(4) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、理科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 問題を見だし、予想や仮説、観察、実験などの方法について考えたり説明したりする学習活動、観察、実験の結果を整理し考察する学習活動、科学的

・「主体的・対話的で深い学び」は、必ずしも1単位の時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元などの内容や時間のまとまりを見通しながら「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うことが重要。

・「主体的・対話的で深い学び」は授業改善の視点であり、理科においては、「理科の見方・考え方」を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの問題解決の活動を通して、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るようにすることが重要。

・これまで大切にしてきたことを改めて見つめ直しより丁寧に具現していくことが求められる。

・各学年で育成を目指す思考力・判断力・表現力等については、該当学年において目指す力の主なものであり、他の学年で掲げている力の育成にも十分に配慮する。

・理科における配慮として、「実験の手順や方法を理解することが困難であったり、見通しをもつことが難しかったりする場合」、「危険に気がつきにくい場合」、「時間をかけて観察をすることが難しい場合」等の配慮を考えていくことが大切。

・理科の特質上、真理を追究すること、生命尊重、自然を愛する心情や主体的に問題解決しようとする態度を養うことが大切。

・資質・能力を育成するための学習過程の中で、自らの観察記録や実験データを表に整理したりグラフに処理したりすることにより、言語活動が充実するようにする。言語活動の充実は目的ではなく、思考力、判断力、表現力等を育成するための手段である。

な言葉や概念を使用して考えたり説明したりする学習活動などを重視することによって、言語活動が充実するようにすること。

(2) 観察、実験などの指導に当たっては、指導内容に応じてコンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用できるようにすること。また、第1章総則の第3の1の(3)のイに掲げるプログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には、児童の負担に配慮しつつ、例えば第2の各学年の内容の〔第6学年〕の「A物質・エネルギー」の(4)における電気の性質や働きを利用した道具があることを捉える学習など、与えた条件に応じて動作していることを考察し、更に条件を変えることにより、動作が変化することについて考える場面で取り扱うものとする。

(3) 生物、天気、川、土地などの指導に当たっては、野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。

(4) 天気、川、土地などの指導に当たっては、災害に関する基礎的な理解が図られるようにすること。

(5) 個々の児童が主体的に問題解決の活動を進めるとともに、日常生活や他教科等との関連を図った学習活動、目的を設定し、計測して制御するという考え方に基づいた学習活動が充実するようにすること。

(6) 博物館や科学学習センターなどと連携、協力を図りながら、それらを積極的に活用すること。

3 観察、実験などの指導に当たっては、事故防止に十分留意すること。また、環境整備に十分配慮するとともに、使用薬品についても適切な措置をとるよう配慮すること。

・プログラミング教育については、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用したり、プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行ったりする。
・内容との関連や必要性に鑑みて実施することが大切。

・従来、直接体験の重要性は変わらないが、自然の事象・現象を断片的に捉えるのではなく、これらの相互の関係を一体的に捉えるようにすることが大切である。そのことが、自然を愛する心情や態度などを養うことにもつながる。

・災害に関する基礎的な理解を図る指導をする。ただし、災害そのものやそのメカニズムを学ぶのが理科ではなく、働きや規則性を理解することが理科の特質である。

・児童が、根拠のある予想や仮説を発想したり、学習の成果を日常生活との関わりの中で捉え直したり、他教科等で学習した内容と関連付けて考えるために、教員は教科横断的な視点から「カリキュラム・マネジメント」を行うことが大切。
・これまで「解決したい問題を見いだすこと」、「学習を通して得た知識を活用して、理解を深めること」をものづくりの主なねらいとしてきたが、加えて、「児童が明確な目的を設定し、その目的を達成するためにもものづくりを行い、設定した目的を達成できているかを振り返り、修正する」といったものづくりの活動の充実を図ることが考えられる。

・「社会に開かれた教育課程」の観点から、児童に育成する資質・能力を連携先と共有し、共に育成していくことが大切。連携には、情報提供や資料等を借用することも含まれる。

・より一層充実させるべき内容である。
・理科室や教材、器具等の物的環境の整備や人的支援など、長期的な展望の下、教育委員会との連携により、計画的に環境を整備していくことが大切。

■ 生活 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

更なる充実を図ることが期待されることとして、以下の点が示された。

- 活動や体験を行うことで低学年らしい思考や認識を確かに育成し、次の活動へつなげる学習活動を重視すること。
- 幼児期の教育において育成された資質・能力を存分に発揮し、各教科等で期待される資質・能力を育成する低学年教育として滑らかに連続、発展させること。
- 幼児期の教育との連携や接続を意識したスタートカリキュラムについて、生活科固有の課題としてではなく、教育課程全体を視野に入れた取組とすること。
- 社会科や理科、総合的な学習の時間をはじめとする中学年の各教科等への接続を明確にすること。

2 改訂の要点

(1) 改訂の基本的な考え方

言葉と体験を重視した前回の改訂の上に、幼児期の教育とのつながりや小学校低学年における各教科等における学習との関係性、中学年以降の学習とのつながりも踏まえ、具体的な活動や体験を通して育成する資質・能力（特に「思考力、判断力、表現力等」）が具体的になるよう見直した。

(2) 目標の改善

① 【生活科における見方・考え方】

身近な生活に関わる見方・考え方であり、それは身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、よりよい生活に向けて思いや願いを実現しようとする事。

- ・身近な生活に関わる見方・・・身近な生活における人々、社会及び自然などの対象と自分がどのように関わっているのかという視点。
- ・身近な生活に関わる考え方・・・自分の生活において思いや願いを実現していくという学習過程の中にある思考であり、自分自身や自分の生活について考えることやそのための方法。

② 目標の構成の改善

具体的な活動や体験を通じて、「身近な生活に関する見方・考え方」を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を育成することを明確化した。

【育成することを目指す資質・能力】

- ・知識及び技能の基礎（生活の中で、豊かな体験を通じて、何を感じたり、何に気付いたり、何が分かたり、何ができるようになるのか）
- ・思考力、判断力、表現力等の基礎（生活の中で、気付いたこと、できるようになったことを使って、どう考えたり、試したり、工夫したり、表現したりするか）
- ・学びに向かう力、人間性等（どのような心情、意欲、態度などを育み、よりよい生活を営むか）

(3) 内容構成の改善

学習内容を〔学校、家庭及び地域の生活に関する内容〕、〔身近な人々、社会及び自然と関わる生活に関する内容〕、〔自分自身の生活や成長に関する内容〕の三つに整理した。

(4) 学習内容、学習指導の改善・充実

- ・体験的な学習を通じて、どのような「思考力・判断力・表現力等」の育成を目指すのかが具体的にできるよう、各内容項目を見直した。
- ・具体的な活動や体験を通して気付いたことを基に考え、気付きを確かなものとしたり、新たな気付きを得たりするようにするため、活動や体験を通して気付いたことなどについて多様に表現し考えたり、「見付ける」、「比べる」、「たとえる」、「試す」、「見通す」、「工夫する」などの多様な学習活動を行ったりする活動を重視することとした。
- ・動物の飼育や植物の栽培などの活動は2学年間にわたって取り扱い、引き続き重視することとした。
- ・各教科等との関連を積極的に図り、低学年教育全体の充実を図り、中学年以降の教育に円滑に移行することを明示した。特に、幼児期における遊びを通した総合的な学びから、各教科等における、より自覚的な学びに円滑に移行できるよう、入学当初において、生活科を中心とした合科的・関連的な指導などの工夫（スタートカリキュラム）を行うことを明示した。
- ・これまでは国語科、音楽科、図画工作科の各教科において、幼児期の教育との接続及び入学当初における生活科を中心としたスタートカリキュラムについて規定していたが、今回の改訂では、低学年の各教科等（国語科、算数科、音楽科、図画工作科、体育科、特別活動）にも同旨を明記した。

3 具体的な改善事項（別紙）

II 移行措置

(1) 移行期間中の特例

平成30年度及び平成31年度の第1学年及び第2学年の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第5節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第5節の規定によることができる。

(2) 学習指導上の留意事項

- ・目標や内容を2学年まとめて示している生活科においては、全面実施の年度を見通した適切な指導計画を作成して指導すること。

(3) その他

- ・授業時間数については変更なし。

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説
<p>目標及び内容</p> <p>第1 目標</p> <p>具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付くとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や自分の生活について考え、表現することができるようにする。</p> <p>(3) 身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり生活を豊かにしたりしようとする態度を養う。</p>	<p>■教科目標の趣旨</p> <p>○具体的な活動や体験を通すこと 生活科の学習は、活動や体験することを前提にしていることを示している。</p> <p>○身近な生活に関わる見方・考え方を生かすこと ・生活科における見方・考え方は、身近な生活に関わる見方・考え方であり、それは身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、よりよい生活に向けて思いや願いを実現しようとすることである。</p> <p>・「見方・考え方を働かせ」とせず、「生かし」としているのは、幼児期における未分化な学習との接続という観点からである。</p> <p>○自立し生活を豊かにすること ・生活科における究極的な児童の姿である。</p> <p>・「自立し」とは、一人一人の児童が幼児期の教育で育まれたことを基礎にしながら、将来の自立に向けてその度合を高めていくことを指す。</p> <p>■教科目標の構成</p> <p>大きく分けて二つの要素で構成されている。</p> <p>① 生活科の前提となる特質，生活科固有の見方・考え方，生活科における究極的な児童の姿</p> <p>② 生活科を通して育成することを目指す資質・能力</p> <p>(1) 「知識及び技能の基礎（生活の中で、豊かな体験を通じて、何を感じたり、何に気付いたり、何が分かったり、何ができるようになるのか）」</p> <p>(2) 「思考力、判断力、表現力等の基礎（生活の中で、気付いたこと、できるようになったことを使って、どう考えたり、試したり、工夫したり、表現したりするか）」</p> <p>(3) 「学びに向かう力、人間性等（どのような心情、意欲、態度などを育み、よりよい生活を営むか）」をそれぞれ示している。</p> <p>■育成することを目指す資質・能力の末尾に「の基礎」とある理由</p> <p>幼児期の学びの特性を踏まえ、育成を目指す三つの資質・能力を截然と分けることができないことによる。このことは、生活科が教育課程において、幼児期の教育と小学校教育とを円滑に接続するという機能をもつことを明示している。</p>

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年及び第2学年〕

1 目標

- (1) 学校、家庭及び地域の生活に関わることを通して、自分と身近な人々、社会及び自然との関わりについて考えることができ、それらのよさやすばらしさ、自分との関わりに気付き、地域に愛着をもち自然を大切にしたり、集団や社会の一員として安全で適切な行動をしたりするようにする。
- (2) 身近な人々、社会及び自然と触れ合ったり関わったりすることを通して、それらを工夫したり楽しんだりことができ、活動のよさや大切さに気付き、自分たちの遊びや生活をよりよくするようにする。
- (3) 自分自身を見つめることを通して、自分の生活や成長、身近な人々の支えについて考えることができ、自分のよさや可能性に気付き、意欲と自信をもって生活するようにする。

2 内容

1の資質・能力を育成するため、次の内容を指導する。

〔学校、家庭及び地域の生活に関する内容〕

- (1) 学校生活に関わる活動を通して、学校の施設の様子や学校生活を支えている人々や友達、通学路の様子やその安全を守っている人々などについて考えることができ、学校での生活は様々な人や施設と関わっていることが分かり、楽しく安心して遊びや生活をしたり、安全な登下校をしたりしようとする。
- (2) 家庭生活に関わる活動を通して、家庭における家族のことや自分でできることなどについて考えることができ、家庭での生活は互いに支え合っていることが分かり、自分の役割を積極的に果たしたり、規則正しく健康に気を付けて生活したりしようとする。
- (3) 地域に関わる活動を通して、地域の場所やそこで生活したり働いたりしている人々について考えることができ、自分たちの生活は様々な人や場所と関わっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、適切に接したり安全に生活したりしようとする。
〔身近な人々、社会及び自然と関わる活動に関する内容〕
- (4) 公共物や公共施設を利用する活動を通して、それらのよさを感じたり働きを捉えたりことができ、身の回りにはみんなで使うものがあることやそれらを支えている人々がいることなどが分かるとともに、それらを大切に、安全に気を付けて正しく利用しようとする。
- (5) 身近な自然を観察したり、季節や地域の行事に関わったりするなどの活動を通して、それらの違いや特徴

■学年の目標と教科目標や内容との関係

- ・現行では、四つの項目で構成されていた。それぞれの学年の目標においては、一定の構造を有していたものの、教科目標、学年の目標、内容の関係で考えると曖昧な部分があった。
- 内容の三つの階層を基にして学年の目標を再構成した。(〔学校、家庭及び地域の生活に関する内容〕〔身近な人々、社会及び自然と関わる生活に関する内容〕〔自分自身の生活や成長に関する内容〕)
- なお、これにより、対象との関わりを通して学ぶという生活科の基本原理が変わるわけではない。

■気付きの質を高めるとは

- ・これまでの生活科の学習の課題として、学習活動が体験だけで終わり、活動や体験を通して得られた気付きを質的に高める指導が十分に行われていないという指摘があった。
- ・生活科における気付きの質を高めるという視点に立ち、気付いたことを基に考えることができるようにするための多様な学習活動を行うことが大切である。そのためにも「試す、見通す、工夫するなど」を新たに加え、一層の充実を図り、「深い学び」を実現することが期待される。
- ・気付きとは、対象に対する一人一人の認識であり、児童の主体的な活動によって生まれるものである。そこには知的な側面だけでなく、情意的な側面も含まれる。また、気付きは次の自発的な活動を誘発するものとなる。したがって、活動を繰り返したり対象との関わりを深めたりする活動や体験の充実こそが、気付きの質を高めていくことにつながる。

■生活科における「深い学び」の姿とは

体験活動と表現活動を相互に繰り返しながら、学習活動の質を高めていく。何度も対象と関わりながら、表現し考えることを繰り返し、気付きを自覚し確かなものにしていく。自分の気付きや発見を友達と交流し伝え合う活動を通して、それぞれの気付きを関連付けることにもつながる。このように気付きを自覚したり、関連付けたり、視点を変えて捉えたりすることが気付きの質を高めることであり、そのことこそが生活科における「深い学び」の姿の顕著な現れの一つと考えることができる。

を見付けることができ、自然の様子や四季の変化、季節によって生活の様子が変わること気付くとともに、それらを取り入れ自分の生活を楽しくしようとする。

- (6) 身近な自然を利用したり、身近にある物を使ったりするなどして遊ぶ活動を通して、遊びや遊びに使う物を工夫してつくることができ、その面白さや自然の不思議さに気付くとともに、みんなと楽しみながら遊びを創り出そうとする。
- (7) 動物を飼ったり植物を育てたりする活動を通して、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心をもって働きかけることができ、それらは生命をもっていることや成長していることに気付くとともに、生き物への親しみをもち、大切にしようとする。
- (8) 自分たちの生活や地域の出来事を身近な人々と伝え合う活動を通して、相手のことを想像したり伝えたいことや伝え方を選んだりすることができ、身近な人々と関わることのよさや楽しさが分かるとともに、進んで触れ合い交流しようとする。

[自分自身の生活や成長に関する内容]

- (9) 自分自身の生活や成長を振り返る活動を通して、自分のことや支えてくれた人々について考えることができ、自分が大きくなったこと、自分でできるようになったこと、役割が増えたことなどが分かるとともに、これまでの生活や成長を支えてくれた人々に感謝の気持ちを持ち、これからの成長への願いをもって、意欲的に生活しようとする。

指導計画の作成と内容の取り扱い

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、児童が具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自分と地域の人々、社会及び自然との関わりが具体的に把握できるような学習活動の充実を図ることとし、校外での活動を積極的に取り入れること。
 - (2) 児童の発達の段階や特性を踏まえ、2学年間を見通して学習活動を設定すること。
 - (3) 第2の内容の(7)については、2学年間にわたって取り扱うものとし、動物や植物への関わり方が深まるよう継続的な飼育、栽培を行うようにすること。

■生活科の内容

- ・各内容には、一文の中に、「児童が直接関わる学習対象や実際に行われる学習活動等」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「知識及び技能の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の四つが構造的に組み込まれた。
- ・全ての内容は、「～を通して(具体的な活動や体験)、～ができ(思考力、判断力、表現力等の基礎)、～が分かり・に気付き(知識及び技能の基礎)～しようとする(学びに向かう力、人間性等)」のように構成されている。

■指導計画作成上の配慮事項

- ・育成を目指す三つの資質・能力は、一つ一つの単元や年間を通した授業の積み重ねによって総合的に育成されていく。したがって、「年間」という文言が付け加えられているのは、生活科の特質による固有なものである。
- ・単に思いや願いを実現する体験活動を充実させるだけではなく、表現活動を工夫し、体験活動と表現活動とが豊かに行き来する相互作用を重視するなど、気付きの質を高めることを意識することが大切である。

【新設】2学年間を見通した学習活動を設定する

- ・低学年の2学年間での児童の情緒的側面や認知的側面での成長を把握すること、その時期の特性に見合った計画を立てることの重要性を再認識することが大切である。
 - ・九つの内容を実現する学習活動が、教える側の一方的な都合で計画されるのではなく、児童の発達の段階や特性に適合しているかを吟味した上で単元を構成し、2学年間を見通して効果的に配置することを今まで以上に心掛ける必要がある。
 - ・スタートカリキュラムが編成される第1学年前半の時期、社会科や理科、総合的な学習の時間などをはじめとする各教科等への接続を意識する第2学年後半の時期といった、2年間での児童の成長やその際に見せる空間認識や時間認識などの認知の特性の違いを意識し、それらを教師が自覚して学習活動に反映させることが考えられる。
- 例：内容(4)において、第1学年では、身近でより愛着度の高い公共施設としての「公園」に着目し、「遊具」を通して、公共物やそれを利用したり管理したりする「人」への気付きの質を高める取組。一方、第2学年では、児童の生活圏の広がりや空間の認識の広がりから、内容(3)の学習として学校の周辺の探検を通して、身近な商店街や公共施設に着目し、お気に入りの場所や人との関わりをきっかけに気付きの質を高める取組。

(4) 他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通した総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。その際、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

(5) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(6) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、生活科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 地域の人々、社会及び自然を生かすとともに、それらを一体的に扱うよう学習活動を工夫すること。

(2) 身近な人々、社会及び自然に関する活動の楽しさを味わうとともに、それらを通して気付いたことや楽しかったことなどについて、言葉、絵、動作、劇化などの多様な方法により表現し、考えることができるようにすること。また、このように表現し、考えることを通して、気付きを確かなものとしたり、気付いたことを関連付けたりすることができるよう工夫すること。

(3) 具体的な活動や体験を通して気付いたことを基に考えることができるようにするため、見付ける、比べる、たとえる、試す、見通す、工夫するなどの多様な学習活動を行うようにすること。

(4) 学習活動を行うに当たっては、コンピュータなどの情報機器について、その特質を踏まえ、児童の発達の段階や特性及び生活科の特質などに応じて適切に活用するようにすること。

(5) 具体的な活動や体験を行うに当たっては、身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒などの多様な人々と触れ合うことができるようにすること。

(6) 生活上必要な習慣や技能の指導については、人、社会、自然及び自分自身に関わる学習活動の展開に即して行うようにすること。

■幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続

幼稚園教育要領等において「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」がまとめられ、幼児期の遊びや生活を通じて育まれる自立心や協同性、思考力の芽生えなどの大切さについて、共通理解が図られるようになり、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図るための手掛かりが示された。

→生活科が、低学年における教育全体の充実を図る上で重視すべき方向を表しており、教科等間の横のつながりと、幼児期からの発達の段階に応じた縦のつながりとの結節点であることを意識することが重要である。

【新設】障害のある児童などについて

■幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連

- ・(幼稚園教育要領より) 健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量・図形 文字等への関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現。

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、児童期の初期に目指す姿とも重なるものであり、小学校においては、こうした具体的な育ちの姿を踏まえて、教育課程をつないでいくことが重要である。

現行指導要領の学年の目標に示されていた「第2各学年の目標及び内容 1目標(4)生活科特有の学び方に関する事」について示した。

■多様な学習活動を行うようにする

児童は、見付ける、比べる、たとえるなどの多様な学習活動を行いながら、気付きを比較したり、分類したり、関連付けたりするなどして分析的に考える。さらには、試す、見通す、工夫するなどの学習活動を行うことで、より質の高い気付きを生み出すことにつながる。そのためにも、児童が自らの気付きを振り返ったり、互いの気付きを交流したりするような活動を、必要に応じて適切に行うことが重要となる。

【新設】児童の発達の段階や特性を十分配慮する

低学年の児童の発達の特性は、人、社会、自然を一体的に感じ取り、自分との関わりで捉える傾向がある。また、発達段階的に情報機器の操作に戸惑う児童も多いことが予測される。そうした児童の発達の段階や特性を十分配慮して、計画的に情報機器を取り入れることが重要である。

■ 音楽 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- 音楽に対する感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- 音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働きについての意識を深める学習の充実を図る。
- 我が国や郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わうことができるよう、和楽器を含む我が国や郷土の音楽の学習の充実を図る。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

音楽科で育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力」と規定し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」について示した。また、資質・能力の育成に当たっては、児童が「音楽的な見方・考え方」を働かせて、学習活動に取り組めるようにする必要があることを示した。このことによって、児童が教科としての音楽を学ぶ意味を明確にした。

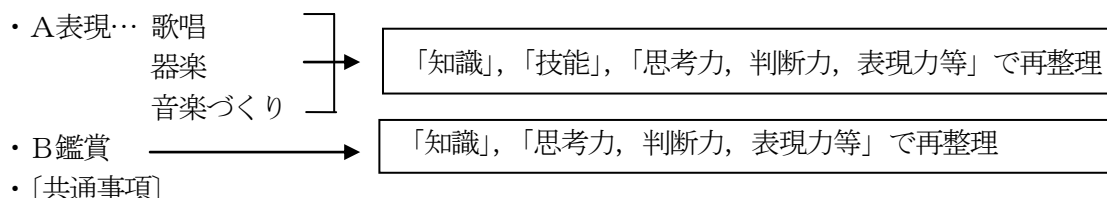
① 【音楽科の見方・考え方】

「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文化などに関連付けること。」

② 【学年の目標の改善】

教科の目標の構造と合わせ、「(1)知識及び技能」、「(2)思考力、判断力、表現力等」、「(3)学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理。

③ 【内容構成の改善】



(2) 学習指導及び内容の改善

① 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

「知識」…「曲想と音楽の構造との関わり」などを理解することに関する具体的な内容を、歌唱、器楽、音楽づくり、鑑賞の領域や分野ごとに事項として示した。

「技能」…思いや意図に合った表現などをするために必要となる具体的な内容を、「A表現」の歌唱、器楽、音楽づくりの分野ごとに事項として示した。そのことによって、音楽科における技能は、「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることを明確にした。

② 【共通事項】の指導内容の改善

アの事項を「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イの事項を「知識」に関する資質・能力として示した。

③ 言語活動の充実

他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを考えたりしていく学習の充実を図る観点から、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるようにすること」を「A表現」及び「B鑑賞」の指導にあたっての配慮事項として示した。

④ 「我が国や郷土の音楽」に関する学習の充実

- ・第5学年及び第6学年において取り上げる旋律楽器として例示していた和楽器を、第3学年及び第4学年にも新たに位置付けることとした。
- ・我が国や郷土の音楽の指導にあたっての配慮事項として、「音源や楽譜等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫すること」を新たに示した。

3 具体的な改善事項 (別紙)

II 移行措置

○ 移行期間中の特例

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの音楽の指導にあたっては、現行小学校学習指導要領第2章第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の趣旨と要点</p> <p>1 改訂の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前書き参照 <p>2 改訂の要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前書き参照 <p>II 目標及び内容</p> <p>第1 目標</p> <p>表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。</p> <p>(3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。</p>	<p>■ 表現及び鑑賞の活動を通してとは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童が音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を育成するためには、多様な音楽活動を幅広く体験することが大切であることを示したもの。 ・多様な音楽活動とは、歌を歌ったり、楽器を演奏したり、音楽をつくりたり、音楽を聴いたりすることなど。→「表現」と「鑑賞」の2領域 <p>■ 音楽的な見方・考え方とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けること ・音楽的な見方・考え方を働かせて学習することによって、児童の発達の段階に応じた、「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養が実現していく。このことによって、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力は育成される。 <p>■ 生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)、(2)及び(3)を示している。 ・教科として学ぶ意義を明確にしている。 ・生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を育成することによって、児童がそれらの音や音楽との関わりを自ら築き、生活を豊かにしていくことは、音楽科の大切な役割の一つである。 <p>■ (1)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「知識及び技能」の習得に関する目標。 ・「曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解すること」が知識の習得に関する目標、「表したい音楽表現を実現するために必要な技能を身に付ける」ことが技能の習得に関する目標。 ・「知識」とは、音楽を形づくっている要素などの働きについて理解し、表現や鑑賞などに生かすことができるような知識。表現や鑑賞の活動を通して、実感を伴いながら理解されるようにする。 ・「技能」とは、歌を歌う技能、楽器を演奏する技能、音楽をつくる技能。これらの技能はいずれも思いや意図などに合った音楽表現をするために必要となるもの。 <p>■ (2)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標。 ・音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えることが必要。 <p>■ (3)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標。 ・音楽に親しむ態度とは、我が国の音楽や諸外国の様々な音楽、及び様々な音楽活動に関心をもち、積極的に関わっていかうとする態度。さらに、学校内外の様々な音楽や音楽活動に主体的に関わっていく態度も含む。

第2 各学年の目標及び内容

[第1学年及び第2学年]

1 目標

- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて気付くとともに、音楽表現を楽しむために必要な歌唱、器楽、音楽づくりの技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を考えて表現に対する思いをもつことや、曲や演奏の楽しさを見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。
- (3) 楽しく音楽に関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じながら、身の回りの様々な音楽に親しむとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。

2 内容

A 表現

- (1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲想を感じ取って表現を工夫し、どのように歌うかについて思いをもつこと。

イ 曲想と音楽の構造との関わり、曲想と歌詞の表す情景や気持ちとの関わりについて気付くこと。

ウ 思いに合った表現をするために必要な次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。

■ 学年の目標

- ・教科の目標との関係を明確にし、次の三つの観点から項目を構成している。
- (1)「知識及び技能」の習得
- (2)「思考力、判断力、表現力等」の育成
- (3)「学びに向かう力、人間性等」の涵養

目標については、低・中・高で大きくは変わらない。発達の段階に合わせて広がりをもたせている。どの学年においても目指す方向は同一であり、学習が質的に高まっていくように示されている。

(1)「知識及び技能」

「知識」

低・中：曲想と音楽の構造などとの関わりについて気付くこと

高：曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解すること

「技能」

低：音楽表現を楽しむために必要な技能

中・高：表したい音楽表現するために必要な技能

(2)「思考力、判断力、表現力等」

<表現>

低：表現に対する思いをもつこと

中・高：表現に対する思いや意図をもつこと

<鑑賞>

低：曲や演奏の楽しさを見いだしながら音楽を味わって聴くこと

中・高：曲や演奏のよさなどを見いだしながら音楽を味わって聴くこと

(3) 学びに向かう力、人間性等

・音楽とのかかわり方について

低：楽しく 中：進んで 高：主体的

・協働して音楽活動する楽しさについて

低・中：感じながら 高：味わいながら

・様々な音楽に親しむことについて

低：身の回りの様々な音楽

中・高：様々な音楽

■ 内容の構成

- ・「A表現」の内容については、(1)歌唱、(2)器楽、(3)音楽づくりの各分野で、次のように示している。
 - ア「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力
 - イ「知識」に関する資質・能力
 - ウ「技能」に関する資質・能力
- ・「B鑑賞」の内容については、次のように示している。
 - ア「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力
 - イ「知識」に関する資質・能力
- ・〔共通事項〕の内容については、次のように示している。
 - ア「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力
 - イ「知識」に関する資質・能力

■ アについて

- ・児童が思いをもって歌唱の活動に取り組むことによって、歌唱表現が高まったことを価値付け、全体で共有していくこと。

■ ウ(ア)について

- ・階名とは、絶対的な音の高さを示す「音名」とは異なり、長音階の場合はド、短音階ではラをそれぞれの主音として、その調における相対的な位置を、ドレミファソラシを用いて示すもの。

(ア) 範唱を聴いて歌ったり、階名で模唱したり暗唱したりする技能

(イ) 自分の歌声及び発音に気を付けて歌う技能

(ウ) 互いの歌声や伴奏を聴いて、声を合わせて歌う技能

(2) 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲想を感じ取って表現を工夫し、どのように演奏するかについて思いをもつこと。

イ 次の(ア)及び(イ)について気付くこと。

(ア) 曲想と音楽の構造との関わり

(イ) 楽器の音色と演奏の仕方との関わり

ウ 思いに合った表現をするために必要な次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。

(ア) 範奏を聴いたり、リズム譜などを見たりして演奏する技能

(イ) 音色に気を付けて、旋律楽器及び打楽器を演奏する技能

(ウ) 互いの楽器の音や伴奏を聴いて、音を合わせて演奏する技能

(3) 音楽づくりの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 音楽づくりについての知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)をできるようにすること。

(ア) 音遊びを通して、音楽づくりの発想を得ること。

(イ) どのように音を音楽にしていかにについて思いをもつこと。

イ 次の(ア)及び(イ)について、それらが生み出す面白さなどに関わらせて気付くこと。

(ア) 声や身の回りの様々な音の特徴

(イ) 音やフレーズのつなげ方の特徴

ウ 発想を生かした表現や、思いに合った表現をするために必要な次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

(ア) 設定した条件に基づいて、即興的に音を選んだりつなげたりして表現する技能

(イ) 音楽の仕組みを用いて、簡単な音楽をつくる技能

B 鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏の楽しさを見だし、曲全体を

■ ウ(イ)について

- 自分の歌声を大切にしながら、歌詞が相手に伝わるように、ていねいに発音する歌い方を身に付けるようにすることが重要。

■ アについて

- 児童が思いをもって器楽の活動に取り組むことによって、器楽表現が高まったことを価値付け、全体で共有していくこと。

■ イ(イ)について

- それぞれの楽器がもつ固有の音色のよさや面白さに気付くとともに、演奏の仕方を工夫することによって、楽器の音色が変わることに、演奏を通して気付くようにすることが重要。

■ 音楽づくりの活動

- 音楽づくりの活動の中で、ア、イ及びウの各事項の(ア)は主に音遊びの活動を示し、(イ)は主に音を音楽にしていこうとする活動を示している。

■ 音遊びとは

- 友達と関わりながら、声や身の回りの様々な音に親しみ、その場で様々な音を選んだりつなげたりして表現すること。



- 低学年は遊びの中から色々な発想を得ることを目指す。

■ ア(イ)について

- 児童が思いをもって音楽づくりの活動に取り組むことによって、表現が高まったことを価値付け、全体で共有しながら、自分たちの表現に生かすように導くこと。

■ 音を音楽にしていこうとは

- 反復、呼びかけとこたえ、変化などの「音楽の仕組み」を用いながら、音やフレーズを関連付けて音楽にしていこうとする。

■ 音楽の仕組みとは

- 「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」2(8)イに示す、反復、呼びかけとこたえ、変化などのこと。

■ 簡単な音楽とは

- それぞれの児童の実態に応じて無理なくつくることのできる音楽という意味。

■ 曲や演奏の楽しさを見いだすとは

- 音楽的な理由に触れながら、曲の楽しさや、異なった演奏形態や演奏者などによる演奏の楽しさについて考えをもつこと。

■ 指導に当たって

- 児童が学習の初期に漠然と描いた曲の印象を起点として、アの事項とイの事項との関連を図った学習を通して、聴き深めていくようにすることが大切。

味わって聴くこと。

イ 曲想と音楽の構造との関わりについて気付くこと。

〔共通事項〕

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えること。

イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる身近な音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて理解すること。

3 内容の取扱い

(1) 歌唱教材は次に示すものを取り扱う。

ア 主となる歌唱教材については、各学年ともイの共通教材を含めて、斉唱及び輪唱で歌う曲を取り扱う。

イ 共通教材

(略)

(2) 主となる器楽教材については、既習の歌唱教材を含め、主旋律に簡単なリズム伴奏や低声部などを加えた曲を取り扱う。

(3) 鑑賞教材は次に示すものを取り扱う。

ア 我が国及び諸外国のわらべうたや遊びうた、行進曲や踊りの音楽など体を動かすことの快さを感じ取りやすい音楽、日常の生活に関連して情景を思い浮かべやすい音楽など、いろいろな種類の曲

イ 音楽を形づくっている要素の働きを感じ取りやすく、親しみやすい曲

ウ 楽器の音色や人の声の特徴を捉えやすく親しみやすい、いろいろな演奏形態による曲

〔第3学年及び第4学年〕

1 目標

(1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて気付くとともに、表したい音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、音楽づくりの技能を身に付けるようにする。

(2) 音楽表現を考えて表現に対する思いや意図をもつことや、曲や演奏のよさなどを見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。

(3) 進んで音楽に関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じながら、様々な音楽に親しむとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。

2 内容

A 表現

(1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

■ 聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えるとは

- ・感じ取ったことの原因を、音楽を形づくっている要素の働きに求めたり、音楽を形づくっている要素の働きがどのようなよさや面白さ、美しさを生み出しているかについて考えたりすること。

■ 【共通事項】イ

- ・指導に当たっては、単にその名称や意味を知るだけでなく、表現及び鑑賞の様々な学習活動の中で、音楽における働きと関わらせて、その意味や効果を理解させることが必要。

■ 3(1) イ 共通教材

- ・現行と変更なし。

ア 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の特徴を捉えた表現を工夫し、どのように歌うかについて思いや意図をもつこと。

イ 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わりについて気付くこと。

ウ 思いや意図に合った表現をするために必要な次の(ア)から(イ)までの技能を身に付けること。

(ア) 範唱を聴いたり、ハ長調の楽譜を見たりして歌う技能

(イ) 呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない歌い方で歌う技能

(ウ) 互いの歌声や副次的な旋律、伴奏を聴いて、声を合わせて歌う技能

(2) 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の特徴を捉えた表現を工夫し、どのように演奏するかについて思いや意図をもつこと。

イ 次の(ア)及び(イ)について気付くこと。

(ア) 曲想と音楽の構造との関わり

(イ) 楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わり

ウ 思いや意図に合った表現をするために必要な次の(ア)から(イ)までの技能を身に付けること。

(ア) 範奏を聴いたり、ハ長調の楽譜を見たりして演奏する技能

(イ) 音色や響きに気を付けて、旋律楽器及び打楽器を演奏する技能

(ウ) 互いの楽器の音や副次的な旋律、伴奏を聴いて、音を合わせて演奏する技能

(3) 音楽づくりの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 音楽づくりについての知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)をできるようにすること。

(ア) 即興的に表現することを通して、音楽づくりの発想を得ること。

■ 知識や技能を得たり生かしたり

- ・曲の特徴を捉えた表現を工夫し、どのように歌うかについて思いや意図をもつためには、その過程で新たな知識や技能を習得することと、これまでに習得した知識や技能を活用することの両方が必要となる。したがって、知識や技能を習得してから表現を工夫するといった一方向の指導にならないように留意する。

■ アについて

- ・児童が思いをもって歌唱の活動に取り組むことによって、歌唱表現が高まったことを価値付け、全体で共有していくこと。

■ (ア)から(イ)までの技能とは

- ・いずれも思いや意図に合った音楽表現をするために必要となるもの。

■ (イ)について

- ・指導に当たっては、曲想にふさわしい歌声になるよう呼吸や声の響きに留意した歌い方を試したり、民謡を歌う際には、範唱の歌い方に近づけるように歌い方を試したりして、声の使い方を意識しながら歌うように働きかけるなど、児童が歌い方を試す過程で自らの声の特徴に気付くことを大切にす。

- ・アについては、歌唱に同じ。

- ・低学年ではなかった「楽譜を見る力」が必要となる。

- ・生きて働く知識や技能として、例えばリコーダーのタンギングはいつもトゥではなく、低い音を出すときはどういう言葉を使えばよいかなど、児童が考え、試し、選択させるなどして身に付けるものとして捉える。指導する際、児童が必要感をもって技能を身に付ける大切さを実感すること。

■ 即興的に表現するとは

- ・あらかじめ楽譜などに示されているとおりに表現するのではなく、友達と関わりながら、その場でいろいろな音を選択したり組み合わせたりして表現すること。

■ 音楽づくりの発想を得るとは

- ・いろいろな音の響きをその場で選択したり組み合わせたりする中で生ずる、「これらの音をこうしたら面白くなる」という考えをもつこと。

■ ア(ア)指導に当たっては

- ・児童の変容を捉えて、児童の表現のよさや面白さを価値付け、全体で共有するなどしながら、友達の表現を自分の表現に生かすように導くこと。

(イ) 音を音楽へと構成することを通して、どのようにまとまりを意識した音楽をつくるかについて思いや意図をもつこと。

イ 次の(ア)及び(イ)について、それらが生み出すよさや面白さなどと関わらせて気付くこと。

(ア) いろいろな音の響きやそれらの組合せの特徴

(イ) 音やフレーズのつなげ方や重ね方の特徴

ウ 発想を生かした表現や、思いや意図に合った表現をするために必要な次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

(ア) 設定した条件に基づいて、即興的に音を選択したり組み合わせたりして表現する技能

(イ) 音楽の仕組みを用いて、音楽をつくる技能

■ ア(イ)指導に当たっては

- ・児童が思いや意図をもって音楽づくりの活動に取り組むことによって、表現が高まったことを価値付け、全体で共有しながら、自分たちの表現に生かすように導くこと。

■ 設定した条件とは

- ・様々な音を即興的に選択したり組み合わせたりする際の約束事。
- ・このような約束事は、児童が音楽づくりの発想を得るために、必要不可欠なもの。

■ 音楽の仕組みとは

- ・「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」2(8)イに示す、反復、呼びかけとこたえ、変化、音楽の縦と横の関係などのこと。

■ 音楽の仕組みを用いて、音楽をつくる技能とは

- ・音楽の仕組みを使って、音を音楽へと構成することができること。

B 鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなどを見だし、曲全体を味わって聴くこと。

イ 曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて気付くこと。

[共通事項]

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えること。

イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて理解すること。

3 内容の取扱い

(1) 歌唱教材は次に示すものを取り扱う。

ア 主となる歌唱教材については、各学年ともイの共通教材を含めて、斉唱及び簡単な合唱で歌う曲

イ 共通教材
(略)

(2) 主となる器楽教材については、既習の歌唱教材を含め、簡単な重奏や合奏などの曲を取り扱う。

- ・アとイの関連が必要となる。聴き取ったことと、感じ取ったこととの関わりについて、全員で共有したい構造を可視化したり、部分を抜き出して聴いて確かめたりすることで児童自ら気付いたり、実感させたりする工夫をすること。

■ 曲や演奏のよさなどを見いだすとは

- ・音楽的な理由を伴って、曲がもつよさや、様々な演奏形態や演奏者などによる演奏のよさなどについて考えをもつこと。

■ 曲全体を味わって聴くとは

- ・曲や演奏のよさなどについて考えをもち、曲全体を聴き深めていること。

- ・[共通事項]については、第1学年及び第2学年と同じ。

■ 3(1) イ 共通教材

- ・現行と変更なし。

■ 重奏や合奏などとは

- ・和楽器を用いた器楽教材では、斉奏の曲を扱うことも考えられる。

- (3) 鑑賞教材は次に示すものを取り扱う。
ア～ウ (略)

[第5学年及び第6学年]

1 目標

- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、音楽づくりの技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を考えて表現に対する思いや意図をもつことや、曲や演奏のよさなどを見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。
- (3) 主体的に音楽に関わり、協働して音楽活動をする楽しさを味わいながら、様々な音楽に親しむとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。

2 内容

A 表現

- (1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の特徴にふさわしい表現を工夫し、どのように歌うかについて思いや意図をもつこと。

イ 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わりについて理解すること。

ウ 思いや意図に合った表現をするために必要な

次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。

(ア) 範唱を聴いたり、ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして歌う技能

(イ) 呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない、響きのある歌い方で歌う技能

(ウ) 各声部の歌声や全体の響き、伴奏を聴いて、声を合わせて歌う技能

(2) 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の特徴にふさわしい表現を工夫し、どのように演奏するかについて思いや意図をもつこと。

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

(ア) 曲想と音楽の構造との関わり

(イ) 多様な楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わり

ウ 思いや意図に合った表現をするために必要な

■ 曲の特徴にふさわしい表現を工夫とは

- ・歌唱表現を工夫する根拠を曲の特徴に求めて表現をつくりだすこと。
- ・曲の特徴についての理解を深めたり、必要な技能を身に付けたりしながら、スタッカートやスラーなどの表現方法や、声の音色(高のみ)、強弱、速度などの違いによる表現方法を試すなどして、歌唱表現を工夫する楽しさを味わい、思いや意図を膨らませることが大切。

■ ア 指導に当たっては

- ・児童が思いや意図をもって歌唱の活動に取り組むことによって、歌唱表現が豊かになったことを価値付け、全体で共有していくこと。

・理解するとは、質的な高まりを言う。低・中は「気付く」

■ 自然で無理のない、響きのある歌い方で歌うとは

- ・児童一人一人の声の特徴を生かしつつも、力んで声帯を締め付けることなく、音楽的には曲想に合った自然な歌い方で、歌声を響かせて歌うこと。
- ・喉に負担がかからないように工夫することが必要。

■ 指導に当たっては

- ・児童が歌い方を試す過程を大切にしながら、自分の歌声の持ち味を生かすとともに、曲想に合った歌い方を主体的に探っていけるようにすること。

■ 曲の特徴にふさわしい表現を工夫とは

- ・器楽表現を工夫する根拠を曲の特徴に求めて表現をつくりだすこと。

■ 指導に当たっては

- ・児童が思いや意図をもって器楽の活動に取り組むことによって、器楽表現が豊かになったことを教師が価値付け、全体で共有していくこと。

次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。

(ア) 範奏を聴いたり、ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして演奏する技能

(イ) 音色や響きに気を付けて、旋律楽器及び打楽器を演奏する技能

(ウ) 各声部の楽器の音や全体の響き、伴奏を聴いて、音を合わせて演奏する技能

(3) 音楽づくりの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 音楽づくりについての知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)をできるようにすること。

(ア) 即興的に表現することを通して、音楽づくりの様々な発想を得ること。

(イ) 音を音楽へと構成することを通して、どのように全体のまとまりを意識した音楽をつくるかについて思いや意図をもつこと。

イ 次の(ア)及び(イ)について、それらが生み出すよさや面白さなどと関わらせて理解すること。

(ア) いろいろな音の響きやそれらの組合せの特徴

(イ) 音やフレーズのつなげ方や重ね方の特徴

ウ 発想を生かした表現や、思いや意図に合った表現をするために必要な次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

(ア) 設定した条件に基づいて、即興的に音を選択したり組み合わせたりして表現する技能

(イ) 音楽の仕組みを用いて、音楽をつくる技能

・ア(ア)「様々」、ア(イ)「全体の」、イ「理解」は高学年のみ

■ ア(イ)指導に当たっては

・児童が思いや意図をもって音楽づくりの活動に取り組むことによって、表現が高まったことを価値付け、全体で共有しながら、自分たちの表現に生かすように導くこと。

■ ウ(ア)について

・条件を設定する際、イ(ア)に示す知識を含めることによって、ア、イ及びウの関連を図った学習にすることが必要である。

■ ウ(イ)について

・音楽の仕組みを用いる際、イ(イ)に示す知識を含めることによって、ア、イ及びウの関連を図った学習にすることが必要である。

B 鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなどを見だし、曲全体を味わって聴くこと。

イ 曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて理解すること。

[共通事項]

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えること。

イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて理解すること。

・[共通事項]については、第1学年及び第2学年と同じ

3 内容の取扱い

(1) 歌唱教材は次に示すものを取り扱う。

ア 主となる歌唱教材については、各学年ともイ

の共通教材の中の3曲を含めて、斉唱及び合唱で歌う曲

イ 共通教材(略)

(2) 主となる器楽教材については、楽器の演奏効果を考慮し、簡単な重奏や合奏などの曲を取り扱う。

(3) 鑑賞教材は次に示すものを取り扱う。

ア 和楽器の音楽を含めた我が国の音楽や諸外国の音楽など文化との関わりを捉えやすい音楽、人々に長く親しまれている音楽など、いろいろな種類の曲

イ 音楽を形づくっている要素の働きを感じ取りやすく、聴く喜びを深めやすい曲

ウ 楽器の音や人の声が重なり合う響きを味わうことができる、合奏、合唱を含めたいろいろな演奏形態による曲

■ 3(1)イ 共通教材
・現行と変更なし。

Ⅲ 指導計画の作成と内容の取扱い

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。

(2) 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)及びア及びイの各事項を適切に関連させて指導すること。

(3) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

(4) 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)並びに「B鑑賞」の(1)の指導については、適宜、〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。

■ 指導計画の作成

・この事項は音楽科の指導計画の作成にあたり、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし、音楽科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したもの。

■ 主体的・対話的で深い学び

・必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。
・各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要。

・現行においても大切にされてきた思考、判断、表現する一連の過程を、これからも継承していく。
・現行で成果を上げている指導方法は、自信をもって継承していく。その際、主体的になっているか、対話的になっているか、深い学びになっているかという視点で見直しを図っていくこと。

・全てを扱うということではなく、重点をおいて扱っても構わない。ただし、ア、イ、ウの指導事項については、必ずどこかに含ませ、題材を構成すること。

■ (3)について

・指導計画の作成においては、各領域や分野の学習に共通する「音楽を特徴付けている要素」や「音楽の仕組み」、それらに関わる音符、休符、記号や用語を要とし、適宜、表現領域と鑑賞領域との関連や、歌唱、器楽、音楽づくりの各活動間の関連を図った題材を構成していくことが大切。
・一題材の学習過程だけではなく、年間を見通して、各題材間における各領域や分野の関連を図ることも大切。

■ (4)について

・表現領域と鑑賞領域との関連や、歌唱、器楽、音楽づくりの各活動間の関係を図った題材を構成していくことが大切。
・一題材の学習過程だけではなく、年間を見通して、各題材間における各領域や分野の関連を図ることも大切である。

- (5) 国歌「君が代」は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること。
- (6) 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。
- (7) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (8) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

■ (6)について

- ・幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行う。
- ・例えば、遊びうたであるわらべうたを、生活の中の遊びと関連させながら取り上げることが考えられる。

■ (7)について

- ・通常の学級においても、発達障がいを含む障がいのある児童が在籍している可能性があることを前提に、きめ細かな指導や支援ができるよう指導の工夫の意図、手立てを明確にする。
- ・個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要。

■ (8)について

- ・音楽科の学習指導を通して培われる豊かな情操は、道徳性の基盤を養うもの。
- ・音楽科の年間指導計画の作成などに際して、道徳教育の全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮し、両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- ・内容を扱うときに、配慮したい事項。単独で扱うものではない。

(1) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

■ (1)アについて

- ・音楽活動は、音や音楽によるコミュニケーションを基盤としたものであり、言葉で表すことが本来の目的ではない。したがって、言葉によるコミュニケーションが音や音楽によるコミュニケーションの充実になるように配慮する。

ア 音楽によって喚起されたイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽を聴いて感じ取ったことや想像したことなどを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること。

イ 音楽との一体感を味わい、想像力を働かせて音楽と関わることができるよう、指導のねらいに即して体を動かす活動を取り入れること。

ウ 児童が様々な感覚を働かせて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫すること。

■ ウについて【新設】

- ・一人でパソコンを用いて音楽をつくることもあるが、友達と協力しながらつくったり、試行錯誤したりすることが大切。

エ 児童が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど、児童や学校、地域の実態に応じ、生活や社会の中の音や音楽と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。

- ・行事のための音楽活動にならないようにする。ただし、音楽科の学習で学んだことを生かすことも大切。

オ 表現したり鑑賞したりする多くの曲について、それらを創作した著作者がいることに気付き、学習した曲や自分たちのつくった曲を大切にすることを養うようにするとともに、それらの著作者の創造性を尊重する意識をもてるよう

にすること。また、このことが、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることについて理解する素地となるよう配慮すること。

(2) 和音の指導に当たっては、合唱や合奏などの活動を通して和音のもつ表情を感じ取ることができるようになること。また、長調及び短調の曲においては、I、IV、V及びV7などの和音を中心に指導すること。

(3) 我が国や郷土の音楽の指導に当たっては、そのよさなどを感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう、音源や楽譜等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫すること。

(4) 各学年の「A表現」の(1)の歌唱の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

ア 歌唱教材については、我が国や郷土の音楽に愛着がもてるよう、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること。

イ 相対的な音程感覚を育てるために、適宜、移動ド唱法を用いること。

ウ 変声以前から自分の声の特徴に関心をもたせるとともに、変声期の児童に対して適切に配慮すること。

(5) 各学年の「A表現」の(2)の楽器については、次のとおり取り扱うこと。

ア 各学年で取り上げる打楽器は、木琴、鉄琴、和楽器、諸外国に伝わる様々な楽器を含めて、演奏の効果、児童や学校の実態を考慮して選択すること。

イ 第1学年及び第2学年で取り上げる旋律楽器は、オルガン、鍵盤ハーモニカなどの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。

ウ 第3学年及び第4学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、リコーダーや鍵盤楽器、和楽器などの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。

エ 第5学年及び第6学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、電子楽器、和楽器、諸外国に伝わる楽器などの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。

オ 合奏で扱う楽器については、各声部の役割を生かした演奏ができるよう、楽器の特性を生かして選択すること。

(6) 各学年の「A表現」の(3)の音楽づくりの指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

ア (略)

イ どのような音楽を、どのようにしてつくるかなどについて、児童の実態に応じて具体的な例を示しながら指導するなど、見通しをもって音楽づくりの活動ができるよう指導を工夫すること。

・現行の和音及び和声の指導から変更し、「和音」のみになった。〔共通事項〕の書き振りに揃えた。

■ (2)について

・和音の響きと和音の連結によって生まれる和声に対する感覚の育成を、児童の発達の段階に応じて行うようにすることも大切。

■ (3)について【新設】

・我が国や郷土の音楽は、主に口承されてきたことや、人々の生活や文化と関わって伝承されてきたという特質がある。このような特質を踏まえて、知識や技能の習得に偏ることなく、そのよさなどを十分に感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう、指導方法を工夫することが重要。

■ (4)アについて【新設】

・「我が国や郷土の音楽に愛着がもてるよう」が新たにいった。

イ・ハーモニカから鍵盤ハーモニカに変更。

ウ・「和楽器」が新しくいった。

■ オについて【新設】

・合奏の各声部には、主な旋律、副次的な旋律、和音、低音、リズム伴奏などがあり、それぞれ大切な役割を担っている。また、合奏で使う各種打楽器や旋律楽器には、それぞれ楽器の特性がある。ここでいう楽器の特性とは、音域、音色、音量、音の減吸の仕方、強弱表現の幅などがある。

■ イについて【新設】

・どのような音楽を、どのようにつくるかという思いや意図に寄り添いながら、音楽の仕組みを用いた具体的な例を示すなど、適切な手立てを工夫することが重要であることを示している。

ウ つくった音楽については、指導のねらいに即し、必要に応じて作品を記録させること。作品を記録する方法については、図や絵によるもの、五線譜など柔軟に指導すること。

エ 拍のないリズム、我が国の音楽に使われている音階や調性にとらわれない音階などを児童の実態に応じて取り上げるようにすること。

(7) 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、言葉などで表す活動を取り入れ、曲想と音楽の構造との関わりについて気付いたり理解したり、曲や演奏の楽しさやよさなどを見いだしたりすることができるよう指導を工夫すること。

(8) 各学年の〔共通事項〕に示す「音楽を形づくっている要素」については、児童の発達の段階や指導のねらいに応じて、次のア及びイから適切に選択したり関連付けたりして指導すること。

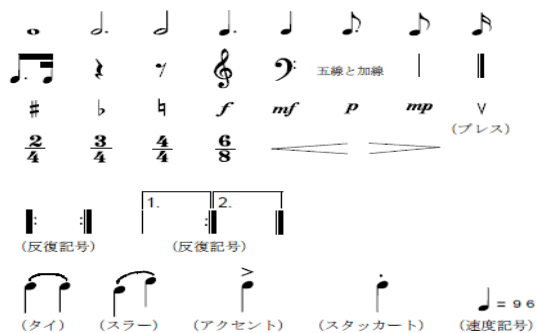
ア 音楽を特徴付けている要素

音色、リズム、速度、旋律、強弱、音の重なり、和音の響き、音階、調、拍、フレーズなど

イ 音楽の仕組み

反復、呼びかけとこたえ、変化、音楽の縦と横との関係など

(9) 各学年の〔共通事項〕の(1)のイに示す「音符、休符、記号や用語」については、児童の学習状況を考慮して、次に示すものを音楽における働きと関わらせて理解し、活用できるよう取り扱うこと。



・「記譜」から「記録する方法」に変更。中学校の書き方と揃えた。

・鑑賞から「言語活動」という言葉はなくなったが言葉などで顕在化させることが必要。あえて丁寧に示した。

■ (7)について

・言葉などで表す活動には、絵や図で表したり、体の動きに置き換えて表したりするなど、広義の言語活動が含まれる。

■ 音楽を形づくっている要素

・従前は学年別に示していたが、今回は一括して示してある。このことは、児童の発達の段階や指導のねらいに応じて、取り扱う教材や内容との関連から必要と考えられる辞典で、その都度繰り返し指導し、6年間を見通した学習を進めることを意図したもの。

・現行との変更点

- 和声の響き→和音の響き、拍の流れ→拍、問いと答え→呼びかけとこたえ、縦と横の関係→縦と横との関係
- 小学生の発達の段階において、ふさわしいと思わないからといった各自の判断によって選択しないことは認められない。
- 扱いやすい要素だけを扱うといった恣意的なやり方は認められない。
- 音楽を特徴付けている要素とは、部分的なもの。音楽の仕組みとは、フレーム的なもの。これらが関わりあって音楽は構成されている。中学校になると、これが構成、形式となっていく。
- 実際〔共通事項〕として扱っているのは「音楽を特徴付けている要素」と「音楽の仕組み」である。歌詞や演奏形態等があることで誤解を生じていた。〔共通事項〕で示すものとしては別にしてとらえる。

■ 図画工作 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- 図画工作科，美術科，芸術科(美術，工芸)においては，創造することの楽しさを感じるとともに，思考・判断し，表現するなどの造形的な創造活動の基礎的な能力を育てること，生活の中の造形や美術の働き，美術文化に関心を持って，生涯にわたり主体的に関わっていく態度を育むこと等に重点を置いて，その充実を図ってきたところである。
- 一方で，感性や想像力等を豊かに働かせて，思考・判断し，表現したり鑑賞したりするなどの資質・能力を相互に関連させながら育成することや，生活を美しく豊かにする造形や美術の働き，美術文化についての実感的な理解を深め，生活や社会と豊かに関わる態度を育成すること等については，更なる充実が求められるところである。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

① 【図画工作科における見方・考え方】

「造形的な見方・考え方」…感性や想像力を働かせ，対象や事象を，形や色などの造形的な視点で捉え，自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだすこと。

② 目標の改善

ア 教科の目標

- ・生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力の育成を一層重視することを示す。
- ・育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理して示す。
- ・図画工作科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「造形的な見方・考え方」を働かせることを示す。
- ・育成を目指す資質・能力の三つの柱のそれぞれに「創造」を位置付け，図画工作科の学習が造形的な創造活動を目指していることを示す。

イ 学年の目標

- ・育成を目指す資質・能力を，「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理して示す。

(2) 指導内容の改善

ア 表現領域の改善

- ・「A表現」の内容を「(1)表現の活動を通して，発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。」，「(2)表現の活動を通して，技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。」とし，「思考力，判断力，表現力等」と「技能」の観点から整理して示す。その上で「造形遊びをする活動」と「絵や立体，工作に表す活動」の指導事項の違いを明確に示し，それぞれの活動を通して，「思考力，判断力，表現力等」や「技能」を身に付けることができるようにする。

イ 鑑賞領域の改善

- ・「B鑑賞」を「(1)鑑賞の活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。」として，「思考力，判断力，表現力等」の観点から整理して示す。

- ・第5学年及び第6学年の鑑賞の対象に「生活の中の造形」を位置付け、生活を楽しく豊かにする形や色などについての学習を深めることができるようにする。

ウ 【共通事項】の改善

- ・表現及び鑑賞の活動において共通に必要な資質・能力である〔共通事項〕を、「知識」と「思考力、判断力、表現力等」の観点から整理して示す。
- ・〔共通事項〕(1)「ア自分の感覚や行為を基に、形や色などの造形的な特徴を理解すること。」などを、「知識」として位置付ける。
- ・〔共通事項〕(1)「イ形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもつこと。」などを、「思考力、判断力、表現力等」として位置付ける。

エ 「知識」についての配慮事項の明示

- ・内容の取扱いに、〔共通事項〕(1)アの指導に当たっての配慮事項を示す。

3 具体的な改善事項 (別紙)

II 移行措置

1 移行期間中の特例

- 平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの図画工作の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領の第2章第7節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新学習指導要領第2章第7節の規定によることができる。

2 移行措置の解説

(1) 移行措置の内容

- ・全部又は一部について新学習指導要領によることができることとした。

(2) 授業時数

- ・変更なし。

(3) 移行期間中における学習評価の取扱い

- ・移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。

(4) 指導計画作成上の留意事項

- ・目標及び内容を2学年でまとめて示している教科については、特に、平成31年度の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成32年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、新学習指導要領に円滑に移行できるようにする。

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の趣旨と要点</p> <p>※ 本手引きの前書き部分及び「小学校学習指導要領解説 図画工作編」の「2 図画工作科改訂の趣旨及び要点」参照</p> <p>II 目標及び内容</p> <p>1 教科の目標</p> <p>第1 目標</p> <p>表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を使い、表しなどを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。</p>	<p>【目標の前文】</p> <p>■表現及び鑑賞の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図画工作科の学習活動のことであり、児童が活動を通して学ぶ教科であることを示している。 ・図画工作科の学習は、児童が感じたことや想像したことなどを造形的に表す表現と、作品などからそのよさや美しさなどを感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深める鑑賞の二つの活動によって行われる。 ・表現と鑑賞はそれぞれに独立して働くものではなく、互いに働きかけたり働きかけられたりしながら一体的に補い合って高まっていく活動である。 <p>【新設】 ■造形的な見方・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図画工作科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である。 ・「感性や想像力を働かせ、対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え、自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだすこと」である。 <p>■生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童がつくりだす形や色、作品などや、家庭、地域、社会で出会う形や色、作品、造形、美術などと豊かに関わる資質・能力を示している。 <p>■教科の目標(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「知識及び技能」について示している。 ・前半部分は「知識」に関するものである。 ・後半部分は「技能」に関するものである。 <p>■対象や事象を捉える造形的な視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料や作品、出来事などを、形や色などの視点で捉える際の視点である。 ・具体的には、[共通事項]ア「形や色など(低学年)」、「形や色などの感じ(中学年)」、「形や色などの造形的な特徴(高学年)」などのことである。 <p>■知識のとらえ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形や色などの名前を覚えるような知識のみを示すのではない。 ・児童一人一人が、自分の感覚や行為を通して理解し、造形的な視点である「形や色など」、「形や色などの感じ」、「形や色などの造形的な特徴」などが、活用できる「知識」として習得されたり、新たな学習の過程を経験することで更新されたりしていくものである。

(2) 造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。

■教科の目標(2)

- ・「思考力、判断力、表現力等」について示している。
- 図画工作科において育成する「思考力、判断力、表現力等」
- ・主に「A 表現」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」と、「B 鑑賞」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」とで構成される。

(3) つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。

■教科の目標(3)

- ・「学びに向かう力、人間性等」について示している。
- ・教科の目標(1)及び(2)に関する資質・能力をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素である。
- 豊かな情操を培う
- ・図画工作科の目指す姿を示している。
- ・情操とは、美しいものや優れたものに接して感動する、情感豊かな心をいい、情緒などに比べて更に複雑な感情を指すものとされている。

■教科の目標(1)、(2)、(3)の関連

- ・(1)、(2)、(3)が相互に関連し合い、一体となって働くことが重要である。
- ・必ずしも、別々に分けて育成したり、「知識及び技能」を習得してから「思考力、判断力、表現力等」を身に付けるといった順序性をもって育成したりするものではないことに留意する。
- ・(1)、(2)、(3)のそれぞれに「創造」を位置付け、図画工作科の学習が造形的な創造活動を目指していることを示している。
- ・創造性を重視する図画工作科の特質を踏まえ、一人一人の児童の創造性に着目しつつ、それ自身が文化や生活、社会そのものをつくりだす態度の育成につながるという視点を大切にしている。

2 各学年の目標及び内容

1 目標

〔第1学年及び第2学年〕

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して気付くとともに、手や体全体の感覚などを働かせ材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。
- (2) 造形的な面白さや楽しさ、表したいこと、表し方などについて考え、楽しく発想や構想をしたり、身の回りの作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。
- (3) 楽しく表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しい生活を創造しようとする態度を養う。

〔第3学年及び第4学年〕

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して分かるとともに、手や体全

■学年の目標の構成

- ・学年の目標は、教科の目標の(1)、(2)、(3)に対応して整理している。
- (1)は「知識及び技能」。
- (2)は「思考力、判断力、表現力等」。
- (3)は「学びに向かう力、人間性等」。
- ・学校や児童の実態などに応じ、弾力的な指導を重視し、第1学年及び第2学年(低学年)、第3学年及び第4学年(中学年)、第5学年及び第6学年(高学年)の2学年ごとにまとめて示している。
- ・各学年においては、2学年間を見通し、学年間の関連を図る。

体を十分に働かせ材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。

- (2) 造形的なよさや面白さ、表したいこと、表し方などについて考え、豊かに発想や構想をしたり、身近にある作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。
- (3) 進んで表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。

〔第5学年及び第6学年〕

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を活用し、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、親しみのある作品などから自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。

2 内容

〔第1学年及び第2学年〕

A 表現

- (1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 造形遊びをする活動を通して、身近な自然物や人工の材料の形や色などを基に造形的な活動を思い付くことや、感覚や気持ちを生かしながら、どのように活動するかについて考えること。
 - イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したことから、表したいことを見付けることや、好きな形や色を選んだり、いろいろな形や色を考えたりしながら、どのように表すかについて考えること。
- (2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 造形遊びをする活動を通して、身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとともに、並べたり、つないだり、積んだりするなど手や体全体の感覚などを働かせ、活動を工夫してつくること。
 - イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとともに、手や体全体の感覚などを働かせ、表したいことを基に表し方を工夫して表すこと。

B 鑑賞

- (1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

■学年の目標の(1)、(2)、(3)とA表現、B鑑賞及び〔共通事項〕との関連

- ・(1)は、「知識及び技能」に関する目標であり、「知識」は〔共通事項〕(1)ア、「技能」は「A表現」(2)ア、イに対応している。
- ・(2)は、「思考力、判断力、表現力等」に関する目標であり、「A表現」(1)ア、イ、「B鑑賞」(1)ア、〔共通事項〕(1)イに対応している。
- ・(3)は、「学びに向かう力、人間性等」に関する目標である。
- ・(1)と(2)の目標は互いに働き合うものである。
- ・(3)の目標は、(1)と(2)の目標のそれぞれに関連するものである。

■各学年の目標の系統性

- ・学年の目標では、(1)と(3)に関しては全ての学年に「創造」を位置付けている。
- ・(2)に関しては高学年にのみ「創造」を位置付け、低学年では「楽しく発想や構想をし」、中学年では「豊かに発想や構想をし」とし、高学年での「創造的に発想や構想をし」につながるようにしている。

■内容の構成

- ・内容は「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕で構成している。
- ・今回の改訂では、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕とも、三つの柱に沿った資質・能力の整理を踏まえ、構成している。

■内容の構成の改善

平成20年告示	
「A表現」(1) 造形遊び	ア 発想や構想の能力と活動概要 イ 発想や構想の能力と活動方法 ウ 創造的な技能
「A表現」(2) 絵や立体、 工作	ア 発想や構想の能力と活動概要 イ 発想や構想の能力と活動方法 ウ 創造的な技能
「B鑑賞」(1) 鑑賞	ア 鑑賞の能力と活動概要 イ 鑑賞の能力と活動方法
〔共通事項〕(1)	ア 形や色などに関する事項 イ イメージに関する事項

(次頁に続く)

ア 身の回りの作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品や身近な材料などの造形的な面白さや楽しさ、表したいこと、表し方などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げること。

[共通事項]

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などに気付くこと。

イ 形や色などを基に、自分のイメージをもつこと。

[第3学年及び第4学年]

A 表現

(1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 造形遊びをする活動を通して、身近な材料や場所などを基に造形的な活動を思い付くことや、新しい形や色などを思い付きながら、どのように活動するかについて考えること。

イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したこと、見たことから、表したいことを見付けることや、表したいことや用途などを考え、形や色、材料などを生かしながら、どのように表すかについて考えること。

(2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 造形遊びをする活動を通して、材料や用具を適切に扱うとともに、前学年までの材料や用具についての経験を生かし、組み合わせたり、切ってつないだり、形を変えたりするなどして、手や体全体を十分に働かせ、活動を工夫してつくること。

イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、材料や用具を適切に扱うとともに、前学年までの材料や用具についての経験を生かし、手や体全体を十分に働かせ、表したいことに合わせて表し方を工夫して表すこと。

B 鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 身近にある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品や身近な美術作品、製作の過程などの造形的なよさや面白さ、表したいこと、いろいろな表し方などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げること。

[共通事項]

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などの感じが分かること。

イ 形や色などの感じを基に、自分のイメージをもつこと。

[第5学年及び第6学年]

平成29年告示	
「A表現」(1) 発想や構想	ア 造形遊びで育成する 「思考力、判断力、表現力等」 イ 絵や立体、工作で育成する 「思考力、判断力、表現力等」
「A表現」(2) 技能	ア 造形遊びで育成する 「技能」 イ 絵や立体、工作で育成する 「技能」
「B鑑賞」(1) 鑑賞	ア 鑑賞で育成する 「思考力、判断力、表現力等」
〔共通事項〕(1)	ア 「知識」 イ 「思考力、判断力、表現力等」

■ 「造形遊びをする活動」における指導事項

「A表現」(1)	ア	「思考力、判断力、表現力等」
(2)	ア	「技能」
〔共通事項〕(1)	ア	「知識」
	イ	「思考力、判断力、表現力等」

[低学年] 身の回りの材料の形や色などを基に

[中学年] 身近な材料や場所などを基に

[高学年] 材料、場所や空間、周囲の様子を基に

- ・児童がつくる過程を楽しむ中で「つくり、つくりかえ、つくる」という学びの過程を経験している。
- ・「つくり、つくりかえ、つくる」という学びの過程は広く捉えれば図画工作科の学びそのものであり、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」のみならず「学びに向かう力、人間性等」にも深く関わることである。

■ 「絵や立体、工作に表す活動」における指導事項

「A表現」(1)	イ	「思考力、判断力、表現力等」
(2)	イ	「技能」
〔共通事項〕(1)	ア	「知識」
	イ	「思考力、判断力、表現力等」

[低学年] 感じたことや想像したことから

[中学年] 客観性や他者意識の芽生えに配慮

見たことや用途、形や色、材料などを生かして

[高学年] 社会的な広がり

どのように主題を表すか

- ・「絵や立体」とは、絵の具などで平面に表したり、粘土などで立体に表したりすることであり、ともに自分の感じたことや思ったことなどを表すという点で共通している。
- ・「工作」とは、意図や用途がある程度明確で、生活を楽しくしたり伝え合ったりするものなどを表すことである。

A 表現

(1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 造形遊びをする活動を通して、材料や場所、空間などの特徴を基に造形的な活動を思い付くことや、構成したり周囲の様子を考え合わせたりしながら、どのように活動するかについて考えること。
- イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したこと、見たこと、伝えたいことから、表したいことを見付けることや、形や色、材料の特徴、構成の美しさなどの感じ、用途などを考えながら、どのように主題を表すかについて考えること。

(2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 造形遊びをする活動を通して、活動に応じて材料や用具を活用するとともに、前学年までの材料や用具についての経験や技能を総合的に生かしたり、方法などを組み合わせたりするなどして、活動を工夫してつくること。
- イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、表現方法に応じて材料や用具を活用するとともに、前学年までの材料や用具などについての経験や技能を総合的に生かしたり、表現に適した方法などを組み合わせたりするなどして、表したいことに合わせて表し方を工夫して表すこと。

B 鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 親しみのある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品、我が国や諸外国の親しみのある美術作品、生活の中の造形などの造形的なよさや美しさ、表現の意図や特徴、表し方の変化などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深めること。

〔共通事項〕

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などの造形的な特徴を理解すること。
- イ 形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもつこと。

Ⅲ 指導計画の作成と内容の取扱い

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、

■「造形遊び」と「絵や立体、工作」の違い

- ・「造形遊び」は、材料や場所、空間などの特徴から造形的な活動を思い付いて活動するもの。
- ・「絵や立体、工作」は、表したいことを見付けて、それに必要な材料を選んで表すもの。
- ・結果として同じような作品になることも考えられるが、これらは、造形的な創造活動の過程が全く異なる。
- ・両方を学ぶことで、表現に関わる資質・能力がバランスよく育成されることになる。

■「鑑賞する活動」における指導事項

「B鑑賞」(1) ア	「思考力、判断力、表現力等」
〔共通事項〕(1)ア	「知識」
イ	「思考力、判断力、表現力等」

【低学年】 自分たちの身の回りの作品や材料など

【中学年】 身近にある美術作品や製作の過程など

【高学年】 我が国や諸外国の親しみのある美術など

- ・鑑賞が、自分の感覚や行為などに基づいた能動的な活動であることに配慮する必要がある。
- ・視覚だけでなく触覚や聴覚などの様々な感覚を働かせて鑑賞する、児童が造形活動の中で自然に自分や友人の作品などを見ることも鑑賞として捉えるなど、言語活動そのものを目的とした特定の型や方法に固執することなく、鑑賞活動を幅広く捉えることが大切である。

【新設】 ■主体的・対話的で深い学びの実現

- ・図画工作科の指導に当たっては、以下3点が偏りなく実現されるよう授業改善を行う。
 - ①「知識及び技能」の習得
 - ②「思考力、判断力、表現力等」の育成
 - ③「学びに向かう力、人間性等」の涵養
- ・主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。以下、3つの視点から授業改善を行う。
 - ①主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり、学習を振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面を設定する。
 - ②対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面を設定する。
 - ③学びの深まりをつくり出すために、児童が考える場面と教師が教える場面を設定する。

表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。

- (2) 第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互の関連を図るようにすること。ただし、「B鑑賞」の指導については、指導の効果を高めるため必要がある場合には、児童や学校の実態に応じて、独立して行うようにすること。
- (3) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。
- (4) 第2の各学年の内容の「A表現」については、造形遊びをする活動では、(1)のア及び(2)のアを、絵や立体、工作に表す活動では、(1)のイ及び(2)のイを関連付けて指導すること。その際、(1)のイ及び(2)のイの指導に相当する授業時数については、工作に表すことの内容に相当する授業時数が、絵や立体に表すことの内容に相当する授業時数とおよそ等しくなるように計画すること。
- (5) 第2の各学年の内容の「A表現」の指導については、適宜共同して作りだす活動を取り上げるようにすること。
- (6) 第2の各学年の内容の「B鑑賞」においては、自分たちの作品や美術作品などの特質を踏まえて指導すること。
- (7) 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。
- (8) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (9) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、図画工作科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童が個性を生かして活動することができるようにするため、学習活動や表現方法などに幅をもたせるようにすること。
- (2) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、児童が〔共通事項〕のアとイとの関わりを気付くようにすること。

■「A表現」(1)、(2)の関連と指導に相当する授業時数

- ・児童が手や体全体を働かせてものをつくる活動の機会が減少していると言われている。
- ・ものをつくる経験は、単に技術の習得という観点だけではなく、よさや美しさを大切にする気持ち、自発的に工夫や改善に取り組む態度の育成などの観点からも重要である。
- ・工作に表すことの内容に相当する授業時数が、絵や立体に表すことの内容に相当する授業時数とおよそ等しくなるように指導計画を立てることの必要性を示している。
- ・工作に表す活動において育成を目指す資質・能力は、中学校技術・家庭科技術分野の内容「A材料と加工の技術」において育成を目指す「知識及び技能」ともつながるものである。

【新設】 ■作品などの特質を踏まえた「B鑑賞」の指導

- ・自分たちの作品の鑑賞においては、自分が試みた形や色、表し方の工夫などを視点に自分の表現と結び付けると鑑賞しやすいという特質がある。
- ・美術作品の鑑賞においては、未知の世界を探るように見たり考えたりする傾向がある。
- ・特質を踏まえてとは、このように対象の特質に合わせた指導計画を作成することが必要であることを示している。
- ・「友人の作品の鑑賞を通して自分の作品のよさに気付く」、「美術作品から考えたことを言葉にまとめる」など鑑賞する対象の違いに応じて指導計画を作成する必要がある。

【新設】 ■障がいのある児童への指導

- ・障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指す。
- ・変化を見分けることが難しい場合は、造形的な特徴を理解し技能を習得するように、児童の経験や実態を考慮して、特徴が分かりやすいものを例示したり、多様な材料や用具を用意したり、種類や数を絞ったりするなどの配慮をする。

【新設】 ■〔共通事項〕アとイとの関わり

- ・〔共通事項〕のアとイは、同時に働いたり関連して働いたりしながら活動が行われている。
- ・自分の感覚や行為によって、自分なりのイメージが生み出されることを、造形遊びや絵や立体、工作、鑑賞する活動を通して児童が気付くように指導し、アだけ、又はイだけを取り出して指導することがないようにする。

(3) [共通事項] のアの指導に当たっては、次の事項に配慮し、必要に応じて、その後の学年で繰り返し取り上げること。

ア 第1学年及び第2学年においては、いろいろな形や色、触った感じなどを捉えること。

イ 第3学年及び第4学年においては、形の感じ、色の感じ、それらの組合せによる感じ、色の明るさなどを捉えること。

ウ 第5学年及び第6学年においては、動き、奥行き、バランス、色の鮮やかさなどを捉えること。

(4) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、活動の全過程を通して児童が実現したい思いを大切にしながら活動できるようにし、自分のよさや可能性を見だし、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養うようにすること。

(5) 各活動において、互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。

(6) 材料や用具については、次のとおり取り扱うこととし、必要に応じて、当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で繰り返し取り上げたりすること。

ア 第1学年及び第2学年においては、土、粘土、木、紙、クレヨン、パス、はさみ、のり、簡単な小刀類など身近で扱いやすいものを用いること。

イ 第3学年及び第4学年においては、木切れ、板材、釘、水彩絵の具、小刀、使いやすいのこぎり、金づちなどを用いること。

ウ 第5学年及び第6学年においては、針金、糸のこぎりなどを用いること。

(7) 各学年の「A表現」の(1)のイ及び(2)のイについては、児童や学校の実態に応じて、児童が工夫して楽しめる程度の版に表す経験や焼成する経験ができるようにすること。

(8) 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること。

(9) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等を育成する観点から、[共通事項] に示す事項を視点として、感じたことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理するなどの言語活動を充実すること。

(10) コンピュータ、カメラなどの情報機器を利用することについては、表現や鑑賞の活動で使う用具の一つとして扱うとともに、必要性を十分に検討して利用すること。

(11) 創造することの価値に気付き、自分たちの作品や美術作品などに表れている創造性を大切にすることを養うようにすること。また、こうした態度を養うことが、美術文化の継承、発展、創造を支えていることについて理解する素地となるよう配慮すること。

【新設】 ■ [共通事項] アの指導

- ・[共通事項] の(1)アは、知識に関する指導事項であり、低学年では「自分の感覚や行為を通して、形や色などに気付く。」中学年では、「自分の感覚や行為を通し、形や色などの感じが分かる。」高学年では、「自分の感覚や行為を通して、形や色などの造形的な特徴を理解する。」と示している。

【新設】 ■ 児童の思いを大切にした指導

- ・「A表現」では、児童が自分の思いを大切にしながら、発想や構想をしたり、技能を働かせたりできるような指導の重要性を示している。
- ・活動の中で、児童が自分のよさや可能性を見いだすようにすること、それが、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度につながるということを示している。

【新設】 ■ 互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにする指導

- ・一人一人の児童がよさや個性などを生かして活動できるようにし、友人の作品や活動、言動に関心をもつことができるような設定をすることが大切である。
- ・教師が日頃から一人一人の児童のよさや個性などを認め尊重することが重要である。

■ 版に表す経験や土を焼成して表す経験

- ・児童に多様な材料を体験させる観点から、版に表す経験や土を焼成して表す経験について示している。
- ・児童が工夫して楽しめる程度とは、児童の発達や実態を考慮した上で、児童一人一人が自分の関心のある表し方で表現を楽しみ工夫できる程度の内容を選択することを示している。

【新設】 ■ コンピュータ、カメラなどの情報機器の利用

- ・情報機器については、様々な活動に活用しながらも、実際にものに触れたり見たりすることが図画工作科の資質・能力の育成において重要である。
- ・学習のねらいに応じて必要性を十分に検討し利用することが大切である。

【新設】 ■ 創造性を大切にす態度

- ・一人一人の児童の創造性に着目しつつ、それ自体が文化や生活、社会そのものをつくりだす態度の育成につながるという視点を、指導のあらゆる場面で常にもつことが大切である。
- ・こうした継続的な指導が中学校美術科において美術文化の継承、発展、創造を支えていることについて理解する素地となるとともに、未来を創造していこうとする態度につながる。

3 造形活動で使用する材料や用具，活動場所については，安全な扱い方について指導する，事前に点検するなどして，事故防止に留意するものとする。

■安全指導

- ・様々な学習場面で児童が材料や用具を扱う機会をつくり，十分に慣れ親しむことができるようにすることが重要である。
- ・児童が経験したことのある材料や用具であっても，安全な扱い方について確認するとともに，児童の実態に合う材料や用具を扱うよう配慮することが大切である。

4 校内の適切な場所に作品を展示するなどし，平素の学校生活においてそれを鑑賞できるよう配慮するものとする。また，学校や地域の実態に応じて，校外に児童の作品を展示する機会を設けるなどするものとする。

■学校としての鑑賞の環境づくり

- ・展示は，児童の作品を通して学校と保護者や地域の連携を深める効果もある。
- ・地域の公共的な施設などに児童の作品を展示したり，そこで作品の説明をしたりすることで，児童の造形活動の意味や価値を広く伝えることができる。
- ・児童作品だけでなく，表現の過程を写真やビデオなどで記録したものを紹介したり，その場で造形遊びを公開したりなど，多様な方法がある。

■ 家庭 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- 家庭科においては、家庭生活や社会環境の変化等により、家族の一員として協力することへの関心が低いこと、家族や地域の人々と関わること、家庭での実践や社会に参画することが十分ではないことなどに課題が見られる。
- 家族・家庭生活の多様化や消費生活の変化等に加えて、グローバル化や少子高齢化の進展、持続可能な社会の構築等、今後の社会の急激な変化に主体的に対応することができる資質・能力の育成が求められている。これらの課題を踏まえ、家庭科で求められる資質・能力の育成を目指し、目標及び内容について改善を図っている。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

【家庭科における見方・考え方】

〈生活の営みに係る見方・考え方〉

家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること。

① 教科の目標の改善

- ・家庭科の学習で育成を目指す資質・能力（「何ができるようになるか」）を「生活をよりよくしようと工夫する資質・能力」と規定し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理した。また、このような資質・能力を育成するためには、児童が「生活の営みに係る見方・考え方」を働かせることが必要。

② 学年の目標

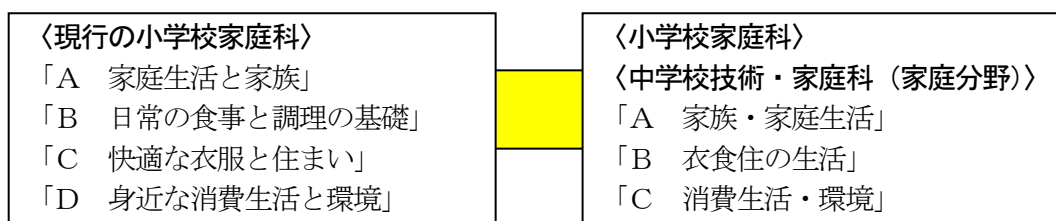
- ・これまでの第5学年と第6学年の目標は、教科の目標としてまとめて示す。

(2) 学習指導及び内容の改善

① 内容構成の改善

ア 小・中・高等学校の内容の系統性の明確化

- ・小・中・高等学校の内容の系統性を明確にし、各内容の接続が見えるようにした。
- ・現行の四つの内容を三つの内容に整理した。（小・中同じ内容）
- ・三つの内容は「生活の営みに係る見方・考え方」に示した主な視点が共通している。



イ 空間軸・時間軸の二つの視点から学校段階に応じた学習対象の明確化

- ・空間軸の視点では、「家庭」、「地域」、「社会」という空間的な広がりから学習対象を捉える。
- ・時間軸の視点では、「これまでの生活」、「現在の生活」、「これからの生活」「生涯を見通した生活」という時間的な広がりから学習対象を捉える。
- ※小学校の場合：空間軸の視点＝主に自己と家庭、時間軸の視点＝現在及びこれまでの生活

ウ 学習過程を踏まえ育成する資質・能力の明確化

- ・各内容の各項目は原則として「知識及び技能」の習得と、「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する二つの指導事項ア、イで構成している。

② 履修についての改善

- ・「A家族・家庭生活」(1)アは、第4学年までの学習を踏まえ、2学年間の学習の見直しをもたせるためのガイダンスとして、第5学年の最初に履修させる。
- ・「A家族・家庭生活」(1)アを履修する際は、生活の営みに係る見方・考え方について触れ、「A家族・家庭生活」、「B衣食住の生活」、「C消費生活・環境」の学習と関連させて扱う。
- ・「A家族・家庭生活」(4)は、実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるよう配慮し、2学年間で一つ又は二つの課題を設定して履修させる。

③ 社会の変化への対応

- ・「A家族・家庭生活」：幼児又は低学年の児童、高齢者など異なる世代の人々との関わりに関する内容を新設 **【家族・家庭生活に関する内容の充実】**
- ・「B衣食住の生活」：食生活に関する内容を中学校との系統性を図り、食事の役割、調理の基礎、栄養を考えた食事で構成 **【食育の推進に関する内容の充実】**
- ・「B衣食住の生活」：和食の基本となるだしの役割や季節に合わせた着方や住まい方など、日本の伝統的な生活について扱う **【日本の生活文化に関する内容の充実】**
- ・「C消費生活・環境」：中学校との系統性を図り、「買物の仕組みや消費者の役割」に関する内容の新設をするとともに、消費生活や環境に配慮した生活の仕方に関する内容を改善 **【自立した消費者の育成に関する内容の充実】**

④ 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図るための内容の充実

- ・実践的・体験的な活動の一層重視
- ・調理及び製作において、一部の題材を指定
 - ※「B衣食住の生活」(2)「調理の基礎」ア(エ)では、加熱操作が適切にできるようにするために、ゆでる食材として青菜とじゃがいもなどを扱う。
 - ※「B衣食住の生活」(5)「生活を豊かにするための布を用いた物の製作」では、ゆとりやぬいしろの必要性を理解するために、日常生活で使用する物を入れるための袋等の製作を扱う。

⑤ 知識及び技能を実生活で活用するための内容の充実

- ・Aの内容に(4)「家族・家庭生活についての課題と実践」を新設
- ・A(4)はB、Cの内容と関連を図って一つ又は二つの課題を設定し、実践的な活動を家庭や地域などで行う。

⑥ 「生活の営みに係る見方・考え方」と関連を図るための内容の充実

- ・「A家族・家庭生活」(1)「自分の成長と家族・家庭生活」アで触れる、「生活の営みに係る見方・考え方」における協力、健康・快適・安全及び持続可能な社会の構築等の視点と、「B衣食住の生活」及び「C消費生活・環境」における「働きや役割」と関連を図る。

3 具体的な改善事項 (別紙)

II 移行措置

1 移行期間中の特例

平成30年度及び平成31年度の第5学年及び第6学年の家庭の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第8節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第8節の規定によることができる。

2 移行措置の解説

- ・平成31年度の第5学年の指導計画については、平成32年度全面実施を見通した計画とする。特に、ガイダンスや家庭科の目標に挙げた「生活の営みに係る見方・考え方」に触れるようにする。そのため、平成31年度の第5学年から実施するので平成30年度中に指導計画を整備する。
- ・授業時数については現行学習指導要領から変更なし。

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の趣旨と要点 ※本手引きの前書き部分及び「小学校学習指導要領解説 家庭編」の「第1章 総説 2 家庭科改訂の趣旨及び要点」参照</p> <p>II 目標及び内容 1 教科の目標 第1 目標 生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>■中学校・高等学校へのつながり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校：「協力」→中学校：「協力・協働」 ・小学校：「生活文化の大切さ」→中学校：「生活文化の継承」→高等学校：「生活文化の継承・創造」 <p>(1) 家族や家庭，衣食住，消費や環境などについて，日常生活に必要な基礎的な理解を図るとともに，それらに係る技能を身に付けるようにする。</p>	<p>【目標の前文】</p> <p>■生活の営みに係る見方・考え方を働かせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭科が学習対象としている家族や家庭，衣食住，消費や環境などに係る生活事象を，「協力・協働，健康・快適・安全，生活文化の継承・創造，持続可能な社会の構築」等の視点で捉え，生涯にわたって，自立し共に生きる生活を創造できるよう，よりよい生活を営むために工夫すること。 ・「生活の営みに係る見方・考え方」に示される視点は，家庭科で扱う全ての内容に共通する視点であり，相互に関わり合う。 ・取り上げる内容や題材構成等によって，いずれの視点を重視するのかを適切に定めることが大切。 <p>【例】 主に重視する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ※「A 家族・家庭生活」：「協力・協働」 ※「B 衣食住の生活」：「健康・快適・安全」 ：「生活文化の継承・創造」 ※「C 消費生活・環境」：「持続可能な社会の構築」 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校において，「協力・協働」については「家族や地域の人々との協力」，「生活文化の継承・創造」については「生活文化の大切さに気付くこと」を視点として扱う。 <p>■衣食住などに関する実践的・体験的な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭科における学習方法の特質。（従来から重視。） ・具体的には，衣食住や家族の生活などの家庭生活に関する内容を主な学習対象とした，調理，製作などの実習や観察，調査，実験などの実践的・体験的な活動を通して，実感を伴って理解する学習を展開すること。 <p>■生活をよりよくしようと工夫する資質・能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭科の学習で育成を目指す資質・能力。（「何ができるようになるか」） ・生涯にわたって健康で豊かな生活を送るための自立の基礎として必要なもの。 <p>【目標の（1）～（3）】</p> <p>(1) 「知識及び技能」に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な理解＝日常生活に必要な知識が，個別の事実に基づく知識だけではなく，学ぶ過程の中で，既存の知識や生活経験と結び付けられ，家庭科における学習内容の本質を深く理解するための概念として習得され，様々な場面で活用されること。 ・技能＝一定の手順や段階を追って身に付く個別の技能だけではなく，それらが自分の経験や他の技能と関連付けられ，変化する状況や課題に応じて主体的に活用できる技能として習熟・定着すること。 ・小学校での「知識及び技能」が，中学校及び高等学校の学習に発展するよう，確実に定着を目指す。

(2) 日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し、様々な解決方法を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。

(3) 家庭生活を大切にすることを育み、家族や地域の人々との関わりを考え、家族の一員として、生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養う。

例・「健康」ということが本当に理解されていなければ、個別の「栄養」についての細かな知識があっても行動には結び付かない。知識と体験が結び付き、家庭、地域の様々な場面で活用ができるものとなる。「なぜ食べるのか」「どうしてそうするのか」を理解することが重要。小学校では概念の理解まで目指していくことが大切。

(2)「思考力・判断力・表現力等」に関する目標

- ・習得した「知識及び技能」を活用し、「思考力・判断力・表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたもの。
- ・日常生活の中から問題を見だし、解決すべき課題を設定する力、様々な解決方法を考える力、実践活動を評価・改善する力を育成することについて示したもの。
- ・2学年間を見通して、「日常生活の中から問題を見出して課題を設定」→「様々な解決方法を考える」→「実践を評価・改善し、考えたことを表現する」の学習過程を工夫した題材を計画的に配列し、課題を解決する力を育むことが大切。

(3)「学びに向かう力、人間性等」に関する目標

- ・「家庭生活を大切にすることを育む」ことは、生涯にわたる家庭生活を支える基盤となる。
- ・「生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度」は、家庭科で身に付けた力が、家庭、地域から最終的に社会へとつながり、社会を生き抜く力になっていくために必要。

第2 各学年の内容

[第5学年及び第6学年]

1 内容

A 家族・家庭生活

次の(1)から(4)までの項目について、課題をもって、家族や地域の人々と協力し、よりよい家庭生活に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

■各内容の目標の示し方

- ・各内容は「次の●から●までの項目について、課題をもって、▲▲に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。」と表現を改めた。
- ・目標(2)に示す学習過程を踏まえ、課題をもって考え、工夫する活動を通して、指導事項ア及びイについて関連を図って取り扱うことを明確にした。
- ・▲▲は、その内容を通じて大切にしたい「見方・考え方」を位置付けている。

※内容：A・B・C ※項目：(1)～(6)
 ※指導事項：ア（知識及び技能）
 ：イ（思考力、判断力、表現力等）
 ※指導事項イは指導事項アで身に付けた「知識及び技能」を活用することを意図している。

■内容「A 家族・家庭生活」構成（4項目で構成）

- (1)「自分の成長と家族・家庭生活」
- (2)「家庭生活と仕事」
- (3)「家族や地域の人々との関わり」
- (4)「家族・家庭生活についての課題と実践」

■内容「A 家族・家庭生活」の見方・考え方

・『家族や地域の人々と協力』＝『協力』

(1) 自分の成長と家族・家庭生活

ア 自分の成長を自覚し、家庭生活と家族の大切さや家庭生活が家族の協力によって営まれていることに気付くこと。

■ A (1) 自分の成長と家族・家庭生活

①ガイダンスとして扱う

・(1)アは、第4学年までの学習を踏まえ、2学年間の学習の見通しをもたせるガイダンスとして第5学年の最初に履修させる。

②家庭科の目標に挙げた生活の営みに係る見方・考え方の視点から家庭生活を見直す

・AからCまでの各内容の学習において、(1)アで触れた生活の営みに係る家族や地域の人々との協力、健康・快適・安全、持続可能な社会の構築等の視点から、日常生活における様々な問題について考え工夫できるようにする。

③他の内容と関連を図る

・自分の成長を自覚することができるように、(1)アは、他の内容と関連を図って題材を構成、配列し、効果的な学習となるよう配慮する。

例・「どんな家庭生活を送りたいか」と問えば「健康に」、「快適に」、「安全に」といった見方・考え方につながる発言が生まれる。こうした発言を内容A～Cの学習とつなげていく。

(2) 家庭生活と仕事

ア 家庭には、家庭生活を支える仕事があり、互いに協力し分担する必要があることや生活時間の有効な使い方について理解すること。
イ 家庭の仕事の計画を考え、工夫すること。

■ A (2) 家庭生活と仕事

・(2)イは、内容「B衣食住の生活」との関連を図り、衣食住に関わる仕事を具体的に実践し、家族に協力しようとする意欲を高める。【新設】

(3) 家族や地域の人々との関わり

ア 次のような知識を身に付けること。
ア) 家族との触れ合いや団らんの大切さについて理解すること。
イ) 家庭生活は地域の人々との関わりで成り立っていることが分かり、地域の人々との協力が大切であることを理解すること。
イ 家族や地域の人々とのよりよい関わりについて考え、工夫すること。

■ A (3) 家庭や地域の人々との関わり

・現行「近隣」→「地域」へ変更
・(3)イは、幼児又は低学年の児童や高齢者など異なる世代の人々との関わりについても扱う。【新設】
・(3)イは、他教科等における学習との関連を図るよう配慮する。

・A(3)イにおいて、触れ合い・交流活動などの実践は特別活動で行い、計画を立てたり、振り返ったりすることは家庭科で行うことが考えられる。

(4) 家族・家庭生活についての課題と実践

ア 日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し、よりよい生活を考え、計画を立てて実践できること。

■ A (4) 家族・家庭生活についての課題と実践【新設】

・A(4)生活の課題と実践
・A(2)又はA(3)の学習を基礎とし、内容B・Cで学習した内容との関連を図り、日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し、様々な解決方法を考え、計画を立てて実践した結果を評価・改善し、考えたことを表現するなどの学習を通して、課題を解決する力と生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養うことをねらいとする。
・2学年間で一つ又は二つの課題を設定して履修させる。
・家庭や地域などで実践的な活動を行うことができるよう、学校や地域の行事等と関連付けて学期中や、長期休業などを活用して実施したりする。
・実践の場は家庭や地域など。
・上記「など」は家庭や地域での実践が難しい場合、実践の場を学校とするため。

■ 中学校・高等学校へのつながり

- ・小学校：A(4)のみ
2年間で一つ又は二つの課題を設定して履修
- ・中学校：内容A(4)・B(7)・C(3)の中にそれぞれ1項目ある
3年間で1以上の項目を選択して履修
- ・高等学校：ホームプロジェクト

B 衣食住の生活

次の(1)から(6)までの項目について、課題をもって、健康・快適・安全で豊かな食生活、衣生活、住生活に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 食事の役割

- ア 食事の役割が分かり、日常の食事の大切さと食事の仕方について理解すること。
- イ 楽しく食べるために日常の食事の工夫を考え、工夫すること。

(2) 調理の基礎

- ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
 - (ア) 調理に必要な材料の分量や手順が分かり、調理計画について理解すること。
 - (イ) 調理に必要な用具や食器の安全で衛生的な取扱い及び加熱用調理器具の安全な取扱いについて理解し、適切に使用できること。
 - (ウ) 材料に応じた洗い方、調理に適した切り方、味の付け方、盛り付け、配膳及び後片付けを理解し、適切にできること。
 - (エ) 材料に適したゆで方、いため方を理解し、適切にできること。
 - (オ) 伝統的な日常食である米飯及びみそ汁の調理の仕方を理解し、適切にできること。
- イ おいしく食べるために調理計画を考え、調理の工夫を工夫すること。

■内容「B 衣食住の生活」構成（6項目で構成）

- (1)「食事の役割」
 - (2)「調理の基礎」
 - (3)「栄養を考えた食事」
 - (4)「衣服の着用と手入れ」
 - (5)「生活を豊かにするための布を用いた製作」
 - (6)「快適な住まい方」
- (1)～(3)は食生活、(4)・(5)は衣生活、(6)は住生活

■内容「B 衣食住の生活」の見方・考え方

・『健康・快適・安全』

■日本の生活文化を大切にしようとする態度の育成

・日本の伝統的な生活について学ぶことを通して、生活文化を大切にしようとする態度を養う。

例(1)「食事の役割」食事の仕方、(2)「調理の基礎」米飯とみそ汁や和食のだし、(4)「衣服の着用と手入れ」や(6)「快適な住まい方」季節に合わせた着方や住まい方の生活の仕方の知恵などを扱う。

【食生活に関わる内容】

■「食生活」の構成(3項目)

- ・(1)「食事の役割」、(2)「調理の基礎」、(3)「栄養を考えた食事」で構成
- ・小・中学校の内容の系統性を図り、小・中学校ともに食事の役割、栄養・献立、調理の三つの内容。
- ・(2)「調理の基礎」、(3)「栄養を考えた食事」としているのは、調理を通して食品を扱った後に、料理や食品をどのように組み合わせるのかを学習することにより、栄養・献立の基礎を確実に習得できるようにすることを意図している。

■B(1) 食事の役割

- ・「A家族・家庭生活」の(1)アで触れた「健康」の視点と関連させて、食生活の大切さに気付かせる。
- ・B(1)ア「食事の仕方」【新設】

・ガイダンスで触れた見方・考え方を想起させる。
 例「何故食べるのか」は「健康」に関わっている。「何故食べるのか」という理由が理解されていないと行動に結び付いていかない。

■B(2) 調理の基礎

- ・(2)ア(エ)ゆでる材料として青菜やじゃがいもなどを扱うこと。【題材指定】
- ・(2)ア(オ)和食の基本となるだしの役割についても触れること。
- ・調理に用いる食品については、生の魚や肉は扱わないなど、安全・衛生に留意すること。また、食物アレルギーについても配慮すること。
- ・(2)及び(5)については、2年間にわたって取り扱い、平易なものから段階的に学習できるよう計画する
- ・観察、実験、実習等を通して、調理に伴う食品の変化などについての理解を深めるとともに、体験したことを言葉や図表などを用いて表現したり、調理に関する言葉を実感を伴って理解したりする学習活動が充実するよう配慮する。

(3) 栄養を考えた食事

ア 次のような知識を身に付けること。

- (ア) 体に必要な栄養素の種類と主な働きについて理解すること。
- (イ) 食品の栄養的な特徴が分かり、料理や食品を組み合わせるとる必要があることを理解すること。
- (ウ) 献立を構成する要素が分かり、1食分の献立作成の方法について理解すること。

イ 1食分の献立について栄養のバランスを考え、工夫すること。

- ・(2)ア(ア)で用いる計量器具の使い方は、「技能」ではなく「理解」として扱う。
- ・(2)ア(イ)味の付け方：小学校は食塩、しょうゆなどの塩味による味付けを中心とする。中学校は、みそ、砂糖などを扱う。
- ・(2)ア(ウ)水からゆでる、お湯からゆでるを繰り返すことで、ゆでるということを学んでいく。
- ・題材指定の「青菜やじゃがいも」は、水からゆでるものと沸騰してからゆでるものがあることや、ゆでることによりかさが減り、多くの量を食べることができるなどの調理の特性を理解できるようにするため、必ず扱う。
- ・「青菜やじゃがいもなど」の「など」の意味は、それ以外の材料を扱ってもよいということ。
- ・「米飯及びみそ汁」は、グローバル化の関係で「伝統的な日常食」であるが追記されている。
- ・ベーコン、ハムなどの加工食品を扱うことは可能。

■B (3) 栄養を考えた食事

- ・(3)ア(ア)五大栄養素と食品の体内での主な働きを中心に扱う。
- ・(3)ア(イ)献立を構成する要素として、主食、主菜、副菜を扱い、これらの組み合わせで1食分の食事が構成されていることが分かるようにする。
- ・(3)ア(ウ)主食、主菜、副菜などの組合せを考え、それぞれの料理に含まれている食品を三つのグループに分けて栄養のバランスを確認し、必要に応じて料理や汁物の実などを工夫すればよいことが分かるようにする。

- ・(3)ア(イ)小学校ではグループが分かり、食品をグループに分類できればよい。
- ・(3)ア(ウ)「主食、主菜、副菜など」の「など」には、デザート、汁物、果物を付ける場合があるため記載している。

(4) 衣服の着用と手入れ

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

- (ア) 衣服の主な働きが分かり、季節や状況に応じた日常着の快適な着方について理解すること。
- (イ) 日常着の手入れが必要であることや、ボタンの付け方及び洗濯の仕方を理解し、適切にできること。

イ 日常着の快適な着方や手入れの仕方を考え、工夫すること。

【衣生活に関わる内容】

■「衣生活」の構成(2項目)

- ・(4)「衣服の着用と手入れ」、(5)「生活を豊かにするための布を用いた製作」で構成。
- ・小・中学校の内容の系統性を図り、これまでの「生活に役立つ物の製作」を中学校と同様の「生活を豊かにするための布を用いた製作」とした。
- ・小学校においては、生活の中にある布を用いた物に関心をもち、布の特徴を生かして生活を豊かにするための物を考えて製作できるようにするとともに、生活を楽しもうとする態度の育成につなげることを意図したものである。

■B (4) 衣服の着用と手入れ

- ・(4)ア(イ)洗濯の仕方は手洗い中心として学習。
- ・洗剤については、働きなどは中学校で扱うので、量を中心に扱い、洗剤の量を考えた水を無駄にしない洗濯の仕方についても触れるようにする。

- (5) 生活を豊かにするための布を用いた製作 ←
- ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
- (7) 製作に必要な材料や手順が分かり、製作計画について理解すること。
- (イ) 手縫いやミシン縫いによる目的に応じた縫い方及び用具の安全な取扱いについて理解し、適切にできること。
- イ 生活を豊かにするために布を用いた物の製作計画を考え、製作を工夫すること。

■ B (5) 生活を豊かにするための布を用いた製作

- ・ (5)については、日常生活で使用する物を入れる袋などの製作を扱うこと。【題材指定】

- ・ 製作に当たって、例えば、ポケットを付けてから縫う理由、三つ折りにする理由を考えるなど「製作手順の根拠」について考える。
- ・ 中学校同様「生活を豊かにするため」の製作に当たり、布を用いた製作において大切なゆとりや縫いしろの必要性を理解できる「袋」を題材として指定している。

- (6) 快適な住まい方 ←
- ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
- (7) 住まいの主な働きが分かり、季節の変化に合わせた生活の大切さや住まい方について理解すること。
- (イ) 住まいの整理・整頓や清掃の仕方を理解し、適切にできること。
- イ 季節の変化に合わせた住まい方、整理・整頓や清掃の仕方を考え、快適な住まい方を工夫すること。

【住生活に関わる内容】

■ 「住生活」の構成(1項目)

- ・ (6)「快適な住まい方」で構成。
- ・ 小学校と中学校の系統性を図り、中学校で扱う「住居の基本的な機能」のうち「風雨、寒暑などの自然から保護する働き」を小学校の「住まいの主な働き」として扱う。【新設】
- ・ 小学校と中学校の内容を整理し、これまで中学校で扱っていた「音と生活との関わり」を小学校の内容とした。
- ・ カビ・ダニ等については、小学校の内容「通風・換気」や「清掃」と関連させて扱うことなどが考えられる。
- ・ (6)ア(7)については、主として暑さ・寒さ、通風・換気、採光、及び音を取り上げること。

■ B (6) 快適な住まい方

- ・ (6)ア(7)音については、学校周辺や家庭での様々な音を取り上げ、音には快適な音や騒音となる不快な生活音があることを理解できるようにする。
- ・ 生活を豊かにする季節の音を大切にしてきた日本の生活文化に気付くことができるようにする。

例「整理・整頓の仕方を理解し、適切にできる」とは、各自引き出しの整理・整頓のコツを理解→コツを生かして家庭科室の整理・整頓→コツを生かして家の冷蔵庫などにつなげるということ。

- C 消費生活・環境 ←
- 次の(1)及び(2)の項目について、課題をもって、持続可能な社会の構築に向けて身近な消費生活と環境を考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

■ 内容「C 消費生活・環境」構成(2項目で構成)

- (1)「物や金銭の使い方と買物」
- (2)「環境に配慮した生活」

■ 内容「C 消費生活・環境」の見方・考え方

- ・ 『持続可能な社会の構築』

■ 内容について

- ・ 小・中学校の内容の系統性を図り、自立した消費者を育成するため、消費者教育に関する内容の一層の充実を図る。
- ・ (1)ア(7)買物の仕組みや消費者の役割【新設】
- ・ 中学校における「売買契約の仕組み」や「消費者の基本的な権利と責任」、「消費者被害の背景とその対応」の基礎となる学習ができるようにしている。

(1) 物や金銭の使い方と買物

- ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
 - (ア) 買物の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること。
 - (イ) 身近な物の選び方、買い方を理解し、購入するために必要な情報の収集・整理が適切にできること。
- イ 購入に必要な情報を活用し、身近な物の選び方、買い方を考え、工夫すること。

■ C (1) 物や金銭の使い方と買物

- ・ (1)ア(ア)買物の仕組みや消費者の役割【新設】
- ・ (1)ア(ア)売買契約の基礎について触れること。
- ・ 売買契約の基礎としては、買う人（消費者）の申し出と売る人の承諾によって売買契約が成立すること、買う人はお金を払い、売る人は商品を渡す義務があること、商品を受け取った後は、買った人の一方的な理由で商品を返却することはできないことについて扱う。

・ 選挙権年齢を 18 歳に引き下げたことや今後成人年齢の引き下げが検討されていく中で、18 歳でクレジットカードが扱える可能性も出てくる。系統的な「売買契約」の学習が必要となる。

・ 「約束」と「契約」は違うことを難しくならないように扱う。例えば、友だちと遊ぶ「約束」をして都合が悪くなり断ることと「契約」を断ることは違う。

- ・ 身近な物の選び方、買い方を理解することは「知識」、目的に合った品質のよい物を選んで購入するために必要な情報の収集・整理することは「技能」、情報を収集・整理し、選んだ理由や買い方について判断するのは「思考力・判断力・表現力等」。
- ・ 食品や文房具を選ぶことは全て内容 C の中に入っている。
- ・ 中学校では、食品や衣服等の選択は内容 B、文房具等の選択は内容 C の中で扱っている。

(2) 環境に配慮した生活

- ア 自分の生活と身近な環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解すること。
- イ 環境に配慮した生活について物の使い方などを考え、工夫すること。

■ C (2) 環境に配慮した生活

- ・ 環境にできるだけ負荷を掛けないように、
 - ①物を長く大切に活用したり
 - ②無駄なく使い切ったり
 - ③使い終わった物を他の用途に再利用したり
 することが必要であることを理解すること。

2 内容の取扱い

- (1) ア～ウ（略）
- (2) 内容の「B衣食住の生活」については、次のとおり取り扱うこと。
 - ア～ウ・オ（略）
 - エ 食に関する指導については、家庭科の特質に応じて、食育の充実に資するよう配慮すること。また、第4学年までの食に関する学習との関連を図ること。
 - カ (6) のアの(ア)については、(中略)、(4)のアの(ア)の日常着の快適な着方と関連を図ること。
- (3) 内容の「C消費生活・環境」については、次のとおり取り扱うこと。
 - ア (1)については、内容Aの(3)、内容Bの(2)、(5)及び(6)で扱う用具や実習材料などの身近な物を取り上げること。
 - イ（略）
 - ウ (2)については、内容Bとの関連を図り、実践的に学習できるようにすること。

III 指導計画の作成と内容の取扱い

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮

・ IIIの第3の1の(1)、(3)、(6)は新設項目

するものとする。

- (1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。
- (2) (略)
- (3) 第2の内容の「A家族・家庭生活」の(4)については、実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるよう配慮し、2学年間で一つ又は二つの課題を設定して履修させること。
- (4)～(5) (略)
- (6) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

■家庭科の特質に応じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

- ・(1)「知識及び技能」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要。
- ・「主体的な学び」とは、題材を通して見通しをもち、日常生活の課題の発見や解決に取り組んだり、基礎的・基本的な知識及び技能の習得に粘り強く取り組んだり、実践を振り返って新たな課題を見付け、主体的に取り組んだりする態度を育む学び。
- ・「対話的な学び」とは、児童同士で協働したり、意見を共有して互いの考えを深めたり、家族や身近な人々などとの会話を通して考えを明確にしたりするなど、自らの考えを広げ深める学び。
- ・「深い学び」とは、児童が日常生活の中から課題を見いだして課題を設定し、その解決に向けて様々な解決方法を考え、計画を立てて実践し、その結果を評価・改善し、更に家庭や地域で実践するなどの一連の学習過程の中で、「生活の営みに係る見方・考え方」を働かせながら、課題の解決に向けて自分なりに考え、表現するなどして資質・能力を身に付ける学び。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) (略)
- (2) 指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用 (略) できるように工夫すること。
- (3) 生活の自立の基礎を培う基礎的・基本的な知識及び技能を習得するために、(略) 実践的・体験的な活動を充実すること。
- (4) 学習内容の定着を図り、一人一人の個性を生かし伸ばすよう、(略) 個に応じた指導の充実に努めること。
- (5) (略)

- ・主体的な学び、対話的な学び、深い学びの各々の視点から授業を見て、改善していくことが大切。
- ・主体的な学びにおけるキーワードとして、「見通し」及び「振り返り」がある。一つの課題が終わると次の課題を見つけ取り組んでいく態度を育む学びを大切にする。

- ・指導事項イは指導事項アで学習したことをもとに学習を進める。A(4)は、内容A(2)(3)及び内容B、内容Cで学習した内容と関連を図り、課題設定をするとともに、指導事項イの学習よりも、一つレベルを上げたもの。(家庭や地域での実践のため。)

- ・児童が自ら直接的な体験を通して、調理や製作等の手順等の根拠について考えることにより、科学的な理解につなげ、知識及び技能の習得を確かなものにする。

・Ⅲの第3の2の(2)、(3)、(4)は新設項目

・Ⅲの第3の2の(5)には「地域」という言葉が、現行学習指導要領解説から追記されている。

・Ⅲの第3の3については、家庭科以外で調理室等を使用するときにも同様である。

・「衛生に留意」、「食物アレルギー配慮」は追加。

3 実習の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

■ 体育 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- 運動や健康に関する課題を発見し、その解決を図る主体的・協働的な学習活動を通して、『知識・技能』『思考力・判断力・表現力等』『学びに向かう力・人間性等』を育成することを目標として示す。
- 自己の運動や健康についての課題の解決に向け、積極的・自主的・主体的に学習することや、仲間と対話し協力して課題を解決する学習過程の工夫を重視するとともに、体育科で育成を目指す『知識・技能』『思考力・判断力・表現力等』『学びに向かう力・人間性等』の資質・能力の三つの柱を確実に身に付けるために、その関係性を重視した学習過程を工夫する必要がある。
- 児童生徒の発達の段階を踏まえて、学習したことを実生活や実社会に生かし、豊かなスポーツライフを継続することができるよう、小学校、中学校、高等学校を通じて系統性のある指導ができるようにする。
- 健康な生活と疾病の予防、心身の発育・発達と心の健康、健康と環境、傷害の防止、社会生活と健康等の保健の基礎的な内容について、小学校、中学校、高等学校を通じて系統性のある指導ができるようにする。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

①【体育科の見方・考え方】

「体育の見方・考え方」…運動やスポーツを、その価値や特質に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること。

「保健の見方・考え方」…個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること。

② 教科の目標の改善

教科の目標については、従前、「心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験や健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる」としていたものを、次のように改善を図った。

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

・「知識及び技能」

その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。

・「思考力、判断力、表現力等」

運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。

・「学びに向かう力、人間性等」

運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

③ 学年の目標の改善

- ・学年の目標の構成は、第1学年及び第2学年、第3学年及び第4学年、第5学年及び第6学年のいずれにおいても三項目で構成している。
- ・第3学年及び第4学年、第5学年及び第6学年の「学びに向かう力、人間性等」の項目は、健康で安全な生活を営む資質・能力を育てるなどの保健領域に関連した目標を合わせて示している。

(2) 指導内容の改善

① 指導内容の系統性を踏まえた指導内容の一層の充実

- ・幼稚園段階との接続及び中学校への見通しを重視し、指導内容の系統性を改めて整理し、各領域における指導内容の重点化を図る。

② 陸上運動系

- ・「走・跳の運動（遊び）」及び「陸上運動」については、児童の実態に応じて投の運動（遊び）を加えて指導することができる。

③ 水泳運動系

- ・高学年については、内容に「安全確保につながる運動」が加わった。

④ ボール運動系

- ・中学年の「ゴール型ゲーム」については、味方チームと相手チームが入り交じって得点を取り合うゲーム及び陣地を取り合うゲームを取り扱うものとする。

⑤ 保健領域

- ・高学年では「心の健康」「けがの防止」の知識及び技能と、思考力、判断力、表現力等の指導内容を明確にし、内容を構成した。

(3) 学習指導の改善

① 学習指導の改善・充実

- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

今回の学習指導要領の改訂は、授業改善につなげることが大切である。この学習指導要領で授業が変わることを目指している。

② 内容の取扱いにおける配慮事項

- 個々の児童の運動経験や技能の程度などに応じた指導等の工夫

例示に「◎運動（遊び）が苦手な児童への配慮の例」「◎運動（遊び）に意欲的になれない児童への配慮の例」を示した。

3 具体的な改善事項（別紙）

II 移行措置

1 移行期間中の特例

- 平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの体育の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第9節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第9節の規定によることができる。

2 移行措置の解説

○ 学習指導上の留意事項

- ・積極的に新学習指導要領による取組ができるようにする。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを旨とする新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにする。

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の趣旨と要点 ※本手引きの前書き部分及び「小学校学習指導要領解説体育編」の「2 体育科改訂の趣旨及び要点」参照。</p> <p>II 目標及び内容 1 体育科の目標 第1 目標 体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。</p> <p>(3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。</p>	<p>■「体育の見方・考え方」 生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する観点を踏まえ、「運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること」であると考えられる。小学校においては、運動やスポーツが楽しさや喜びを味わうことや体力の向上につながっていることに着目するとともに、「すること」だけでなく「みること」、「支えること」、「知ること」など、自己の適性等に応じて、運動やスポーツとの多様な関わり方について考えることを意図している。</p> <p>■「保健の見方・考え方」 疾病や傷害を防止するとともに、生活の質や生きがいを重視した健康に関する観点を踏まえ、「個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること」であると考えられる。小学校においては、特に身近な生活における課題や情報を、保健領域で学習する病気の予防やけがの手当の原則及び、健康で安全な生活についての概念等に着目して捉え、病気にかかったり、けがをしったりするリスクの軽減や心身の健康の保持増進と関連付けることを意図している。</p> <p>■知識・技能 各種の運動の特性に応じた行い方及び身近な生活における健康についての理解と、基本的な動きや技能。</p> <p>■思考力、判断力、表現力等 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考・判断し、他者に伝える力。</p> <p>■学びに向かう力、人間性等 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度。 他教科と違い、運動領域ではすべての領域で例示を示している。</p>

2 各学年の目標

[第1学年及び第2学年]

・各種の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、基本的な動きを身に付けるようにする。

■楽しさに触れ

現行：楽しく行い＝楽しさに触れ
先生が楽しさに触れられる譲行を提案をして、子どもたちが触れる。

・各種の運動遊びの行い方を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。

■行い方を工夫

運動遊びをする場や練習の仕方などを自らの力に応じて工夫したり、選択したりすること。

■他者：友達、教師、保護者等

・各種の運動遊びに進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、健康・安全に留意したりし、意欲的に運動をする態度を養う。

■誰とでも

共生社会の実現を目指している。性別、年齢等すべてのものをこえて「誰とでも」関わり合う態度を養うことを目指し、強調した。

[第3学年及び第4学年]

・各種の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方及び健康で安全な生活や体の発育・発達について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。

■楽しさや喜びに触れ

楽しさ：体を動かす・～ができる
喜び：仲間とかかわって達成する

中学年では、すべての児童が、運動の特性に応じた楽しさや喜びに触れ、安心して運動に取り組むことができるようにすることにより、運動に意欲的に取り組み、知識や技能を身に付けることを重視し、その結果として体力の向上につながる指導の在り方について改善を図る。

・自己の運動や身近な生活における健康の課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。

■中学年の技能

中学年の児童は体力に対する認識が低いことから、各種の運動の楽しさや喜びに触れ、活発に運動を行っていく中で、各種の運動の基本となる様々な動きや技能を身に付ける。

■課題を見付け

放っておいて児童が課題を見付けるのではなく、課題を見付けられるような手立てが重要になる。
(保健領域)

■方法や活動を工夫する

児童が自己の思いや願いから活動を選ぶことができるようにすること。

■他者：友達、教師、保護者、地域の人等

授業中のみならず、その後に表出してきたことについても評価する。

例：跳び箱の成長の過程をレポートとして作成し、保護者に紹介した。

・ 各種の運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とも仲よく運動をしたり、友達の考えを認めたり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで努力して運動をする態度を養う。また、健康の大切さに気付き、自己の健康の保持増進に進んで取り組む態度を養う。

[第5学年及び第6学年]

・ 各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方及び心の健康やけがの防止、病気の予防について理解するとともに、各種の運動の特性に応じた基本的な技能及び健康で安全な生活を営むための技能を身に付けるようにする。

・ 自己やグループの運動の課題や身近な健康に関わる課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。

・ 各種の運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に留意したりし、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。また、健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進や回復に進んで取り組む態度を養う。

■進んで取り組み

低・中学年：進んで…
高学年・中学校：積極的に…
言葉の使い方として分けているだけで、意味やねらうところは同じ。

■友達の考えを認めたり

共生教育の視点として、中学年から表記されている。
高学年では、「考えや取組を認め」と表記している。

■喜びを味わい

中学年：喜びに触れる 高学年：喜びを味わう。
学年が進むにつれ、より運動の特性に触れていく。
高学年では、自分でかみくだいて運動の楽しさを味わうことができる姿を目指す。

■理解するとともに

低・中学年：知る 高学年：理解
学習そのものは変わらず、言葉そのものを段階的に表現している。

■健康で安全な生活を営むための技能を身に付けるようにする

心の健康における不安や悩みなどへの対処の方法やけがの予防におけるけがなどの簡単な手当てに関わる技能を身に付けるようにすることを意図している。

■自己やグループの運動の課題や

「グループ」の表記は、対話的学習・協働的学習を意識している（児童の視野を広げる）。

■仲間の考えや取組を認め

仲間の考えを聞くことで自己の考えを深めたり、互いの取組を認めて仲間とのより良好な関係を築いたりすることを目指したものである。

中学年との差をつけている。

中学年：友達の考えを認め

■自己の最善を尽くして運動をする態度を養う

高学年で重点的に養いたい態度。

運動領域の学習で児童が学習課題の達成へ向けて全力を出して運動に取り組む態度の育成を示している。最善を尽くして運動をする過程で達成感を得たり、課題の解決に取り組む意味や、自己や仲間の可能性に気付いたり、新たな課題に挑戦する態度が培われたりすることにより、生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を養うことを意図したものである。

2 内容

(1) 体づくり運動系

・ア 体ほぐし運動では、手軽な運動を行い、心と体の関係に気付いたり、仲間とかかわり合ったりすること。

・低学年「体づくりの運動遊び」とした。

・高学年「体の動きを高める運動」

(2) 器械運動系

・低学年

B 器械・器具を使つての運動遊び

イ マットを使った運動遊びでは、いろいろな方向への転がり、手で支えての体の保持や回転をすること。

ア マット運動

・中学年

回転系や技巧系の基本的な技をすること。

・高学年

回転系や巧技系の基本的な技を安定して行ったり、その発展技を行ったり、それらを繰り返したり組み合わせたりすること。

■手軽な運動

現行：「律動的な運動」が削除
手軽な運動の中に「律動的」が含まれている。

■気付いたりかかわり合ったり

現行：「気付き」「調整」「交流」の「調整」が削除
「調整」は、体づくり運動系の2つのねらいの中に溶け込ませている。

■体づくりの運動遊び

現行：「体づくり運動」
より一層「遊び」を強調するために名称を変更。

■体の動きを高める運動

現行：「体力を高める運動」
「体力を高める」＝トレーニング的な学習になる弊害がある。体の柔らかさ及び巧みな動きを高めることに重点を置いて指導する。

- (ア) 体の柔らかさを高めるための運動
- (イ) 巧みな動きを高めるための運動
- (ウ) 力強い動きを高めるための運動
- (エ) 動きを持続する能力を高めるための運動

■回転系・技巧系

現行：回転系や倒立技
小・中・高と技の系統で整理した。名称を児童に覚えさせるものではなく、教師の指導の明確化を図るためのものである。

■低学年 マットを使った運動遊び

手や背中で体を支えているいろいろな姿勢で逆立ちしたり、移動したり、体を反らしてブリッジをしたり、友達がつくったブリッジをくぐったりすること。

「腕立て横跳び越し」が中学年の内容から低学年の内容に変更。低学年でも実践事例が多いため例示として示した。中学年では「側方倒立回転」を例示として示した。

■技の分類（例）

	基本的な技	発展技	さらなる発展技
3, 4年	前転	開脚前転	
5, 6年		開脚前転	場を使った伸膝前転

■技の系統 高学年 ア マット運動

[回転系 接点技群 前転グループ発展技の例示]

- 開脚前転（場を使った伸膝前転）

「場を使った」は、その技が行いやすいやさしい場を指す。例：傾斜のある場

イ 鉄棒運動

- ・ 中学年
支持系の基本的な技をすること。
- ・ 高学年
支持系の基本的な技を安定して行ったり、その発展技を行ったり、それらを繰り返したり組み合わせたりすること。

■支持系

現行：上がり技，支持回転技，下り技
小・中・高と技の系統で整理した。名称を児童に覚えさせるものではなく，教師の指導の明確化を図るためのものである。

■技の分類（例）

	基本的な技	発展技	さらなる発展技
3, 4年	前回り下り	前方支持回転	
5, 6年		前方支持回転	前方伸膝支持回転

ウ 跳び箱運動

- ・ 中学年
切り返し系や回転系の基本的な技をすること。
- ・ 高学年
切り返し系や回転系の基本的な技を安定して行ったり、その発展技を行ったりすること。

■切り返し系・回転系

現行：支持跳び越し技（切り返し系，回転系）
小・中・高と技の系統で整理した。名称を児童に覚えさせるものではなく，教師の指導の明確化を図るためのものである。

■技の分類（例）

	基本的な技	発展技	さらなる発展技
3, 4年	開脚跳び	かかえこみ跳び	
5, 6年		かかえこみ跳び	屈身跳び

■「安定して行ったり」について

現行：安定してできるようにするとともに基本的な技，発展技，繰り返したり組み合わせたりすることはすべて同格と捉える。

(3) 陸上運動系

- ・ 低学年
「C 走・跳の運動遊び」については，児童の実態に応じて投の運動遊びを加えて指導することができる。
- ・ 中学年
「C 走・跳の運動」については，児童の実態に応じて投の運動を加えて指導することができる。
- ・ 高学年
「C 陸上運動」については，児童の実態に応じて投の運動を加えて指導することができる。
- ・ 中学年
ア 短距離・リレーでは，調子よく走ったりバトンの受け渡しをしたりすること。
- ・ 高学年
ア 短距離走・リレーでは，一定の距離を全力で走ったり，滑らかなバトンの受渡しをしたりすること。

■投の運動

投能力の低下に対応するために加わった。
「ボール運動」や「体づくり」における狙って投げたり加減して投げたりする学習内容ではなく，陸上運動系の中では，力いっぱい投げて記録更新や競争をする学習をねらいとしている。

■バトンの受け渡し

中学年では，テイクオーバーゾーンの中での受け渡いを重視しない。
高学年であっても厳格なルールにしない。

■一定の距離

中学年	30～50m 程度の短距離走
	現行：40～60m
高学年	40～60m 程度の短距離走
	現行：50～80m

距離よりも回数を重視する。繰り返し走ることができる距離を設定する。

- ・低学年
イ 跳の運動遊び
- ・中学年
ウ 幅跳び
エ 高跳び
- ・高学年
ウ 走り幅跳び
エ 走り高跳び

■跳の運動

低学年 しっかり地面を蹴って
 中学年 強く踏み切り
 高学年 力強く踏み切って

授業改善につながりやすいように、踏み切りのポイントを学年に応じた表現で示した。

中学年の走り幅跳び系では、助走距離を示さず、5～7歩程度の助走とした。

高学年の走り幅跳び系では、助走距離を示さず、7～9歩程度の助走とした。

(4)水泳運動系

■水泳運動

中学校の「水泳」につながる「水泳運動」とした。

- ・中学年
(1) 次の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。
ア 浮いて進む運動では、け伸びや初歩的な泳ぎをすること。
イ もぐる・浮く運動では、息を止めたり吐いたりしながら、いろいろなもぐり方や浮き方をすること。

■初歩的な泳ぎ

近代泳法の手や足の動かし方などの泳形にこだわる必要がない泳ぎである。

「型」よりも、水とかかわって楽しく活動してほしいという願いが込められている。

■浮いて進む運動 ■もぐる・浮く運動

低学年「水の中を移動する運動遊び」
 →中学年「浮いて進む運動」
 低学年「もぐる・浮く運動遊び」
 →中学年「もぐる・浮く運動」

- ・高学年
ア クロールでは、手や足の動きに呼吸を合わせて長く泳ぐこと。
イ 平泳ぎでは、手や足の動きに呼吸を合わせて長く泳ぐこと。

■長く泳ぐこと

「ゆったりとしたクロール」
 「ゆったりとした平泳ぎ」

スピードだけではなく、水と親しむことも重視している。中学校の水泳につながる「水泳運動」として新しく例示した。

- ウ 安全確保につながる運動では、背浮きや浮き沈みしながら続けて長く浮くこと。

■安全確保につながる運動【新設】

背浮や浮き沈みをしながら、タイミングよく呼吸したり、手足を動かしたりして、続けて長く浮くことができるようにする。

「泳げる」とともに、自分の命を守るために「浮いていられる」ことも重視する。

・低学年
 (3) 運動遊びに進んで取り組み、順番やきまりを守り誰とでも仲良く運動をしたり、水遊びの心得を守って安全に気を付けたりすること。

・中学年
 (3) 運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲良く運動をしたり、友達の考えを認めたり、水泳運動の心得を守って安全に気を付けたりすること。

・高学年
 (3) 運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えを認めたり、水泳運動の心得を守って安全に気を配ったりすること。

・低学年
 (3) 運動遊びに進んで取り組み、順番やきまりを守り誰とでも仲良く運動をしたり、水遊びの心得を守って安全に気を付けたりすること。

・中学年
 (3) 運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲良く運動をしたり、友達の考えを認めたり、水泳運動の心得を守って安全に気を付けたりすること。

・高学年
 (3) 運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えを認めたり、水泳運動の心得を守って安全に気を配ったりすること。

(5) ボール運動系

・中学年
 ア ゴール型ゲームでは、基本的なボール操作とボールを持たないときの動きによって、優しいゲームをすること。

・高学年
 ウ ベースボール型では、ボールを打つ攻撃と隊形をとった守備によって、簡易化されたゲームをすること。

■水泳の心得

低学年

エ 準備運動や整理運動をしっかり行う、丁寧にシャワーを浴びる、プールサイドは走らない、プールに飛び込まない、友達とぶつからないように動くなどの水遊びの心得を守ること。また、水遊びをする前には、体(爪、耳、鼻、頭髮等)を清潔にしておくこと。

中学年

オ 準備運動や整理運動を正しく行う、パディで互いを確認しながら活動する、シャワーを浴びてからゆっくりプールに入る、プールに飛び込まない等、水泳運動の心得を守って安全を確かめること。

高学年

オ プールの底・水面などに危険物がないかを確認したり、自己の体の調子を確認してから泳いだり、仲間の体の調子にも気を付けるなど、水泳運動の心得を守って安全に気を配ること。

適切な水泳場の確保が困難な場合には、「水遊び」及び「水泳運動」を取り扱わないことができるが、これらを安全に行うための心得については、必ず取り上げる。

■意欲的でない児童への配慮

低学年

◎運動に意欲的でない児童への配慮の例

・既に初歩的な泳ぎを身に付けている児童には、ワニ歩きで頭までつかりながら行うよう助言し、その動きのよさを全体に伝えたり、石拾いで石の数や色を指定して(連続して行うポビングの回数を指定して)児童にとってより適した課題を提示したりするなどの配慮をする。

水泳領域に限っては、技能差を考慮し、運動ができる子の意欲を高める指導を加えている。

■中学年のゴール型 内容の取扱い

ハンドボール、ポートボール、ラインサッカー、フットサルなどを基にした易しいゲーム(味方チームと相手チームが入り交じって得点を取り合うゲーム)

タグラグビー、フラッグフットボールなどを基にした易しいゲーム(陣地を取り合うゲーム)

中学年では、「入り交じるゲーム」と「陣地を取り合うゲーム」の両方を取り扱う。

■ベースボール型

グラウンド等の環境が整わない場合は、取り扱わないことができる。

(6) 表現運動系

- ・ 中学年
 - ア 表現では、身近な生活などの題材からその主な特徴を捉え、表したい感じをひと流れの動きで踊ること。
- ・ 高学年
 - ア 表現では、いろいろな題材からそれらの主な特徴を捉え、表したい感じをひと流れの動きで即興的に踊ったり、簡単なひとまとまりの動きにして踊ったりすること。

■「ひと流れの動き」

その主な特徴や感じを捉えて、表現したい感じを中心に動きを誇張したり変化を付けたりしてメリハリ（緩急・強弱）のあるひと流れの動きにして即興的に表現すること。

■「簡単なひとまとまりの動き」

グループで変化と起伏のある「はじめーなかーおわり」の構成を工夫した簡単なひとまとまりの動きにして表現すること。

(7) 保健

- ・ 第3学年 (1) 健康な生活
 - ア 健康な生活について理解すること。
 - (ア) 健康な生活
 - (イ) 1日の生活の仕方
 - (ウ) 身の回りの環境
 - イ 健康な生活について課題を見付け、その課題に向けて考え、それを表現すること。

■「理解する」「触れる」

「理解できるようにする」→授業の中に位置付ける。
「触れるようにする」→授業で紹介する程度。

■指導計画

必ずしも(ア)(イ)(ウ)の順に指導をするものではない。子どもたちが理解しやすいように変えてもよい。

■時間配当

1単位時間の全てで「課題を見付ける」「考える」「伝え合う」を位置付けるのではなく、単元全体でバランスよく行う。そのためにも、保健の授業をある程度まとまった時間配当する。

- ・ 第4学年 (2) 体の発育・発達
 - ア 体の発育・発達について理解を深めること。
 - (ア) 体は、年齢に伴って変化すること。また、体の発育・発達には、個人差があること。
 - (イ) 体は、思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること。また、異性への関心が芽生えること。
 - (ウ) 体をよりよく発育・発達させるためには、適切な運動、食事、栄養及び睡眠が必要であること。
 - イ 体がよりよく発育・発達するために、課題を見付け、その課題に向けて考え、それを表現すること。

■個人差

現行：誰にでも起こる
必ずしも「誰にでも起こる」と言えないため、例示では「個人差がある」と示した。

■異性への関心

「LGBT」へのメカニズムについては、科学的に明らかになっておらず、保健の領域では扱わない。

■運動と健康

保健領域の例示では、「運動」というキーワードを先頭に記述したり、追記したりすることによって、運動と健康との関連について具体的な考えをもてるようにしている。

- ・ 第5学年 (1) 心の健康
 - ア 心の健康並びに不安や悩みへの対処について理解するとともに、簡単な対処をすること。
 - (イ) 心と体には、密接な関係があること。
 - (ウ) 不安や悩みなどへの対処には、大人や友達に相談する、仲間と遊ぶ、運動をするなどいろいろな方法があること。
 - イ 健康な生活について、課題を見付け、その解決に向けて試行し判断するとともに、それらを表現すること。

■(1) 心と健康の知識・技能

理解→「知識」 対処→「技能」

■不安や悩みなど

怒り、恐怖等がある。

■友達・仲間

友達：親しいかかわりのある人。相談できる相手。
仲間：同じ活動をする人。(例 仕事仲間)

■判断する

「判断力」は、中学年の記述にはない。

- ・第5学年 (2) けがの防止
 - ア けがの防止について理解するとともに、けがなどの簡単な手当をすること。
 - イ けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること。

■危険の予測や回避
 危険を予測し回避する方法を考え、それらを表現できるようにする必要がある。
 高学年として重要な「思考力」「判断力」として捉えられている。

- ・第6学年 (3) 病気の予防
 - ア 病気の予防について理解すること。
 - (エ) 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康
 - イ 病気を予防するために、課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、それを表現すること。

■がんの取扱い
 喫煙を長い間続けるとがんや心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの影響があることについても触れるようにする。
 現行：肺がん
 喫煙は、肺がん以外のがんにもつながる。
 小学校で「がん教育」について詳しく扱うものではなく、あくまでも触れる程度とする。

Ⅲ 指導計画の作成と内容の取扱い

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成

- ・単元（題材）など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るようにすること。その際、体育や保健の見方・考え方を働かせ、運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決のための活動を選んだり工夫したりする活動の充実を図ること。

■予防と回復
 けがの防止や病気の予防だけでなく、「(2)けがの防止」の適切なけがの手当や「(3)病気の予防」の病原体に対する体の抵抗力や早期の治療の効果などを取り上げ、けがや病気からの回復についても触れるようにすることを示したものである。
 予防だけではなく回復していくことも大切にしたい。少しでも生活の質を高める。

■主体的・対話的で深い学び
 これまで着実に取り組まれてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉えるのではなく、児童や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。

■見方・考え方
 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。

- ・「G保健」については、効果的な学習が行われるよう適切な時期に、ある程度まとまった時間を配当すること。

■ある程度まとまった時間
 単元として成立させるためにまとまった時間数を確保する。

- ・障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

■障害のある児童【新設】
 学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行わない。

- ・道徳科などとの関連を考慮しながら、体育科の特質に応じて適切な指導をすること。

■道徳科との関連
 体育の時間に道徳的な学びも押さえることは必然であり、これまでも大切にされてきた。今後も体育の良さとして、道徳科との関連を図りたい。

2 内容の取扱い

・特に、運動を苦手と感じている児童や、運動に意欲的に取り組まない児童への指導を工夫すること。

■運動を苦手と感じている児童

■運動に意欲的に取り組まない児童

個に応じた指導の工夫を図るとともに、障害のある児童などへの指導の際には、当該児童への個に応じた指導はもとより、周りの児童への指導として、様々な特性を尊重することができるよう留意すること。

・コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促すための言語活動を積極的に行うこと。

■言語活動

各領域の内容を指導する際、道筋を立てて練習や作戦について話し合うことや、身近な健康の保持増進について話し合うことなど、コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促すための言語活動を積極的に行うことに留意する。

話し合いを位置付けさえすればいいということではない。体育では、運動をする時間を確実に確保するからこそ、言語活動が活性化する。

・コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用すること。

■情報手段

体育ならではの活用をする。運動量を確実に確保するために、ある程度端末の操作ができるようになってから活用する。

3 体育・健康に関する指導

○ 総則第1の2の(3)

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

■保健や安全に関する指導

小学校学習指導要領解説 総則編より

したがって、その指導においては、体づくり運動や各種のスポーツ活動はもとより、保健や安全に関する指導、給食を含む食に関する指導などが重視されなければならない。

現行：保健指導、安全指導

従前の「保健学習」、「保健指導」ではなく、カリキュラムマネジメントの観点から、誰にでもわかる表現を用いる。

例：「理科指導」…教師の立場

「理科学習」…児童・生徒の立場

□「保健学習」→「体育・保健体育」

□「保健指導」→「保健に関する指導」

■ 外国語 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- 高学年から、段階的に文字を読むこと、書くことを加え、教科（年間 70 単位時間）として系統性を持たせた指導を行うことを踏まえ、中学年から、聞くこと、話すことを中心とした外国語活動（年間 35 単位時間）を導入し、外国語に慣れ親しませ、外国語学習への動機付けを高める。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

【外国語活動の見方・考え方】

外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築すること。

- ・外国語教育において育成を目指す資質・能力を明確にした上で、各学校段階の学びを接続させるとともに、「外国語を使って何ができるようになるか」を明確にするという観点から、国際的な基準を参考に、小・中・高等学校で一貫した、領域別の目標を設定した。外国語活動においては、聞くこと、話すこと [やり取り]、話すこと [発表] の三つの領域において英語の目標を設定している。

(2) 内容構成の改善

- ・「(1) 英語の特徴等に関する事項」を知識及び技能として、「(2) 情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることに関する事項」を思考力、判断力、表現力等として、言語活動や言語の使用場面、言語の働きの例を「(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項」として整理した上で、知識及び技能に示す事項を活用して、言語活動を通して、思考力、判断力、表現力等を指導することとした。

(3) 学習内容の改善

- ・知識及び技能については、実際に外国語を用いた言語活動を通して、外国語の音声や文字などについて、日本語と外国語との違いに気づき、これらの知識を理解するとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにすることとした。
- ・思考力、判断力、表現力等については、具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報や考えなどを表現することを通して、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の簡単な語句や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができるよう指導することとした。

(4) 学習指導の改善・充実

- ・言語材料については、発達の段階に応じて、児童が受容するものと発信するものがあることに留意して指導することを明記した。
- ・「推測しながら読む」ことにつながるよう、音声で十分に慣れ親しんだ語句や基本的な表現について、音声と文字とを関連付けて指導することとした。

- ・文及び文構造の指導に当たっては、文法用語や用法の指導に偏ることがないように配慮して、コミュニケーションの中で基本的な表現として繰り返し触れることを通して指導することとした。

3 具体的な改善事項 (別紙)

II 移行措置

1 移行期間中の特例

- (1) 附則第2項及び第3項の規定による平成30年度及び平成31年度の第3学年及び第4学年の外国語活動の指導に当たっては、新小学校学習指導要領第4章の規定の全部又は一部によるものとし、新小学校学習指導要領第4章第2の2〔第3学年及び第4学年〕〔知識及び技能〕(1)イ(ア)及び2〔第3学年及び第4学年〕(3)①に規定する事項は必ず指導するものとする。
- (2) 改正省令附則第2項及び第3項の規定による平成30年度及び平成31年度の第5学年及び第6学年の外国語活動の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第4章に規定する事項に、新小学校学習指導要領第2章第10節第2の全部又は一部を加えて指導するものとし、新小学校学習指導要領第2章第10節第2の英語2〔第5学年及び第6学年〕のうち、〔知識及び技能〕(1)ア、イ(ア)、エ(ア)e及びf、エ(イ)並びに(3)①イ及びオに規定する事項は必ず指導するものとする。

2 移行措置の解説

(1) 移行措置の内容

① 第3・4学年

- ・新たに年間15単位時間を確保し、外国語活動を実施する。
- ・高学年との接続の観点から最低限必要な内容と、それを活用して行う言語活動を中心に扱う。
- ・教材は、文部科学省が開発している新学習指導要領に対応した教材から必要な内容が配付される。

② 第5・6学年

- ・新たに年間15単位時間を加え、50単位時間を確保し、外国語活動を実施する。
- ・外国語活動の内容に加え、外国語科の内容を取り扱う。外国語科の内容については、中学校との接続の観点から最低限必要な内容と、それを活用して行う言語活動を中心に扱う。
- ・教材は、Hi, friends! や、文部科学省が開発している新学習指導要領に対応した教材から必要な内容が配付される。

(2) 学習指導上の留意事項

- ・移行措置内容は、文科省から示される。また、当該内容を指導する際に活用できる教材及び当該教材を活用する際の指導案や指導書が文部科学省から配付される。

(3) 学習評価の取扱い

- ・移行措置における第3学年及び第4学年における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に、児童の学習状況における顕著な事項を記入するなど、外国語活動の学習に関する所見を文章で記述すること。
- ・移行期間における第5学年及び第6学年における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、引き続き、現在の取扱いと同様とし、外国語活動の記録の欄に文章で記述すること。なお、外国語活動については、引き続き、数値による評価は行わないこととし、評定も行わないものとする。

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 外国語科導入の趣旨と改訂の要点</p> <p>1 外国語科導入の趣旨 （「I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項」参照）</p> <p>2 改訂の要点 （「I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項」参照）</p> <p>II 目標及び内容</p> <p>1 教科の目標</p> <p>第1 目標</p> <p>外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p>	<p>■「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方」とは、 外国語によるコミュニケーションの中で、</p> <p>①どのような視点で物事を捉えるか ②どのような考え方で思考していくのか</p> <p>①は、「外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉える」ことに、 ②は、「コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築する」ことに対応する。</p> <p>■①、②についての具体（補足）</p> <p>例えば①を、「外国語やその背景にある文化の理解の仕方」と、②を「表現するまでに、頭の中で思考している思考の仕方」と捉え直してみる。例えば①は、be good at～は「～が得意である。」というように、英語に対して日本語を当てはめて理解させる方法ではなく、目的や場面、状況等の中で、その表現を使うのに最適であると児童が考えて使用できるようにすることを指している。</p> <p>また、②は、『自己紹介』をするから名前、年、好きなことの3文で言ってみよう」と指導するような方法ではなく、『自己紹介』をするには、どんな内容を相手に伝えればよい？」と、児童に尋ねながら内容や表現を構築させていくような指導のことである。</p> <p>■「見方・考え方」と「主体的・対話的で深い学び」との関係</p> <p>外国語によるコミュニケーションの一連の過程を通して、このような「見方・考え方」を働かせながら、自分の思いや考えを表現することなどを通じて、児童の発達の段階に応じて「見方・考え方」を豊かにすることが重要である。この「見方・考え方」を確かで豊かなものとすることで、学ぶことの意味と自分の生活、人生や社会、世界の在り方を主体的に結び付ける学びが実現され、学校で学ぶ内容が、生きて働く力として育まれることになる。さらに、こうした学びの過程が外国語教育の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につながる。その鍵となるものが、教科等の特質に応じた「見方・考え方」である。</p>

(1) 外国語の音声や文字，語彙，表現，文構造，言語の働きなどについて，日本語と外国語との違いに気付き，これらの知識を理解するとともに，読むこと，書くことに慣れ親しみ，聞くこと，読むこと，話すこと，書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。

■「知識及び技能」とは，

「何を理解しているか（＝知識），何ができるか（＝技能）」

「知識」…「外国語の音声や文字，語彙，表現，文構造，言語の働きなどにおける日本語と外国語との違いへの気付き」高学年の外国語科では，日本語との音声の違いにとどまらず，文字，語彙，表現，文構造，言語の働きなどについても日本語との違いに気付かせることを求めている。

さらに，気付きで終わるのではなく，上記の知識を，外国語でコミュニケーションを図る際に活用される，生きて働く知識として理解することを求められている。

「技能」…「上記の知識を理解するとともに，読むこと，書くことに慣れ親しみ，聞くこと，読むこと，話すこと，書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的なもの」

一定の手順や段階を追って身に付く個別の技能のみならず，獲得した個別の技能が自分の経験やほかの技能と関連付けられ，変化する状況や課題に応じて主体的に活用できる技能として習熟・熟達していくこと（＝生きて働く「知識及び技能」の習得）が重要である。

■生きて働く「知識及び技能」の具体（補足）

例えば，授業の課題提示の場面で，教師が，「今日は友達と好きな果物を尋ね合う活動をするから，What fruit do you like?を使うよ。さあ，まず練習してみよう。」と指導を進めるものではなく，本時の授業までに十分に慣れ親しんだ「What～do you like?」という表現を，「今日は果物について尋ね合うから，What fruit do you like?」と言えればいいんだ。」と，児童が目的や場面，状況等に応じて思考・判断して活用できる「知識及び技能」を「生きて働くもの」としている。

■「読むこと，書くことに慣れ親しみ，」の補足

「読むこと」，「書くこと」については，中学年の外国語活動では指導しておらず，慣れ親しませることから指導する必要があり，「聞くこと」，「話すこと」と同等の指導を求めるものではないことに留意する必要がある。

(2) コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，身近で簡単な事柄について，聞いた話したりするとともに，音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり，語順を意識しながら書いたりして，自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。

■「思考力，判断力，表現力等」とは，

「理解していること・できることをどう使うか」

■「思考力，判断力，表現力等」の育成のためには，外国語を実際に使用することが不可欠である。

(3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、
他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコ
ミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

■ どのような学習過程を経て「思考力、判断力、表現力等」を高めていくことが大切か

①設定されたコミュニケーションの目的や場面、状況等を理解する、②目的に応じて情報や意見などを発信するまでの方向性を決定し、コミュニケーションの見通しを立てる、③目的達成のため、具体的なコミュニケーションを行う、④言語面・内容面で自ら学習のまとめと振り返りを行う、といった流れの中で、学んだことの意味付けを行ったり、既得の知識や経験と、新たに得られた知識を言語活動で活用したりすることで、「思考力、判断力、表現力等」を高めていく。

■ 「学びに向かう力、人間性等」とは、

「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」

■ 「他者に配慮しながら」について

中学年の外国語活動では、「相手に配慮しながら」となっている。高学年の外国語科では、「読むこと」、「書くこと」も扱うことから、コミュニケーションを図る対象が必ずしも目の前にいる「相手」とは限らないからである。

ちなみに、中学校の外国語科では、「聞き手、読み手、話し手、書き手」としている。五つの領域にわたってコミュニケーションを図る資質・能力をバランスよく育成することや、領域統合型の言語活動を重視していることなどからである。

■ 「積極的に」から「主体的に」へ

改訂前は、「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成」としていたが、今回の改訂で、「主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度」としたことに留意する必要がある。

改訂の理由として、「積極的に」を、「元気いっぱい」「何度も挙手をして」などとやや偏った見方で児童を称賛してきたという経緯がある。たとえ大人しい児童にも「主体的な」児童はいる。単に積極的な態度のみならず、学校教育外においても、生涯にわたって継続して外国語習得に取り組もうとする態度を養うことを目標としているのである。

■ 「学びに向かう力、人間性等」は、

「知識及び技能」及び「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力を一体的に育成する過程を通して育成する必要がある。

第2 各言語の目標及び内容等

英語

1 目標

英語学習の特質を踏まえ、以下に示す、聞くこと、読むこと、話すこと〔やり取り〕、話すこと〔発表〕、書くことの五つの領域別に設定する目標の実現を目指した指導を通して、第1の(1)及び(2)に示す資質・能力を一体的に育成するとともに、その過程を通して、第1の(3)に示す資質・能力を育成する。

(1) 聞くこと

ア ゆっくりはっきりと話されれば、自分のことや身近で簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現を聞き取ることができるようにする。

イ ゆっくりはっきりと話されれば、日常生活に関する身近で簡単な事柄について、具体的な情報を聞き取ることができるようにする。

ウ ゆっくりはっきりと話されれば、日常生活に関する身近で簡単な事柄について、短い話の概要を捉えることができるようにする。

(2) 読むこと

ア 活字体で書かれた文字を識別し、その読み方を発音することができるようにする。

イ 音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現の意味が分かるようにする。

(3) 話すこと〔やり取り〕

ア 基本的な表現を用いて指示、依頼をしたり、それらに応じたりすることができるようにする。

■「文末の表現（全体として）」

- ・ 中学年…「～するようにする。」
- ・ 高学年…「～できるようにする。」
- ※ただし、「読むこと イ」のみ、「～が分かるようにする。」である。「～できるようにする。」という到達目標が、児童にとって難しいと判断するためである。
- ・ 中学校…「～できるようにする。」

■聞くこと ア

- ・ 中学年…「ゆっくりはっきりと話された際に,」「自分のことや身の回りの物を表す簡単な語句を」
- ・ 中学校…「はっきりと話されれば」「日常的な話題について, 必要な情報を」

■聞くこと イ

- ・ 中学年…「ゆっくりはっきりと話された際に,」「身近で簡単な事柄に関する基本的な表現の意味が」
- ・ 中学校…「はっきりと話されれば」「日常的な話題について, 話の概要を捉えることが」

■聞くこと ウ

- ・ 中学年…「文字の読み方が発音されるのを聞いた際に,」「どの文字であるかが」
- ・ 中学校…「はっきりと話されれば」「社会的な話題について, 短い説明の要点を捉えることが」

※中学年は, 「読むこと」の目標はなし

■読むこと ア

- ・ 中学校…「日常的な話題について」「簡単な語句や文で書かれたものから必要な情報を読み取ることが」

■読むこと イ

- ・ 中学校…「日常的な話題について」「簡単な語句や文で書かれた短い文章の概要を捉えることが」

■読むこと イの補足

- ・ 「意味が分かるようにする」の意味は, その語句や基本的な表現を「音声化」できることが前提である。例えば, I like apples. という文について, 文が読めるということである。その上で, 「私はリンゴが好きです。」という日本語の意味を理解することが, 「意味が分かるようにする」である。

■読むこと ウ

- ・ 中学校…「社会的な話題について」「簡単な語句や文で書かれた短い文章の要点を捉えることが」

■話すこと〔やり取り〕 ア

- ・ 中学年…「挨拶, 感謝, 簡単な指示をしたり」
- ・ 中学校…「関心のある事柄について」「簡単な語句や文を用いて即興で伝え合うことが」

イ 日常生活に関する身近で簡単な事柄について、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や基本的な表現を用いて伝え合うことができるようにする。

ウ 自分や相手のこと及び身の回りの物に関する事柄について、簡単な語句や基本的な表現を用いてその場で質問をしたり質問に答えたりして、伝え合うことができるようにする。

(4) 話すこと [発表]

ア 日常生活に関する身近で簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すことができるようにする。

イ 自分のことについて、伝えようとする内容を整理した上で、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すことができるようにする。

ウ 身近で簡単な事柄について、伝えようとする内容を整理した上で、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すことができるようにする。

(5) 書くこと

ア 大文字、小文字を活字体で書くことができるようにする。また、語順を意識しながら音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を書き写すことができるようにする。

イ 自分のことや身近で簡単な事柄について、例文を参考に、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を用いて書くことができるようにする。

■話すこと[やり取り] イ

- ・ 中学年…「自分のことや身の回りの物について、」「動作を交えながら」
- ・ 中学校…「日常的な話題について、」「事実や自分の考え、気持ちなどを整理し、簡単な語句や文を用いて伝えたり、相手からの質問に答えたりすることが」

■話すこと[やり取り] ウ

- ・ 中学年…「サポートを受けて」「簡単な語句や基本的な表現を用いて質問をしたり質問に答えたりする」
- ・ 中学校…「社会的な話題に関して聞いたり読んだりしたことについて」「考えたことや感じたこと、その理由などを、簡単な語句や文を用いて述べ合うことが」

■話すこと[発表] ア

- ・ 中学年…「身の回りの物について」「人前で実物などを見せながら」
- ・ 中学校…「関心のある事柄について」「簡単な語句や文を用いて即興で話すことが」

■話すこと[発表] イ

- ・ 中学年…「人前で実物などを見せながら」
- ・ 中学校…「日常的な話題について」「事実や自分の考え、気持ちなどを整理し、簡単な語句や文を用いてまとまりのある内容を話すことが」

■話すこと[発表] ウ

- ・ 中学年…「日常生活に関する身近で簡単な事柄について、」「人前で実物などをみせながら」
- ・ 中学校…「社会的な話題に関して聞いたり読んだりしたことについて」「考えたことや感じたこと、その理由などを、簡単な語句や文を用いて話すことが」

※中学年は、「書くこと」の目標はなし

■書くこと ア

- ・ 中学校…「関心のある事柄について」「簡単な語句や文を用いて正確に書くことが」

■書くこと イ

- ・ 中学校…「日常的な話題について」「事実や自分の考え、気持ちなどを整理し、簡単な語句や文を用いてまとまりのある文章を書くことが」

■書くこと ウ

- ・ 中学校…「社会的な話題に関して聞いたり読んだりしたことについて」「考えたことや感じたこと、その理由などを、簡単な語句や文を用いて書くことが」

2 内容

〔第5学年及び第6学年〕

〔知識及び技能〕

(1) 英語の特徴やさまじりに関する事項

実際に英語を用いた言語活動を通して、次に示す言語材料のうち、1に示す五つの領域別の目標を達成するのにふさわしいものについて理解するとともに、言語材料と言語活動とを効果的に関連付け、実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けることができるよう指導する。

ア 音声

次に示す事項のうち基本的な語や句、文について取り扱うこと。

(7) 現代の標準的な発音

(イ) 語と語の連結による音の変化

(ロ) 語や句、文における基本的な強勢

(ハ) 文における基本的なイントネーション

(ニ) 文における基本的な区切り

イ 文字及び符号

(7) 活字体の大文字、小文字

(イ) 終止符や疑問符、コンマなどの基本的な符号

ウ 語、連語及び慣用表現

(7) 1に示す五つの領域別の目標を達成するために必要となる、第3学年及び第4学年において第4章外国語活動を履修する際に取り扱った語を含む600～700語程度の語

(イ) 連語のうち、get up, look atなどの活用頻度の高い基本的なもの

(ロ) 慣用表現のうち、excuse me, I see, I'm sorry, thank you, you're welcomeなどの活用頻度の高い基本的なもの

エ 文及び文構造

次に示す事項について、日本語と英語の語順の違い等に気付かせるとともに、基本的な表現として、意味のある文脈でのコミュニケーションの中で繰り返し触れることを通して活用すること。

(7) 文

a 単文

b 肯定、否定の平叙文

c 肯定、否定の命令文

d 疑問文のうち、be動詞で始まるものや助動詞(can, doなど)で始まるもの、疑問詞(who, what, when, where, why, how)で始まるもの

e 代名詞のうち、I, you, he, sheなどの基本的なものを含むもの

f 動名詞や過去形のうち、活用頻度の高い基本的なものを含むもの

■中学校 「1 内容」(3)から移行

(1)の言語活動は、以下に示す言語材料の中から、1の目標を達成するのにふさわしいものを適宜用いて行わせる。

■中学校 「1 内容」(3)から移行

イ 文字及び符号

(7)アルファベットの活字体の大文字及び小文字

(イ)終止符、疑問符、コンマ、引用符、感嘆符などの基本的な符号

■中学校 「1 内容」(3)から移行

エ 文法事項

(7) 文

a 単文、重文及び複文

b 肯定及び否定の平叙文

c 肯定及び否定の命令文

d 疑問文のうち、動詞で始まるもの、助動詞(can, do, mayなど)で始まるもの、orを含むもの及び疑問詞(how, what, when, where, which, who, whose, why)で始まるもの

(イ) 文構造

a [主語＋動詞]

b [主語＋動詞＋補語]のうち、

(a) 主語＋be動詞＋

}	名詞
	代名詞
	形容詞

c [主語＋動詞＋目的語]のうち、
名詞
代名詞

(a) 主語＋動詞＋
動名詞
to不定詞
how(など)to不定詞
thatで始まる節

■(7) fの補足

動名詞や過去形は、あくまでも「文」として位置付けられている。

(イ) 文構造

a [主語＋動詞]

b [主語＋動詞＋補語]のうち、

名詞

主語＋be動詞＋ 代名詞

形容詞

c [主語＋動詞＋目的語]のうち、

名詞

主語＋動詞＋

代名詞

[思考力、判断力、表現力等]

(2) 情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることに関する事項

具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、これらを表現することを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア、イ省略)

(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項

① 言語活動に関する事項

(2)に示す事項については、(1)に示す事項を活用して、例えば次のような言語活動を通して指導する。

ア 聞くこと

(省略)

イ 読むこと

(省略)

ウ 話すこと [やり取り]

(省略)

エ 話すこと [発表]

(省略)

オ 書くこと

(省略)

② 言語の働きに関する事項

言語活動を行うに当たり、主として次に示すような言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにする。

ア 言語の使用場面の例

(省略)

イ 言語の働きの例

(省略)

Ⅲ 指導計画の作成と内容の取扱い

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、第3学年及び第4学年並びに中学校及び高等学校における指導との接続に留意しながら、次の事項に配慮するものとする。

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、具体的な課題等を設定し、児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現などの知識を、五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること。

(イ～エ省略)

オ 言語活動で扱う題材は、児童の興味・関心に合ったものとし、国語科や音楽科、図画工作科など、他の教科等で児童が学習したことを活用したり、学校行事で扱う内容と関連付けたりするなどの工夫をすること。

(以下、カ、キ省略)

(2) 2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア (省略)

イ 音声指導に当たっては、日本語との違いに留意しながら、発音練習などを通して2の(1)のアに示す言語材料を指導すること。また、音声と文字とを関連付けて指導すること。

ウ (省略)

(3) 教材については、次の事項に留意するものとする。

(省略)

その他の外国語

(省略)

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

(省略)

■「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善及び指導計画の作成について

指導計画の作成に当たっては、中学年で行う外国語活動や中・高等学校における指導と円滑に接続できるよう語彙や表現、ゲームや活動、題材や場面設定等の配列を工夫したり、指導方法や学習環境等を系統的に行えるよう配慮したりするなど、児童の発達段階や学校・地域の実態に応じて適切に作成していく必要性を述べている。ここで「具体的な課題等を設定し」とは、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うため、教師が単元終末段階の児童に望む具体的な姿のイメージをもち、実態に応じて単元を見通した課題設定をすることを示したものである。これらは(中略)全く新たな学習活動を取り入れる趣旨ではないことに留意しなければならない。

■「他の教科等との関連」について

(前略)例えば、第3学年及び第4学年の国語科において、相手に伝わるように、理由や事例などを挙げながら、話の中心が明確になるよう話の構成を考える学習をしたことを生かして、高学年の外国語科における自己紹介等で、興味や得意なことなど、伝える事項が複数あるとき、聞き手に分かりやすく伝わるように複数あるものの順番を決めたり、選んだりして、伝えたいことを整理して話す言語活動が考えられる。(中略)また、第3学年及び第4学年の国語科において、主語と述語との関係について学習したことを踏まえて、高学年の外国語科において、日本語と比較する中で、英語の語順に気付かせることも考えられる。さらに、第3学年の国語科において、ローマ字を学習したことを生かし、例えば「カ」という日本語の音は、ローマ字で<ka>と表記されるが、この発音から、/a/という音を省かせることで、/k/という英語の文字であるkの音を意識させることができる。

■「音声と文字とを関連付けて指導する」について

音声で十分慣れ親しんだ表現を読んだり書いたりすることの指導を求めたもの。音声で十分慣れ親しんでいない語の綴りを提示して音声化する練習をさせるのは不適切である。また、発音と綴りを関連付けて、発音と綴りの規則を指導することを意味するものではないことに留意する。

■上記の補足(小学校高学年と中学校との棲み分け)

- ・小学校高学年…十分慣れ親しんだ表現について、読んだり書いたりする。
- ・中学校…発音と綴りを関連付けて、その規則性等を指導する。

■ 特別の教科 道徳 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善，問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示した。このことにより，児童の発達の段階に応じ，答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童が自分自身の問題と捉え，向き合う「考える道徳」，「議論する道徳」へと転換を図る。
- 道徳教育が期待される役割を十分に果たすことができるよう，個人が直面する様々な状況の中で，そこにある事象を深く見つめ，自分はどうすべきか，自分に何ができるかを判断し，そのことを実行する手立てを考え，実践できるようにしていくなどの改善が必要である。
- 道徳教育の充実を図るため，道徳教育と道徳の時間の役割を明確にした上で，適切な教材を用いて確実に指導を行い，指導の結果を明らかにしてその質的な向上を図ることができるよう，道徳の時間を「特別の教科 道徳」として新たに位置付け，その目標，内容，教材や評価，指導体制の在り方等を見直した。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

- ① 道徳科の目標を「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」として，学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の目標と同一であることを分かりやすく示した。
- ② 道徳科の学習活動を具体化し，「道徳的諸価値についての理解を基に，自己を見つめ，物事を多面的・多角的に考え，自己の生き方についての考えを深める学習」と改めた。
- ③ よりよく生きていくための資質・能力を培うという趣旨を明確化するため，従前の「道徳的実践力を育成する」ことを，具体的に，「道徳的な判断力，心情，実践意欲と態度を育てる」と改めた。

(2) 指導内容の改善

- ① 小学校から中学校までの内容の体系性を高めた。
- ② それぞれの内容項目に手掛かりとなる「善悪の判断，自律，自由と責任」などの言葉を付記した。
- ③ 内容項目のまとまりを示していた「1 主として自分自身に関すること」「2 主として他人とのかかわりに関すること」「3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること」「4 主として集団や社会とのかかわりに関すること」の順で示していた視点を，児童にとっての対象の広がり即して整理し，「3」と「4」を入れ替えるとともに，符号を「A 主として自分自身に関すること」「B 主として人との関わりに関すること」「C 主として集団や社会との関わりに関すること」「D 主として生命や自然，崇高なものとの関わりに関すること」に改めた。

(3) 学習指導上の留意事項

- ① 年間指導計画の作成
 - ・全体計画及び指導内容の取扱いに関わる事項は「第1章 総則」に移行し，道徳科の年間指導計画に関わる事項を記載した。なお，指導計画の創意工夫を生かせるようにするために，一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を加えた。
- ② 内容の指導に当たっての配慮事項
 - ・各教科等との密接な関連及び補充，深化，統合に関する事項を，指導の配慮事項に移行し，分かりやすい記述に改めた。
 - ・児童が自ら道徳性を養うことへの配慮事項を，自らを振り返ること，道徳性を養うことの意義について，自らが考え，理解することなどを加えて具体的に示した。

- ・児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むための言語活動の充実を具体的に示した。
- ・道徳科の特質を生かした指導方法の工夫例を、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等として示した。
- ・情報モラルに加えて社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いを例示し、取り上げる際の配慮事項を明記した。

③ 教材の留意事項

- ・多様な教材の開発や活用について具体的に例示するとともに、教材の具備すべき要件を示した。

④ 評価

- ・道徳科の評価について、数値などによる評価は行わない点に変わりはないが、児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要があることを示した。

3 具体的な改善事項（別紙）

II 移行措置

- | |
|--|
| <p>○ 平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの特別の教科である道徳の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第3章の規定にかかわらず、新小学校学習指導要領第3章の規定によるものとする。</p> |
|--|

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の趣旨と要点 【別紙参照】</p> <p>II 目標及び内容</p> <p>1 「特別の教科 道徳」の目標</p> <p>第1 目標</p> <p>第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>■道徳科の目標について</p> <ul style="list-style-type: none"> 道徳科の目標については、よりよく生きていくための資質・能力を培うという趣旨を明確化するため、これまでの「道徳的実践力を育成する」ことを具体的に、「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」と改めた。 これまで「道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度」の順で示されていたのが、「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」の順に改められた。「道徳的な判断力」が「道徳的な心情」より前に出されたのは、登場人物の心情理解のみに偏った指導からの脱却が意図されているが、道徳性の諸様相に、特に序列や段階があるということではない。これらの諸様相は、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を意味している。 これまでの「道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め」ることを、学習活動を具体化して「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習」とした。 </div> <p>第2 内容</p> <p>学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。</p>	<p>■「道徳的価値について理解する」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 道徳的価値とは、よりよく生きるために必要とされるものであり、人間としての在り方や生き方の礎となるものである。自己の生き方を考え主体的な判断に基づいて道徳的実践を行うためには、道徳的価値の意義及びその大切さの理解が必要になる。 価値理解＝内容項目を、人間としてよりよく生きる上で大切なことであると理解すること。 人間理解＝道徳的価値は大切であってもなかなか実現することができない人間の弱さなども理解すること。 他者理解＝道徳的価値を実現したり、実現できなかったりする場合の感じ方、考え方は一つではない。多様であるということをも前提として理解すること。 指導の際には、特定の道徳的価値を絶対的なものとして指導したり、本来実感を伴って理解すべき道徳的価値のよさや大切さを観念的に理解させたりする学習に終始することのないよう配慮する必要がある。 <p>■「自己を見つめる」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分との関わり、つまり自分との経験やその時の感じ方、考え方と照らし合わせながら、更に考えを深めることである。 <p>■「物事を多面的・多角的に考える」について</p> <ul style="list-style-type: none"> よりよく生きるための道徳性を養うためには、児童が多様な感じ方や考え方に接することが大切であり、多様な価値観を前提にして、他者と対話したり協働したりしながら、物事を多面的・多角的に考えることが求められる。そのためには、物事を一面的に捉えるのではなく、児童自らが道徳的価値の理解を基に考え、様々な視点から物事を理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすることが大切である。 <p>■「自己の生き方についての考えを深める」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 道徳的価値の理解を自分との関わりで深めたり、自分自身の体験やそれに伴う感じ方や考え方などを確かに想起したりすることができるようにするなど、自己の生き方についての考えを深めることを強く意識して指導することが重要である。なお、このことは中学校段階において、人間としての生き方についての考えを深めることに発展していくものである。

■「内容構成の考え方」について

- ・ これまでは、「第1学年及び第2学年」「第3学年及び第4学年」「第5学年及び第6学年」という発達の段階ごとに内容項目を記載していたが、それぞれの内容項目の発展性や児童の発達の段階などを全体にわたって理解できるよう、関連する内容ごとに、それぞれの発達の段階の内容項目を記載するように改めた。
- ・ 構成やねらいを分かりやすく示して指導の効果を上げるために、それぞれの内容項目に手掛かりとなる言葉を付記した。
- ・ 指導する学年段階に示されていない内容項目について指導の必要があるときは、他の学年段階に示す内容項目を踏まえた指導や、その学年段階の他の関連の強い内容項目に関わらせた指導などについて考えることが重要である。また、以上の趣旨を踏まえた上で、特に必要な場合は、他の学年段階の内容項目を加えることはできるが、当該学年段階の内容項目の指導を全体にわたって十分に行うよう配慮する必要がある。
- ・ 内容項目数は下記のように改められた。
 - 〔第1学年及び第2学年〕 16項目→19項目（+3項目）
 - 〔第3学年及び第4学年〕 18項目→20項目（+2項目）
 - 〔第5学年及び第6学年〕 22項目→22項目（±0項目）

A 主として自分自身に関すること

1 【善悪の判断, 自律, 自由と責任】

〔第1学年及び第2学年〕

よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。

〔第3学年及び第4学年〕

正しいと判断したことは、自信をもって行うこと。

〔第5学年及び第6学年〕

自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。

■【善悪の判断, 自立, 自由と責任】について

- ・ 正しいと判断したことはしっかりやり抜くことができるようにするため、「勇気をもって行う」を「自信をもって行う」に改めた。
- ・ 自分の意志に基づいて判断できるようにするために、「自律的で責任のある行動をする」を「自律的に判断し、責任のある行動をする」に改めた。



■「指導のポイント」と「配慮事項」について（全学年, 全内容項目共通）

※学習指導要領解説では、上段「指導のポイント」下段「配慮事項」という構成で、指導の要点を述べている。

〔第1学年及び第2学年〕

この段階においては、何事にも興味、関心を示し意欲的に行動することが多い反面、まだ集団生活に十分に慣れていないために、引っ込み思案になったり物おじしたりすることも少なくない。

【↑上段には「指導のポイント」が記載されている】

指導に当たっては、積極的に行うべきよいことと、人間としてしてはならないことを正しく区別できる判断力を養うことが大切である。また、よいと思ったことができたときのすがすがしい気持ちを思い起こさせるなどして、小さなことでも遠慮しないで進んで行うことができる意欲と態度を育てる指導を充実していくことが大切である。また、身近な事例を踏まえ、人としてしてはならないことをしないことについて、一貫した方針をもち、毅然とした態度で指導していくことが重要である。

【↑下段には「配慮事項」が記載されている】

3 【節度, 節制】

〔第1学年及び第2学年〕

健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。

〔第3学年及び第4学年〕

自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をする。

〔第5学年及び第6学年〕

安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。

■【節度, 節制】について

- ・ 自分の安全に気を付けて生活ができるようにするために、「安全に気を付け」を加えた。
- ・ 自分の安全に気を付け、生活習慣の意義や大切さなどについての理解を深められるようにするために「生活習慣の大切さを知り」を「安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し」に改めた。

4 [個性の伸長]

[第1学年及び第2学年]

自分の特徴に気付くこと。

[第3学年及び第4学年]

自分の特徴に付き、長所を伸ばすこと。

[第5学年及び第6学年]

自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。

5 [希望と勇気、努力と強い意志]

[第1学年及び第2学年]

自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。

[第3学年及び第4学年]

自分でやろうと決めた目標に向かって、強い意志をもち、粘り強くやり抜くこと。

[第5学年及び第6学年]

より高い目標を立て、希望と勇気をもち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くこと。

6 [真理の探究]

[第5学年及び第6学年]

真理を大切にし、物事を探究しようとする心をもつこと。

B 主として人との関わりに関すること

7 [親切、思いやり]

[第1学年及び第2学年]

身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。

8 [感謝]

[第1学年及び第2学年]

家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。

[第3学年及び第4学年]

家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。

[第5学年及び第6学年]

日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。

■[個性の伸長]について

- ・第1学年及び第2学年に **新規**
- ・自分のよさを生かし伸ばすことを重視して「自分の特徴に気付くこと」を加えた。
- ・主体性をもって個性を伸ばすことができるようにするために「よい所を伸ばす」を「長所を伸ばす」に改めた。
- ・個性の伸長に際して、短所及び長所を明確にするために「悪い所を改めよい所を積極的に伸ばす」を「短所を改め長所を伸ばす」に改めた。

■[希望と勇気、努力と強い意志]について

- ・より主体性をもって努力できるようにするために「自分がやらなければならない勉強や仕事」を「自分のやるべき勉強や仕事」に改めた。
- ・目標に向かって努力できるようにすることを重視して「自分でやろうと決めたことは、粘り強くやり遂げる」を「目標に向かって、強い意志をもち、粘り強くやり抜く」に改めた。
- ・目標に向かって不屈の精神をもって努力することができるようにするために「くじけないで努力する」を「困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜く」に改めた。

■[真理の探究]について

- ・探究心を養うことを重視して「進んで新しいものを求め、工夫して生活をよりよくする」を「物事を探究しようとする心をもつ」に改めた。

■[親切、思いやり]について

- ・親切の対象を広げられるようにするために「幼い人や高齢者など身近にいる人」を「身近にいる人」に改めた。

■[感謝]について

- ・感謝の対象を具体化するために「日ごろ世話になっている人々」を「家族など日頃世話になっている人々」に改めた。
- ・主体的に人との関わりを捉えることができるようにするために、「生活を支えている人々や高齢者」を「家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者」に改めた。
- ・現在の生活への感謝の念を深められるようにするために「人々の支え合い」を「家族や過去からの多くの人々の支え合い」に改めた。

9 [友情, 信頼]

[第5学年及び第6学年]

友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。

10 ～ 略 ～

11 [相互理解, 寛容]

[第3学年及び第4学年]

自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。

[第5学年及び第6学年]

自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。

C 主として集団や社会との関わりに関すること

12 [規則の尊重]

[第3学年及び第4学年]

約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。

[第5学年及び第6学年]

法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。

13 [公正, 公平, 社会正義]

[第1学年及び第2学年]

自分の好き嫌いにとらわれないで接すること。

[第3学年及び第4学年]

誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。

[第5学年及び第6学年]

誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。

14 [勤労, 公共の精神]

[第1学年及び第2学年]

働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。

[第5学年及び第6学年]

働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。

■[友情, 信頼]について

- ・人間関係を構築できるようにするために「男女仲よく協力し助け合う」を「異性についても理解しながら、人間関係を築いていく」に改めた。

■[相互理解, 寛容]について

- ・第3学年及び第4学年に **新規**
- ・自分と異なる立場や考え方を理解して、望ましい人間関係を構築できるようにすることを重視して、「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること」を加えた。
- ・自らの考えをもって他の立場や考えを受け入れることを重視して「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに」を加え、「自分と異なる意見や立場を大切にすること」を「自分と異なる意見や立場を尊重する」に改めた。

■[規則の尊重]について

- ・主体性をもってきまりや規則を守ることを重視して「約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ」を「約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守る」に改めた。
- ・主体性をもってきまりや規則を守ることをより一層重視して「公德心をもって法やきまりを守り」を「法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り」に改めた。

■[公正, 公平, 社会正義]について

- ・第1学年～第4学年で **新規**
- ・差別や偏見をもつことなく集団や社会との関わりをもてるようにするために「自分の好き嫌いにとらわれないで接すること」を加えた。
- ・差別や偏見をもつことなく、より一層集団や社会との関わりをもてるようにするために「誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること」を加えた。
- ・偏見や差別を許さない態度を重視して「差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし」を「差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し」に改めた。

■[勤労, 公共の精神]について

- ・公共の精神の素地を養うようにするために「働くことのよさを感じて」を「働くことのよさを知り」に改めた。
- ・奉仕の精神の涵養を重視して「働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って」を「働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し」に改めた。

15 [家族愛, 家庭生活の充実]

[第1学年及び第2学年]

父母, 祖父母を敬愛し, 進んで家の手伝いなどをして, 家族の役に立つこと。

16 [よりよい学校生活, 集団生活の充実]

[第3学年及び第4学年]

先生や学校の人々を敬愛し, みんなで協力し合っ
て楽しい学級や学校をつくること。

[第5学年及び第6学年]

先生や学校の人々を敬愛し, みんなで協力し合っ
てよりよい学級や学校をつくるとともに, 様々な集
団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実
に努めること。

17 [伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度]

[第1学年及び第2学年]

我が国や郷土の文化と生活に親しみ, 愛着をもつ
こと。

[第3学年及び第4学年]

我が国や郷土の伝統と文化を大切にし, 国や郷土
を愛する心をもつこと。

[第5学年及び第6学年]

我が国や郷土の伝統と文化を大切にし, 先人の努
力を知り, 国や郷土を愛する心をもつこと。

18 [国際理解, 国際親善]

[第1学年及び第2学年]

他国の人々や文化に親しむこと。

[第3学年及び第4学年]

他国の人々や文化に親しみ, 関心をもつこと。

[第5学年及び第6学年]

他国の人々や文化について理解し, 日本人として
の自覚をもって国際親善に努めること。

■[家族愛, 家庭生活の充実]について

- ・家族の一員として自覚が芽生えるようにするために「家族の役に立つ喜びを知る」を「家族の役に立つ」に改めた。

■[よりよい学校生活, 集団生活の充実]について

- ・第5学年及び第6学年の4-(3), 4-(6)が **統合**
- ・自分と学校との関わりについても考えられるようにするために「楽しい学級をつくる」を「楽しい学級や学校をつくる」に改めた。
- ・「身近な集団に進んで参加し, 自分の役割を自覚し, 協力して主体的に責任を果たす」(従前の4(3)の内容項目)ことは, 集団や社会との関わりに関するいずれの内容にも関係するため, この趣旨を学校との関わりに関する内容に含めた。
- ・学級生活の充実及び学校の様々な集団における役割遂行を重視して「みんなで協力し合いよりよい校風をつくる」を「みんなで協力し合っ
てよりよい学級や学校をつくるとともに, 様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実に努める」に改めた。

■[伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度]について

- ・国との関わりを深められるようにするために「郷土の文化や生活に親しみ」を「我が国や郷土の文化と生活に親しみ」に改めた。
- ・郷土及び国との関わりに関する内容を統合して「我が国や郷土の伝統と文化を大切にし, 国や郷土を愛する心をもつ」に改めた。
- ・日本人としての帰属意識及び社会的な広がりを再考して「郷土や我が国」「郷土や国」を「我が国や郷土」「国や郷土」に改めた。

■[国際理解, 国際親善]について

- ・第1学年及び第2学年に **新規**
- ・これからのグローバル化に対応する素地を培うために「他国の人々や文化に親しむこと」を加えた。
- ・他国の人々や文化について更に関心を持ち, 多様な文化を尊重する気持ちが高まることを重視して, 「外国の人々や文化に関心をもつ」(従前の4(6)の内容項目の一部)を「他国の人々や文化に親しみ, 関心をもつ」に改めた。
- ・多様な文化を尊重し, 国際親善に努めることを重視して「外国の人々や文化を大切に
する心もち, 日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める」を「他国の人々や文化について理解し, 日本人としての自覚をもって国際親善に努める」に改めた。

D 主として生命や自然, 崇高なものとの関わりに関すること

19 [生命の尊さ]

[第1学年及び第2学年]

生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。

[第3学年及び第4学年]

生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。

[第5学年及び第6学年]

生命が多く、生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。

■[生命の尊さ]について

- ・ 生きていることの証を実感することで生命の尊さを考えられるようにするために「生きることを喜び」を「生きることのすばらしさを知り」に改めた。
- ・ 生命の尊さを自分との関わりで理解できるようにするために「生命の尊さを感じ取り」を「生命の尊さを知り」に改めた。
- ・ 生命のかけがえのなさについての理解を深められるようにするために「生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する」を「生命が多く、生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること」に改めた。

20 [自然愛護]

[第3学年及び第4学年]

自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。

■[自然愛護]について

- ・ 自然との関わりを明確にするために「自然のすばらしさや不思議さに感動し」を「自然のすばらしさや不思議さを感じ取り」に改めた。

21 [感動、畏敬の念]

[第5学年及び第6学年]

美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。

■[感動、畏敬の念]について

- ・ 畏敬の念の対象を広く捉えられるようにするために「美しいもの」を「美しいものや気高いもの」に改めた。

22 [よりよく生きる喜び]

[第5学年及び第6学年]

よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じることを加えた。

■[よりよく生きる喜び]について

- ・ 第5学年及び第6学年に **新規**
- ・ 人間としてのよさを見いだしていくことができるようにするために「よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じることを加えた。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする。その際、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

■年間指導計画作成上の創意工夫と留意点

- 重点的指導ができるよう工夫する。
 - ・ 学校が重点的に指導しようとする内容項目の指導時間数を増やし、一定の期間において繰り返し取り上げる、何回かにわけて指導するなどの配列を工夫したり、内容項目によっては、ねらいや教材の質的な深まりを図ったり、問題解決的な学習など、多様な指導方法を用いたりする。
- 複数時間の関連を図った指導を取り入れる。
 - ・ 一つの主題を2単位時間にわたって指導し、道徳的価値の理解に基づいて自己を見つめる学習を充実させる方法、重点的な指導を行う内容を複数の教材による指導と関連させて進める方法など。

○特に必要な場合には他学年段階の内容を加える。

- ・ 特に必要な場合には、当該学年の内容の指導を行った上で学校の特色や実態、課題などに応じて他学年段階の内容を加えることができる。

○計画の弾力的な扱いについて配慮する。

- ・ 年間指導計画は、学校の教育計画として意図的・計画的に作成されたものであり、指導者の恣意による不用意な変更や修正が行われるべきではない。変更や修正を行う場合は、児童の道徳性を養うという観点から考えて、より大きな効果を期待できるという判断を前提として、学年などによる検討を経て校長の了解を得ることが必要である。そして、変更した理由を備考欄などに記入し、今後の検討課題にすることが大切である。

2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) ～ 略 ～

(2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、児童や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。

(3) 児童が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。

(4) 児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること。

(5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、①問題解決的な学習、②道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

■(2)「補充・深化・統合」について

- ・これまで目標に示していた各教科等との密接な関連及び補充、深化、統合に関する事項を、指導の配慮事項に移行し、分かりやすい記述に改めた。

■(3)「児童が主体的に道徳性を養うための指導」について

- 特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するように指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にある。むしろ、多様な価値観の、時には対立がある場合を含めて、人間としてよりよく生きるために道徳的価値に向き合い、いかに生きるべきかを自ら考え続ける姿勢こそ道徳教育が求めるものである。

- ・児童が自ら道徳性を養うことへの配慮事項を、自らを振り返ること、道徳性を養うことの意義について、自らが考え、理解することなどを加えて具体的に示した。

■「自らを振り返って成長を実感する」について

- ・授業開始時と終了時における考え方の変化が分かるような展開を仕組む。年度当初に、自分の有様を見つめ、課題や目標を捉えるための学習を行い、年度途中や年度末に自身を適宜振り返って新たな課題や目標をもつ学習などが考えられる。

■「主体的に学習に取り組む」について

- ・主体的に考えることができるよう問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れるなど、教材に応じて効果的な学習を設定すること。

■(4)「多様な考え方を生かすための言語活動」について

- ・児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むための言語活動の充実を具体的に示した。

※道徳科に生かす言語活動の例

- ・ねらい、児童の実態、教材や学習指導過程などに応じて、発問、話し合い、書く活動、表現活動などを工夫する。
- ・話し合いなどにより異なる考えに接し、多面的・多角的に考え、協同的に議論するなどの工夫をする。
- ・道徳的諸価値に関わる様々な課題について議論を行い自分との関わりで考察できるような工夫をする。

■(5)「多様な方法を取り入れた指導」について

① 道徳科における問題解決的な学習

- ・ねらいとする道徳的諸価値について自己を見つめ、これからの生き方に生かしていくことを見通しながら、実現するための問題を見付け、どうしてそのような問題が生まれるのかを調べたり、他者の考え方や感じ方を確かめたりと物事を多面的・多角的に考えながら課題解決に向けて話し合う学習である。最終的には、児童一人一人が道徳的諸価値のよさを理解し、自分との関わりで道徳的価値を捉え、道徳的価値を自分なりに発展させていくことへの思いや課題が培われるようにする。

② 道徳的行為に関する体験的な学習

- ・実際に挨拶や丁寧な言葉遣いなど具体的な道徳的行為をして、礼儀のよさや作法の難しさなどを考えたり、相手に思いやりのある言葉を掛けたり、手助けをして親切についての考えを深めたりするような学習。

＜※留意点＞

・問題解決的な学習を取り入れた場合には、その課題を自分との関わりで見つめたときに、自分にはどのようなよさがあるのか、どのような改善すべきことがあるのかなど、考え、話し合うことを通して、児童一人一人が課題に対する答えを導き出すことが大切である。

→話し合う場面を設定すること、ペアや少人数グループなどでの学習を導入することが目的化してしまうことがないよう、指導の意図に即して、取り入れられる手法が適切か否かを吟味する。

(6) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの*現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。

■(6)「情報モラルと現代的な課題に関する指導」について
 ・情報モラルに加えて社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いを例示し、取り上げる際の配慮事項を明記した。

～現代的な課題～

- ・食育、健康教育、消費者教育、防災教育、福祉に関する教育、法教育、社会参画に関する教育、伝統文化教育、国際理解教育、キャリア教育など、学校の特色を生かして取り組んでいる現代的な教育課題。
- ・持続可能な発展を巡る環境、貧困、人権、平和、開発などの様々な問題。

(7) (略)

3 教材については、次の事項に留意するものとする。

(1) 児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努める。特に、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。

■「教材の開発や活用」について

- ・多様な教材の開発や活用について具体的に例示するとともに、教材が具備する要件を示した。
- ※教材については、道徳の時間における指導の配慮事項の(3)に記載していたものを「3」として、教材についての留意事項をまとめた。

(2) ～ 略 ～

4 児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

■「道徳科の評価」について

- ・学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要があることを示した。

(1) 道徳科に関する評価の基本的な考え方

- ・道徳性の諸様相を観点別評価することは、道徳性を養うことを目標とする道徳科の評価として妥当ではない。
- ・個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすることや、児童がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行う。
- ・児童が道徳的価値や諸事象について、他者の考え方や議論に触れ、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視する。

(2) 個人内評価として見取り、記述により表現することの基本的な考え方

- ・道徳的価値に関わる問題に対する判断の根拠やその時の心情を様々な視点から捉え考えようとしていることや、自分と違う立場や感じ方、考え方を理解しようとしていること、複数の道徳的価値の対立が生じる場面で取り得る行動を多面的・多角的に考えようとしていることを見取る。
- ・発言が多くない児童や考えを記述することが苦手の児童が、教師や他の児童の発言に聞き入ったり、考えを深めようとしたりしている姿に着目するなど、発言や記述ではない形で表出する児童の姿に着目することも重要である。さらに、年間や学期を通じて、当初は感想をそのまま書いただけであった児童が、学習を重ねる中で、読み物教材の登場人物に共感したり、考えを深めた内容を書くようになっていたりすることや、既習の内容と関連付けて考えている場面に着目するなど、一単位時間の授業だけでなく、児童が一定の期間を経て、多面的・多角的な見方へと発展したり、道徳的価値の理解が深まったりしていることを見取る。

(5) 「発達障害等のある児童等に対する配慮」について

- ・配慮を伴った指導を行った結果として、相手の意見を取り入れつつ自分の考えを深めているかなど、児童が多面的・多角的な見方へ発展させていたり、道徳的価値を自分のこととして捉えていたりしているかを丁寧に見取る必要がある。児童の学習上の困難さに応じた評価が必要である。

■ 外国語活動 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- 高学年から、段階的に文字を読むこと、書くことを加え、教科（年間 70 単位時間）として系統性を持たせた指導を行うことを踏まえ、中学年から、聞くこと、話すことを中心とした外国語活動（年間 35 単位時間）を導入し、外国語に慣れ親しませ、外国語学習への動機付けを高める。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

【外国語活動の見方・考え方】

外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築すること。

- ・外国語教育において育成を目指す資質・能力を明確にした上で、各学校段階の学びを接続させるとともに、「外国語を使って何ができるようになるか」を明確にするという観点から、国際的な基準を参考に、小・中・高等学校で一貫した、領域別の目標を設定した。外国語活動においては、聞くこと、話すこと [やり取り]、話すこと [発表] の三つの領域において英語の目標を設定している。

(2) 内容構成の改善

- ・「(1) 英語の特徴等に関する事項」を知識及び技能として、「(2) 情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることに関する事項」を思考力、判断力、表現力等として、言語活動や言語の使用場面、言語の働きの例を「(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項」として整理した上で、知識及び技能に示す事項を活用して、言語活動を通して、思考力、判断力、表現力等を指導することとした。

(3) 学習内容の改善

- ・知識及び技能については、実際に外国語を用いた言語活動を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませるようにすることとした。
- ・思考力、判断力、表現力等については、具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報や考えなどを表現することを通して、身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養うこととした。

(4) 学習指導の改善・充実

- ・言語活動で扱う題材についても、我が国の文化や、外国語の背景にある文化に対する関心を高め、理解を深めようとする態度を養うのに役立つものとした。
- ・外国語を初めて学習することに配慮し、簡単な語句や基本的な表現を用いて友達とのかかわりを大切にした体験的な言語活動を行うこととした。

3 具体的な改善事項 (別紙)

II 移行措置

1 移行期間中の特例

- (1) 附則第2項及び第3項の規定による平成30年度及び平成31年度の第3学年及び第4学年の外国語活動の指導に当たっては、新小学校学習指導要領第4章の規定の全部又は一部によるものとし、新小学校学習指導要領第4章第2の2〔第3学年及び第4学年〕〔知識及び技能〕(1)イ(ア)及び2〔第3学年及び第4学年〕(3)①に規定する事項は必ず指導するものとする。
- (2) 改正省令附則第2項及び第3項の規定による平成30年度及び平成31年度の第5学年及び第6学年の外国語活動の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第4章に規定する事項に、新小学校学習指導要領第2章第10節第2の全部又は一部を加えて指導するものとし、新小学校学習指導要領第2章第10節第2の英語2〔第5学年及び第6学年〕のうち、〔知識及び技能〕(1)ア、イ(ア)、エ(ア)e及びf、エ(イ)並びに(3)①イ及びオに規定する事項は必ず指導するものとする。

2 移行措置の解説

(1) 移行措置の内容

① 第3・4学年

- ・新たに年間15単位時間を確保し、外国語活動を実施する。
- ・高学年との接続の観点から最低限必要な内容と、それを活用して行う言語活動を中心に扱う。
- ・教材は、文部科学省が開発している新学習指導要領に対応した教材から必要な内容が配付される。

② 第5・6学年

- ・新たに年間15単位時間を加え、50単位時間を確保し、外国語活動を実施する。
- ・外国語活動の内容に加え、外国語科の内容を取り扱う。外国語科の内容については、中学校との接続の観点から最低限必要な内容と、それを活用して行う言語活動を中心に扱う。
- ・教材は、Hi, friends! や、文部科学省が開発している新学習指導要領に対応した教材から必要な内容が配付される。

(2) 学習指導上の留意事項

- ・移行措置内容は、文科省から示される。また、当該内容を指導する際に活用できる教材及び当該教材を活用する際の指導案や指導書が文部科学省から配付される。
該教材を活用する際の指導案や指導書が文部科学省から配付される。

(3) 学習評価の取扱い

- ・移行措置における第3学年及び第4学年における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に、児童の学習状況における顕著な事項を記入するなど、外国語活動の学習に関する所見を文章で記述すること。
- ・移行期間における第5学年及び第6学年における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、引き続き、現在の取扱いと同様とし、外国語活動の記録の欄に文章で記述すること。なお、外国語活動については、引き続き、数値による評価は行わないこととし、評定も行わないものとする。

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
平成30年度			15	15	50	50
平成31年度			15	15	50	50
平成32年度 (全面実施)			35	35		

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 中学年の外国語活動導入の趣旨と改訂の要点</p> <p>1 中学年の外国語活動の導入の趣旨 (「I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項」参照)</p> <p>2 改訂の要点 (「I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項」参照)</p> <p>II 目標及び内容</p> <p>1 外国語活動の目標</p> <p>第1 目標</p> <p>外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことと言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p>	<p>■「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方」とは、 外国語によるコミュニケーションの中で、</p> <p>①どのような視点で物事を捉えるか ②どのような考え方で思考していくのか</p> <p>①は、「外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉える」ことに、 ②は、「コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築する」ことに対応する。</p> <p>■①、②についての具体（補足）</p> <p>①を、「外国語やその背景にある文化の理解の仕方」と、②を「表現するまでに、頭の中で思考している思考の仕方」と捉え直してみる。</p> <p>例えば①は、I like ～は「～が好きである」というように、英語に対して日本語を当てはめて理解させる方法ではなく、目的や場面、状況等の中で、その表現が使うのに最適であると児童が考えて使用できるようにすることを指している。</p> <p>また、②は、『自己紹介』をするから名前・年・好きなことの3文で言ってみよう」と指導するような方法ではなく、『自己紹介』をするには、どんな内容を相手に伝えればよい?と、児童に尋ねながら内容や表現を構築させていくような指導のことである。</p>

(1) 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。

■「見方・考え方」と「主体的・対話的で深い学び」との関わり

外国語によるコミュニケーションの一連の過程を通して、このような「見方・考え方」を働かせながら、自分の思いや考えを表現することなどを通じて、児童の発達の段階に応じて「見方・考え方」を豊かにすることが重要である。この「見方・考え方」を確かで豊かなものとする中で、学ぶことの意味と自分の生活、人生や社会、世界の在り方を主体的に結び付ける学びが実現され、学校で学ぶ内容が、生きて働く力として育まれることになる。さらに、こうした学びの過程が外国語教育の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につながる。その鍵となるものが、教科等の特質に応じた「見方・考え方」である。

■外国語活動における「知識及び技能」

外国語活動における「知識及び技能」を体験的に身に付けることに関わる目標として掲げている。改訂前の高学年における外国語活動の目標は三つの事項を柱としていたが、今回の改訂では、(中略)「日本語と外国語との音声の違い等への気付き」を「知識及び技能」に追加し、(中略)、段階的に高学年の外国語科や中・高等学校における外国語学習につながるようにしている。

「外国語の音声や基本的な表現への慣れ親しみ」とは、児童の柔軟な適応力を生かして、高学年以降の外国語学習における聞く力や話す力につなげるものとして、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむことを示している。

(中略)子供たちは、言葉の大切さや豊かさ気付くからこそ、学んだ言葉を使って人とコミュニケーションを図ろうとし、また、日本語と外国語との音声の違い等に気付くからこそ、日本語とは違う外国語のリズムや発音などをより楽しみながら発音することになる。更に外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しんでいるからこそ自信を持って言語活動に臨めるのである。

■生きて働く「知識及び技能」の具体(補足)

例えば、授業の課題提示の場面で、教師が、「今日は友達と好きな色を尋ね合う活動をするから、Do you like～?を使うよ。まず練習してみよう。」と指導を進めるのではなく、本時までに十分に慣れ親しんだ「Do you like～?」という表現やred, blue等の語彙を、児童が目的や場面、状況等に応じて自ら思考・判断して活用しようとする「知識及び技能」を、「生きて働く」ものとする。

(2) 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。

(3) 外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

■「学びに向かう力、人間性等」とは、
「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」

■「相手に配慮しながら」
高学年の外国語科では、「他者に配慮しながら」となっているのに対して、外国語活動では、初めて外国語に触れることや、発達段階からコミュニケーションの対象は、目の前の相手と限定したことから「相手」となっている。

■「学びに向かう力、人間性等」は、
「知識及び技能」及び「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力を一体的に育成する過程を通して育成する必要がある。

■「積極的に」から「主体的に」へ
改訂前は、「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成」としていたが、今回の改訂で、「主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度」としたことに留意する必要がある。
改訂の理由として、「積極的に」を、「元気いっぱい」「何度も挙手をして」とやや偏った見方で児童を称賛してきたという経緯がある。たとえおとなしい児童にも「主体的な」児童はいる。単に積極的な態度のみならず、学校教育外においても、生涯にわたって継続して外国語習得に取り組もうとする態度を養うことを目標としているのである。

第2 各言語の目標及び内容等

英語

1 目標

英語学習の特質を踏まえ、以下に示す、聞くこと、話すこと [やり取り]、話すこと [発表] の三つの領域別に設定する目標の実現を目指した指導を通して、第1の(1)及び(2)に示す資質・能力を一体的に育成するとともに、その過程を通して、第1の(3)に示す資質・能力を育成する。

(1) 聞くこと

ア ゆっくりはっきりと話された際に、自分のことや身の回りの物を表す簡単な語句を聞き取るようにする。

イ ゆっくりはっきりと話された際に、身近で簡単な事柄に関する基本的な表現の意味が分かるようにする

■「文末の表現（全体として）」
・中学年…「～するようにする」
・高学年…「～できるようにする」
※ただし、「読むこと イ」のみ、「～が分かるようにする」である。「～できるようにする」という到達目標が、児童にとって難しいと判断するためである。

■聞くこと ア
・高学年…「ゆっくりはっきりと話されれば」、「自分のことや身近で簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現を」

■聞くこと イ
・高学年…「ゆっくりはっきりと話されれば」、「日常生活に関する身近で簡単な事柄について、具体的な情報を聞き取ることが」

ウ 文字の読み方が発音されるのを聞いた際に、どの文字であるかが分かるようにする。

(2) 話すこと [やり取り]

ア 基本的な表現を用いて挨拶、感謝、簡単な指示をしたり、それらに応じたりするようにする。

イ 自分のことや身の回りの物について、動作を交えながら、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や基本的な表現を用いて伝え合うようにする。

ウ サポートを受けて、自分や相手のこと及び身の回りの物に関する事柄について、簡単な語句や基本的な表現を用いて質問をしたり質問に答えたりするようにする。

(3) 話すこと [発表]

ア 身の回りの物について、人前で実物などを見せながら、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。

イ 自分のことについて、人前で実物などを見せながら、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。

ウ 日常生活に関する身近で簡単な事柄について、人前で実物などを見せながら、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。

2 内容

[第3学年及び第4学年]

[知識及び技能]

(1) 英語の特徴等に関する事項

実際に英語を用いた言語活動を通して、次の事項を体験的に身に付けることができるよう指導する。

(省略)

■聞くこと ウ

・高学年…「ゆっくりはっきりと話されれば,」「日常生活に関する身近で簡単な事柄について, 短い話の概要を捉えることが」

■話すこと[やり取り] ア

・高学年…「指示, 依頼をしたり,」

■話すこと[やり取り] イ

・高学年…「日常生活に関する身近で簡単な事柄について,」

■話すこと[やり取り] ウ

・高学年…「その場で質問をしたり質問に答えたりして, 伝え合うことが」

■話すこと[発表] ア

・高学年…「日常生活に関する身近で簡単な事柄について,」

■話すこと[発表] イ

・高学年…「伝えようとする内容を整理した上で,」

■話すこと[発表] ウ

・高学年…「身近で簡単な事柄について,」「伝えようとする内容を整理した上で,」

■高学年では、英語の特徴やきまりに関する事項として、言語材料を示している。中学年の外国語活動においては、これらの言語材料のうち、中学年の外国語活動の目標を達成するのに適切なものを適宜選択して扱うことが大切である。また、その選択に際しては、中学年の児童の発達の段階に合うよう留意する必要がある。中学年の外国語活動において「言語を用いて主体的にコミュニケーションを図ることの楽しさや大切さを知ること」、「日本と外国の言語や文化について理解すること」の事項に分けて示されている「知識及び技能」を体験的に身に付けることが、高学年の外国語科で英語の特徴やきまりに関する事項を身に付けることにつながる。

[思考力, 判断力, 表現力等]

(2) 情報を整理しながら考えなどを形成し, 英語で表現したり, 伝え合ったりすることに関する事項
 具体的な課題等を設定し, コミュニケーションを行う目的や場面, 状況などに応じて, 情報や考えなどを表現することを通して, 次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア, イ省略)

(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項

① 言語活動に関する事項

(2)に示す事項については, (1)に示す事項を活用して, 例えば次のような言語活動を通して指導する。

ア 聞くこと

(省略)

イ 話すこと [やり取り]

(省略)

ウ 話すこと [発表]

(省略)

② 言語の働きに関する事項

言語活動を行うに当たり, 主として次に示すような言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにする。

ア 言語の使用場面の例

(省略)

イ 言語の働きの例

(省略)

Ⅲ 指導計画の作成と内容の取扱い

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては, 第5学年及び第6学年並びに中学校及び高等学校における指導との接続に留意しながら, 次の事項に配慮するものとする。

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して, その中で育む資質・能力の育成に向けて, 児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際, 具体的な課題等を設定し, 児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら, コミュニケーションの目的や場面, 状況などを意識して活動を行い, 英語の音声や語彙, 表現などの知識を, 三つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること。

(以下, イ〜キ省略)

■ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善及び指導計画の作成について

(前略) 指導計画の作成に当たっては, 高学年における外国語科や中・高等学校における指導と円滑に接続できるよう語彙や表現, ゲームや活動, 題材や場面設定等の配列を工夫したり, 指導方法や学習環境等を系統的行えるよう配慮したりするなど, 児童の発達の段階や学校・地域の実態に応じて適切に作成していく必要性を述べている。

エ 言語活動で扱う題材は、児童の興味・関心に合ったものとし、国語科や音楽科、図画工作科など、他の教科等で児童が学習したことを活用したり、学校行事で扱う内容と関連付けたりするなどの工夫をすること。

(2) 2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(省略)

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

(省略)

■「他の教科等との関連」について

例えば、国語科において、易しい文語調の短歌や俳句を音読することと、外国語活動においてチャンツ等を言うことの両方の学習を体験することを通して、そのリズムの違いに気付かせるなどの工夫が考えられる。また（中略）例えば、ヘボン式ローマ字で地名が表記されている観光地の看板等を掲示するなど、地名などは、できるだけ日本語の原音に近い音を英語を使用する人々に再現してもらうために、訓令式の si や ti ではなく、ヘボン式の shi や chi が使われていることを知らせることが考えられる。

■ 総合的な学習の時間 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- 総合的な学習の時間と各教科等の相互の関わりを意識しながら、学校全体で育てたい資質・能力に対応したカリキュラム・マネジメントが行われるようにすることが求められている。
- 探究のプロセスの中でも「整理・分析」「まとめ・表現」に対する取組が十分ではないという課題があり、探究のプロセスを通じた一人一人の資質・能力の向上をより一層意識することが求められる。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

① 【総合的な学習の時間における見方・考え方】

「探究的な見方・考え方」…各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究し、自己の生き方を問い続けること。

② 目標の構成の改善

総合的な学習の時間においては、探究的な学習の過程を一層重視し、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活において活用できるものとするとともに、各教科等を越えた学習の基盤となる資質・能力を育成することから、次の2点について改善が図られた。

- ・総合的な学習の時間の目標は、「探究的な見方・考え方」を働かせ、総合的・横断的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指すものであることを明確化した。
- ・教科等横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう、各学校が総合的な学習の時間の目標を設定するに当たっては、各学校の教育目標を踏まえて設定することを示した。

(2) 指導内容の改善

① 各学校において定める内容の構成の改善

各学校が定める内容は、次の二つから構成される。

- ・目標を実現するにふさわしい「探究課題」
- ・探究課題を解決することを通して育成する「資質・能力」

その際、留意する点として、

- ・他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視すること。
- ・各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会との関わりを重視すること。

② 各学校において定める内容の改善・充実

- ・各学校は総合的な学習の時間の目標を実現するにふさわしい探究課題を設定するとともに、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を設定するよう改善した。
- ・探究的な学習の中で、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活の中で総合的に活用できるものとなるよう改善した。
- ・自然体験やボランティア活動などの体験活動、地域の教材や学習環境を積極的に取り入れること等は引き続き重視することを示した。
- ・プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付ける学習活動を行う場合には、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにすることを示した。

(3) 学習指導の改善

- ・教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力を育成するため、課題を探究する中で、協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動（比較する、分類する、関連付けるなどの、「考えるための技法」を活用する）、コンピュータ等を活用して、情報を収集・整理・発信する学習活動（情報手段の基本的な操作を習得し、情報や情報手段を主体的に選択、活用できるようにすることを含む）が行われるように示した。

3 具体的な改善事項 (別紙)

II 移行措置

1 移行期間中の特例

- 平成30年度及び平成31年度の第3学年から第6学年までの総合的な学習の時間の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第5章の規定にかかわらず、新小学校学習指導要領第5章の規定（第3の2(9)の後段の部分を除く。）によるものとする。

2 移行措置の解説

(1) 移行措置の内容

- ・平成30年度及び平成31年度の第3学年から第6学年までの総合的な学習の時間の指導に当たっては、新小学校学習指導要領第5章の規定に沿って行うものとする。

(2) 学習指導上の留意事項

- ・移行期間中の特例「第3の2(9)の後段の部分を除く」とは、「第1章総則の第3の1の(3)のイに掲げるプログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には、プログラミングを体験することが、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにする。」である。このことについては、平成32年度の全面実施から位置付けることにする。

(3) 移行期間中における学習評価の取扱い

- ・平成29年7月7日付け 29文科初第536号「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」における移行期間中における学習評価の取扱いでは、「移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと」とあり、これに従って評価する。

(4) 指導要録の記載

- ・平成22年5月11日付け 22文科初第1号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」に従って、記載をする。
- ・総合的な学習の時間では、「この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を入力した上で、それらの観点のうち、児童の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。」とあり、現行の評価の観点で記載をする。

3 具体的な改善事項

(別紙)

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の趣旨と要点</p> <p>※本手引きの前書き部分及び「小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」の「2 総合的な学習の時間改訂の趣旨及び要点」参照。</p> <p>II 目標及び内容</p> <p>第1 目標</p> <p>探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。</p> <p>(2) 実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。</p> <p>(3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。</p> <p>第2 各学校において定める目標及び内容（一部略）</p> <p>1 各学校において定める目標</p> <p>各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。</p> <p>2 内容</p> <p>各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。</p>	<p>■探究的な見方・考え方を働かせる</p> <p>・探究のプロセスとは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①課題の設定 ②情報の収集 ③整理・分析 ④まとめ・表現 <p>である。このプロセスを発展的に繰り返すことが総合的な学習の時間の本質である。</p> <p>・探究的な学習とは、物事の本質を探って見極めようとする一連の知的営みのこと。</p> <p>・各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究し、自己の生き方を問い続けること。</p> <div data-bbox="1085 392 1412 638" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; font-size: small;">総合的な学習の時間における児童の学習の姿</p> </div> <p>■（1）「知識及び技能」</p> <p>・知識とは、探究の過程を通して、自分自身で取捨・選択し、整理し、既にもっている知識や体験と結び付けながら、構造化され、身に付けていくもの。</p> <p>・技能とは、自らの力でできるようになり身体化されたものである。</p> <p>■（2）「思考力、判断力、表現力等」</p> <p>・探究的な学習の過程において発揮される力を示している。</p> <p>・身に付けた「知識及び技能」の中から、当面する課題の解決に必要なものを選択し、状況に応じて適用したり、複数の「知識及び技能」を組み合わせたりして、適切に活用できるようにすること。</p> <p>■（3）「学びに向かう力、人間性等」</p> <p>・よりよい生活や社会の創造に向けて、自他を尊重すること、自ら取り組んだり異なる他者と力を合わせたりすること、社会に寄与し貢献することなどの適正かつ好ましい態度として「知識及び技能」や「思考力、判断力、表現力等」を活用・発揮しようとする。</p> <p>■各学校において定める目標</p> <p>・目標に示された二つの基本的な考え方（学習過程の在り方、三つの資質・能力）を踏襲すること。</p> <p>・目標を設定する際に、各目標の要素のいずれかを具体化したり、焦点化したり、別の要素を付け加えたりして目標を設定することが考えられる。</p>

3 各学校において定める目標及び内容の取扱い

- (1) 各学校において定める目標については、各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと。
- (2) 各学校において定める目標及び内容については、他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視すること。
- (3) 各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会との関わりを重視すること。

- (4) 各学校において定める内容については、目標を実現するにふさわしい探究課題、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を示すこと。

- (5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。

- (6) 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、次の事項に配慮すること。

ア 知識及び技能については、他教科等及び総合的な学習の時間で習得する知識及び技能が相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形成されるようにすること。

■教育目標を踏まえて設定

- ・総合的な学習の時間が、教育課程の編成において、教科等横断的なカリキュラム・マネジメントという視点から、極めて重要な役割を担うことになる。
(総則 第2 教育課程の編成1 参照)

■日常生活や社会との関わりを重視することの意味

- ・実社会や実生活において生きて働く資質・能力の育成が期待されていること。
- ・主体的に取り組む学習が求められていること。
- ・学ぶ意義や目的を明確にすることが重視されていること。

■目標を実現するにふさわしい探究課題

- ・目標の実現に向けて、学校として設定した児童が探究的な学習に取り組む課題であり、従来の「学習対象」に相当し、どのような対象と関わらずのかを示したものである。
- ・探究課題とは、探究的に関わりを深める人・もの・ことを示したものであり、児童が「何について学ぶか」を表したものが探究課題である。

三つの課題	探究課題の例
横断的・総合的な課題(現代的な諸課題)	地域に暮らす外国人とその人たちが大切にしている文化や価値観(国際理解)
	情報化の進展とそれに伴う日常生活や社会の変化(情報)
	身近な自然環境とそこに起きている環境問題(環境)
	身の回りの高齢者とその暮らしを支援する仕組みや人々(福祉)
	毎日の健康な生活とストレスのある社会(健康)
	自分たちの消費生活と資源やエネルギーの問題(資源エネルギー)
	安心・安全な町づくりへの地域の取組と支援する人々(安全)
	食をめぐる問題とそれに関わる地域の農業や生産者(食)
	科学技術の進歩と自分たちの暮らしの変化(科学技術) など
地域や学校の特色に応じた課題	町づくりや地域活性化のために取り組んでいる人々や組織(町づくり)
	地域の伝統や文化とその継承に力を注ぐ人々(伝統文化)
	商店街の再生に向けて努力する人々と地域社会(地域経済)
児童の興味・関心に基づく課題	防災のための安全な町づくりとその取組(防災) など
	実社会で働く人々の姿と自己の将来(キャリア)
	ものづくりの面白さや工夫と生活の発展(ものづくり)
	生命現象の神秘や不思議さと、そのすばらしさ(生命) など

■具体的な資質・能力

- ・各学校において定める目標に記された資質・能力を各探究課題に即して具体的に示したものである。
- ・各探究課題との関わりを通して、具体的に「どのようなことができるようになるか」を明らかにしたものが具体的な資質・能力である。

■ア 知識及び技能

- ・各教科等の枠を超えて、知識や技能の統合がなされ、概念的な知識については、教科や分野などを越えて、より一般化された概念的なものを学ぶことができる。例えば、多様性、相互性、有限性等。

イ 思考力、判断力、表現力等については、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現などの探究的な学習の過程において発揮され、未知の状況において活用できるものとして身に付けられるようにすること。

ウ 学びに向かう力、人間性等については、自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関するものの両方の視点を踏まえること。

(7) 目標を実現するにふさわしい探究課題及び探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力が育まれ、活用されるものとなるよう配慮すること。

Ⅲ 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成（一部略）

(1) 年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、児童や学校、地域の実態等に応じて、児童が探究的な見方・考え方を働かせ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。

(3) 他教科等及び総合的な学習の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。その際、言語能力、情報活用能力など全ての学習の基盤となる資質・能力を重視すること。

■イ 思考力、判断力、表現力等

- ・これまで各学校で設定する「育てようとする資質や能力及び態度」の視点として「学習方法に関すること」としていたことに対応している。
- ・児童の発達の段階や、探究的な学習への習熟の状況、その他児童や学校の実態に応じた設定をしていくことが重要である。

■ウ 学びに向かう力、人間性等

- ・以下のような視点と方向性で高まりながら、ゆっくと着実に育てていくことが期待される。
- ・より複雑な状況や多様で異なる他者との間においても発揮されるようになること。
- ・より自律的で、しかも安定的かつ継続的に発揮されるようになること。
- ・「自分自身に関すること」「他者や社会との関わりに関すること」は互いにつながりのあるものとなり、両者が一体となった資質・能力として発揮され、育成されるようになること。

■教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力

- ・言語活動を通じて育成される言語能力（読解力や語彙力等を含む。）、言語活動やICTを活用した学習活動等を通じて育成される情報活用能力、問題解決的な学習を通じて育成される問題発見・解決能力などが考えられる。

■主体的・対話的で深い学びの実現

- ・「主体的な学び」とは、課題設定と振り返りが重要となる。
- ・「対話的な学び」には、多様な他者と力を合わせて課題解決に向かうことが欠かせない。
- ・「深い学び」とは、探究的な見方・考え方を働かせながら探究的な学習の過程を一層重視し、学習過程の質的向上を目指すことである。

■言語能力・情報活用能力など全ての学習の基盤

- ・言語能力とは、「創造的思考とそれを支える論理的思考」「感性・情緒」「他者とのコミュニケーション」の三つの側面の力を働かせて、情報を理解したり文章や発話により表現したりする資質・能力のこと。
- ・情報活用能力とは、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力のこと。

(4) 他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。

(6) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

2 第2の内容の取扱い（一部略）

(2) 探究的な学習の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が活用されるようにすること。

(3) 探究的な学習の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。その際、コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得し、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮すること。

(9) 情報に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにすること。第1章総則の第3の1の(3)のイに掲げるプログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には、プログラミングを体験することが、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにすること。

■適切な学習活動を行うこと

・特別活動の学校行事を総合的な学習の時間として安易に流用して実施することは許容していない。

■学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導

・探究するための資質・能力を育成するためには、一人一人の学習の特性や困難さに配慮した学習活動が重要である。（具体例を参照）

■他者と協働して学習活動を行う意義

・他者へ説明することにより生きて働く知識及び技能の習得が図られること。
 ・他者から多様な情報が収集できること。
 ・よりよい考えが作られること。

■言語により分析し、まとめたり表現したりする

・言語能力は全ての学習の基盤となる力であり、探究的な学習では、体験したことや収集した情報を、言語により分析したりまとめたりすることは、自らの学びを意味付けたり価値付けたりして自己変容を自覚し、次の学びへと向かうために特に大切にすべきことである。

■考えるための技法を活用する意義

・探究の過程のうち特に「情報の整理・分析」の過程における思考力、判断力、表現力等を育てる。
 ・協働的な学習を充実させる。
 ・総合的な学習の時間が、各教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力を育成すると同時に、各教科等で学んだ資質・能力を実際の問題解決に活用したりするという特質を生かす。

（活用の仕方を参照）

■コンピュータなどを適切かつ効果的に活用

・文字を入力するという操作スキルについては、将来にわたる学習活動や情報活用能力の基盤となるスキルと考えられ、確かな習得が望まれる。
 ・探究的な学習の過程における情報収集・整理・発信などの場面を通して習得することが望ましい。

■体験しながら論理的思考力を身に付ける

・プログラミングを体験することだけにとどまらず、探究的に学習する過程において、自分たちの暮らしとプログラミングとの関係を考え、プログラミングを体験しながらそのよさや課題に気付き、現在や将来の自分の生活や生き方と繋げて考えることが必要である。

■ 特別活動 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- 各学校において特色ある取組が進められているが、各活動・学校行事において身に付けるべき資質・能力は何なのか、どのような学習過程を経ることにより資質・能力の向上につながるのかということが必ずしも意識されないまま指導が行われてきたという実態も見られる。
- 社会参画の意識の低さが課題となる中で、自治的能力を育むことがこれまで以上に求められていること、キャリア教育を学校教育全体で進めていく中で特別活動が果たす役割への期待が大きいことがある。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

① 【特別活動における見方・考え方】

「集団や社会の形成者としての見方・考え方」…自己及び集団や社会の問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結びつけること。

② 目標の構成の改善

- ・「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」という三つの視点を手掛かりとしながら、資質・能力の三つの柱（(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」）に沿って目標を整理した。
- ・特別活動は各活動（学級活動、児童会活動、クラブ活動）・学校行事で構成されているが、全て第1の目標に示した「資質・能力」を身に付けることを目指して行うものであるとし、各活動・学校行事それぞれについての目標いずれも、第1の目標に示す資質・能力を育てるものであることを示した。

(2) 指導内容の改善

① 内容の構成の改善

〔学級活動〕

- ・これまで、いずれの学年においても取り扱う内容を〔共通事項〕とし、(1)、(2)の二つに分類していたが、今回、キャリア教育の視点から(3)を設け、三つに分類・整理した。
- ・学級活動の内容の取扱いにおいて、〔第1学年及び第2学年〕〔第3学年及び第4学年〕〔第5学年及び第6学年〕の各段階で特に配慮すべき事項を示した。

② 学習内容の改善・充実

〔学級活動〕

- ・学習の過程として、「(1)学級や学校における生活づくりへの参画」については、集団としての合意形成を、「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」及び「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」については、一人一人の意思決定を行うことを示した。
- ・総則において、特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることを示されたことを踏まえ、キャリア教育に関わる様々な活動に関して、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこととした。また、その際、児童が見通しを立てたり振り返ったりするための教材等を活用することとした。

〔児童会活動〕

- ・内容の(1)を「児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営」とし、児童が主体的に組織をつくることを明示した。

- ・運営や計画は主として高学年の児童が行うこととしつつ、学校の全児童が主体的に参加できるよう配慮することを示した。

〔クラブ活動〕

- ・児童が計画を立てて役割分担し、協力して楽しく活動するものであることを明示した。

〔学校行事〕

- ・自然の中での集団宿泊活動等の体験活動を引き続き重視することとした。
- ・健康安全・体育的行事の中で、事件や事故、災害から身を守ることについて明示した。

② 学習指導の改善・充実

- ・特別活動の深い学びとして、児童が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視することとした。
- ・学級活動における児童の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、学級経営の充実を図ることとした。
- ・いじめの未然防止を含めた生徒指導との関連を図ること、学校生活への適応や人間関係の形成などについて、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の趣旨を踏まえて指導を行うことを示した。
- ・異年齢集団による交流を重視するとともに、障がいのある児童との交流及び共同学習など多様な他者との交流や対話について充実することを示した。

3 具体的な改善事項 (別紙)

II 移行措置

1 移行期間中の特例

- 平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの特別活動の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第6章の規定にかかわらず、新小学校学習指導要領第6章の規定によるものとする。

2 移行措置の解説

(1) 移行措置の内容

- ・平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの特別活動の指導に当たっては、新小学校学習指導要領第6章 特別活動の規定に沿って行うものとする。

(2) 学習指導上の留意事項

- ・第6章の第2〔学級活動〕の3の(2)に示されている、2の(3)「一人一人のキャリア形成と自己実現」の指導の際に活用する「児童が活動を記録し蓄積する教材等」については、文部科学省等が提供する各種資料等を活用しつつ、各地域、各学校における実態に応じ、学校間で連携しながら、柔軟な工夫を行うことが期待される。
- ・指導に当たっては、書いたり蓄積したりする活動に偏重した内容の取扱いにならないようにしたり、プライバシーや個人情報保護に関して適切な配慮を行ったりすることも求められる。

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の趣旨と要点</p> <p>※本手引きの前書き部分及び「小学校学習指導要領解説 特別活動編」の「2 特別活動改定の趣旨及び要点」参照。</p> <p>II 目標及び内容</p> <p>第1 目標</p> <p>集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。</p> <p>(1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。</p> <p>(3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。</p> <p>第2 各活動・学校行事の目標及び内容</p> <p>【学級活動】</p> <p>1 目標</p> <p>学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。</p> <p>2 内容</p> <p>1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。</p> <p>(1) 学級や学校における生活づくりへの参画</p> <p>ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決</p> <p>学級や学校における生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。</p> <p>イ 学級内の組織づくりや役割の自覚</p> <p>学級生活の充実や向上のため、児童が主体的に組</p>	<p>【目標の前文】</p> <p>・「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、… …集団や自己の生活上の課題を解決することを通して」は、これまでの特別活動の目標において「望ましい集団活動を通して」としてきたものを、より具体的な学習の過程として示した。</p> <p>【目標 (1)～(3)】</p> <p>・「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」という三つの視点を手掛かりとしながら、資質・能力の三つの柱（(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」）に沿って目標を整理。</p> <p>各活動（学級活動、児童会活動、クラブ活動）及び学校行事で育成する資質・能力も、それぞれ別個のものではなく、すべてこの第1の目標の実現に向けていくものであるとしている。</p> <p>よって、このあとの各活動及び学校行事の「目標」の末尾すべてに「…を通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す」としている。</p> <p>【【学級活動】 目標】</p> <p>・前半の「解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり」が、学級活動の内容の(1)における一連の活動、後半の「学級での話し合いを生かして～（中略）～意思決定して実践したりする」が、(2)(3)における一連の活動をそれぞれ示している。</p> <p>【【学級活動】 内容 全体】</p> <p>・(1)が「集団としての合意形成」について、(2)(3)が「一人一人の意思決定」について、指導する内容として整理してある。</p> <p>・ア、イ、ウ…の項目のみを示していたものを、全ての項目について具体的な学習過程を示した。</p> <p>■(1) 学級や学校における生活づくりへの参画</p> <p>ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決</p> <p>・「特別活動の自発的、自治的な活動の中心となる内容」と解説に明記。</p> <p>イ 学級内の組織づくりや役割の自覚</p> <p>・現行「分担処理」という表記が「役割の自覚」に変更。</p>

織をつくり、役割を自覚しながら仕事を分担して、協力し合い実践すること。

ウ 学校における多様な集団の生活の向上

児童会など学級の枠を超えた多様な集団における活動や学校行事を通して学校生活の向上を図るため、学級としての提案や取組を話し合っ決めて決めること。

(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ア 基本的な生活習慣の形成

身の回りの整理や挨拶などの基本的な生活習慣を身に付け、節度ある生活にすること。

イ よりよい人間関係の形成

学級や学校の生活において互いのよさを見付け、違いを尊重し合い、仲よくしたり信頼し合ったりして生活すること。

ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

エ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

給食の時間を中心としながら、健康によい食事のとり方など、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくすること。

(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

ア 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成

学級や学校での生活づくりに主体的に関わり、自己を生かそうとするとともに、希望や目標をもち、その実現に向けて日常生活をよりよくしようとすること。

イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解

清掃などの当番活動や係活動等の自己の役割を自覚して協働することの意義を理解し、社会の一員として役割を果たすために必要となることについて主体的に考えて行動すること。

ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用

学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。

3 内容の取扱い

(1) 指導に当たっては、各学年段階で特に次の事項に配慮すること。

〔第1学年及び第2学年〕

話合いの進め方に沿って、自分の意見を発表した後、他者の意見をよく聞いたりして、合意形成して実践することのよさを理解すること。基本的な生活習慣や、約束やきまりを守ることの大切さを理解し

■ (2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ア 基本的な生活習慣の形成

・現行(2)のイから。幼保からの接続が大切。

イ よりよい人間関係の形成

・現行(2)のウから。「望ましい」を「よりよい」とし、常に向上を目指すことを意図。

ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

・現行(2)のカから。

エ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

・現行(2)のキから。

■ (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

・新設だが、内容は現行の(2)から「キャリア形成と自己実現」に関するものを取り出し、整理したものになっている。

・総則第4の(3)には、「特別活動を要しつつ、…キャリア教育の充実を図る」と明記されている。

ア 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成

・現行(2)のアから。「現在や将来に」を追加。

イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解

・現行(2)のエから。「清掃などの当番活動等の役割と」が「社会参画意識の醸成や」に変更。

ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用

・現行(2)のオから。前に「主体的な学習態度の形成と」を追加。

■ 3 内容の取扱い

・これまで、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」として最後にまとめて示していたものを、今回の改訂に当たって、各活動及び学校行事それぞれについて、関わる内容だけを取り出し、それぞれに項目として起こした。(全てに関わる内容は今までどおり第3の項に示してある。)これまで以上に、それぞれの特性を生かした指導が求められている。

て行動し、生活をよくするための目標を決めて実行すること。

〔第3学年及び第4学年〕

理由を明確にして考えを伝えたり、自分と異なる意見も受け入れたりしながら、集団としての目標や活動内容について合意形成を図り、実践すること。自分のよさや役割を自覚し、よく考えて行動するなど節度ある生活を送ること。

〔第5学年及び第6学年〕

相手の思いを受け止めて聞いたり、相手の立場や考え方を理解したりして、多様な意見のよさを積極的に生かして合意形成を図り、実践すること。高い目標をもって粘り強く努力し、自他のよさを伸ばし合うようにすること。

(2) 2の(3)の指導に当たっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につながり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、児童が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。

〔児童会活動〕

1 目標 (略)

2 内容

1の資質・能力を育成するため、学校の全児童をもって組織する児童会において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

(1) 児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営

児童が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学校生活の課題を見だし解決するために話し合い、合意形成を図り実践すること。

(2) (3) (略)

3 内容の取扱い (略)

〔クラブ活動〕

(略)

〔学校行事〕

1 目標

全校又は学年の児童で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内容

1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、全校又は学年を単位として、次の各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となること

■内容の取扱い(1)

・現行の「2 内容」をもとにしているが、各学年段階での学習過程をより具体的に示している。このことから、各活動の指導について、小・中9年間を見通した段階的な指導を行うことが非常に重要となる。

- ・全て2文での構成となっているが、
 - 1文目が「集団としての合意形成」、つまり(1)の内容について述べたもの。
 - 2文目が「一人一人の意思決定」、つまり(2)(3)の内容について述べたもの。
- と捉えることができる。

■内容の取扱い(2)

・「その際、児童が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」としている。



・中教審答申等で「キャリア・パスポート(仮称)」として述べられていた。今後文部科学省では、まず高等学校での実践を進め、参考事例として小・中学校にも示していく運びを検討している。

【〔児童会活動〕2 内容 前文】

「それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し」



「活動の意義」を児童に理解させることを重視。この後の〔クラブ活動〕でも同様の表記がされている。

■(1) 児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営

「組織づくり」ということが新たに加えられた。これは、自発的、自治的な活動という面をさらに強く打ち出すためである。このあとの〔クラブ活動〕でも同様に加えられている。

【〔学校行事〕 目標】

・「公共の精神を養い」とは、教育基本法第二条(教育の目標)第三号の「公共の精神に基づき」を受けて、学習指導要領第1章総則第1の2の(2)において「公共の精神を尊び」と表されたことと併せて、学校行事の目標に位置付けられたものである。

■2 内容 前文

「全ての学年において」と新たに表記された。これは、これ以下の(1)～(5)の内容について、全学年扱わなければならないということの意味している。(〇年生では(1)と(2)と・・・という扱いはしない。)

について理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

(略)

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進，事件や事故，災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得，運動に親しむ態度の育成，責任感や連帯感の涵養，体力の向上などに資するようにすること。

(略)

Ⅲ 指導計画の作成と内容の取扱い

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 特別活動の各活動及び学校行事を見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，よりよい人間関係の形成，よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう，児童が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ，様々な集団活動に自主的，実践的に取り組む中で，互いのよさや個性，多様な考えを認め合い，等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。

(略)

(4) 低学年においては，第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ，他教科等との関連を積極的に図り，指導の効果を高めるようにするとともに，幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に，小学校入学当初においては，生活科を中心とした関連的な指導や，弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

(5) 障害のある児童などについては，学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。

(略)

2 第2の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

(略)

(3) 学校生活への適応や人間関係の形成などについては，主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと，個々の児童の多様な実態を踏まえ，一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング（教育相談を含む。）の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。特に入学当初や各学年のはじめにおいては，個々の児童が学校生活に適応するとともに，希望や目標をもって生活できるよう工夫すること。あわせて，児童の家庭との連絡を密にすること。

(以下略)

■(3) 健康安全・体育的行事

「事件や事故，災害等から身を守る」は，昨今の状況を踏まえて新たに表記。

【新設】 ■指導計画の作成(1)

- ・特別活動においても「主体的・対話的で深い学びの実現を図る」ようにする。
- ・「よりよい人間関係の形成，よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう」と，特別活動指導における三つの視点(人間関係形成，社会参画，自己実現)について改めて示している。

【新設】 ■指導計画の作成(4)

- ・幼稚園教育から小学校への接続を円滑に行うこと，そのために小学校と幼稚園が連携を図ることを求めている。

【新設】 ■指導計画の作成(5)

- ・障がいのある児童などの指導に当たって，個々の児童の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを示している。
- ・具体的な例は解説編を参照。

特に，周囲の児童が，配慮を要する児童について理解して接したり，同じ学級の一員としての意識を高めて関わったりすることができるように，学級経営の充実を図っていくことが大切である。

【新設】 ■内容の取扱い(3)

- ・総則に「第4 児童の発達の支援」が新設され，学級経営の充実や，ガイダンスとカウンセリングの活用を重視するよう求めたことと呼応している。

小学校の標準授業時数

〔 改 訂 後 〕

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	-	-	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	-	-	90	105	105	105	405
生活	102	105	-	-	-	-	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	-	-	-	-	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
外国語	-	-	-	-	70	70	140
特別の教科 である道徳	34	35	35	35	35	35	209
外国語活動	-	-	35	35	-	-	70
総合的な 学習の時間	-	-	70	70	70	70	280
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
合計	850	910	980	1015	1015	1015	5785

※ この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

※ 各教科の授業について、15分程度の短い時間を活用して学習活動を行う場合については、総授業時間数や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要である。

〔 現 行 〕

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	-	-	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	-	-	90	105	105	105	405
生活	102	105	-	-	-	-	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	-	-	-	-	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
道徳	34	35	35	35	35	35	209
外国語活動	-	-	-	-	35	35	70
総合的な 学習の時間	-	-	70	70	70	70	280
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
合計	850	910	945	980	980	980	5645

※ 「道徳」は平成30年度から、「特別の教科である道徳」となる。